

大学機関別認証評価

自己評価書

令和元年6月

京都大学

目 次

| | | |
|----|----------------------------|-----|
| I | 大学の現況、目的及び特徴 | 1 |
| II | 基準ごとの自己評価 | |
| | 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準 | 30 |
| | 領域2 内部質保証に関する基準 | 37 |
| | 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 | 53 |
| | 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 | 61 |
| | 領域5 学生の受入に関する基準 | 75 |
| | 領域6 教育課程と学習成果に関する基準 | 80 |
| | 教育研究上の基本組織 | |
| | 01 総合人間学部 | 82 |
| | 02 文学部 | 95 |
| | 03 教育学部 | 107 |
| | 04 法学部 | 115 |
| | 05 経済学部 | 127 |
| | 06 理学部 | 139 |
| | 07 医学部 | 151 |

| | |
|----------------------|-----|
| 07 医学部 (第三者評価活用) | 163 |
| 08 薬学部 | 166 |
| 09 工学部 | 178 |
| 10 農学部 | 190 |
| 11 文学研究科 | 201 |
| 12 教育学研究科 | 214 |
| 13 法学研究科 | 223 |
| 13 法学研究科 (第三者評価活用) | 236 |
| 14 経済学研究科 | 240 |
| 15 理学研究科 | 253 |
| 16 医学研究科 | 266 |
| 16 医学研究科 (第三者評価活用) | 280 |
| 17 薬学研究科 | 283 |
| 18 工学研究科 | 296 |
| 19 農学研究科 | 309 |
| 20 人間・環境学研究科 | 321 |
| 21 エネルギー科学研究科 | 335 |
| 22 アジア・アフリカ地域研究研究科 | 349 |
| 23 情報学研究科 | 364 |
| 24 生命科学研究科 | 379 |
| 25 総合生存学館 | 391 |
| 26 地球環境学舎 | 404 |
| 27 公共政策教育部 (第三者評価活用) | 413 |
| 28 経営管理教育部 | 418 |
| 28 経営管理教育部 (第三者評価活用) | 431 |

| | | |
|---|-------|-----|
| 29 国際高等教育院 | | 434 |
| 30 グローバル生存学リーディング大学院 | | 447 |
| 31 充実した健康長寿社会を築く総合医療 開発リーダー育成リーディング大学院 | | 461 |
| 32 デザイン学リーディング大学院 | | 475 |
| 33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・ リーディング大学院 | | 488 |

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 京都大学
- (2) 所在地 京都府京都市
- (3) 教育研究上の基本組織

| | |
|-------|---|
| 学士課程 | 総合人間学部、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、薬学部、工学部、農学部 |
| 大学院課程 | 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研究科、エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科学研究科、総合生存学館、地球環境学舎、公共政策教育部、経営管理教育部 |

- (4) 学生数及び教員数 (2019年5月1日現在)

| | |
|-----|--|
| 学生数 | 学部 12,992 人、大学院 9,477 人 |
| 教員数 | 専任教員数：学士課程 1,825 人・大学院課程 2,188 人・専門職学位課程 104 人、助手数：1 人 |

2 大学等の目的

①京都大学の基本理念

本学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多角的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定めている。

研究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

教育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。
4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。
6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

運営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。
8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

[出典] <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/history/ideals/basic>

②学部の基本理念と目標

総合人間学部

総合人間学部は、人間と文明と自然の結び付きに新たな次元を確立するために、人類が直面する様々な問題を人間活動の広範な諸領域を通底させる形で問い直し、これまでの人文科学、社会科学、自然科学を融合した新しい学問の体系を構築することを、すなわち、新たな「人間の学」の創出を目指す。さらに、このような学問的探求を通じて、科学技術の急速な発展と国際化の進展など著しく変化するこれからの社会に対して、持続的かつ創造的に対処しうる広い視野を持った人材を育成することを目的とする。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_19

文学部

1. 京都大学文学部は、京都大学創立以来の自由の学風を継承し、他の学問分野との調和や融合をはかりながら、哲学・歴史学・文学・行動科学の各分野における最高水準の研究に基づく教育を推進し、その成果を通じて人類の調和ある共存に貢献する。
2. この目的を達成するために、以下の目標を定める。
 - (1) 京都大学文学部は、人間の諸活動の原理的な解明と、絶えず変化する環境のなかでその諸活動が有する価値を問い直すことを通じて、哲学・歴史学・文学・行動科学に関わる学術を教授する。
 - (2) 京都大学文学部は、人類の文化の継承と調和ある共存に寄与し、深い専門知識と広い教養を具え、知の創造の担い手となり、かつ倫理性にも優れた学生を育成する。
 - (3) 京都大学文学部は、地域密着的な視点と地球規模の広角的視点の両面から、京都・日本・アジアに固有の知的遺産の維持・継承・発展に寄与すると同時に、人類の文化全般についての多元的・総合的探求を推進する。
 - (4) 京都大学文学部は、地域連携と国際交流の強化を通じて、教育の成果を広く社会に還元する。
 - (5) 京都大学文学部は、人権を尊重し、環境に配慮した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_1

教育学部

教育学部の教育目的

本学部は、教育と人間に関わる多様な事象を対象とした諸科学を学ぶことにより、心、人間、社会についての専門的識見を養成し、さらに広い視野と異質なものへの理解、多面的・総合的な思考力と批判的判断力を形成し、責任感と高い倫理性をもって人間らしさを擁護し促進する態度を啓培することで、多様な人々との協働によって地球社会の調和ある共存に貢献できる人材の育成を目的としています。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_3

法学部

教育目標

21世紀において、地球規模での交流が活発化し、科学技術や産業の革新が進む中、世界も日本も大きな転換期を迎えている今日、広い視野から国家・社会のあり方を深く考え、新たなビジョンを示して、時代を切り拓いていく優れた人材が求められています。

このような要請に応えるため、京都大学法学部は、自由の学風の下、豊かな教養を涵養し、国家・社会の制度や組織の設計及び運営等に必要な法学及び政治学等の基本的知識の修得並びに思考力、判断力、構想力及び表現力等の育成を図り、グローバルな視野から、法、政治、経済及び社会を多角的かつ総合的に捉え、多様な価値観や文化を尊重し、地球・自然環境に配慮しつつ、多元的な課題の解決に取り組み、人々が協働し共に生きる社会の実現のために指導的な役割を果たすことができる優れた能力及び資質と高い志を備えた人材を養成することを教育目標としています。

教育課程編成・実施の方針

1. 法学部では、このような教育目標を達成するため、次に掲げる方針に基づいて教育課程を編成し実施します。
 - (1) 人間、社会及び自然に対する深い洞察力と人間性を育む教養教育の上に、法学及び政治学等の専門教育を行うことを基本としつつ、各自の将来計画や関心に応じた多様な学修を可能とする4年一貫の学士教育課程を編成します。
 - (2) 教養教育については、国家・社会の制度や組織等の基礎にある人間、社会及び自然に関する知識や見方・考え方をより深く学び、法、政治、経済及び社会を多角的かつ総合的に捉える基盤を形成し、倫理性や責任感を高めるために、人文・社会科学科目（外国文献講読（法・英）を含む。）及び法学部基礎演習、自然科学科目及び統合科学科目等を幅広く履修することを求めます。
 - (3) 専門教育については、国家・社会の制度や組織の設計及び運営等に必要な法学及び政治学等の基本的知識を、原理・原則から論理的に体系づけて学修する専門科目を開講します。これらの専門科目は、法学及び政治学への導入となる入門科目（1回生担当）、法学及び政治学等の基礎的科目（2回生担当）及び発展的科目（3・4回生担当等）に編成し、履修登録単位数の上限制により、段階を踏んだ体系的な学修を着実にを行うことを求めます。
 - (4) 専門教育において、自ら課題探究を行い、その成果の報告に基づいて自由闊達な討議を行う少人数制の演習科目（3・4回生担当）を開講します。法、政治、経済及び社会を多角的かつ総合的に捉え、新しいニーズや取り組むべき課題を自ら見いだして、企画・立案を行い、課題を解決するために必要とされる論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等や、様々な分野で、多様な人々と協働し、指導的な役割を果たすために必要な

コミュニケーション能力を修得するために、演習科目の履修を強く推奨します。

- (5) 教養教育及び専門教育を通じて、グローバルな視野及び多様な価値観や文化を尊重する姿勢が身につくようにすることを重視します。また、異文化理解能力、外国語を用いたコミュニケーション能力及び国際的な貢献を行う意欲をより高めるために、教養教育における外国語科目及び英語関連科目の履修を求め、英語による専門科目を提供するとともに、在学中の海外留学を奨励します。
 - (6) 専門教育においては、卒業後の進路を見据えて、学術研究職や高度専門職に進む共通の前提となる法学及び政治学に関する理論的知識及び調査研究の方法の基礎を修得できるように配慮します。また、法学及び政治学等に関する知識や能力が現代社会においてどのように活用されているかを学ぶことができるように、実務家教員等が担当する実務的科目及び発展的科目を提供します。
 - (7) 法曹を志望する者に対しては、早期卒業により京都大学法科大学院に進学することを推奨し、早期卒業を希望する者には、専門科目の中に必修科目及び選択必修科目を定めるなどして、科目の段階的で効果的な履修を求めます。
 - (8) 教養教育及び専門教育を通じて、自主・独立の精神に基づいて、自らの将来計画に則り、対話を根幹とする自学自習を行う姿勢及びその方法が身につくようにすることを重視します。そのため、とくに演習科目の履修を推奨するとともに、図書等の充実した学習設備を活用して、学生が自主的な学習会等を行うことを奨励します。
2. 学生が自らの将来計画に基づいて適切な科目履修を行うことができるように、コース・ツリー並びにすべての科目の授業概要・目的、到達目標、授業計画及び評価方法を明記したシラバスを示します。また、Web システム等を利用して、授業の事前及び事後の学習の指示や参考文献を示すなどして、学生の自学自習を支援します。
 3. 専門科目の成績評価については、長文論述（小論文）形式の筆記試験によることを原則とし、法学及び政治学等に関する基本的知識を確実に修得していること、修得した知識を活用して課題解決等を行うために必要となる思考力、判断力及び構想力、並びに多様な考え方を的確に整理し、批判的に検討した上で、自らの意見を説得的に展開する文章力等を身につけていることを厳格に判定します。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_5

経済学部

教育理念

自学自習による卓越した知の継承をはかり、創造性を涵養するという京都大学の理念に照らして、現代経済社会の多面的な課題に専門的知識をもって挑戦する人材、地球社会の調和ある共存に貢献する人材、豊かな人間愛と人権感覚を備え、公正を求める廉潔な心情をもった人材を育成することが、京都大学経済学部の教育理念です。

教育目標

この教育理念を実現するために、京都大学経済学部では以下の目標を掲げ、その遂行・達成に取り組みます。

1. 多様な入試を通じて、多彩な個性、文化的背景を持つ学生を集め、経済・経営に関する柔軟かつ多様な視点と能力を持つ学士を育成し、社会の広い分野に供給します。
2. 経済学・経営学についての幅広い基礎的な学問を修得させると共に、柔軟な思考力と創造性を養うために多面的なカリキュラムを整備して教育にあたり、演習を重視して個人指導および集団学習をおこないます。
3. 世界最先端の経済学・経営学の研究成果を用いて、経済学研究科と連携しながら、高度な専門教育の充実をはかります。
4. 政府機関や企業、非営利団体等との研究教育パートナーシップを通じて、経済・経営に関する高度で実践的な能力の開発をはかります。
5. 経済のグローバル化のもとで、持続的経済発展に貢献できる国際的な能力を持つ人材の育成につとめます。
6. こうした教育活動の全体を通じて、時代の進展に対応した基礎的・専門的学力を備えさせるとともに、豊かな人間愛、人権感覚を備え、公正を求める廉潔な姿勢をもった人材の育成につとめます。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_7

理学部

京都大学理学研究科・理学部の特徴とめざすところ

理学は自然現象を支配する原理や法則を探求する学問であり、その活動を通じて人類の知的資産としての文化のより深い大きな発展に資するとともに、人類全体の生活向上と福祉に貢献することを目的としている。

京都大学大学院理学研究科は、設立以来 100 年余りの間に、数学、物理学・宇宙物理学、地球惑星科学、化学、生物科学の各分野において独創的な研究成果を数多くあげ、また霊長類研究などの新しい学問分野を開拓するとともに、ノーベル賞受賞者 4 名・フィールズ賞受賞者 2 名をはじめとして国際的舞台で活躍する多くの優れた研究者を輩出してきた。

理学研究科・理学部は、これまでの成果に立脚し理学研究の理念を更に具現化するため国内はもちろん国際的にも屈指の教育・研究拠点となることを目指している。そして理学教育を通じて、自然科学の基礎体系の深い習得とそれを創造的に展開する能力および個々の知識を総合化し新たな知的価値を創出する能力を有した優れた研究者あるいは責任ある職業人育成を志している。そのために、自由な雰囲気の下で学問的創造を何よりも大切にす学風を自律的に醸成するとともに、国内外に広く開かれた教育・研究機関として発展することを心がけている。

教員・学生等研究科構成員の自発的意志と学問に対する情熱を尊重し、時々社会的雰囲気に惑わされることなく基礎的・萌芽的研究を重視して進めるとともに、学問の新しい進展によって生み出される境界領域・複合領域の研究分野を創成して発展させることに努めてきている。

また、バイオサイエンス、ナノテクノロジー、環境、エネルギー問題など現代社会が直面する課題について基礎科学の観点から積極的に取り組み、それらに関する効果的教育・研究にも努めている。

理学研究科・理学部は現在、数学・数理解析、物理学・宇宙物理学、地球惑星科学、化学、生物科学の大学院 5 専攻および、天文台、地球熱学研究施設、地磁気世界資料解析センターの 3 つの附属施設において研究・教育活動を展開している。

学部教育においては、基礎的科学体系を深く修得し、それらの基礎を創造的に展開する能力、さらにはこれら個々を総合化し新たな知的価値を作り上げる能力などを養成することを目標としている。そのためには、自由にして創造性を富む気風・既成の権威や知を無批判に受け入れることなく自ら情報を探索し新たな考え方を吸収する学習態度や姿勢を養うことを目指している。

こうした教育理念・目標を実現する施策として、理学部は学生に大きな選択自由度を与える「理学科のみの 1 学科制」に基づく「緩やかな専門化」という教育基本方針を採用している。

即ち 1-2 回生においては狭い専門に閉じず幅広い学問の学習を促し、3-4 回生においては自らの興味・意欲と能力・適性に応じて 5 つの専門分野（数学、物理学・宇宙物理学、化学、地球惑星科学、生物科学）から 1 つの専門を選ばせ（系登録）理学的素養を深化させることを学生に求めている。そして自ら学ぶための基礎学力を確かなものにし、少なくとも 1 つの分野の専門的基礎知識と技能が 4 年間の内に身につけられるような指導を心がけている。

自律的学修姿勢を養うために少人数対話型教育を充実すると共に、学生による自主ゼミ等の勉学活動を支援する体制をとっている。また、自らに相応した分野を見出した人がフィールド実習や実験教育により学問に対する情熱を沸き立たせられるようなカリキュラムを設定している。

生命倫理、環境問題、エネルギー問題等が端的に象徴する不透明な現代にこそ、理学部は上記の理念を実現することによって社会からの真の要請に応えることを使命と考えている。

なお現在、理学部卒業生の約 4 分の 3 が大学院に進学している。学生募集要項に明示している理学部の教育目標・特徴は以下の通りである。

教育目標

- ・自然科学の基礎体系を深く習得し、それを創造的に展開する能力の養成
- ・個々の知識を総合化し、新たな知的価値を創出する能力の養成

教育の特徴

- ・自由な雰囲気の下で学問的創造を何よりも大切にし、自律的学修が推奨される学風
- ・理学科のみの 1 学科制
- ・緩やかな専門化を経て、研究の最前線へ

大学院教育については、学部レベルでの教育理念の体現を基礎に最前線の研究現場において自然科学の進歩を担うことにより社会に貢献する「研究者の養成」を主な目的としている。

修士課程修了後に社会に出る学生に対しては、自ら問題を発見し解決策を提起できる深い科学的素養を有する人材養成を行うことを目標としている。

大学院教育にあっては、講義やゼミナール等の教育とともに個々の研究現場における個別指導を重視し、これにより理学研究科の大学院教育における目標である「研究者の養成」を実現する。

また、修士課程修了後に社会に出る学生に対しては、研究者養成を主目的にした教育環境の中で教育を行い、科学政策官、科学アナリスト、ジャーナリスト、教員をはじめ、社会の全領域において活躍が可能な創造性豊かな問題発見型の人材の教育を目指している。

社会にでる学生には十分な科学的思考法の習得・実践を求め、科学的素養を生かして自然科学の普及、初中等・高等・社会教育に携わる人材あるいはより一般的に社会の科学的合理的判断形成に寄与する人材として活躍することを期待している。

博士前期（修士）課程では、学生が理学研究を遂行するのに必要な基礎知識・研究手法・問題解決能力を身につけることを求め、また博士後期課程では自ら課題を設定し研究を企画・遂行してオリジナル論文としてまとめあげる能力を身につけるようなカリキュラム設定としている。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_9

医学部

医学科

京都大学医学部医学科は、医療の第一線で活躍する優秀な臨床医、医療専門職とともに、次世代の医学を担う医学研究者、教育者の養成をその責務とする。

京都大学医学部医学科が育てるのは、単に既存の知識を応用して医療にあたるだけでなく、病気など医学事象の背後にあるものを見抜き、自分の頭で考え、新たな知を創出できる人間、また、広く社会と人間行動を理解し病める人の感情を洞察できる人間、社会全体の健康をめざし高い倫理観を持って行動する人間である。

また、これを人類すべてに発信できる国際性豊かな人間を育てることも我々の使命である。

人間健康科学科

我が国における医学医療の進歩はこれまで困難とした疾病の診断や治療の多くを可能としてきた。そして移植医療や再生医療、iPS細胞治療などの高度・先進医療によって益々の発展が期待され、今後においてはこれらの具体化が重要である。一方、少子高齢社会の到来により、高齢者特有の疾病や障害を治療し予防すること、また家族の健康を維持・増進することは最重要課題であり、急務となっている。このような諸課題を的確に捉え、解決するため、その到達像としての「望ましい真の健康」を明確にし、その達成に必要な理論と方法を確立すること、そして実践に向けて展開していくことが必要である。そこで、京都大学医学部人間健康科学科では、学部教育において高度医療専門職並びに世界レベルの研究者・教育者育成の素地を養い、大学院への進学を向上させるべく教育カリキュラムを構築し、世界トップレベルの先端医療技術を牽引する人材を育成する。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_11

薬学部

薬科学科

理念

薬学の学修を通じて、創薬科学の発展を担いうる人材を育成することによって、人類の健康と社会の発展に貢献することを理念とする。

人材養成の目的

生命倫理を基盤に、薬学の基礎となる自然科学の諸学問と薬学固有の学問に関する知識、技能、態度を修得し、独創的な創薬科学分野で活躍しうる資質・能力を有する人材の育成を目指す。

薬学科

理念

薬学の学修を通じて、先端医療、医療薬学・臨床薬学の発展を担いうる人材を育成することによって、人類の健康と社会の発展に貢献することを理念とする。

人材養成の目的

生命倫理を基盤に、薬学の基礎となる自然科学の諸学問と薬学固有の学問に関する知識と技術および医療人として適正な態度を修得し、高度な先端医療を担う指導的薬剤師となる人材、医療薬学分野で活躍できる人材の育成を目指す。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_13

工学部

理念

学問の本質は真理の探求である。その中であって、工学は人類の生活に直接・間接に関与する学術分野を担うものであり、分野の性格上、地球社会の永続的な発展と文化の創造に対して大きな責任を負っている。

京都大学大学院工学研究科・工学部は、上の認識のもとで、学問の基礎や原理を重視して自然環境と調和のとれた科学技術の発展を図るとともに、高度の専門能力と高い倫理性、ならびに豊かな教養と個性を兼ね備えた人材を育成する。

このような研究・教育を進めるにあたっては、地域社会との連携と国際交流の推進に留意しつつ、研究・教育組織の自治と個々人の人権を尊重して研究科・学部の運営を行い、社会的な説明責任に応えるべく可能な限りの努力をする。

目標

工学研究科・工学部は、工学のあり方と部局としての使命を次のように考える。

上に述べた理念を使命とし、構成員個々の「主体性」を尊重する「自由の学風」を継承しつつ達成することが、工学研究科・工学部の基本的目標であり、より具体的には自由闊達な知的活動から生み出される知と技術の創造とその継承を目指すことである。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_15

農学部

本研究科および学部は、自由の学風を重んじる本学の基本理念を踏まえながら、世代を超えた生命の持続、安全で高品質な食料の確保、環境劣化の抑制と劣化した環境の修復など、人類が直面している困難な課題の解決に取り組み、本学が目指す地球社会の調和ある共存に貢献することを教育研究の目的とする。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_17

②大学院の基本理念と目標

文学研究科

1. 京都大学大学院文学研究科は、京都大学創立以来の自由の学風を継承し、他の学問分野との調和や融合をはかりながら、哲学・歴史学・文学・行動科学の各分野の学術を発展させつつ、人文学における世界最高水準の研究・教育を推進し、その成果を通じて人類の調和ある共存に貢献する。
2. この目的を達成するために、以下の目標を定める。
 - (1) 京都大学大学院文学研究科は、人間の諸活動の原理的な解明と、絶えず変化する環境のなかでその諸活動が有する価値を問い直すことを通じて、哲学・歴史学・文学・行動科学に関わる学術を教授・研究する。
 - (2) 京都大学大学院文学研究科は、人類の文化の継承と調和ある共存に寄与し、真に意味ある知を創造しうる卓越した学識と応用能力を有する、学術研究者および高度専門職業人を育成する。
 - (3) 京都大学大学院文学研究科は、地域密着的な視点と地球規模の広角的視点の両面から、京都・日本・アジアに固有の知的遺産の維持・継承・発展に寄与すると同時に、人類の文化全般についての多角的・総合的探求を推進する。
 - (4) 京都大学大学院文学研究科は、地域連携と国際交流の強化を通じて、教育と研究の成果を広く社会に還元する。
 - (5) 京都大学大学院文学研究科は、人権を尊重し、環境に配慮した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_2

教育学研究科

教育学研究科の教育目的

本研究科は、教育と人間に関わる多様な事象を対象とした諸科学を考究することにより、理論と実践とを結びつけた心、人間、社会についての専門的に高度な識見並びに卓越した研究能力を養成し、さらに、広い視野と異質なものへの理解、責任感と高い倫理性、多面的・総合的な思考力と批判的判断力を形成し、人間らしさを擁護し促進する態度を啓培することで、多様な人々との協働によって地球社会の調和ある共存に貢献できる高度な専門能力をもつ人材の育成を目的としています。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_4

法学研究科

修士課程（研究者養成コース）

【教育目標】

21世紀において、地球規模での活動や交流が活発に行われる中で、持続可能な開発を実現するとともに、各地域の歴史や文化等を踏まえつつ、多様な世界観や価値観等を有する人々の共存を図る法及び政治制度の構築が求められている。また、科学技術や産業等の革新に伴って惹き起こされる新たな課題や深刻な紛争を法的・政治的に解決することも必要とされている。

京都大学大学院法学研究科は、先人の叡智を継承しつつ、進取の精神に基づき、新たな知の地平を切り拓くことを志す自由な真理探究の学風の下、広い視野、高い倫理性及び強い責任感をもって、このような課題に果敢に取り組み、新たな法及び政治制度の構築や運用に貢献する卓越した人材を育成する。そのため、法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）においては、法学及び政治学の分野について、広い視野に立って、精深な学識を修めるとともに、自由な発想に基づいてみずから課題を定めて、多角的な視点から創造的な研究を行い、その研究成果を高い論理性及び実証性等を備えた論文にまとめることができる優れた研究能力を培うことを教育目標とする。

【教育課程編成・実施の方針】

1. 法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）では、このような教育目標を達成するため、次に掲げる方針に基づいて教育課程を編成し実施する。
 - (1) 学士課程において修得した法学及び政治学等の幅広い基本的知識を基礎として、専門分野に関する精深な学識並びに外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等に関する知見を修得し、国内外の学術文献を正確に読解する力、優れた論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけることができるように、基礎法学、公法、民刑事法及び政治学の専門研究分野に分けて開設する科目（以下「専門研究分野に関する科目」という。）並びに専門研究分野を定めない特別科目を開講し、所定の単位を修得することを求める。また、専門研究分野に関する科目については、リサーチ・ペーパーを作成することを認める。
 - (2) 正指導教授及び2名の副指導教授による研究指導においては、自主・自律を基礎として研究が行われるように、研究課題の設定、学術文献その他の関係資料等の調査及び収集等について必要な支援を行う。また、正指導教授による論文指導により、修士論文の執筆等について必要な支援を行う。

- (3) 大学院共通科目群の研究倫理・研究公正（人社系）の履修を求めるほか、専門研究分野に関する科目等の履修及び研究指導を通じて、高い倫理性及び強い責任感をもって研究を行い、自らの研究が人や自然との調和ある共存にかなうものであるかを反省する力を身につけることができるように留意する。
- (4) 専攻分野等の研究者と共同で研究を行うなど学術上の交流を行うために必要なコミュニケーション能力を身につけることができるように、学会、シンポジウム及び研究会等に積極的に参加することを推奨する。
- (5) TA（ティーチング・アシスタント）の機会を与えるなどして、教育に必要な基礎的素養が身につくように配慮する。
2. 学生が自らの研究計画に基づいて適切な科目履修を行うことができるように、コース・ツリー並びに授業科目の概要・目的、到達目標、授業計画及び評価方法を明記したシラバスを示し、履修指導を行う。
3. 専門研究分野に関する科目及び特別科目の成績評価については、研究報告及び質疑討論などにより、また、リサーチ・ペーパーの成績評価については、その内容を審査することにより、専門分野に関する精深な学識並びに外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等に関する知見を修得し、国内外の学術文献を正確に読解する力、優れた論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけていることを厳格に判定する。
- 修士論文については、専攻分野において学術的意義を有し新規性のある課題を設定し、外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等に関する知見を踏まえて、幅広い視野、批判的精神及び創造的な構想力をもって、多角的な視点から綿密な考察を行い、その成果を高い論理性及び実証性等を備えた形でまとめたものであって、法学及び政治学の発展に対する学術的貢献を果たすものであるかを厳格に審査する。

修士課程（先端法務コース）

【教育目標】

21世紀において、地球規模での活動や交流が活発に行われる中で、持続可能な開発を実現するとともに、各地域の歴史や文化等を踏まえつつ、多様な世界観や価値観等を有する人々の共存を図る法及び政治制度の構築が求められている。また、科学技術や産業等の革新に伴って惹き起こされる新たな課題や深刻な紛争を法的・政治的に解決することも必要とされている。

京都大学大学院法学研究科は、先人の叡智を継承しつつ、進取の精神に基づき、新たな知の地平を切り拓くことを志す自由な真理探究の学風の下、広い視野、高い倫理性及び強い責任感をもって、このような課題に果敢に取り組み、新たな法及び政治制度の構築や運用に貢献する卓越した人材を育成する。そのため、法政理論専攻修士課程（先端法務コース）においては、企業法務を中心とする先端的な法的問題の解決に取り組む専門職業人に必要とされる最新の学識を修得させ、高い調査能力及び分析・判断能力を培うことを教育目標とする。

【教育課程編成・実施の方針】

1. 法政理論専攻修士課程（先端法務コース）では、このような教育目標を達成するため、次に掲げる方針に基づいて教育課程を編成し実施する。
- (1) 学士課程等において修得した法学等の幅広い基本的知識又は専門職業人としての経験等を基礎として、企業法務等に関する先端的な学識を修得し、

学術論文を正確に読解する力、論理的思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を確実に身につけることができるように、企業法務などの先端法務に関する基本科目並びに基礎法学、公法、民刑事法及び政治学の専門研究分野に関する展開科目に区分して授業科目を開講し、所定の単位を修得することを求める。これらの授業科目においては、学術的な分析手法並びに裁判実務を中心とする法実務及び公共政策に関する理解を図ることができるように配慮する。

- (2) 正指導教授及び2名の副指導教授による研究指導等においては、自主・自律を基礎として調査研究が行われるように、課題の設定、学術文献その他の関係資料等の調査及び収集並びに論文の執筆等について必要な支援を行う。
- (3) 大学院共通科目群の研究倫理・研究公正（人社系）の履修を求めるほか、基本科目及び展開科目の履修並びに研究指導等を通じて、高い倫理性及び強い責任感をもって調査研究を行い、自らの調査研究が人や自然との調和ある共存にかなうものであるかを反省する力を身につけることができるように留意する。
- (4) 企業法務等の先端的な問題に関わる研究者や実務家と共同で調査研究を行うなど学術上の交流を行うために必要なコミュニケーション能力を身につけることができるように、学会、シンポジウム及び研究会等へ積極的に参加することを推奨する。

2. 学生が自らの研究計画に基づいて適切な科目履修を行うことができるように、コース・ツリー並びに授業科目の概要・目的、到達目標、授業計画及び評価方法を明記したシラバスを示し、履修指導を行う。

3. 基本科目及び展開科目の成績評価については、研究報告及び質疑討論並びにレポートなどにより、企業法務等に関する先端的な学識を修得し、学術論文を正確に読解する力、論理的思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけていることを厳格に判定する。

修士論文については、企業法務等に関する先端的で新規性のある課題を設定し、綿密な調査を行い、幅広い視野と批判的精神をもって、的確に分析・判断し、その成果を、創造性、論理性及び実証性等を備えた形でまとめたものであって、企業法務などの先端的な法的问题の解決に貢献するものであるかを厳格に審査する。

博士後期課程

【教育目標】

21世紀において、地球規模での活動や交流が活発に行われる中で、持続可能な開発を実現するとともに、各地域の歴史や文化等を踏まえつつ、多様な世界観や価値観等を有する人々の共存を図る法及び政治制度の構築が求められている。また、科学技術や産業等の革新に伴って惹き起こされる新たな課題や深刻な紛争を法的・政治的に解決することも必要とされている。

京都大学大学院法学研究科は、先人の叡智を継承しつつ、進取の精神に基づき、新たな知の地平を切り拓くことを志す自由な真理探究の学風の下、広い視野、高い倫理性及び強い責任感をもって、このような課題に果敢に取り組み、新たな法及び政治制度の構築や運用に貢献する卓越した人材を育成する。そのため、法政理論専攻博士後期課程においては、法学及び政治学の分野について、高等教育機関における教育研究又はその他の高度に専門的な職業に従

事し指導的な役割を果たす人材として、みずからの研究計画に従って、精深で豊かな学識に基づき、広い視野と多面的・多角的な視点から独創的な研究を行い、その研究成果を精密な体系性、論理性及び実証性等を備えた論文にまとめ、国内外に発信することができる卓越した研究能力を培うことを教育目標とする。

【教育課程編成・実施の方針】

1. 法政理論専攻博士後期課程では、このような教育目標を達成するため、次に掲げる方針に基づいて教育課程を編成し実施する。
 - (1) 法学及び政治学等に関する幅広い知識を基礎として、専門分野に関する精深で豊かな学識並びに外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等に関する高度な知見を修得し、国内外の学術文献を精密に読解する力、優れた論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけることができるように、基礎法学、公法、民刑事法及び政治学の専門研究分野に関する科目並びに専門研究分野を定めない特別科目を開講し、所定の単位を修得することを求める。なお、社会人特別選考により入学した者については、これらの科目の単位を修得することを要しない。
 - (2) 正指導教授及び2名の副指導教授による研究指導においては、研究者として自立して優れた研究活動を行うことができるよう、幅広い視野から自己の研究を位置づけて、常に進取の精神をもって未踏の分野に挑戦し「知の体系」を創造するために必要な支援を行う。
 - (3) 大学院共通科目群の研究倫理・研究公正（人社系）の履修を求めるほか、専門研究分野に関する科目等の履修並びに研究指導を通じて、自立した研究者又はその他の高度に専門的な業務に従事する者として高い倫理性及び強い責任感をもって研究を行い、自らの研究が人や自然との調和ある共存にかなうものであるかを深く反省する力を身につけることができるように留意する。
 - (4) 国内外の研究者と共同で研究を行ったり、国際的に高い水準の議論を行ったりするなど学術上の協力体制を構築し、研究成果を発信するために必要な高いコミュニケーション能力を身につけることができるように、国内外の学会、シンポジウム及び研究会等へ積極的に参加することや留学等を推奨し、RA（リサーチ・アシスタント）等の機会を与える。
 - (5) TA（ティーチング・アシスタント）の機会を与えるなどして、教育に必要な基礎的素養が身につくように配慮する。
2. 学生が自らの研究計画に基づいて適切な科目履修を行うことができるように、コース・ツリー並びに授業科目の概要・目的、到達目標、授業計画及び評価方法を明記したシラバスを示し、履修指導を行う。
3. 専門研究分野に関する科目及び特別科目の成績評価については、研究報告及び質疑討論並びにレポートなどにより、専門分野に関する精深で豊かな学識並びに外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等に関する高度の知見を修得し、国内外の学術文献を精密に読解する力、優れた論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけていることを厳格に判定する。

博士論文については、先行研究に関する綿密な調査に基づいて、専攻分野において高い学術的意義を有し新規性のある課題を設定し、外国の理論及び制度、隣接する学問分野に関する高度な知見又は高度専門職業人としての豊かな経験等を踏まえて、幅広い視野、批判的精神及び創造的な構想力をもって、多角的な視点から総合的かつ独創的な研究を行い、その成果を精密な体系性、論理性及び実証性等を備えた形でまとめたものであって、法学及び政治学に対する重要な学術的貢献又は法及び行政等に関わる高度専門職における実務の理論化に対する重要な貢献を果たすものであるかを厳格に審査する。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_6

経済学研究科

教育理念

地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度な専門能力をもつ人材を育成するという京都大学の理念に照らして、経済学という学問の知恵、知識、技術を通じて、現代社会経済の多元的な課題に専門的知識をもって挑戦する人材、地球社会の調和ある共存に貢献する人材、豊かな人間愛と人権感覚を備え、公正を求める廉潔な心情をもった専門的人材を育成することが、京都大学大学院経済学研究科の教育理念です。

教育目標

この教育理念を実現するために、経済学研究科では以下の目標を掲げ、その遂行・達成に取り組みます。

1. 経済学研究科は修士課程と博士後期課程から構成されます。修士課程では、研究者を目指す学生に対して、授業および修士論文作成を中心とした個人指導により、経済学と関連領域の蓄積を継承させ、研究に必須の基礎学力および分析能力を身につけさせることを目標とします。
2. 博士後期課程では、自由と自主を尊重する学風のもと、修士学位を取得したのちに博士学位（経済学）の取得を目指す学生に対して、研究指導を行い、経済学の先端的課題や社会経済の諸問題に果敢に挑戦し、社会の期待に応えられる研究者を養成することを目標とします。
3. これらの理念と目標を実現するために、経済学研究科では多様で高度な専門能力をもつ教員を擁し、経済哲学から理論、歴史、政策、応用経済学、経営・会計学などの諸分野にわたる幅広い教育を行うことにより、学問の過度な専門化に陥ることなく、幅広い視野から自己の研究を位置づけて、新たな知の体系を構築する能力を磨きます。
4. 研究の深化を図るとともに、強い責任感と高い倫理性をもって自己の研究を見つめ、それが人や自然との調和ある共存という目的にかなっているかどうか批判的に吟味する力を育てるために、個人指導、演習、プロジェクトへの参加を通じて、将来、教育・学術・そのほかの分野において指導的役割を果たすために必要な公正で寛容、かつ人間愛豊かな人格を磨きます。
5. 多様な入試を活用して集めた国際的に多彩な個性、キャリア、文化をもつ大学院生集団を形成し、国際的な視点で経済・経営の問題を分析できる専門能力をもった人材の育成に努めます。
6. エコノミストやビジネスアナリストのように、国内外の高度な経済・経営問題に対して、世界水準で現実的な解決策を提供する実践的能力をもった人材の育成に努めます。
7. こうした教育活動の全体を通じて、時代の進展に対応した研究能力を涵養します。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_8

理学研究科

京都大学理学研究科・理学部の特徴とめざすところ

理学は自然現象を支配する原理や法則を探求する学問であり、その活動を通じて人類の知的資産としての文化のより深い大きな発展に資するとともに、人類全体の生活向上と福祉に貢献することを目的としている。

京都大学大学院理学研究科は、設立以来 100 年余りの間に、数学、物理学・宇宙物理学、地球惑星科学、化学、生物科学の各分野において独創的な研究成果を数多くあげ、また霊長類研究などの新しい学問分野を開拓するとともに、ノーベル賞受賞者 4 名・フィールズ賞受賞者 2 名をはじめとして国際的舞台で活躍する多くの優れた研究者を輩出してきた。

理学研究科・理学部は、これまでの成果に立脚し理学研究の理念を更に具現化するため国内はもちろん国際的にも屈指の教育・研究拠点となることを目指している。そして理学教育を通じて、自然科学の基礎体系の深い習得とそれを創造的に展開する能力および個々の知識を総合化し新たな知的価値を創出する能力を有した優れた研究者あるいは責任ある職業人育成を志している。そのために、自由な雰囲気の下で学問的創造を何よりも大切にする学風を自律的に醸成するとともに、国内外に広く開かれた教育・研究機関として発展することを心がけている。

教員・学生等研究科構成員の自発的意志と学問に対する情熱を尊重し、時々社会的雰囲気に惑わされることなく基礎的・萌芽的研究を重視して進めるとともに、学問の新しい進展によって生み出される境界領域・複合領域の研究分野を創成して発展させることに努めてきている。

また、バイオサイエンス、ナノテクノロジー、環境、エネルギー問題など現代社会が直面する課題について基礎科学の観点から積極的に取り組み、それらに関する効果的教育・研究にも努めている。

理学研究科・理学部は現在、数学・数理解析、物理学・宇宙物理学、地球惑星科学、化学、生物科学の大学院 5 専攻および、天文台、地球熱学研究施設、地磁気世界資料解析センターの 3 つの附属施設において研究・教育活動を展開している。

学部教育においては、基礎的科学体系を深く修得し、それらの基礎を創造的に展開する能力、さらにはこれら個々を総合化し新たな知的価値を作り上げる能力などを養成することを目標としている。そのためには、自由にして創造性を富む気風・既成の権威や知を無批判に受け入れることなく自ら情報を探索し新たな考え方を吸収する学習態度や姿勢を養うことを目指している。

こうした教育理念・目標を実現する施策として、理学部は学生に大きな選択自由度を与える「理学科のみの 1 学科制」に基づく「緩やかな専門化」という教育基本方針を採用している。

即ち 1-2 回生においては狭い専門に閉じず幅広い学問の学習を促し、3-4 回生においては自らの興味・意欲と能力・適性に応じて 5 つの専門分野（数学、物理学・宇宙物理学、化学、地球惑星科学、生物科学）から 1 つの専門を選ばせ（系登録）理学的素養を深化させることを学生に求めている。そして自ら学ぶための基礎学力を確かなものにし、少なくとも 1 つの分野の専門的基礎知識と技能が 4 年間の内に身につけられるような指導を心がけている。

自律的学修姿勢を養うために少人数対話型教育を充実すると共に、学生による自主ゼミ等の勉学活動を支援する体制をとっている。また、自らに相応した分野を見出した人がフィールド実習や実験教育により学問に対する情熱を沸き立たせられるようなカリキュラムを設定している。

生命倫理、環境問題、エネルギー問題等が端的に象徴する不透明な現代にこそ、理学部は上記の理念を実現することによって社会からの真の要請に応えることを使命と考えている。

なお現在、理学部卒業生の約4分の3が大学院に進学している。学生募集要項に明示している理学部の教育目標・特徴は以下の通りである。

教育目標

- ・自然科学の基礎体系を深く習得し、それを創造的に展開する能力の養成
- ・個々の知識を総合化し、新たな知的価値を創出する能力の養成

教育の特徴

- ・自由な雰囲気の下で学問的創造を何よりも大切にし、自律的学修が推奨される学風
- ・理学科のみの1学科制
- ・緩やかな専門化を経て、研究の最前線へ

大学院教育については、学部レベルでの教育理念の体現を基礎に最前線の研究現場において自然科学の進歩を担うことにより社会に貢献する「研究者の養成」を主な目的としている。

修士課程修了後に社会に出る学生に対しては、自ら問題を発見し解決策を提起できる深い科学的素養を有する人材養成を行うことを目標としている。

大学院教育にあつては、講義やゼミナール等の教育とともに個々の研究現場における個別指導を重視し、これにより理学研究科の大学院教育における目標である「研究者の養成」を実現する。

また、修士課程修了後に社会に出る学生に対しては、研究者養成を主目的にした教育環境の中で教育を行い、科学政策官、科学アナリスト、ジャーナリスト、教員をはじめ、社会の全領域において活躍が可能な創造性豊かな問題発見型の人材の教育を目指している。

社会にでる学生には十分な科学的思考法の習得・実践を求め、科学的素養を生かして自然科学の普及、初中等・高等・社会教育に携わる人材あるいはより一般的に社会の科学的合理的判断形成に寄与する人材として活躍することを期待している。

博士前期（修士）課程では、学生が理学研究を遂行するのに必要な基礎知識・研究手法・問題解決能力を身につけることを求め、また博士後期課程では自ら課題を設定し研究を企画・遂行してオリジナル論文としてまとめあげる能力を身につけるようなカリキュラム設定としている。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_10

医学研究科

京都大学大学院医学研究科は、医学を、生命科学と理工学を基盤とし、個および集団としての人の健康と疾病を取り扱う統合的な学問と位置づけ、生命現象の根本原理、病気の成因、病態の機構を解明し、その成果を先進的医療と疾病予防に発展させる国際的研究拠点を形成する。

これにより、専門領域での深い学識に加え基礎生物学から臨床医学・社会医学までを見通す広い視野を備えた医学研究者の養成を行う。

人間健康科学系専攻修士課程では「人の健康を、医療・保健・福祉の面において、回復・保持・増進するため医学並びに人文・社会科学を基盤として全人的視点から深く考究することにより、その理論を構築し、これを実践する方法と技術を確立すること、特にキュアとケアの視点から人間のからだところの健康をつくるために理論と実践を追求・開発し展開すること」を理念として、高度医療専門職の養成と独創的かつ斬新的な教育・研究を推進する教育者・研究者を養成する。

人間健康科学系専攻博士課程では、人間の真の健康を創生するため、そして自らの健康創生を支援するための教育・研究をさらに発展させ、健康科学理論の構築や先進的医療技術・こころのケア技術の開発を行い、社会に貢献できる教育・研究者を養成する。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_12

薬学研究科

理念

薬学は、人体に働き、その機能の調節等を介して疾病の治癒や健康の増進をもたらす「医薬品」の創製、生産、適正な使用を目標とする総合科学であり、多様な基礎科学分野の総合を基盤とする学際融合学問領域と位置づけられる。薬学研究科は、このような諸学問領域の統合と演繹を通じて世界に例を見ない創造的な薬学の「創」と「療」の拠点を構築し、先端的創薬科学・医療薬学研究を遂行して人類の健康の進展と社会の発展に大きく貢献することを目標とする。

人材養成の目的

教育においては、生命倫理を基盤として、薬学の基礎となる自然科学の諸学問と薬学固有の学問に関する知識と技術、および研究者や医療人としての適正な態度を修得し、独創的な創薬研究を遂行しうる資質・能力を有する薬学研究者、高度な先端医療を担う指導的薬剤師となる人材の育成をめざす。研究においては、薬学の諸学問の最先端研究に挑戦して世界をリードするとともに、創薬科学と医療薬学の統合をはかり、実践的に社会に貢献することをめざす。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_14

工学研究科

理念

学問の本質は真理の探求である。その中であって、工学は人類の生活に直接・間接に関与する学術分野を担うものであり、分野の性格上、地球社会の永続的な発展と文化の創造に対して大きな責任を負っている。

京都大学大学院工学研究科・工学部は、上の認識のもとで、学問の基礎や原理を重視して自然環境と調和のとれた科学技術の発展を図るとともに、高度の専門能力と高い倫理性、ならびに豊かな教養と個性を兼ね備えた人材を育成する。

このような研究・教育を進めるにあたっては、地域社会との連携と国際交流の推進に留意しつつ、研究・教育組織の自治と個々人の人権を尊重して研究科・学部の運営を行い、社会的な説明責任に応えるべく可能な限りの努力をする。

目 標

工学研究科・工学部は、工学のあり方と部局としての使命を次のように考える。

上に述べた理念を使命とし、構成員個々の「主体性」を尊重する「自由の学風」を継承しつつ達成することが、工学研究科・工学部の基本的目標であり、より具体的には自由闊達な知的活動から生み出される知と技術の創造とその継承を目指すことである。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_16

農学研究科

本研究科および学部は、自由の学風を重んじる本学の基本理念を踏まえながら、世代を超えた生命の持続、安全で高品質な食料の確保、環境劣化の抑制と劣化した環境の修復など、人類が直面している困難な課題の解決に取り組み、本学が目指す地球社会の調和ある共存に貢献することを教育研究の目的とする。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_18

人間・環境学研究科

人間・環境学研究科は、環境、自然、人間、文明、文化を対象とする幅広い学問分野の連携を通じて、人間と環境のあり方についての根源的な理解を深めるとともに、人間と環境のよりよい関係を構築するための新たな文明観、自然観の創出に役立つ学術研究を推進することを目指す。また、こうした研究活動を推進するなかで、人間及び環境の問題に対して広い視野、高度な知識、鋭い先見性をもって取り組むことのできる研究者、指導者、実務者を養成することを目的とする。

共生人間学専攻

共生人間学専攻では、「人間相互の共生」という視点に立ち、人間と環境の相関関係において人間の根源を探求しつつ、現代社会の具体的諸課題に取り組み、社会的要請に柔軟に応えられる研究者、指導者、実務者の養成を目指す。

共生文明学専攻

共生文明学専攻では、共生・融和の可能性を追求するため、多様な文明の間にみられる対立・相克の構造を解明するとともに、歴史・社会・文化の

諸相にわたって複雑にからみあう文明の諸問題に新たな見地から取り組み、解決の方向性を示すことのできる研究者、指導者、実務者の養成を目指す。

相関環境学専攻

相関環境学専攻では、人間と自然環境の関わりを包括的に理解することを目指した基礎研究を展開するとともに、自然と人間の調和を図るために必要な新しい社会システムの確立に、高度な見識と科学的・論理的判断力をもって貢献することのできる研究者、指導者、実務者の養成を目指す。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_20

エネルギー科学研究科

エネルギー科学研究科は、エネルギー持続型社会形成を目指して、理工系に人文社会系の視点を取り込みつつ学際領域としてエネルギー科学の学理の確立をはかり、地球社会の調和ある共存に寄与する、国際的視野と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_21

アジア・アフリカ地域研究研究科

1 教育理念

自由と自主性を重んじる本学の学風のもと、アジア・アフリカを対象とする地域研究を通じて先導的な地域研究者および地域実務者を育成することにより、地球、地域、人間の共生に向けて寄与することを本研究科の理念とする。

2 人材養成の目的

21世紀を迎えた現在、世界は情報・経済のグローバル化の波にあらわれています。そこでは環境問題や南北問題など、人類が総力をあげて解決に当たらなければならない多くの問題が出現する一方で、東西の冷戦構造の崩壊によって、世界各地で新たな民族主義、地域主義が台頭しつつあります。それらが局地的な民族紛争、近代化と伝統文化との矛盾の激化としてあらわれているにもかかわらず、世界はいまだに地域と世界の共存のパラダイムを見いだしていません。

こういった諸問題は第三世界、なかでもアジア・アフリカ地域に顕著です。この地域は、低緯度熱帯地域で自生的な地域形成を遂げてきた歴史をもちますが、現在大きな転換点にさしかかっています。アジア・アフリカ地域の動向は、21世紀の世界秩序を左右する影響力を秘めていると言えます。

このような状況のもとで、私たちは地球社会の構成員としての役割を果たすために、真に持続可能な地球社会の発展の方向性を打ち出し、アジア・アフリカ地域の自立と共存を可能にする新たな世界秩序の構築に向けて、社会的、学術的に貢献していかねばなりません。そのためには、既存の学問分野の枠組を超えた学際的・総合的な地域研究の推進が必要です。本研究科が目指すのは、従来の書齋科学や実験科学とは異なった、フィールドワークを基礎とする教育研究であり、国際的な視野をもって地域の総合的理解を可能とするアジア・アフリカ地域の専門家を養成する場の創出です。

日本の国際貢献に対する世界の期待が高まるなかで、国際協力の流れは、従来のインフラストラクチャーの整備を中心とする、技術・経済開発を主

体とするハードな国際協力から、地域のニーズに応じて持続可能な経済発展や社会厚生を推進しうる人材の供給という、ソフトな協力へと重点が移りつつあります。そうした協力の成否は、地域の実情の把握、すなわち地域の生態、社会、文化に根ざした「地域の固有性（地域性）」への深い理解の有無にかかっています。とくに、日本や欧米諸国の風土とは異質の低緯度熱帯地域を対象とする国際協力にあたっては、そのような配慮が不可欠です。

このような社会的、学術的な要請に応えるために、本研究科では5年一貫制の博士課程のもとで、長期にわたるフィールドワークを根幹の方法とし、アジア・アフリカ地域の生態・社会・文化の相互関係を総合的に把握しうる地域研究・教育を推進します。同時に、国際協力などの仕事に実務的に対応できる人材の養成も射程に入れており、必要に応じて修士の学位を授与する制度を併用しています。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_22

情報学研究科

情報学研究科は、人間と社会とのインタフェース、数理的モデリング、および情報システムを3本柱として創設され、情報学の新たな学問領域を開拓し、総合的な視野から先駆的・独創的な学術研究を推進することで、情報学の国際的研究拠点としての役割を果たすことを目指している。また、高度な研究能力と豊かな学識を涵養することで、情報学を発展させる研究者、および、質の高い専門的職業人を養成し、知識社会のさまざまな課題を解決するリーダーとなる視野の広い優れた人材を育成することを教育の目的としている。さらに、産官学連携・地域連携や社会への情報発信を通して、健全で調和のとれた知識社会の発展に寄与し、京都大学の基本理念である「地球社会の調和ある共存」に貢献する事が情報学研究科の大きな目標である。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_23

生命科学研究科

【修士課程】

今日、生命科学は、人類の未来を切り開く先端科学として大きく変貌・発展しつつあります。本研究科は、このような世界的状況に対応して、世界最高水準の研究拠点の形成と次世代の生命科学をリードする人材養成を目的とし、平成11年にわが国初の生命科学系の独立研究科として発足しました。本研究科は、既存の諸分野における先端領域を真に融合しながら、生命の基本原則を構成する「細胞・分子・遺伝子」を共通言語として、多様な生命体とそれらによって形成される環境を統合的に理解し、生命の将来や尊厳にかかわる新しい価値観を作り出す独創的研究と教育を展開しております。

今後、ますます高度化・複雑化する生命科学に対する社会からの多様な要請に応えるべく、本研究科では、このような研究科の理念に共鳴し、生命科学の基礎学力と研究推進能力及び学術研究などにおける高い倫理性と責任感を持つ学生を広く求めています。特に、生命の尊厳を十分に理解しながら、既存の枠組みにとらわれない総合的・先端的な生命科学を築き上げる開拓精神に富む学生を歓迎し、以下のような人材の養成を目指します。

1. 生命の基本原則を追求・発見し、新しい生命科学を推進する研究者。
2. 地球環境保全と人類の健康・福祉・幸福を目指し、民間を含む多様な研究機関で社会に貢献する研究者・技術者。

3. 多彩な生命現象全般を広く理解し、教育や産業・報道・行政を通じて社会に貢献する教育者・実務者。

4. 国内外の生命科学関連分野の研究者等と議論することができる高いコミュニケーション能力を持つ研究者・教育者・技術者・実務者。

入学試験では、国際誌に発表された論文の読解に必須である英語による論理的思考能力を評価する筆記試験、分子生物学・細胞生物学・生化学など生命科学領域の一般知識を評価する筆記試験、入学希望分野の研究を遂行するための基礎知識等を評価する筆記試験に加え、判断力、思考力、コミュニケーション能力、主体性、倫理観を評価する口頭試問からなる学力考査を実施し、総合的に合格者を決定します。

【博士後期課程】

今日、生命科学は、人類の未来を切り開く先端科学として大きく変貌・発展しつつあります。本研究科は、このような世界的状況に対応して、世界最高水準の研究拠点の形成と次世代の生命科学をリードする人材養成を目的とし、平成 11 年にわが国初の生命科学系の独立研究科として発足しました。本研究科は、既存の諸分野における先端領域を真に融合しながら、生命の基本原則を構成する「細胞・分子・遺伝子」を共通言語として、多様な生命体とそれらによって形成される環境を統合的に理解し、生命の将来や尊厳にかかわる新しい価値観を作り出す独創的研究と教育を展開しております。

今後、ますます高度化・複雑化する生命科学に対する社会からの多様な要請に応えるべく、本研究科では、このような研究科の理念に共鳴し、修士課程での教育によって得た広い学識と高度な専門知識、研究推進能力及び学術研究などにおけるより高い倫理性と責任感を持つ学生を広く求めています。特に、生命の尊厳を十分に理解しながら、既存の枠組みにとらわれない総合的・先端的な生命科学を築き上げる開拓精神に富む学生を歓迎し、以下のような人材の養成を目指します。

1. 生命の基本原則を追求・発見し、世界最高水準の新しい生命科学を推進する研究者。
2. 地球環境保全と人類の健康・福祉・幸福を目指し、民間を含む多様な研究機関で先導的な役割を担う研究者・高度技術者。
3. 多彩な生命現象全般を広く理解し、教育や産業・報道・行政を通じて先導的な役割を担う教育指導者・高度実務者。
4. 高度な論理的説明能力とコミュニケーション能力を持ち、国内外に広く自らの考えを発信し、いろいろな分野で先導的な役割を担う研究者・教育指導者・高度技術者・高度実務者。

入学試験では、国際的なコミュニケーションに必須である英語による論理的思考能力を評価する筆記試験と、修士課程等での自身の研究成果のプレゼンテーション、さらに、判断力、思考力、コミュニケーション能力、主体性、倫理観を評価する口頭試問からなる学力考査を実施し、総合的に合格者を決定します。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_24

総合生存学館（思修館）

目的と意義

私たちが生きる地球社会は、今、数々の複合的・構造的な諸問題に直面しています。これらは、文化・産業・経済・国家などの複雑で巨大なシステムに関わる、種々多様でグローバルな課題であり、解決のためには持続可能で創発力のある社会システムが不可欠です。そして、この新たな社会システム構築に向けてリーダーシップを発揮できる人材、ゼロから1を生み出し、実践・持続させていける力を持つ人材の育成が、今、強く求められています。

「総合生存学館」(通称：思修館)は、こうした社会の要請に応え、複合的社会課題を克服するための思想・政策や方法を幅広く探求する学問である総合生存学の学修を通じて未来のリーダー育成を目的とし、平成25年4月に設置された大学院です。

人類社会の生存と未来開拓を担う各界の世界的リーダーには、多様な価値観、広い世界観と見識、確かな哲学と高い志、それらに基づく柔軟な思考が求められます。総合生存学館(思修館)では、こうした素養を養うために、専門的知識に加え、総合的な文理融合能力及び俯瞰力を培い、複合的社会課題の解決方法を研究し実践する能力を育成します。さらに、こうした人材を輩出することで、京都大学の基本理念である「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する人材を育成する」ことを体現していきます。

育成する人材像

総合生存学館(思修館)では、総合生存学における課題解決情報を、机上ではなくその問題が起きている現場に即して創出し、的確に判断・行動できる高度な専門的能力を身につけた人材の育成をめざしています。

そのために、大学学部などで身につけた学術に関する知識をベースに、文理にわたる幅広い専門的学識を積み重ねることで、多様な専門分野を俯瞰する力を培います。また、複数教員の指導と助言のもとで研究基礎力を養い、さらに国内外の社会実践で得られた経験知をモデル化して修得していきます。

また、顕在化している個々の問題解決にあたるだけでなく、人類や社会システム、地球社会などにおける今日的な問題の本質を理解して、総合生存学に関わる一体的な世界観・人間力・社会力をもとに自ら課題を設定し、その解決への営みを通じて、グローバルリーダーとなる人材を育成します。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_29

地球環境学舎

地球環境学専攻博士課程

地球環境・地域環境問題に対応し、異なった基礎学問との連携を保つことのできる新しい視点と方法論をもって、国際的に活躍できる研究者を養成する。

環境マネジメント専攻修士課程

地球環境・地域環境問題を解決するために、実践的活動を行うことのできる知識と問題解決能力をもち、さらに国際的視点をもつ実務者を養成する。

環境マネジメント専攻博士後期課程

地球環境・地域環境問題を解決するために、実践的、かつ国際的活動を行うことのできる広汎な知識と問題解決能力を備え、高度なマネジメントの専門性をもつ実務者を養成する。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_25

法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）

教育目標

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）は、理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成することを、目的とする。

この目的のために、本法科大学院では、自主・独立の精神と批判的討議を重んじる本学の伝統を継承し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的な理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い倫理的責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本法科大学院では、その教育目標を実現するため、次に掲げる点を重視して教育課程を編成し、実施する。

- (1) 討議を重視した少人数教育 法制度の多角的な分析を通じて高度の批判的思考能力や法的な対話能力を習得することができるように、双方向・多方向的な討議を重視した少人数教育を行う。特に、必修科目はクラス制による少人数授業とする。
- (2) 法制度に関する原理的・体系的な理解と論理的思考能力の涵養 法制度に関する原理的・体系的な理解や緻密な論理的思考能力が涵養されるように、基礎科目、基礎選択科目及び基幹科目を段階的・体系的に配置するとともに、基礎科目及び基幹科目を必修とする。
- (3) 理論と実務の架橋 理論と実務の架橋の上に高度な知見を獲得することができるように、基幹科目において理論的な科目と実務的な科目を有機的に組み合わせるとともに、実務選択科目を開設して選択必修とする。また、法律実務の基礎及び法曹倫理に関する科目について、経験豊富な実務家教員が担当する体制を整える。
- (4) 多様な専門性と総合的な能力の向上 法的問題を社会的構造や歴史軸の中で捉える広い視野や、最先端の法律問題に取り組む法的能力を獲得することができるように、選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱにおいて多様な基礎法学・隣接科目及び展開・先端的科目を開設して選択必修とする。これらの科目については、公共政策大学院との連携も図る。
- (5) 創造的な知的探究心の涵養 創造的な知的探究心を深め、それを自由に発揮することができるように、リサーチ・ペーパー科目や法政理論専攻との共通科目を充実させ、その履修を推奨する。
- (6) 厳格な成績評価 所定の成績評価基準に基づいて厳格な成績評価及び単位認定を行うとともに、評点平均を用いて進級判定及び修了認定の基準とする。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_26

公共政策教育部（公共政策大学院）

京都大学公共政策大学院は、わが国のみならず世界的な規模で国家や公共団体その他の公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割をになう強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする。

京都大学公共政策大学院は、京都大学の長い知的伝統を踏まえた専門職大学院として、広い視野と深い洞察力を養うとともに現実の政策課題に適切に対処しうる実践的な知見を教授することを目標とし、高度専門職業人に求められる専門的能力、すなわち、社会的変化を歴史的視野で原理的に考察する知的能力、多元的価値の中で真の公共的利益を判断する洞察力、その公共的利益を実現する仕組みを提示する制度設計能力、策定された政策・制度を効果的に運用する実践能力、そして政策・制度を冷静に分析する評価能力などを、適切な教育課程を通して十分に涵養することを、教育上の理念とする。

京都大学公共政策大学院は、そのような能力を効果的に涵養しうる教育課程を確保するため、多様な人的資源を擁する指導的な公共政策大学院として、法学・政治学・経済学・経営学を有機的に結合した科目、実務経験者による具体的事例を素材とした科目、公共の世界を原理的・歴史的視点から展望する科目などを提供するだけでなく、一般的知識を習得する基本科目から公共政策専門家としての基礎知識を共有する専門基礎科目を経てスペシャリストとしての能力を育成するクラスター科目にいたる体系的な履修システムを整備するとともに、学生ひとり一人に履修および進路に関する指導教員を配置して履修・進路決定上の相談に応ずる個別指導体制を設けるなど、きめ細かな学修上の対応に努める。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_27

経営管理教育部（経営管理大学院）

本大学院は、先端的なマネジメント研究と高度に専門的な実務との架け橋となる教育体系を開発し、幅広い分野で指導的な役割を果たす個性ある人材を養成することで、地球社会の多様かつ調和の取れた発展に貢献することを理念とする。

この理念を実現するため、以下の3つを基本方針とする。

1. 自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承しつつ、産官との協力関係を基盤とした研究・教育環境を整備することで、先端的な研究を推進し、高度な専門性を備えた実務についての教育体系を開発する。
2. 多様なバックグラウンドの人材を受け入れ、開発された教育体系を用いて、様々な分野における高度専門職業人を輩出する。
3. 世界に開かれた大学として、個性ある研究・教育拠点としての役割を果たす。

[出典] http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/publish-education/goal/goal.html#6_28

③博士課程教育リーディングプログラム

グローバル生存学リーディング大学院

グローバル生存学大学院連携プログラム

本プログラムは平成23年度に文部科学省・日本学術振興会より公募された博士課程リーディングプログラム(いわゆるリーディング大学院)において、安全安心分野の新しい大学院教育システムとして採択されたものです。このプログラムは京都大学の9つの大学院研究科と3つの付設研究所が連携して、各大学院から選抜された優秀な学生を対象に実施されています。

このプログラムを通して京都大学は産業界、行政機関、国際機関、国内外の大学等と協力して、安全安心分野の先進的・学際的な大学院教育を展開し、グローバル社会のリーダーたるべき人材の育成を強力に推進していくこととなります。学生には、持てる能力を鍛えつつ其れを伸ばして育ち、専門的実力、人間的魅力、社会的俯瞰力を備えた、世界の安全と安心に寄与する人材として、羽ばたいてくれることを期待しています。

[出典] <http://gss-sv00.gss.sals.kyoto-u.ac.jp/greeting/>

充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院

充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム

我が国は超高齢社会をむかえるにあたり、喫緊の課題として、健康長寿とQOL向上、高齢者の社会参画、そして医療費の抑制を筆頭に挙げることができます。そのなかで求められるのは、全く新しい総合医療システム、つまり医療・福祉・在宅ケアの統合、個人の生活全体を考慮した支援システム、良い生活習慣による疾病・障害の予防を具体的な仕組みとして実現することにあるといえます。

このなかで大学に期待されることは、医療現場のニーズに立脚した総合医療システムを開発する医工学人材とこれを統率するリーダーの育成・輩出であるといえるでしょう。従来の医工連携はこれまでも一定の成果を上げつつも、実際の現場で真に役に立つシステムを確立するにはさらに一歩踏み込んだ取り組みが必要となります。これらを念頭に、本リーディングプログラムは運営・実施されています。

本プログラムでは、工学系学生に医学部卒業生に匹敵する医学・医療知識を教育し、「真に医学・医療が分かる」医工学人材を育成します。また、医療支援現場の実習や医療倫理学を通じて、利用者にとって負担の少ない「高齢者に優しい」機器・システムを開発するセンスを養います。さらに、単なる医工学知識のみならず医療経済学・許認可制度にも通曉し、機器・システムの産業化・市場の予測をできる能力を身に着けるほか、国際標準化の感性や、英語による卓越したコミュニケーション能力を備え、国際機関などでも活躍できる人材を育成します。

[出典] <https://u.kyoto-u.jp/q316j>

デザイン学リーディング大学院

デザイン学大学院連携プログラム

国際社会は今、温暖化、災害、エネルギー、食糧、人口など複合的な問題の解決を求めています。そこで「デザイン学大学院連携プログラム」では、異なる分野の専門家との協働によって「社会のシステムやアーキテクチャ」をデザインできる博士人材を育成します。またそのために、情報学や工学の基礎研究を結集し、複雑化する問題を解決するための、新たなデザイン方法論を構築します。これによって、Cyber（情報学など）と Physical（工学など）の専門家が、経営学、心理学、芸術系の専門家と協働し問題解決が行えるよう教育を行います。要するに専門家の共通言語としてデザイン学を教育し、社会を変革する専門家を育成します。

こうした人材を、ジェネラリストを意味する「T字型人材（T-shaped people）」と対比させ、専門領域を超えて協働できる突出した専門家という意味を込めて「十字型人材（+shaped people）」と呼び、本プログラムにより養成すべき人材像とします。

京都大学デザインスクールのロゴマークは、十字型人材が手を取り合い、これからの社会のデザインへ向けて共に歩いていく様子を表現しています。

[出典] <http://www.design.kyoto-u.ac.jp/about/our-design>

霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院

霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院プログラム

霊長類学・ワイルドライフサイエンス・プログラムにおいては、京都大学憲章が定めた「地球社会の調和ある共存」を目指すという指針のもと、当該プログラム独自の憲章を定める。すなわち、本プログラムは、「霊長類をはじめとする野生動物に関する教育研究をおこない、地球社会の調和ある共存に貢献することを目的とする」。その具体的な課題は次の3点に要約される。

第1に、絶滅が危惧される霊長類をはじめとする野生動物を対象とした研究・教育・実践を通じて、その自然の生息地での暮らしを守り、飼育下での福祉をはかるとともに、人間の本性についての理解を深める。第2に、フィールドワークとライフサイエンス等の多様な研究を統合してワイルドライフサイエンスと呼べる新たな学問領域を創生し、人間とそれ以外の生命の共生のための国際的研究と国際連携を推進する。第3に、博物館や動物園や水族館等との協力により、実感を基盤とした環境教育を通じて、人間を含めた自然のあり方についての深い理解を次世代に伝える。

[出典] <http://www.wildlife-science.org/ja/policy.html>

④国際高等教育院

教養・共通教育

京都大学では、各学部がそれぞれの学士課程について一貫して責任をもつ体制（4年一貫教育）をとるとともに、1年次から4年次まで、専門教育と教養・共通教育を並列して展開するカリキュラムを編成しています。

このうち、国際高等教育院は、各学部の学士課程の編成方針に基づき、教養科目及び外国語や専門基礎科目といった各学士課程に共通する科目の企画及び実施を担当します。

[出典] <https://www.z.k.kyoto-u.ac.jp/introduction/philosophy>

大学院共通・横断教育

大学院共通科目群

大学院共通科目群は、修士・博士課程を修了する大学院生が、将来、アカデミアであれ産業界・官公庁であれ、社会で広い視野をもち、リーダーとして活躍するために、専門学術以外にも素養として備えるべき知識を養成することを目的としている。各研究科への意向調査の結果、「社会的素養」、「情報能力」、「国際性」が多くの研究科から挙げられたことから、その要望をベースに大学院共通科目が企画・立案され、平成30年度より、次の3分野で新規開講されることになった。

- (i) 社会適合分野
- (ii) 情報テクノサイエンス分野
- (iii) コミュニケーション分野

[出典] <https://www.z.k.kyoto-u.ac.jp/pdf/link/link0862.pdf?1522673808>

「京都大学国際高等教育院 自己点検・評価報告書」第1号 7頁

大学院横断教育科目群

各研究科が開講する大学院科目のうち、他研究科学生の履修に配慮され、多くの専門分野の共通基盤となりうる科目、または多数の研究科の大学院生が受講するに相応しい横断的な教育内容の科目が大学院横断教育科目群の科目として開講されます。

また、学内の研究科、研究所、センター等からの申し出を受け、国際高等教育院において適性を審査した上で開講される科目もあります。

科目選択の参考になるよう、開講科目を「人文社会科学系」、「自然科学系」、「統計・情報・データ科学系」、「健康・医療系」、「キャリア形成系」及び「複合領域系」の6つの系に分類しています。

[出典] <https://www.z.k.kyoto-u.ac.jp/for-internal/daigakuin/oudan>

3 特徴

「自由の学風」と地球社会の調和ある共存への貢献

京都大学の初代総長は「自重自敬」という語を用いて京都帝国大学の大学人の持つべき自主性の意義を説いているが、この自主性を重んじる精神は、現在に至っても、本学の最も重要な学風「自由の学風」として、また、このほかにも、本学の発展の中で培われてきた有形・無形の数多の素晴らしい伝統が脈々と受け継がれている。昨今、様々な方面から大学改革が求められる中、本学は、過去の伝統に安住するのではなく、これまでの学風や伝統を再確認し、これから向かうべき目標を広く世間に掲げて教育研究活動を行う必要がある。

本学の歴史を再確認した上で、これからの京都大学が目的とすべきは、基本理念において示す「地球社会の調和ある共存に貢献する」ことであり、本学は、

この公共的目的の達成のため、卓越した知の創造を目指して研究を遂行し、そこで得られた成果や知見を背景とする教育によって卓越した知の継承を行っている。

京都大学の際立った特徴の一つは、その研究活動における学問水準の高さである。本学は、思想面では西田哲学を生み出し、またノーベル賞やフィールズ賞の他、国内外の極めて顕著な顕彰の受賞者を多数輩出している。これは本学で行われる研究の独創性の高さを示すものであり、その背景には自由な発想で研究を行うことを尊重する本学の学問土壌が見えてくる。本学の学問の特徴は、既成の分野の中で学問技術の点からの問題解決を図るのではなく、新たな学問領域を開拓しながら卓越した知の創造を行うことである。このような活動は、学問の自由の真の意味を理解して初めてなし得るものであり、本学の自由の学風とは不可分なものと言える。

これらのことを踏まえた本学の教育上の特徴は、既成の知識や技能を教員から学生へ一方的に伝授するのではなく、教員と学生の双方向の授業展開の中で、「対話を根幹とした自学自習」を重視し、学生の自学自習を促すことを基本に据えている点である。これは決して無責任な放任を意味するものではなく、本学の体系的な教育課程に基づき、各学部・研究科等と個々の教員が計画と運営に責任をもって教育に当たることがその前提である。卓越した水準の研究業績を持つ本学の教員が責任をもって教育することによってのみ、高い教養の涵養と卓越した知の継承が教育において図られるものである。

また、本学では学問の多様性を尊重し、学問の自由を何より大切にす観点から、学部・研究科等の研究組織の自治を尊重した運営を行っていることも、その特徴の一つである。本学では各研究組織の持つ特性や多様性を尊重し、その自治と大学全体の調和を図ることこそが大学における学問発展の礎と考えている。

本学が自由の学風を守りながら地球社会の調和ある共存に貢献しようとするのは、まさにこの多様な価値観の中で、自由と調和を理解することが学問のみならず人類の発展に資すると考えるからである。

WINDOW 構想

上述の目的の達成に向け、本学が歩む指針として、平成27年6月に「WINDOW 構想」を公表した。この構想は、大学を社会や世界に開く「窓」として位置づけ、有能な学生や若い研究者の能力を高め、それぞれの活躍の場へと送り出す役割を大学全体の共通のミッションとして位置づけた6つの目標（下記）から構成している。それぞれの目標の下に重点戦略を置き、それに対応する活動計画を設定し、大学運営を行っている。

W：WILD & WISE（未知の世界に挑戦できる実践の場として、野性的で賢い学生を育成する）

I：INTERNATIONAL & INNOVATIVE（研究の国際化を一層推進し、イノベーションの創出を図る）

N：NATURAL & NOBLE（自然に親しみ、学び、高い品位と高潔な態度を身に付けられる学びの場を作る）

D：DIVERSE & DYNAMIC（多様な文化や考え方を受け入れ、悠久の歴史の中に自分を正しく位置付ける落ち着いた学問の場を提供する）

O：ORIGINAL & OPTIMISTIC（失敗や批判を恐れず、それを糧にして異なる考え方を取り入れて目標達成に導くような能力を涵養する）

W：WOMEN & THE WORLD（男女共同参画アクション・プランや学生のキャリアパス構築支援により明るい希望を持てる環境を整備する）

指定国立大学法人への指定

さらに、平成 29 年 6 月に、文部科学大臣から指定国立大学法人の指定を受けた。この指定に係る申請にあたっては、WINDOW 構想を踏まえた議論を積み重ね、「4つの柱」（①柔軟かつダイナミックな体制による知の創造、②高度で多様な頭脳循環の形成、③新たな社会貢献を目指して、④世界に伍する京大流大学運営）を打ち出し、「指定国立大学法人構想」として取りまとめた。今後、この構想を着実に実行していくことで、本学の教育力と研究力を強化し、世界第一線の大学として、国際社会との協調、連携を推進しながら、地球社会の調和ある共存に貢献する。

京都大学では、100 年を越える歴史の中でこのような特徴を育み、伝統として守り、またこれを次の世代に発展的に継承する。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

| 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目1-1-1</p> <p>学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） <ul style="list-style-type: none"> ・根拠資料1-1-1-1 設置計画の概要（経営管理教育部経営科学専攻博士後期課程） ・根拠資料1-1-1-2 名称変更の概要（情報学研究科先端数理科学専攻修士課程・博士後期課程） ・根拠資料1-1-1-3 基本計画書（文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻） ・根拠資料1-1-1-4 設置計画の概要（教育学研究科教育学環専攻修士課程・博士後期課程） ・根拠資料1-1-1-5 基本計画書（医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻博士課程） ・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・根拠資料1-1-1-6 京都大学ハイデルベルク大学共同学位協定書 ・根拠資料1-1-1-7 Joint Steering Committee_20171124_日本語訳つき（抜粋） ・根拠資料1-1-1-8 2nd Joint Steering Committee_20181010（平成30年10月10日に開催した合同運営委員会）（抜粋） ・根拠資料1-1-1-9 ANNEX TO AGREEMENT ・根拠資料1-1-1-10 京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の管理・運営に関する内規 ・根拠資料1-1-1-11 平成30年度 京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻協議会 開催状況 |
| 【特記事項】 | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |

| |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①当該基準を満たす <input type="checkbox"/> ②当該基準を満たさない |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ |
| 改善を要する事項 ・ |

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| 分析項目 1-2-1 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること | ・ 認証評価共通基礎データ様式 ・ 認証評価共通基礎データ様式 |
| 分析項目 1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと | ・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2） ・ 別紙様式 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳 |

【特記事項】
 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

| | |
|------------|--|
| 分析項目 1-2-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性教員の教員総数（研究所、センター等含む）に占める割合は、平成 26 年は 9.0%であったが、平成 30 年は 10.5%となり、5 年間で 1.5 ポイント増加した。 ・ 本学の男女共同参画を推進するため、平成 27 年度に「京都大学男女共同参画推進アクションプラン」を策定し、そのなかで「女性リーダーの育成」「家庭生活との両立支援」「次世代育成支援」の 3 つの目標を設定した。同アクションプランに基づき、男女共同参画推進本部・男女共同参画推進センターを軸として基盤整備を行った。事業実施部門である男女共同参画推進センターでは、「広報・相談・社会連携事業 WG」「育児・介護支援事業 WG」「病児保育事業 WG」「就労支援事業 WG」の 4 つのワーキンググループのもと、育児・介護や研究支援などに関する男女共同参画を実現するための各種支援事業を実施している。 ・ 女性教員を採用等した場合に部局への支援を行う女性教員登用等支援事業を実施している。 |
|------------|--|

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）

①当該基準を満たす
 ②当該基準を満たさない

| |
|---------------|
| 優れた成果が確認できる取組 |
| 改善を要する事項 |

| 基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目 1-3-1</p> <p>教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） ・ 根拠資料 1-3-1-1 京都大学文学部の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-2 京都大学大学院文学研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-3 京都大学教育学部の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-4 京都大学大学院教育学研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-5 京都大学法学部の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-6 京都大学大学院法学研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-7 京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-8 京都大学経済学部の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-9 京都大学大学院経済学研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-10 京都大学大学院経営管理研究部及び大学院経営管理教育部の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-11 京都大学理学部の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-12 京都大学大学院理学研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-13 京都大学工学部の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-14 京都大学大学院工学研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-15 京都大学大学院地球環境学堂及び大学院地球環境学舎の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-16 地球環境学舎 専攻長に関する内規 ・ 根拠資料 1-3-1-17 京都大学農学部の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-18 京都大学大学院農学研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-19 京都大学大学院エネルギー科学研究科の組織に関する規程 |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 1-3-1-20 京都大学大学院情報学研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-21 京都大学大学院情報学研究科の運営に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-22 京都大学大学院生命科学研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-23 京都大学大学院生命科学研究科専攻長及び副専攻長に関する内規 ・ 根拠資料 1-3-1-24 京都大学医学部の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-25 京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-26 京都大学薬学部の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-27 京都大学大学院薬学研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-28 京都大学総合人間学部の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-29 京都大学大学院人間・環境学研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-30 京都大学人間・環境学研究科学際教育研究部運営会議要項 ・ 根拠資料 1-3-1-31 京都大学人間・環境学研究科及び総合人間学部運営内規 ・ 根拠資料 1-3-1-32 京都大学大学院人間・環境学研究科学際教育研究部の組織に関する内規 ・ 根拠資料 1-3-1-33 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-34 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科講座主任に関する内規 ・ 根拠資料 1-3-1-35 京都大学大学院総合生存学館の組織に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-1-36 京都大学大学院総合生存学館の内部組織に関する内規 ・ 根拠資料 1-3-1-37 京都大学の学系、学域及び全学教員部に関する規程 ・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） （上記「組織体制が確認できる規定類」と同じ） ・ 責任者の氏名が分かる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 1-3-1-38 部局長一覧 ・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1-3-1） <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式 1-3-1 教員組織と教育組織の対応表 |
| <p>分析項目 1-3-2</p> <p>教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教授会等の組織構成図、運営規定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 1-3-2-1 文学研究科・文学部教授会組織運営に関する内規 ・ 根拠資料 1-3-2-2 文学研究科会議の運営に関する内規 |

- ・[根拠資料 1-3-2-3 京都大学文学研究科・文学部運営委員会内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-4 京都大学教育学部教授会規程](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-5 京都大学大学院教育学研究科会議規程](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-6 京都大学大学院教育学研究科教授会規程](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-7 法学部教授会規程](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-8 法学研究科教授会規程](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-9 公共政策教育部教授会規程](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-10 公共政策連携研究部教授会規程](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-11 京都大学大学院経済学研究科教員協議会内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-12 経営管理教育部 教授会内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-13 京都大学大学院理学研究科・理学部教授会内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-14 「京都大学大学院理学研究科協議会並びに研究科会議に関する内規」の取扱い](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-15 理学研究科 学位審査にかかる議事運営等の改善について](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-16 京都大学大学院理学研究科協議会並びに研究科会議に関する内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-17 工学部教授会内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-18 工学部・工学研究科 教授会等組織構成図](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-19 工学部学科長会議内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-20 工学部教育制度委員会内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-21 工学研究科教授会内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-22 工学研究科教育制度委員会内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-23 工学研究科専攻長会議内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-24 工学研究科代議員会内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-25 京都大学大学院地球環境学舎会議内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-26 農学部 学部教授会内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-27 農学研究科 教授会内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-28 エネルギー科学研究科教授会内規](#)
- ・[根拠資料 1-3-2-29 京都大学大学院エネルギー科学研究科会議内規](#)

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 1-3-2-30 京都大学大学院情報学研究所教授会規程 ・ 根拠資料 1-3-2-31 情報学研究所 研究科会議規程 ・ 根拠資料 1-3-2-32 生命科学研究科 教授会内規 ・ 根拠資料 1-3-2-33 生命科学研究科 研究科会議内規 ・ 根拠資料 1-3-2-34 医学研究科・医学部の管理運営に関する規程 ・ 根拠資料 1-3-2-35 医学研究科人間健康科学系専攻教授会内規 ・ 根拠資料 1-3-2-36 医学研究科医学教授会並びに医学部教授会内規 ・ 根拠資料 1-3-2-37 医学研究科会議内規 ・ 根拠資料 1-3-2-38 人間健康科学系専攻教授会内規 ・ 根拠資料 1-3-2-39 京都大学薬学部教授会内規 ・ 根拠資料 1-3-2-40 京都大学薬学部教授会構成員に関する申合せ ・ 根拠資料 1-3-2-41 京都大学大学院薬学研究科教授会内規 ・ 根拠資料 1-3-2-42 京都大学総合人間学部教授会内規 ・ 根拠資料 1-3-2-43 総合人間学部学事会議に関する内規 ・ 根拠資料 1-3-2-44 京都大学大学院人間・環境学研究科会議内規 ・ 根拠資料 1-3-2-45 京都大学大学院人間・環境学研究科教授会内規 ・ 根拠資料 1-3-2-46 人間・環境学研究科 教授会組織構成図 ・ 根拠資料 1-3-2-47 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科会議内規 ・ 根拠資料 1-3-2-48 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授会内規 ・ 根拠資料 1-3-2-49 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科専攻長会議内規 ・ 根拠資料 1-3-2-50 京都大学大学院総合生存学館学館会議内規 ・ 根拠資料 1-3-2-51 京都大学大学院総合生存学館教授会内規 ・ 根拠資料 1-3-2-52 総合生存学館運営体制図 ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2） <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式 1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 |
| <p>分析項目 1-3-3</p> <p>全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織構成図、運営規定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 1-3-3-1 国立大学法人京都大学教育研究評議会規程 |

| | |
|--|---|
| <p>する組織が機能していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 1-3-3-2 教育研究評議会の運営について（抜粋） ・ 根拠資料 1-3-3-3 国立大学法人京都大学部局長会議規程 ・ 根拠資料 1-3-3-4 部局長会議の運営について（抜粋） ・ 根拠資料 1-3-3-5 京都大学国際高等教育院規程 ・ 根拠資料 1-3-3-6 京都大学教育制度委員会規程 ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3） ・ 別紙様式 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 1-3-1</p> | <p>本学では、既存の教育研究組織とは別に、教員組織として学域・学系及び全学教員部を学術領域や学内での教員の役割に応じて設置しており、教員組織が定員内教員の人事（教員人事選考、定員管理、各教員の服務管理、各教員のエフォート管理等、教員の人事全般）に係る機能を有している。教育研究組織と教員組織は独立に運営される組織であり、各組織の機能も全く異なる。規定等により、両組織の対応等、特定の固定的な関係性は明記していないが、教育研究活動の維持・向上を目的に連携している。</p> <p>また、本学が実施する博士課程教育リーディングプログラムについては、教育課程の運営において関係研究科と綿密に連携している。</p> |
| <p>分析項目 1-3-2</p> | <p>教授会等の開催頻度に関する規定がない学部・研究科等においては、教育活動に係る重要事項を審議できるよう、年度ごとにスケジュールを策定し、関係教職員へ周知している。</p> |
| <p>分析項目 1-3-3</p> | <p>開催頻度に関する規定がない会議については、教育活動に係る重要事項を審議できるよう、必要に応じて開催日を決定し、関係教職員へ周知している。</p> |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p>■ ①当該基準を満たす</p> <p>□ ②当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

| 基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目2-1-1</p> <p>大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料2-1-1-1 京都大学大学評価委員会規程 ※第2条 ・ 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第3条 ・ 根拠資料2-1-1-3 理事担当表 ・ 根拠資料2-1-1-4 京都大学副学長に関する規程 ・ 根拠資料2-1-1-5 総長又は理事を補佐するための職に関する要項 ・ 根拠資料2-1-1-6 副学長担当表 ・ 根拠資料2-1-1-7 副理事担当表 ・ 根拠資料2-1-1-8 京都大学における教育・研究・業務運営等に係る内部質保証システムの機能強化について ・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧 |
| <p>分析項目2-1-2</p> <p>それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第3条の2、第35条、第53条の2第5項 ・ 根拠資料2-1-2-2 京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程 ・ 根拠資料2-1-2-3 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項 ・ 根拠資料2-1-2-4 京都大学国際高等教育院規程 ・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式2-1-2 教育研究上の基本組織一覧 |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 2-1-2-5 医学部医学科評価結果通知（平成 29 年度実施 日本医学教育評価機構） ・ 根拠資料 2-1-2-6 医学部医学科評価報告書（平成 29 年度実施 日本医学教育評価機構） ・ 根拠資料 2-1-2-7 法科大学院認証評価評価結果通知（平成 30 年度実施 大学改革支援・学位授与機構） ・ 根拠資料 2-1-2-8 法科大学院認証評価評価報告書（平成 30 年度実施 大学改革支援・学位授与機構） ・ 根拠資料 2-1-2-9 医学研究科社会健康医学系専攻に対する認証評価結果（平成 30 年度実施 大学基準協会） ・ 根拠資料 2-1-2-10 公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果（平成 27 年度実施 大学基準協会） ・ 根拠資料 2-1-2-11 経営管理教育部認証評価結果通知（平成 27 年度実施 ABEST21） ・ 根拠資料 2-1-2-12 経営管理教育部認証評価結果報告書 PRT Review Report For “Self-Evaluation Report”（平成 27 年度実施 ABEST21） |
| <p>分析項目 2-1-3</p> <p>施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 ・ 根拠資料 2-1-3-1 施設整備委員会規程 ・ 根拠資料 2-1-3-2 京都大学情報環境機構運営委員会規程 ・ 根拠資料 2-1-3-3 京都大学情報環境機構評価委員会内規 ・ 根拠資料 2-1-3-4 京都大学図書館機構規程 ・ 根拠資料 2-1-3-5 京都大学学生生活委員会規程 ・ 根拠資料 2-1-3-6 京都大学補導会議規程 ・ 根拠資料 2-1-3-7 京都大学奨学金返還免除候補者選考委員会要項 ・ 根拠資料 2-1-3-8 京都大学学生総合支援センター規程 ・ 根拠資料 2-1-3-9 京都大学国際教育委員会規程 ・ 根拠資料 2-1-3-10 京都大学環境安全保健機構規程 ・ 根拠資料 2-1-3-11 京都大学環境安全保健機構評価委員会内規 ・ 根拠資料 2-1-3-12 京都大学入学試験委員会規程 ・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式 2-1-3） |

・ [別紙様式 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧](#)

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

.

改善を要する事項

.

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| <p>分析項目 2-2-1</p> <p>それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること</p> <p>(1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること</p> <p>(2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること</p> <p>(3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 ・ 根拠資料 2-2-1-1 京都大学における自己点検・評価の基本方針 ・ (再掲) 根拠資料 1-3-3-6 京都大学教育制度委員会規程 第2条 ・ 根拠資料 2-2-1-2 京都大学教育制度委員会教育質保証専門委員会内規 |

| | |
|---|---|
| <p>分析項目 2-2-2</p> <p>教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 ・(再掲) 根拠資料 2-1-1-1 京都大学大学評価委員会規程 ・(再掲) 根拠資料 2-2-1-1 京都大学における自己点検・評価の基本方針 ・根拠資料 2-2-2-1 実施対象部局における自己点検・評価の項目について定める件 ・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 (別紙様式 2-2-2) ・別紙様式 2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 |
| <p>分析項目 2-2-3</p> <p>施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 ・(再掲) 根拠資料 2-1-1-8 京都大学における教育・研究・業務運営等に係る内部質保証システムの機能強化について ・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 (別紙様式 2-2-3) ・別紙様式 2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 |
| <p>分析項目 2-2-4</p> <p>機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 ・根拠資料 2-2-4-1 京都大学学生等へのアンケート調査実施に関する方針 ・意見聴取の実施時期、内容等一覧 (別紙様式 2-2-4) ・別紙様式 2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧 |
| <p>分析項目 2-2-5</p> <p>機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 ・(再掲) 根拠資料 2-1-1-8 京都大学における教育・研究・業務運営等に係る内部質保証システムの機能強化について ・検討、立案、提案の責任主体一覧 (別紙様式 2-2-5) ・別紙様式 2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧 |
| <p>分析項目 2-2-6</p> <p>機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 ・(再掲) 根拠資料 2-1-1-8 京都大学における教育・研究・業務運営等に係る内部質保証システムの機能強化について |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） ・ 別紙様式2-2-6 実施の責任主体一覧 |
| <p>分析項目2-2-7</p> <p>機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 ・(再掲) 根拠資料2-1-1-8 京都大学における教育・研究・業務運営等に係る内部質保証システムの機能強化について |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目2-2-1</p> | <p>各教育課程の3つのポリシーの点検及び一体的策定については、教育制度委員会にWGを設置し、全学的な内部質保証体制において確認を行った。今後についても、学位授与方針が本学の目的に則していることや、教育課程方針が本学の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていることなどの確認を継続的に行うため、先のWGを廃し、常設の教育質保証専門委員会を設置した。なお、京都大学における自己点検・評価の基本方針に基づく各学部・研究科の自己点検・評価の結果や教育IRの分析等により大学評価委員会において、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準に照らして問題点や課題があると判断する場合は、教育制度委員会においてその解決を図ることとしている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |
| <p>基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること</p> | |
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |

| | |
|---|--|
| <p>分析項目 2-3-1</p> <p>自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2-3-1） ・ 別紙様式 2-3-1 計画等の進捗状況一覧 |
| <p>分析項目 2-3-2</p> <p>機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・該当する報告書等 ・ 根拠資料 2-3-2-1 教育 IR 室の設置と概要について ・ 根拠資料 2-3-2-2 教育 IR の対象と課題認識について ・ 根拠資料 2-3-2-3 教育 IR 推進室要項 ・ 根拠資料 2-3-2-4 教育 IR 推進室の分析報告（目次） ・ 根拠資料 2-3-2-5 平成 31 年度 機関別認証評価受審等に向けた学部・研究科との意見交換結果について ・ 根拠資料 2-3-2-6 環境報告書 2014 ・ 根拠資料 2-3-2-7 環境報告書 2015 ・ 根拠資料 2-3-2-8 環境報告書 2016 ・ 根拠資料 2-3-2-9 環境報告書 2017 ・ 根拠資料 2-3-2-10 環境報告書 2018 ・ 根拠資料 2-3-2-11 カウンセリングルーム活動報告 2017 |
| <p>分析項目 2-3-3</p> <p>機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・該当する報告書等 ・ 根拠資料 2-3-3-1 京都大学学生生活白書 ※P25 ・ 根拠資料 2-3-3-2 学生意見箱概要・運用方針 ・領域 4、5、6 の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。 |

| | |
|--|---|
| | <p>該当無</p> |
| <p>分析項目 2-3-4</p> <p>質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する第三者による検証等の報告書 ・ (再掲) 根拠資料 2-1-2-6 医学部医学科評価報告書（平成 30 年度実施 日本医学教育評価機構） ・ 根拠資料 2-3-4-1 法科大学院認証評価報告書（平成 25 年度実施 大学改革支援・学位授与機構） ・ (再掲) 根拠資料 2-1-2-8 法科大学院認証評価報告書（平成 30 年度実施 大学改革支援・学位授与機構） ・ 根拠資料 2-3-4-2 医学研究科社会健康医学系専攻に対する認証評価結果（平成 25 年度実施 大学基準協会） ・ (再掲) 根拠資料 2-1-2-9 医学研究科社会健康医学系専攻に対する認証評価結果（平成 30 年度実施 大学基準協会） ・ (再掲) 根拠資料 2-1-2-10 公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果（平成 27 年度実施 大学基準協会） ・ (再掲) 根拠資料 2-1-2-12 経営管理教育部認証評価結果報告書 PRT Review Report For “Self-Evaluation Report”（平成 27 年度実施 ABEST21） ・ 根拠資料 2-3-4-3 ABEST21 による 2015 年認証時提出 Self-Evaluation Report に記載した「Action Plans for 2016」の項目とその対応 ・ 根拠資料 2-3-4-4 経営管理教育部認証評価実行計画履行状況報告書 The Kaizen Report 2017（平成 29 年度提出 ABEST21） ・ 根拠資料 2-3-4-5 薬学教育評価報告書（平成 26 年度実施 薬学教育評価機構） |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組 2-3-A</p> | <p>・【教育 I R 推進室の設置と活動】</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>平成28年4月に教育の改善等の方針決定等を支援するため、教育担当の理事(以下「担当理事」という。)の下に、教育IR推進室(以下「推進室」という。)を設置した。推進室においては、教育課程・制度の改善、教育組織・体制の改善に係る意思決定の支援、学生支援、厚生補導施策の充実に係る立案等の支援、的確な大学情報の発信、入試戦略等の立案等の支援、教育の質保証に関わる情報の提供を行うために必要な教育に関する情報について収集及び分析等を行い、役員、部局長その他学内の関係組織に提供している。</p> <p>具体的には、学部学生履修単位状況、履修・修得単位数推移、GPAと単位数、定員充足率の推移と Student Flow、定員充足率推移、成績評価 GPA の検証等について分析を行い、各学部・研究科長で組織される研究科長部会で本学の状況を報告するとともに、平成30年5月には10学部、18研究科を教育・評価担当理事が個別に訪問し、本学の現状と課題について意見交換を行った。意見交換の結果は研究科長部会で本学における現状と課題、対応策並びに今後の方針として報告された。これらの教育 IR の分析結果を活用した各部署との意見交換を通じて、例えば、文学研究科では標準修業年限修了率の改善に向けWGを設置し、検討が開始されるなど具体的な動きが加速されており有効に機能している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 根拠資料2-3-2-1 教育IR室の設置と概要について ・(再掲) 根拠資料2-3-2-2 教育IRの対象と課題認識について ・(再掲) 根拠資料2-3-2-3 教育IR推進室要項 ・(再掲) 根拠資料2-3-2-4 教育IR推進室の分析報告(目次) ・(再掲) 根拠資料2-3-2-5 平成31年度機関別認証評価受審等に向けた学部・研究科との意見交換結果について |
| <p>活動取組2-3-B</p> | <p>・【組織的に収集・分析した情報の活用による省エネルギー対策事業等の実施】</p> <p>京都大学では、エネルギー・水・紙の使用量、大気汚染物質排出量等の情報を体系的、継続的に収集・分析し、教育・研究・医療等の活動に伴う環境負荷低減に向けた取組を推進している。本学では、電力・ガス・水の使用量に一定の単価を乗じて各部署が拠出する賦課金に大学本部からの全学的資金を加えて、学内施設・設備の省エネルギー対策事業等を行う仕組みとして「環境賦課金制度」を実施している。これにより、収集・分析した情報を環境賦課金事業の実施する拠出金算出等の算出およびモニタリング等に活用することで、継続的かつ効果的に省エネルギー対策事業等を実施することが可能となった。これらの取組により、高負荷施設の新設、設備仕様の強化が求められる中で、全学の単位面積当たりエネルギー消費量を2017年度までに2013年度比で4.6%削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 根拠資料2-3-2-6 環境報告書2014 ・(再掲) 根拠資料2-3-2-7 環境報告書2015 ・(再掲) 根拠資料2-3-2-8 環境報告書2016 ・(再掲) 根拠資料2-3-2-9 環境報告書2017 ・(再掲) 根拠資料2-3-2-10 環境報告書2018 |

| | |
|---|---|
| <p>活動取組 2-3-C</p> | <p>・【カウンセリングルームの活動及び各部局への波及】</p> <p>カウンセリングルームでは、学生の来談状況や相談内容を分析し、必要に応じ、全学委員会である学生生活委員会や部局の学生相談室及び学生支援担当者に対し情報提供を行っている。また、情報交換会の開催、学部・学科が主催する学生向けのオリエンテーションやガイダンスへの講師派遣及びFD、SD等の教職員研修を行うなど、全学的な支援を継続して実施し、学生支援をサポートしている。全学のカウンセリングルームにおける相談学生の増加傾向を受け、例えば、総合人間学部、人間・環境学研究科等において、学生相談室を設けて臨床心理士を配置するなど部局の取組も進められている。</p> <p>・(再掲) 根拠資料 2-3-2-1 1 カウンセリングルーム活動報告 2017</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・【活動取組 2-3-A : 教育 IR 推進室の設置と活動】</p> <p>平成28年4月に教育の改善等の方針決定等を支援するため、教育担当の理事(以下「担当理事」という。)の下に、教育 IR 推進室(以下「推進室」という。)を設置した。推進室においては、教育課程・制度の改善、教育組織・体制の改善に係る意思決定の支援、学生支援、厚生補導施策の充実に係る立案等の支援、的確な大学情報の発信、入試戦略等の立案等の支援、教育の質保証に関わる情報の提供を行うために必要な教育に関する情報について収集及び分析等を行い、役員、部局長その他学内の関係組織に提供している。</p> <p>具体的には、学部学生履修単位状況、履修・修得単位数推移、GPA と単位数、定員充足率の推移と Student Flow、定員充足率推移、成績評価 GPA の検証等について分析を行い、各学部・研究科長で組織される研究科長部会で本学の状況を報告するとともに、平成30年5月には10学部、18研究科を教育・評価担当理事が個別に訪問し、本学の現状と課題について意見交換を行った。意見交換の結果は研究科長部会で本学における現状と課題、対応策並びに今後の方針として報告された。これらの教育 IR の分析結果を活用した各部局との意見交換を通じて、例えば、文学研究科では標準修業年限修了率の改善に向けWGを設置し、検討が開始されるなど具体的な動きが加速されており有効に機能している。</p> <p>・【活動取組 2-3-B : 組織的に収集・分析した情報の活用による省エネルギー対策事業等の実施】</p> <p>京都大学では、エネルギー・水・紙の使用量、大気汚染物質排出量等の情報を体系的、継続的に収集・分析し、教育・研究・医療等の活動に伴う環境負荷低減に向けた取組を推進している。本学では、電力・ガス・水の使用量に一定の単価を乗じて各部局が拠出する賦課金に大学本部からの全学的資金を加えて、学内施設・設備の省エネルギー対策事業等を行う仕組みとして「環境賦課金制度」を実施している。これにより、収集・分析した情報を環境賦課金事業の実施する拠出金算出等の算出およびモニタリング等に活用することで、継続的かつ効果的に省エネルギー対策事業等を実施することが可能となった。これら</p> | |

の取組により、高負荷施設の新設、設備仕様の強化が求められる中で、全学の単位面積当たりエネルギー消費量を2017年度までに2013年度比で4.6%削減した。

・【活動取組2-3-C：カウンセリングルームの活動及び各部局への波及】

カウンセリングルームでは、学生の来談状況や相談内容を分析し、必要に応じ、全学委員会である学生生活委員会や部局の学生相談室及び学生支援担当者に対し情報提供を行っている。また、情報交換会の開催、学部・学科が主催する学生向けのオリエンテーションやガイダンスへの講師派遣及びFD、SD等の教職員研修を行うなど、全学的な支援を継続して実施し、学生支援をサポートしている。全学のカウンセリングルームにおける相談学生の増加傾向を受け、例えば、総合人間学部、人間・環境学研究科等において、学生相談室を設けて臨床心理士を配置するなど部局の取組も進められている。

改善を要する事項

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|--|
| <p>分析項目2-4-1</p> <p>学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料2-4-1-1 京都大学企画委員会規程 ・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料2-4-1-2 審議結果【平成29年2月28日役員会決定】 ・ 根拠資料2-4-1-3 審議結果【平成29年3月28日役員会決定】 ・ 根拠資料2-4-1-4 審議結果【平成29年6月27日役員会決定】 ・ 根拠資料2-4-1-5 審議結果【平成29年11月28日役員会決定】 ・ 根拠資料2-4-1-6 審議結果①【平成30年3月28日役員会決定】 ・ 根拠資料2-4-1-7 審議結果②【平成30年3月28日役員会決定】 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| | |

| | |
|--|--|
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| 基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目 2-5-1</p> <p>教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 ・ 根拠資料 2-5-1-1 国立大学法人京都大学教員就業特例規則 (非公表) ・ 根拠資料 2-5-1-2 国立大学法人京都大学教員選考規程 (非公表) ・ 根拠資料 2-5-1-3 京都大学文学系教授・准教授・講師選考内規 (非公表) ・ 根拠資料 2-5-1-4 文学系(大学院文学研究科)助教任用内規 (非公表) ・ 根拠資料 2-5-1-5 京都大学教育学系教員選考内規 (非公表) ・ 根拠資料 2-5-1-6 法学系(大学院法学研究科)及び法学系(大学院公共政策連携研究部)に配置される教授及び准教授の選考に関する内規 (非公表) ・ 根拠資料 2-5-1-7 法学系(大学院法学研究科)及び法学系(大学院公共政策連携研究部)に配置される任期を |

[定めて雇用する教員の選考に関する内規](#)（非公表）

- ・ [根拠資料2-5-1-8 京都大学経済学系教員選考規程](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-9 数学系における教員候補者選考手続内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-10 物理・宇宙物理学系における教員候補者選考手続内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-11 地球惑星科学系における教員候補者選考手続内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-12 純正化学系における教員候補者選考手続内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-13 生物科学系における教員候補者選考手続内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-14 工学系群教員選考基準](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-15 京都大学地球工学系に関する内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-16 京都大学建築学系に関する内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-17 京都大学物理工学系に関する内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-18 京都大学電気電子工学系に関する内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-19 京都大学工業化学系に関する内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-20 農学資源経済学系における教員候補者選考内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-21 農芸化学系における教員候補者選考内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-22 生物生産環境学系における教員候補者選考内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-23 応用生物学系における教員候補者選考内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-24 エネルギー科学系教員選考基準](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-1-2-25 エネルギー科学系における教員選考手続内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-26 京都大学情報学系教員選考基準](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-27 京都大学情報学系教員選考規程](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-28 京都大学生命科学系教員選考内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-29 京都大学基礎・社会医学系教員選考内規](#)（非公表）
- ・ [根拠資料2-5-1-30 京都大学臨床医学系教員選考内規](#)（非公表）

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料2-5-1-31 人間健康科学系教員選考内規（非公表） ・ 根拠資料2-5-1-32 京都大学薬学系教員候補者選考内規（非公表） ・ 根拠資料2-5-1-33 京都大学薬学系教員候補者選考に関する申合せ（非公表） ・ 根拠資料2-5-1-34 京都大学人間・環境学系教員選考内規（非公表） ・ 根拠資料2-5-1-35 地域研究学系教員選考手続内規（非公表） ・ 根拠資料2-5-1-36 京都大学全学教員部教員選考規程（非公表） ・ 根拠資料2-5-1-37 京都大学国際高等教育院教員候補者の選考等に関する内規（非公表） ・ 根拠資料2-5-1-38 京都大学大学院総合生存学館教員候補者選考内規（非公表） ・ 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） ・ 別紙様式2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分） ・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・（再掲） 根拠資料2-5-1-2 国立大学法人京都大学教員選考規程（非公表） ・ 根拠資料2-5-1-39 京都大学教員公募（非公表） ・ 根拠資料2-5-1-40 京都大学の学系、学域及び全学教員部に関する規程（非公表） ・ 大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・（再掲） 根拠資料2-5-1-2 国立大学法人京都大学教員選考規程（非公表） ・（再掲） 根拠資料2-5-1-39 京都大学教員公募（非公表） ・（再掲） 根拠資料2-5-1-40 京都大学の学系、学域及び全学教員部に関する規程（非公表） |
| <p>分析項目2-5-2</p> <p>教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料2-5-2-1 京都大学における教員評価の実施に関する規程（非公表） ・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） ・ 別紙様式2-5-2 教員業績評価の実施状況 |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） ・根拠資料2-5-2-2 京都大学第3回教員活動状況報告書 平成28年3月（非公表） ・根拠資料2-5-2-3 京都大学第4回教員活動状況報告書 平成31年3月（非公表） |
| <p>分析項目2-5-3</p> <p>評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・反映される規定がある場合は明文化された規定類（非該当） ・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） 該当なし ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） 該当なし |
| <p>分析項目2-5-4</p> <p>授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） ・別紙様式2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧 |
| <p>分析項目2-5-5</p> <p>教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらが適切に活用されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 ・（再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第56条 ・根拠資料2-5-5-2 京都大学事務組織規程 ・根拠資料2-5-5-3 京都大学本部事務分掌規程 ・根拠資料2-5-5-4 京都大学教室系技術職員に係る組織要項 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 ・（再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第56条 ・（再掲）根拠資料2-5-5-2 京都大学事務組織規程 ・（再掲）根拠資料2-5-5-3 京都大学本部事務分掌規程 ・（再掲）根拠資料2-5-5-4 京都大学教室系技術職員に係る組織要項 ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 2-5-5-5 TA 活用状況アンケート結果 ・ 教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2-5-5） ・ 別紙様式 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧 |
| <p>分析項目 2-5-6</p> <p>教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-6） ・ 別紙様式 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 ・ T A 等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 ・ 根拠資料 2-5-6-1 教学系職員を対象とした研修の実施について ・ 根拠資料 2-5-6-2 技術職員研修実施要項等 ・ 根拠資料 2-5-6-3-1 収書業務担当初任者向け研修 ・ 根拠資料 2-5-6-3-2 図書系職員実務研修 ・ 根拠資料 2-5-6-3-3 平成 30 年度 国立大学図書館協会近畿地区助成事業「オープンサイエンス時代の大学図書館—これから求められる人材とは—」 ・ 根拠資料 2-5-6-4-1 ティーチング・アシスタントについて【研修用教材】 ・ 根拠資料 2-5-6-4-2 TA 研修状況アンケート結果 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 2-5-1</p> | <p>教員の採用や昇格等に際し、職階ごとに求める知識、能力、実績の水準及びその判断方法については、当該教育研究組織の教育方針及び研究計画等を踏まえ、基本的に実際の教員の採用や昇格等の際にその都度定められる。なお、学域において、学系で実施する教員の採用等の検証がなされており、組織的に適正性が確認されている。</p> |
| <p>分析項目 2-5-1</p> | <p>研究所・センターにかかる学系の教員選考内規は根拠資料として提出していない。</p> |
| <p>分析項目 2-5-3</p> | <p>本学では、学校教育法第 109 条第 1 項の規定に基づき、本学における教育研究活動の一層の進展に資するため教員の教育及び研究活動に関する評価を継続的に実施している。しかしながら、その結果を直接昇給・昇格、勤勉手当の判断材料とすることを目的とはしておらず、給与へは各部局において設定された判断基準により評価した結果を反映している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| | |

| | |
|--|--|
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

| 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目3-1-1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること | <ul style="list-style-type: none"> ・直近年度の財務諸表 ・根拠資料3-1-1-1 財務諸表 ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 ・根拠資料3-1-1-2 平成30年度監事監査報告書 ・根拠資料3-1-1-3 平成30年度会計監査人監査報告書 |
| 分析項目3-1-2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること | <ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） ・別紙様式3-1-2 予算・決算の状況（過去5年分） ・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 ・別紙様式3-1-2 予算・決算の状況（過去5年分） |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| 改善を要する事項 | |

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|---|
| <p>分析項目3-2-1</p> <p>大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・根拠資料3-2-1-1 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ・根拠資料3-2-1-2 国立大学法人京都大学役員会規程 ・根拠資料3-2-1-3 国立大学法人京都大学経営協議会規程 ・根拠資料3-2-1-4 国立大学法人京都大学教育研究評議会規程 ・根拠資料3-2-1-5 国立大学法人京都大学部局長会議規程 ・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料（非該当） ・役職者の名簿 <ul style="list-style-type: none"> ・根拠資料3-2-1-6 役職員の名簿 |
| <p>分析項目3-2-2</p> <p>法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） <ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式3-2-2 法令遵守事項一覧・危機管理体制等一覧 ・根拠資料3-2-2-1 京都大学における情報公開制度の実施に関する規程 ・根拠資料3-2-2-2 京都大学における個人情報の保護に関する規程 ・根拠資料3-2-2-3 京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程 ・根拠資料3-2-2-4 京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 ・根拠資料3-2-2-5 京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 ・根拠資料3-2-2-6 京都大学における安全保障輸出管理に関する規程 ・根拠資料3-2-2-7 京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程 ・根拠資料3-2-2-8 京都大学における動物実験の実施に関する規程 ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） <ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式3-2-2 法令遵守事項一覧・危機管理体制等一覧 ・根拠資料3-2-2-9 京都大学防火規程 ・根拠資料3-2-2-10 京都大学危機管理規程 ・根拠資料3-2-2-11 京都大学危機管理規程施行細則 ・根拠資料3-2-2-12 京都大学情報セキュリティ対策基準 |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料3-2-2-13 国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程 ・ 根拠資料3-2-2-14 京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| 活動取組3-2-A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 【全学的なコンプライアンスの推進】 <p>「京都大学におけるコンプライアンスに関する規程」を制定し、基本方針並びに役員及び教職員の責務を定めた。また、コンプライアンスの推進やコンプライアンスに抵触する事案の防止又は発生した場合の対応に係る総括的な審議機関として、法務・コンプライアンス担当の副学長を本部長とするコンプライアンス推進本部を置き、コンプライアンスに係る体制の明確化を図ることで、全学的なコンプライアンスの推進に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料3-2-A 京都大学におけるコンプライアンスに関する規程 |
| 活動取組3-2-B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 【教職員のコンプライアンス意識醸成】 <p>コンプライアンスガイドブックを日本語及び英語で発行し、全教職員に配付（日本語版：平成30年6月 約16,150部、英語版：平成30年12月 約1,420部）するとともに、大学WEBサイトにも公開することにより、教職員のコンプライアンス意識の更なる醸成に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料3-2-B-1 京都大学コンプライアンスガイドブック（日本語版） ・ 根拠資料3-2-B-2 京都大学コンプライアンスガイドブック（英語版） |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> | |

| 基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目3-3-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠となる規定類 |

| | |
|---|---|
| <p>管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 根拠資料3-2-1-1 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 第56条 ・ 根拠資料3-3-1-1 京都大学事務組織規程 ・ 事務組織の組織図 ・ 根拠資料3-3-1-2 京都大学事務組織 組織図 ・ 事務組織一覧(部署ごとの人数(分析項目2-5-6教育支援者を含む。))(別紙様式3-3-1) ・ 別紙様式3-3-1 事務組織一覧(部署ごとの人数(分析項目2-5-5教育支援者を含む。)) |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目3-3-1</p> | <p>本学においては、複数の部局の共通の事務を処理させるため、共通事務部を設置している。このため、「別紙様式3-3-1事務組織一覧」の表中において、人員を配置していない部局事務部(室)の事務については、共通事務部等において処理している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p> | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> | |
| <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> | |
| <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> | |
| | |
| <p>改善を要する事項</p> | |
| | |

| <p>基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること</p> | |
|---|--|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目3-4-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職協働の状況(別紙様式3-4-1) ・ 別紙様式3-4-1 教職協働の状況 ・(再掲) 根拠資料3-2-1-5 国立大学法人京都大学部局長会議規程 ・ 根拠資料3-4-1-1 京都大学施設整備委員会規程 ・ 根拠資料3-4-1-2 京都大学大学評価委員会規程 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料3-4-1-3 京都大学企画委員会規程 ・ 根拠資料3-4-1-4 京都大学財務委員会規程 ・ 根拠資料3-4-1-5 京都大学広報委員会規程 ・ 根拠資料3-4-1-6 京都大学環境安全保健委員会規程 ・ 根拠資料3-4-1-7 京都大学人権委員会規程 ・ 根拠資料3-4-1-8 京都大学教育制度委員会規程 ・ 根拠資料3-4-1-9 京都大学教職教育委員会要項 ・ 根拠資料3-4-1-10 京都大学社会貢献推進検討委員会要項 ・ 根拠資料3-4-1-11 京都大学国際教育委員会規程 |
| <p>分析項目3-4-2</p> <p>管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） ・ 別紙様式3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> | |

| <p>基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること</p> | |
|--|-------------------------|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |

| | |
|---|--|
| <p>分析項目3-5-1</p> <p>監事が適切な役割を果たしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事に関する規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料3-2-1-1 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 第5条 ・ 根拠資料3-5-1-1 国立大学法人京都大学監事監査規程 ・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料 (直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料3-5-1-2 平成30年度監事監査に関する報告書(抄) ・ 根拠資料3-5-1-3 平成30年度監事監査計画 ・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果 (非該当) |
| <p>分析項目3-5-2</p> <p>法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料 (直近年度の監査計画書等) ・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料 (直近年度の会計監査人による監査報告書等) <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料3-1-1-3 平成30年度会計監査人監査報告書 |
| <p>分析項目3-5-3</p> <p>独立性が担保された主体により内部監査を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図又は関係規定 (独立性が担保された主体であることが確認できるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料3-5-3-1 京都大学監査室要項 ・ 根拠資料3-5-3-2 内部監査の流れ ・ 根拠資料3-5-3-3 監事監査と監査室との業務等の比較 ・ 内部監査に関する規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料3-5-3-4 国立大学法人京都大学内部監査規程 ・ (再掲) 根拠資料3-5-3-1 京都大学監査室要項 ・ 根拠資料3-5-3-5 国立大学法人京都大学内部監査実施細則 (様式込) ・ 監査の実施状況等が確認できる資料 (直近年度の内部監査報告書等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料3-5-3-6 平成30年度会計経理内部監査結果の概要 ・ 根拠資料3-5-3-7 平成30年度外部資金・科学研究費補助金等 監査結果の概要 ・ 根拠資料3-5-3-8 平成30年度業務監査の概要 |
| <p>分析項目3-5-4</p> <p>監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事による監査とそれ以外の内部監査、会計監査人監査の連携の状況について確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料3-5-4-1 第1回四者協議会次第 ・ 根拠資料3-5-4-2 第2回四者協議会次第 ・ 根拠資料3-5-4-3 第3回四者協議会次第 |

| | |
|---|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目3-5-1 | 平成30年度の監事監査に関する報告書は、2019年8月頃に完成する予定のため、抄を根拠資料としている。完成版については、訪問調査で提示予定。 |
| 分析項目3-5-2 | 根拠資料として求められている、「会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）」については、個人情報や監査概要が記載されている。これらを開示することにより、監査法人の経営上、不利益になるおそれがあるため提出しない。（当該監査法人から大学改革支援・学位授与機構へ確認済） |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| 改善を要する事項 | |

| 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目3-6-1 法令等が公表を求める事項を公表していること | <ul style="list-style-type: none"> 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 別紙様式3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目3-6-1 | 博士課程教育リーディングプログラムについては、対象外としている。ただし、一部のプログラムにおいては、当該プログラムのホームページにおいて、教育研究活動等の情報を公表している。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす | |

| |
|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない |
| 優れた成果が確認できる取組 |
| 改善を要する事項 |

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

| 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目4-1-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証評価共通基礎データ様式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証評価共通基礎データ様式 ・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧 |
| 分析項目4-1-2 法令が定める実習施設等が設置されていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式4-1-2 附属施設等一覧 |
| 分析項目4-1-3 施設・設備における安全性について、配慮していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況（面積、収容者数）、利用状況等が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-1-3-1 国立大学法人等施設の耐震化の状況 ・ 根拠資料4-1-3-2 構造体の耐震化完了に向けた計画 ・ 根拠資料4-1-3-3 国立大学法人京都大学インフラ長寿命化計画（行動計画） ・ 根拠資料4-1-3-4 施設修繕計画（文部科学省「戦略的な施設マネジメント」より） ・ 根拠資料4-1-3-5 バリアフリーマップ ・ 根拠資料4-1-3-6 建築物等定期調査及び建築設備定期検査報告業務特記仕様書 ・ 根拠資料4-1-3-7 高圧受変電設備定期点検仕様書 ・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-1-3-8 キャンパスマスタープラン基本方針・整備方針・活用方針 ・ 根拠資料4-1-3-9 京都大学防犯カメラ設置・運用要領 ・ 根拠資料4-1-3-10 京都大学吉田キャンパス外灯配置図 |
| 分析項目4-1-4 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-1-4-1 平成30年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） |
| 分析項目4-1-5 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-1-5-1 平成30年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編） |

| | |
|--|---|
| <p>に整備し、有効に活用されていること</p> | |
| <p>分析項目4-1-6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） ・ 別紙様式4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目4-1-5</p> | <p>学術情報基盤実態調査（大学図書館編）については、文部科学省への提出版から、記入担当者氏名、電話番号、内線、FAX、E-mailを削除し、図書館・室運営費〔人件費〕は非公表として加工している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組4-1-A</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・【地震等の災害への対応】 <p>大規模な自然災害、パンデミック等の緊急事態の発生に対応するため、京都大学危機管理規程及び危機管理基本計画を制定し、これに基づき危機管理計画（地震編）並びに地震対応マニュアルを作成している。また、災害時等に本学構成員の安否を把握できるよう安否確認システムの運用を開始するとともに利用訓練も実施している。なお、災害時における安否登録推奨のリーフレットや地震対応マニュアル（学生用）を新入生ガイダンスで配付し、災害等の対応について周知を行っている。さらに、災害等における休講等の措置等について、全学として学生の安全を確保するため取扱要項を制定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-1-A-1 地震対応マニュアル ・ 根拠資料4-1-A-2 安否確認システム案内 ・ 根拠資料4-1-A-3 情報環境機構広報誌「Info!」No.14（安否確認システムを活用した訓練について） ・ 根拠資料4-1-A-4 京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項 |
| <p>活動取組4-1-B</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・【学生教育研究災害傷害保険への加入促進】 <p>学生が教育研究活動中に被った傷害に対する備えとして、本学では全ての学生に学生教育研究災害傷害保険の加入を原則としており、履修登録等を行うシステムKULASISに学生が自身の保険加入状況について確認（未加入者は加入手続き）ができる仕組みを導入した。また、教務情報システム（学籍・成績管理の基盤システム）にも加入状況を反映したことにより、当該所属学部・研究科でも確認可能となり、加入漏れの防止及び速やかな不測の事態への対処ができることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-1-B-1 KULASISでの学生教育研究災害傷害保険加入状況確認 ・ 根拠資料4-1-B-2 教務情報システムでの学生教育研究災害傷害保険加入状況管理 |
| <p>活動取組4-1-C</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・【自学自習環境の整備（図書館・情報環境機構）】 <p>自学自習環境を全学的に整備するため、附属図書館を始めとする全学10箇所の図書館において授業時間外も利用できる夜間・休日開館や試験期特別延長開館を実施している。さらに附属図書館においては学生がグループで対話しながら能動的に学習できるラーニング・コモンズや静かな環境での個人学習が可能なサイレントエリア、深夜早朝でも自学自習が</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>できる学習室 24 等を提供している。情報環境機構においては、ラーニング・コモンズを提供しており、各自が持参したノート PC やタブレット端末等で無線 LAN(Wi-Fi)や卓上の電源設備が利用できるほか、大型ディスプレイやプロジェクターを利用したグループ学習や同じ画面を見ながらディスカッションができる環境を整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 4-1-C-1 図書館機構概要 2019/2020 (抜粋) ・ 根拠資料 4-1-C-2 情報環境機構広報誌「Info!」(抜粋) |
| <p>活動取組 4-1-D</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・【自学自習環境の整備（情報通信技術の活用）】 <p>自学自習環境の整備として、各学生が大学に自分のノート PC やタブレット端末等を持参し学習活動や大学生活に活用する「BYOD(Bring Your Own Device)」環境の整備、学習支援システム PandA（パンダ）の利用促進等、情報通信技術を活用した教育を進めている。また、語学学習支援システム GORILLA（ゴリラ）を導入し、ネットワークに接続している PC やスマートフォン、タブレットを介し、いつでもどこでも学習することが可能とした上で、全学共通科目である英語ライティング・リスニング授業においてリスニングの自習課題の統一的な実施に活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（再掲）根拠資料 4-1-C-2 情報環境機構広報誌「Info!」(抜粋) ・ 根拠資料 4-1-D 国際高等教育院「自己点検・評価報告書（第1号）」(抜粋) |
| <p>活動取組 4-1-E</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・【国際高等教育院棟の整備】 <p>本学の教養・共通教育を担当する国際高等教育において、グローバル人材の育成に資する設備を備えた施設として、平成 28 年 3 月に国際高等教育院棟を新設した。新棟では、大教室での対話的な授業を実施しやすくするため板書と併用できるプロジェクタの設置や 3 人掛けの机を導入するとともに、大人数でのノート PC 利用に対応した無線 LAN を整備した。また、チームラーニングなどが行いやすい演習室、自習で語学の発話練習が行えるスピーキングコーナー、学内で英語の検定試験を実施できる CBT ルーム、ポスターセッションでの利用などにも配慮した自習環境のマグネットコーナーなど、学生が利用しやすい、快適な学習環境を整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 4-1-E 国際高等教育院棟 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【活動取組 4-1-A：地震等の災害への対応】 <p>大規模な自然災害、パンデミック等の緊急事態の発生に対応するため、京都大学危機管理規程及び危機管理基本計画を制定し、これに基づき危機管理計画(地震編)並びに地震対応マニュアルを作成している。また、災害時等に本学構成員の安否を把握できるよう安否確認システムの運用を開始するとともに利用訓練も実施している。なお、災害時における安否登録推奨のリーフレットや地震対応マニュアル(学生用)を新入生ガイダンスで配付し、災害等の対応について周知を行っている。さらに、災害等における休講等の措置等について、全学として学生の安全を確保するため取扱要項を制定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【活動取組 4-1-B：学生教育研究災害傷害保険への加入促進】 | |

学生が教育研究活動中に被った傷害に対する備えとして、本学では全ての学生に学生教育研究災害傷害保険の加入を原則としており、履修登録等を行うシステム KULASIS に学生が自身の保険加入状況について確認（未加入者は加入手続き）ができる仕組みを導入した。また、教務情報システム（学籍・成績管理の基盤システム）にも加入状況を反映したことにより、当該所属学部・研究科でも確認可能となり、加入漏れの防止及び速やかな不測の事態への対処ができることとなった。

・【活動取組4-1-C：自学自習環境の整備（図書館・情報環境機構）】

自学自習環境を全学的に整備するため、附属図書館を始めとする全学 10 箇所の図書館において授業時間外も利用できる夜間・休日開館や試験期特別延長開館を実施している。さらに附属図書館においては学生がグループで対話しながら能動的に学習できるラーニング・コモンズ、静寂な環境での個人学習が可能なサイレントエリア、深夜早朝でも自学自習ができる学習室 24 等を提供している。また、情報環境機構においては、ラーニング・コモンズを提供しており、各自が持参したノート PC やタブレット端末等で無線 LAN (Wi-Fi) や卓上の電源設備が利用できるほか、大型ディスプレイやプロジェクターを利用したグループ学習や同じ画面を見ながらディスカッションができる環境を整備している。

・【活動取組4-1-D：自学自習環境の整備（情報通信技術の活用）】

自学自習環境の整備として、各学生が大学に自分のノート PC やタブレット端末等を持参し学習活動や大学生活に活用する「BYOD (Bring Your Own Device)」環境の整備、学習支援システム PandA（パンダ）の利用促進等、情報通信技術を活用した教育を進めている。また、語学学習支援システム GORILLA（ゴリラ）を導入し、ネットワークに接続している PC やスマートフォン、タブレットを介し、いつでもどこでも学習することが可能とした上で、全学共通科目である英語ライティング・リスニング授業においてリスニングの自習課題の統一的な実施に活用している。

・【活動取組4-1-E：国際高等教育院棟の整備】

本学の教養・共通教育を担当する国際高等教育において、グローバル人材の育成に資する設備を備えた施設として、平成 28 年 3 月に国際高等教育院棟を新設した。新棟では、大教室での対話的な授業を実施しやすくするため板書と併用できるプロジェクタの設置や 3 人掛けの机を導入するとともに、大人数でのノート PC 利用に対応した無線 LAN を整備した。また、チームラーニングなどが行いやすい演習室、自習で語学の発話練習が行えるスピーキングコーナー、学内で英語の検定試験を実施できる CBT ルーム、ポスターセッションでの利用などにも配慮した自習環境のマグネットコーナーなど、学生が利用しやすい、快適な学習環境を整備している。

改善を要する事項

・

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|--|
| 分析項目 4-2-1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に | ・相談・助言体制等一覧（別紙様式 4-2-1） ・ 別紙様式 4-2-1 相談・助言体制等一覧 |

関する相談・助言体制を整備していること

- ・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料
 - ・ [根拠資料4-2-1-2-1 京都大学学生総合支援センター](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-2-2 保健診療所](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-2-3 01（総合人間学部・人間・環境学研究科）人間・環境学研究科／総合人間学部学生相談室](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-2-3 02_1（文学部・文学研究科）先輩相談室](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-2-3 02_2（文学部・文学研究科）文学研究科・文学部相談室](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-2-3 04（法学研究科）法曹養成専攻就職支援室](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-2-3 05（経済学部・経済学研究科）経済学部・経済学研究科学生相談室](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-2-3 06（理学部・理学研究科）理学研究科・理学部相談室](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-2-3 09_1（工学部・工学研究科）工学部・工学研究科学生相談室](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-2-3 09_2（工学部・工学研究科）物理工学科保健室](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-2-3 10（農学部・農学研究科）農学部・農学研究科学生相談室](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-2-3 22（アジア・アフリカ地域研究研究科）キャリア・ディベロップメント室](#)
- ・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）
 - ・ [根拠資料4-2-1-3-1 京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-3-2 京都大学人権委員会規程](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-3-3 京都大学におけるハラスメントの防止と対応について](#)
- ・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料
 - ・ [根拠資料4-2-1-4-1 Campus Life Information](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-4-2 Campus Life News No.31](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-4-3 京都大学ホームページ「キャンパスライフ支援」](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-4-4 学生生活支援情報公式 twitter](#)
 - ・ [根拠資料4-2-1-4-5 全学機構ガイダンス](#)
 - ・（再掲）[根拠資料4-2-1-2-3 01（総合人間学部・人間・環境学研究科）人間・環境学研究科／総合人間学部学生相談室](#)

- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 01_1 \(総合人間学部\) 学生便覧「学生生活の諸手続きについて」](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 01_2 \(総合人間学部・人間・環境学研究科\) 人権相談窓口](#)
- ・ (再掲) [根拠資料4-2-1-2-3 02_1 \(文学部・文学研究科\) 先輩相談室](#)
- ・ (再掲) [根拠資料4-2-1-2-3 02_2 \(文学部・文学研究科\) 文学研究科・文学部相談室](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 02_1 \(文学部・文学研究科\) 学生便覧「学生生活」](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 02_2 \(文学部・文学研究科\) 就職説明会](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 02_3 \(文学部・文学研究科\) キャリアガイダンス](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 03 \(教育学部・教育学研究科\) 履修指導次第](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 04 \(法学部・法学研究科\) 履修指導次第](#)
- ・ (再掲) [根拠資料4-2-1-2-3 05 \(経済学部・経済学研究科\) 経済学部・経済学研究科学生相談室](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 05 \(経済学部・経済学研究科\) 学生便覧「諸手続等」](#)
- ・ (再掲) [根拠資料4-2-1-2-3 06 \(理学部・理学研究科\) 理学研究科・理学部相談室](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 06 \(理学部・理学研究科\) 教科の手引き／学事要項 \(学生生活関係抜粋\)](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 07 \(医学部・医学研究科\) 医学研究科・医学部ホームページ「教務情報」](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 08_1 \(薬学部・薬学研究科\) 学生便覧 \(学生生活関係抜粋\)](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 08_2 \(薬学部\) 薬学部新入生ガイダンス「学生生活全般について」](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 08_3 \(薬学部・薬学研究科\) 就職セミナー](#)
- ・ (再掲) [根拠資料4-2-1-2-3 09_1 \(工学部・工学研究科\) 工学部・工学研究科学生相談室](#)
- ・ (再掲) [根拠資料4-2-1-2-3 09_2 \(工学部・工学研究科\) 物理工学科保健室](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 09 \(工学部・工学研究科\) 履修要覧／学修要覧「諸手続き等」](#)
- ・ (再掲) [根拠資料4-2-1-2-3 10 \(農学部・農学研究科\) 農学部・農学研究科学生相談室](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 10 \(農学部・農学研究科\) 学生便覧／学修要覧「学生生活・在学中の諸手続き等」](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 21_1 \(エネルギー科学研究科\) 学修要覧「諸手続き等」](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 21_2 \(エネルギー科学研究科\) 新入生ガイダンス](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 22 \(アジア・アフリカ地域研究研究科\) 学生便覧「諸手続等」](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 23 \(情報学研究科\) 情報学研究科ガイダンス](#)
- ・ [根拠資料4-2-1-4-6 24 \(生命科学研究科\) 新入生ガイダンス \(抜粋\)](#)

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-2-1-4-6 25 (総合生存学館) 学修要覧「諸手続等について」 ・ 根拠資料4-2-1-4-6 26 (地球環境学舎) 学事要綱「諸手続等」 ・ 根拠資料4-2-1-4-6 27 (公共政策教育部) 履修指導次第 ・ 根拠資料4-2-1-4-6 28 (経営管理教育部) 学生便覧「諸手続等」 ・ 生活支援制度の利用実績が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料4-2-1-4-6 02.2 (文学部・文学研究科) 就職説明会 ・ (再掲) 根拠資料4-2-1-4-6 02.3 (文学部・文学研究科) キャリアガイダンス ・ (再掲) 根拠資料4-2-1-4-6 08.3 (薬学部・薬学研究科) 就職セミナー |
| <p>分析項目4-2-2</p> <p>学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 課外活動に係る支援状況一覧 (別紙様式4-2-2) ・ 別紙様式4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧 |
| <p>分析項目4-2-3</p> <p>留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生に対する生活支援の状況が確認できる資料 (実施体制、実施方法、実施状況等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-2-3-1-1 留学生ハンドブック 2018/2019 ・ 根拠資料4-2-3-1-2 チューターガイドブック ・ 根拠資料4-2-3-1-3 外国人留学生のための学内相談窓口 ・ 根拠資料4-2-3-1-4 留学生ラウンジ きずな ・ 根拠資料4-2-3-1-5 01.1 (人間・環境学研究科) 留学生オリエンテーション ・ 根拠資料4-2-3-1-5 01.2 (総合人間学部・人間・環境学研究科) 留学生アドバイザー ・ 根拠資料4-2-3-1-5 01.3 (人間・環境学研究科) 留学生見学旅行 ・ 根拠資料4-2-3-1-5 02 (文学研究科) 留学生オリエンテーション ・ 根拠資料4-2-3-1-5 05 (経済学部・経済学研究科・経営管理教育部) 留学生支援室 ・ 根拠資料4-2-3-1-5 09 (工学部・工学研究科) 新入学留学生研修旅行 ・ 根拠資料4-2-3-1-5 10 (農学部・農学研究科) 国際交流室 ・ 根拠資料4-2-3-1-5 33 (霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 履修生面談 ・ 留学生に対する外国語による情報提供 (健康相談、生活相談等) を行っている場合は、その資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料4-2-3-1-1 留学生ハンドブック 2018/2019 ・ (再掲) 根拠資料4-2-3-1-2 チューターガイドブック |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料4-2-3-1-3 外国人留学生のための学内相談窓口 ・ (再掲) 根拠資料4-2-3-1-4 留学生ラウンジ きずな ・ (再掲) 根拠資料4-2-3-1-5 05 (経済学部・経済学研究科・経営管理教育部) 留学生支援室 ・ 根拠資料4-2-3-2 06 (理学研究科) After-enrollment Procedures ・ 根拠資料4-2-3-2 07 (医学部・医学研究科) 医学研究科・医学部ホームページ「学生支援関係」(英語版) ・ 根拠資料4-2-3-2 08 (薬学研究科) Procedures for Admission ・ 根拠資料4-2-3-2 08 (薬学研究科) 企業セミナー ・ 根拠資料4-2-3-2 09.1 (工学部・工学研究科) 留学生相談室 ・ 根拠資料4-2-3-2 09.2 (工学部・工学研究科) 工学部・工学研究科ホームページ「各種手続」(英語版) ・ (再掲) 根拠資料4-2-3-1-5 10 (農学部・農学研究科) 国際交流室 ・ 根拠資料4-2-3-2 10 (農学研究科) 学修要覧「学生生活・在学中の諸手続き等」(英語版) ・ (再掲) 根拠資料4-2-1-4-6 21.1 (エネルギー科学研究科) 学修要覧「諸手続き等」 ・ (再掲) 根拠資料4-2-1-4-6 21.2 (エネルギー科学研究科) 新入生ガイダンス ・ 根拠資料4-2-3-2 22 (アジア・アフリカ地域研究研究科) 学生便覧「諸手続当」(英語版) ・ 根拠資料4-2-3-2 23 (情報学研究科) 情報学研究科ガイダンス (英語版) ・ 根拠資料4-2-3-2 24 (生命科学研究科) 学修要覧「学生生活」(英語版) ・ 根拠資料4-2-3-2 25 (総合生存学館) 学修要覧「諸手続き」(英語版) ・ (再掲) 根拠資料4-2-1-4-6 26 (地球環境学舎) 学事要綱「諸手続等」 |
| <p>分析項目4-2-4</p> <p>障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある学生等に対する生活支援の状況が確認できる資料 (実施体制、実施方法等) ・ 根拠資料4-2-4-1 学生総合支援センター障害学生支援ルーム |
| <p>分析項目4-2-5</p> <p>学生に対する経済面での援助を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧 (別紙様式4-2-5) ・ 別紙様式4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧 ・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 ・ 根拠資料4-2-5-2 京都大学ホームページ「奨学金」 ・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 ・ 根拠資料4-2-5-3 日本学生支援機構奨学金等利用実績 |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-2-5-4-1 京都大学修学支援基金奨学金 ・ 根拠資料4-2-5-4-2 京大基金企業寄附奨学金 ・ 根拠資料4-2-5-4-3 京都大学博士後期課程特別進学支援制度 ・ 根拠資料4-2-5-4-4 アジア未来リーダー育成奨学金プログラム ・入学金、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-2-5-5-1 京都大学授業料、入学金免除等規程 ・ 根拠資料4-2-5-5-2 京都大学授業料、入学金免除等実施要領 ・ 根拠資料4-2-5-5-3 平成30年度授業料、入学金免除等実施状況 ・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-2-5-6-1 学生寄宿舎 ・ 根拠資料4-2-5-6-2 国際交流会館 ・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-2-5-7-1 緊急支援一時金等 ・ 根拠資料4-2-5-7-2 総長賞 ・ 根拠資料4-2-5-7-3 京都大学たちばな賞（優秀女性研究者賞） ・ 根拠資料4-2-5-7-4 京都大学久能賞 ・ 根拠資料4-2-5-7-5 SPEC（京大生チャレンジコンテスト） ・ 根拠資料4-2-5-7-6 おもろチャレンジ（鼎会プログラム） |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目4-2-3</p> | <p>分析項目4-2-1に挙げている生活支援は、概ね国内学生、留学生を問わず実施されており、留学生を対象とした支援の情報提供は英語で行われている。また、留学生が在籍している全ての学部・研究科においてチューターを配置している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p> | |
| <p>活動取組4-2-A</p> | <p>・【教員へのコンサルテーションの実施】</p> <p>学生総合支援センターと工学研究科の協議により、問題を抱えた学生への対応を主とする教員の悩み事の解決や心のケアを目的として、カウンセリングルームのカウンセラーが専攻や研究室等を定期的（月1回半日程度）に訪問し、教員との意見交換や相談に応じる「教員へのコンサルテーション制度」を実施している。コンサルテーションにより教員の問題</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>解決能力を高め、より効果的な学生支援につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料 2-3-2-1 1 カウンセリングルーム活動報告 2017 |
| 活動取組 4-2-B | <p>・【学生総合支援センターの設置】</p> <p>学生相談に関する体制の充実及び関連委員会、相談機関等との連携の強化を図るため、学生支援に関わる施設・事務組織として個別に配置していたカウンセリングセンター、キャリアサポートセンター及び障害学生支援室を統合した学生総合支援センターを平成 25 年度に設置した。組織の統合により、キャリアや障害等に関する悩みも含めた学生生活上の悩みにより総合的かつ効果的に関わっていくことが可能になった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料 4-2-4-1 学生総合支援センター障害学生支援ルーム |
| 活動取組 4-2-C | <p>・【各部局の相談室等の拡充】</p> <p>学生生活における不安や悩みなどの相談等については学生総合支援センター等において窓口を設置しているが、支援を必要とする学生が増加しているなか各学部・研究科等においても相談できる体制を整備するとともに、学生総合支援センター等と連携を図っている。さらに、相談室等を設置し、臨床心理士等専門家を配置した学部・研究科等もある。中でも、工学部は平成 30 年 4 月に養護教諭の経験を持つ専門スタッフが常駐しカウンセリングを行う「工学部物理工学科保健室」を吉田キャンパスに設置したが、相談件数が年間延べ 200 件ほどとなること等から、大学院工学研究科のある桂キャンパスにも平成 31 年 4 月から「桂保健室」を設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 4-2-C-1 学生総合支援センターカウンセリングルームホームページ「学内の他の相談機関」 ・ 根拠資料 4-2-C-2 「桂保健室」案内 |
| 活動取組 4-2-D | <p>・【課外活動団体ごとの基金の設立】</p> <p>課外活動支援として、長期にわたる自主財源の獲得のため、団体ごとの基金を設立している（令和元年 5 月 20 日現在、11 団体が京大基金を設置）。さらにアメリカンフットボール部については、部員や指導者、OB 等を中心とした「一般社団法人京都大学アメリカンフットボールクラブ」を設立し企業とスポンサー契約を締結し支援強化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 4-2-D 京都大学基金ホームページ「課外活動支援」 |
| 活動取組 4-2-E | <p>・【留学生ラウンジ「きずな」による支援】</p> <p>留学生への健康相談、生活相談については、留学生相談室において実施している。さらに、留学生相談室に来ること自体が心理的ハードルになることも考えられるため、留学生ラウンジ「きずな」にピア相談員を配置し、気軽な雰囲気の中で最初の相談を受けられる仕組みを構築している。ピア相談員は必要に応じて留学生相談室への紹介を行っており、留学生交流の場である「きずな」と留学生相談室とでシームレスな学生サポートを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料 4-2-3-1-4 留学生ラウンジ きずな |
| 活動取組 4-2-F | <p>・【大学独自の奨学金制度による支援】</p> <p>寄附金や大学の運営費により新たな大学独自奨学金の創設を進めている。平成 28 年度には、学業優秀な学生が経済的困窮を理由として修学を断念することのないよう、民間企業からの寄附金に基づく給付型奨学金「京都大学基金企業寄附奨学金制度 (GES)」や将来の卓越した研究者候補として極めて優れた資質・能力を有する学生が経済的理由により博士後期課程への進学を断念することがないよう、進学前に奨学金給付を保証する給付型奨学金制度「京都大学博士後期課程特別進学支援制度 (KSPD)」を、平成 29 年度には、意欲と能力</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>のある学生が経済的困窮を理由に修学を断念することがないよう、修学支援基金の寄附金による給付型奨学金「京都大学修学支援基金給付奨学金」を創設した。さらに、優秀な外国人留学生を獲得するため、入学前に学資を保証する奨学金として香港の篤志家からの寄附により平成26年度に創設された給付型奨学金「アジア未来リーダー育成奨学金プログラム」(Asian Future Leaders Scholarship Program AFLSP)については、財団との独自交渉により重点大学に選定されるなど、多様な学生への経済的支援に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料4-2-5-4-1 京都大学修学支援基金奨学金 ・ (再掲) 根拠資料4-2-5-4-2 京都大学企業寄附奨学金 ・ (再掲) 根拠資料4-2-5-4-3 京都大学博士後期課程特別進学支援制度 ・ (再掲) 根拠資料4-2-5-4-4 アジア未来リーダー育成奨学金プログラム |
| <p>活動取組4-2-G</p> | <p>・【大学独自の学生表彰制度の拡充】</p> <p>学業・課外活動・各種社会活動において本学の名誉を高めた個人、団体を表彰する賞として「総長賞」を平成17年度に開始したことをはじめ、学生表彰等として経済的支援を含め様々な支援を行っている。平成20年度には、優れた研究成果を挙げた若手女性研究者を顕彰する「京都大学優秀女性研究者賞(たちばな賞)」を創設している。平成27年度には未知の世界に挑戦するプロセスを通じ、たくましく成長する学生を支援することを目的とし、学術、文化、芸術、スポーツ、ボランティアなどキャンパスライフにおけるあらゆる活動を支援する「SPEC(京大生チャレンジコンテスト)」を開始し、さらに、平成28年度には学生の自己提案形式による海外研修プログラムを支援する京都大学体験型海外渡航支援制度一鼎会プログラム「おもしろチャレンジ」及び、21世紀における地球規模の課題を解決し、よりよい世界を目指し、社会に貢献したいという高い志を持ち、科学・技術分野において自ら定めた独創的な夢を持つ意欲のある女子学生を支援することを目的とした久能悠子氏からの寄附による「京都大学久能賞」を創設した。このように意欲ある学生を多方面で支援する制度の拡充に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料4-2-5-7-2 総長賞 ・ (再掲) 根拠資料4-2-5-7-3 京都大学たちばな賞(優秀女性研究者賞) ・ (再掲) 根拠資料4-2-5-7-4 京都大学久能賞 ・ (再掲) 根拠資料4-2-5-7-5 SPEC(京大生チャレンジコンテスト) ・ (再掲) 根拠資料4-2-5-7-6 おもしろチャレンジ(鼎会プログラム) |
| <p>活動取組4-2-H</p> | <p>・【学部・研究科基金の創設】</p> <p>学部・研究科によっては独自に教育支援のための基金を設立している。支援の内容は学部・研究科により異なるが、主に海外派遣支援、奨学金の支給、学習環境の整備などに充てられている。例えば理学研究科では、若手研究者の育成に資することを目的とし、成績優秀な大学院生に奨学金を支給する「理学研究科基金奨学金」を創設し、多くの博士後期課程の学生を支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料4-2-H-1 京都大学基金ホームページ「プロジェクト支援基金」 ・ 根拠資料4-2-H-2 理学研究科基金奨学金 |
| <p>活動取組4-2-I</p> | <p>・【学生意見箱の運用】</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>学生生活を送るうえで生じた大学への意見・要望をメールで受け付け、それに対し回答を行っている「学生意見箱」を運用している。ここでの回答内容については本学ホームページ上に掲載しており、情報発信としても機能している。なお、学生意見箱を設置したことで、学生からの意見を参考に実際に学生支援のための制度の改善や福利厚生施設を充実させる等、学生生活の向上への支援につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（再掲）根拠資料 2-3-3-2 学生意見箱概要・運用方針 |
| <p>活動取組 4-2-J</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・【入学予定者サイトの導入】 <p>入学後円滑に学生生活が送れるよう各種手続を入学前に行えるシステムを入学予定者サイトとして導入しており、学生支援で手続きが必要なもの、知らせておくべきものについても当該システムにおいて周知している。また、学部新入生を対象に、入学前 e-learning にて学生生活における基本ルールを学ぶことで、大学生活への備えを強化させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 4-2-J 入学予定者サイトについて |
| <p>基準に係る判断 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【活動取組 4-2-A：教員へのコンサルテーションの実施】 <p>学生総合支援センターと工学研究科の協議により、問題を抱えた学生への対応を主とする教員の悩み事の解決や心のケアを目的として、カウンセリングルームのカウンセラーが専攻や研究室等を定期的（月1回半日程度）に訪問し、教員との意見交換や相談に応じる「教員へのコンサルテーション制度」を実施している。コンサルテーションにより教員の問題解決能力を高め、より効果的な学生支援につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【活動取組 4-2-B：学生総合支援センターの設置】 <p>学生相談に関する体制の充実及び関連委員会、相談機関等との連携の強化を図るため、学生支援に関わる施設・事務組織として個別に配置していたカウンセリングセンター、キャリアサポートセンター及び障害学生支援室を統合した学生総合支援センターを平成 25 年度に設置した。組織の統合により、キャリアの悩み、障害の悩みも含めた学生生活上の悩みにより総合的かつ効果的に関わっていくことが可能になった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【活動取組 4-2-C：各部局の相談室等の拡充】 <p>学生生活における不安や悩みなどの相談等については学生総合支援センター等において窓口を設置しているが、支援を必要とする学生が増加しているなか各学部・研究科等においても相談できる体制を整備するとともに、学生総合支援センター等と連携を図っている。さらに、相談室等を設置し、臨床心理士等専門家を配置した学部・研究科等もある。中でも、工学部は平成 30 年 4 月に養護教諭の経験を持つ専門スタッフが常駐しカウンセリングを行う「工学部物理工学科保健室」を吉田キャンパスに設置したが、相談件数が年間延べ 200 件ほどとなること等から、大学院工学研究科のある桂キャンパスにも平成 31 年 4 月から「桂保健室」を設置した。</p> | |

・【活動取組4-2-D：課外活動団体ごとの基金の設立】

課外活動支援として、長期にわたる自主財源の獲得のため、団体ごとの基金を設立している（令和元年5月20日現在、11団体が京大基金を設置）。さらにアメリカンフットボール部については、部員や指導者、OB等を中心とした「一般社団法人京都大学アメリカンフットボールクラブ」を設立し企業とスポンサー契約を締結し支援強化を図っている。

・【活動取組4-2-E：留学生ラウンジ「きずな」による支援】

留学生への健康相談、生活相談については、留学生相談室において実施している。さらに、留学生相談室に来ること自体が心理的ハードルになることも考えられるため、留学生ラウンジ「きずな」にピア相談員を配置し、気軽な雰囲気の中で最初の相談を受けられる仕組みを構築している。ピア相談員は必要に応じて留学生相談室への紹介を行っており、留学生交流の場である「きずな」と留学生相談室とでシームレスな学生サポートを実施している。

・【活動取組4-2-F：大学独自の奨学金制度による支援】

寄附金や大学の運営費により新たな大学独自奨学金の創設を進めている。平成28年度には、学業優秀な学生が経済的困窮を理由として修学を断念することのないよう、民間企業からの寄附金に基づく給付型奨学金「京都大学基金企業寄附奨学金制度（GES）」や将来の卓越した研究者候補として極めて優れた資質・能力を有する学生が経済的理由により博士後期課程への進学を断念することがないよう、進学前に奨学金給付を保証する給付型奨学金制度「京都大学博士後期課程特別進学支援制度（KSPD）」を、平成29年度には、意欲と能力のある学生が経済的困窮を理由に修学を断念することがないよう、修学支援基金の寄附金による給付型奨学金「京都大学修学支援基金給付奨学金」を創設した。さらに、優秀な外国人留学生を獲得するため、入学前に学資を保証する奨学金として香港の篤志家からの寄附により平成26年度に創設された給付型奨学金「アジア未来リーダー育成奨学金プログラム」（Asian Future Leaders Scholarship Program AFLSP）については、財団との独自交渉により重点大学に選定されるなど、多様な学生への経済的支援に取り組んでいる。

・【活動取組4-2-G：大学独自の学生表彰制度の拡充】

学業・課外活動・各種社会活動において本学の名誉を高めた個人、団体を表彰する賞として「総長賞」を平成17年度に開始したことをはじめ、学生表彰等として経済的支援を含め様々な支援を行っている。平成20年度には、優れた研究成果を挙げた若手女性研究者を顕彰する「京都大学優秀女性研究者賞（たちばな賞）」を創設している。平成27年度には未知の世界に挑戦するプロセスを通じ、たくましく成長する学生を支援することを目的とし、学術、文化、芸術、スポーツ、ボランティアなどキャンパスライフにおけるあらゆる活動を支援する「SPEC（京大生チャレンジコンテスト）」を開始し、さらに、平成28年度には学生の自己提案形式による海外研修プログラムを支援する京都大学体験型海外渡航支援制度－鼎会プログラム「おもしろチャレンジ」及び、21世紀における地球規模の課題を解決し、よりよい世界を目指し、社会に貢献したいという高い志を持ち、科学・技術分野において自ら定めた独創的な夢を持つ意欲のある女子学生を支援することを目的とした久能悠子氏からの寄附による「京都大学久能賞」を創設した。このように意欲ある学生を多方面で支援する制度の拡充に取り組んでいる。

・【活動取組4-2-H：学部・研究科基金の創設】

学部・研究科によっては独自に教育支援のための基金を設立している。支援の内容は学部・研究科により異なるが、主に海外派遣支援、奨学金の支給、学習環境の整備などに充てられている。例えば理学研究科では、若手研究者の育成に資することを目的とし、成績優秀な大学院生に奨学金を支給する「理学研究科基金奨学金」を創設し、多くの博士後期課程の学生を支援している。

・【活動取組4-2-I：学生意見箱の運用】

学生生活を送るうえで生じた大学への意見・要望をメールで受け付け、それに対し回答を行っている「学生意見箱」を運用している。ここでの回答内容については本学ホームページ上に掲載しており、情報発信としても機能している。なお、学生意見箱を設置したことで、学生からの意見を参考に実際に学生支援のための制度の改善や福利厚生施設を充実させる等、学生生活の向上への支援につながっている。

・【活動取組4-2-J：入学予定者サイトの導入】

入学後円滑に学生生活を送れるよう各種手続を入学前に行えるシステムを入学予定者サイトとして導入しており、学生支援で手続きが必要なもの、知らせておくべきものについても当該システムにおいて周知している。また、学部新生を対象に、入学前 e-learning にて学生生活における基本ルールを学ぶことで、大学生活への備えを強化させている。

改善を要する事項

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

| 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目5-1-1 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること | ・学生受入方針が確認できる資料 ・ 根拠資料5-1-1-1 アドミッション・ポリシー ※P1. 総合人間学部、P2. 文学部、P3. 教育学部、P4. 法学部、P5. 経済学部、P6. 理学部、P7. 医学部、P9. 薬学部、P10. 工学部、P12. 農学部、P14. 文学研究科、P16. 教育学研究科、P17. 法学研究科、P20. 経済学研究科、P21. 理学研究科、P23. 医学研究科、P27. 薬学研究科、P30. 工学研究科、P31. 農学研究科、P36. 人間・環境学研究科、P37. エネルギー科学研究科、P38. アジア・アフリカ地域研究研究科、P39. 情報学研究科、P40. 生命科学研究科、P42. 総合生存学館、P43. 地球環境学舎、P45. 公共政策教育部、P46. 経営管理教育部、P48. グローバル生存学リーディング大学院、P48. 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院、P48. デザイン学リーディング大学院、P49. 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |
| 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること | |

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|---|
| <p>分析項目5-2-1</p> <p>学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1） <li style="padding-left: 20px;">別紙様式5-2-1 入学者選抜の方法一覧 ・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） <li style="padding-left: 20px;">根拠資料5-2-1-1 面接において評価の公正性を担保する組織的取組の状況（非公表） ・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 <li style="padding-left: 20px;">根拠資料5-2-1-2 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制（非公表） ・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 <li style="padding-left: 20px;">根拠資料5-2-1-3 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアルでの策定事項（非公表） ・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの <li style="padding-left: 20px;">根拠資料5-2-1-4 入学者選抜における教科・科目変更予告（非公表） |
| <p>分析項目5-2-2</p> <p>学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 <li style="padding-left: 20px;">根拠資料5-2-2-1 学生の受入状況を検証する組織、方法 ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 <li style="padding-left: 20px;">根拠資料5-2-2-2 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す事例 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組5-2-A</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・【特色入試実施による入学者の多様化】 <li style="padding-left: 20px;">高等学校における幅広い学習に裏付けられた総合力と学力及び高い志を評価し、個々の学部が定めたカリキュラムと教育コースを受けるにふさわしい学力と意欲を備えた者を選抜するため、平成28年度入試において全学部で特色入試を導入した。その後も各学部内の全学科への拡充を図り、平成30年度特色入試より全学部・全学科での実施に至った。また、特色入試選抜状況の検証を関係委員会で毎年行い、出願要件や選抜方法等の見直しを図っている。 <li style="padding-left: 20px;">特色入試では、近年本学への進学実績がない高校からの出願や合格者があるほか、一般入試の入学者とは異なる傾向が出ていることから、入学者の多様化に寄与するなど、優れた成果が見られる。 <li style="padding-left: 20px;">根拠資料5-2-A 平成31年度京都大学特色入試実施結果及び2020年度・2021年度特色入試の変更点について |
| <p>活動取組5-2-B</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・【Kyoto iUP実施による学部留学生の受入拡充】 |

| | |
|---|--|
| | <p>Kyoto University International Undergraduate Program (Kyoto iUP) を実施した。これは入学段階での日本語能力を問うことなく、入学決定後に英語で教養共通教育を履修するとともに徹底した日本語教育を継続的に実施することで専門教育段階から日本語での履修を行う留学生向けの教育プログラムであり、優秀で志高い学部留学生の受入拡充と育成により高度な外国人人材を輩出することを目的としている。平成 30 年度は、第 2 期合格者に対して、現地日本語教育機関でのプレ日本語予備教育と、本学での日本語教育及び理系教育を中心とした予備教育を実施したほか、第 3 期広報・リクルート活動として ASEAN 6 ヶ国（タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン）に加え、台湾、香港、シンガポールでも活動を推進、特にトップレベルの高校計 47 校を訪問し、説明会・留学フェアなどにより Kyoto iUP の認知・関心が確実に高まった。この成果として、第 3 期の志願者は 228 名・合格者は 18 名となり、第 2 期の志願者 33 名・合格者 3 名から大幅に増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 5-2-B-1 Kyoto iUP Brochure 2020 ・ 根拠資料 5-2-B-2 プログラム概要（日本語） ・ 根拠資料 5-2-B-3 Announcement of Successful Candidates for 2019 Enrollment ・ 根拠資料 5-2-B-4 Kyoto iUP Newsletter No3 |
| <p>活動取組 5-2-C</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・【高校生対象の学習プログラム「ELCAS」による次世代育成】 <p>グローバルサイエンスキャンパス事業として実施していた高校生を対象とした学習プログラム「科学体系と創造性がクロスする知的卓越人材育成プログラム」(ELCAS) を平成 30 年度からは本学独自の事業として引継ぎ、高校生の潜在的興味を掘り起こすとともに、学習意欲の高い高校生が高度な学術にふれる機会を拡大し、研究型大学ならではの次世代の育成に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 5-2-C 京都大学 ELCAS 募集要項「京大で、究めよう。」 |
| <p>活動取組 5-2-D</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・【生命科学研究科スプリングスクール開催による進学の促進】 <p>生命科学研究科は多様な学部からの進学が期待できる独立研究科であることから、より一層本学学部からの進学を促進するものとして、平成 31 年 3 月に本学学部 1 回生から 3 回生を対象に、当該研究科が行っている先端科学の研究に身近に触れる機会を提供するスプリングスクールを開催した。今回参加した学生へのアンケート結果において、活動内容・プログラムの満足度が高く、研究室の実験内容や雰囲気や直に体験できて良かったなど好評であり、優れた成果が見られた。本取組により、生命科学研究科の研究の様子や魅力を伝え、入学者数の増加を図るとともに、将来的には本研究科博士後期課程の進学へ繋げたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 5-2-D 平成 30 年度生命科学研究科 Spring School 概要及び受講者アンケート結果 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【活動取組 5-2-A：特色入試実施による入学者の多様化】 <p>高等学校における幅広い学習に裏付けられた総合力と学ぶ力及び高い志を評価し、個々の学部が定めたカリキュラムと教育コースを受けるにふさわしい学力と意欲を備えた者を選抜するため、平成 28 年度</p> | |

入試において全学部で特色入試を導入した。その後も全学科への拡充を図り、平成 30 年度特色入試より全学部・全学科での実施に至った。また、特色入試選抜状況の検証を関係委員会で毎年行い、出願要件や選抜方法等の見直しを図っている。特色入試では、近年本学への進学実績がない高校からの出願や合格者があり、一般入試に比べて女性比率が高く、関東地区の相対比率が高いことから、入学者の多様化に寄与するなど、優れた成果が見られる。

・【活動取組 5-2-B : Kyoto iUP 実施による学部留学生の受入拡充】

Kyoto University International Undergraduate Program (Kyoto iUP) を実施した。これは入学段階での日本語能力を問うことなく、入学決定後の徹底した日本語教育を継続的に実施して専門教育段階から日本語で講義等を行う留学生向けの教育プログラムであり、優秀で志高い学部留学生の受入拡充と育成により高度な外国人人材を輩出することを目的としている。平成 30 年度は、第 2 期合格者に対して、現地日本語教育機関でのプレ日本語予備教育と、本学での日本語教育及び理系教育を中心とした予備教育を実施したほか、第 3 期広報・リクルート活動として ASEAN 6 ヶ国（タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン）に加え、台湾、香港、シンガポールでも活動を推進、特に高校はトップレベルの計 47 校を訪問し、説明会・留学フェアなどにより Kyoto iUP の認知・関心が確実に高まった。この成果として、第 3 期の志願者は 228 名・合格者は 18 名となり、第 2 期の志願者 33 名・合格者 3 名から大幅に増加した。

改善を要する事項

基準 5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| <p>分析項目 5-3-1</p> <p>実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2 ・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 ・ 根拠資料 5-3-1-1 入学定員充足率の適正化を図る取組 ・ 根拠資料 5-3-1-2 文学研究科取組関係資料 ・ 根拠資料 5-3-1-3 経済学研究科取組関係資料 ・ 根拠資料 5-3-1-4 医学研究科取組関係資料 ・ 根拠資料 5-3-1-5 薬学研究科取組関係資料 ・ 根拠資料 5-3-1-6 工学研究科取組関係資料 ・ 根拠資料 5-3-1-7 農学研究科取組関係資料 ・ 根拠資料 5-3-1-8 エネルギー科学研究科取組関係資料 |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料5-3-1-9 アジア・アフリカ地域研究研究科取組関係資料 ・ 根拠資料5-3-1-10 情報学研究科取組関係資料 ・ 根拠資料5-3-1-11 総合生存学館取組関係資料 ・ 根拠資料5-3-1-12 地球環境学舎取組関係資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

領域6 基準の判断 総括表

京都大学

| 組織番号 | 教育研究上の基本組織 | 基準6-1 | 基準6-2 | 基準6-3 | 基準6-4 | 基準6-5 | 基準6-6 | 基準6-7 | 基準6-8 | 備考 |
|------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|
| 01 | 総合人間学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 02 | 文学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 03 | 教育学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 04 | 法学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 05 | 経済学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 06 | 理学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 07 | 医学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 医学科については、一般社団法人日本医学教育評価機構の医学教育分野別評価において適合認定を受けている。 |
| 08 | 薬学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 09 | 工学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 10 | 農学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 11 | 文学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 12 | 教育学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 13 | 法学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 法曹養成専攻専門職学位課程については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の法科大学院認証評価において適合認定を受けている。 |
| 14 | 経済学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 15 | 理学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 16 | 医学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 社会健康医学系専攻専門職学位課程については、公益財団法人大学基準協会の公衆衛生系専門職大学院認証評価において適合認定を受けている。 |

| 組織番号 | 教育研究上の基本組織 | 基準 6-1 | 基準 6-2 | 基準 6-3 | 基準 6-4 | 基準 6-5 | 基準 6-6 | 基準 6-7 | 基準 6-8 | 備考 |
|------|------------------------------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 17 | 薬学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 18 | 工学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 19 | 農学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 20 | 人間・環境学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 21 | エネルギー科学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 22 | アジア・アフリカ地域研究研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 23 | 情報学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 24 | 生命科学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 25 | 総合生存学館 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 26 | 地球環境学舎 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 27 | 公共政策教育部 | 公益財団法人大学基準協会の公共政策系専門職大学院認証評価において適合認定を受けている | | | | | | | | |
| 28 | 経営管理教育部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 経営管理専攻専門職学位課程については、一般社団法人ABEST21の経営分野専門職大学院認証評価において適合認定を受けている。 |
| 29 | 国際高等教育院 | 該当なし | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 該当なし | 該当なし | |
| 30 | グローバル生存学リーディング大学院 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 31 | 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 32 | デザイン学リーディング大学院 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 33 | 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：総合人間学部

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (01 総合人間学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (01 総合人間学部) カリキュラム・ポリシー |

| | |
|--|--|
| 方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | |
| 分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 根拠資料 6-2-1-1 (01 総合人間学部) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料 6-1-1-1 (01 総合人間学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組 6-2-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施している。当学部からは 6 名の教員が、国際高等教育院の職務を併任し企画評価専門委員会委員としてカリキュラム作成に深く関わっている。また当学部のほぼすべての教員が国際高等教育院における教養・共通教育の講義・演習・実習等の実施も担っており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である（同教育院の領域 6 に係る自己評価書基準 6-2 を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | ・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料 6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成 31(2019)年度総合人間学部便覧 ※p6-p10「コース・ツリー」 根拠資料 6-3-1-2 (01 総合人間学部) 2019 年度履修モデル&教員プロフィール ※ p3, 7, 10, 13, 16, 19, 22, 26, 29, 32, 38, 43, 46, 49, 51, 53, 56, 59, 61, 64, 68, 71, 75, 78, 81, 84, 91, 99, 106 「履修モデル」 |

| | |
|--|---|
| | <p>根拠資料6-3-1-3 (01 総合人間学部) ナンバリング一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) <p>根拠資料6-3-1-4 (01 総合人間学部) 平成31年度シラバス</p> |
| <p>分析項目6-3-2</p> <p>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果(非該当) 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料(非該当) シラバス <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料6-3-1-4 (01 総合人間学部) 平成31年度シラバス その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 <p>根拠資料6-3-2-1 (01 総合人間学部) 学部教務委員会議事要旨(抄)</p> <p>根拠資料6-3-2-2 (01 総合人間学部) シラバス標準モデルと作成要領</p> |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 明文化された規定類 <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第20条~22条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成31(2019)年度総合人間学部便覧 ※p22「総合人間学部規程」第7条・第8条・第13条</p> <p>根拠資料6-3-3-1 (01 総合人間学部) 外国の大学における科目の履修及び単位認定に関する取扱要領</p> |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 研究倫理に関する指導が確認できる資料(平成30年度) TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述する</p> | |

| | |
|---|---|
| こと。 | |
| 活動取組 6-3-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施している。当学部からは6名の教員が、国際高等教育院の職務を併任し企画評価専門委員会委員としてカリキュラム作成に深く関わっている。また当学部のほぼすべての教員が国際高等教育院における教養・共通教育の講義・演習・実習等の実施も担っており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成31(2019)年度総合人間学部便覧 ※「平成31(2019)年度総合人間学部行事予定表」 |
| 分析項目 6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成31(2019)年度総合人間学部便覧 ※「平成31(2019)年度総合人間学部行事予定表」 シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-4 (01 総合人間学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目 6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (01 総合人間学部) 平成31年度シラバスデータ |
| 分析項目 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当 | <ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 別紙様式6-4-4 (01 総合人間学部) 教育上主要と認める授業科目 |

| | |
|--|---|
| <p>していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-4 (01 総合人間学部) 平成31年度シラバス |
| <p>分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 |
| <p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |

| | |
|---|---|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 集中講義の必要性については、2つに大別できる。1つ目は非常勤講師や学内協力教員など、他に専任職務をもつ教員による授業や演習、2つ目は、学外の実習施設等を利用して実施される演習等である。前者については、担当教員のご都合を考慮しながら開講するため集中講義とすること、また、後者においては、施設利用の観点から集中講義とせざるを得ないものである。いずれの講義・演習・実習も、学生に多様な講義・演習の履修機会を提供すること、卒業研究等の選択・設定に役立つものである。また、事前・事後の授業外学習時間を確保することにより授業期間中の科目と同等以上の教育効果をあげている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施している。当学部からは6名の教員が、国際高等教育院の職務を併任し企画評価専門委員会委員としてカリキュラム作成に深く関わっている。また当学部のほぼすべての教員が国際高等教育院における教養・共通教育の講義・演習・実習等の実施も担っており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 活動取組6-4-B | 専門外の人に研究内容をわかりやすく語るコミュニケーション能力と、多様かつ総合的な視点で物事を観る能力を培うことを目的とし、平成28年度から卒業予定者が自身の研究内容を異分野の教員（聞き役教員）に語る「研究を他者に語る」という新たな試みを開始した。アンケート調査においても、上記の目的に照らし本制度意義があると答えた学生、教員の割合は7割以上であり、ディプロマ・ポリシーに掲げているプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力に寄与するものと期待できる。（再掲） 根拠資料6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成31(2019)年度総合人間学部便覧 ※p21『『研究を他者に語る』について』 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 専門外の人に研究内容をわかりやすく語るコミュニケーション能力と、多様かつ総合的な視点で物事を観る能力を培うことを目的とし、平成28年度から卒業予定者が自身の研究内容を異分野の教員（聞き役教員）に語る「研究を他者に語る」という新たな試みを開始した。アンケート調査においても、上記の目的に照らし本制度意義があると答えた学生、教員の割合は7割以上であり、ディプロマ・ポリシーに掲げているプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力に寄与するものと期待できる。 | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| <p>分析項目 6-5-1</p> <p>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 履修指導の実施状況(別紙様式 6-5-1) <li style="padding-left: 20px;">別紙様式 6-5-1 (01 総合人間学部) 履修指導の実施状況 ▪ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料(非該当) |
| <p>分析項目 6-5-2</p> <p>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 学習相談の実施状況(別紙様式 6-5-2) <li style="padding-left: 20px;">別紙様式 6-5-2 (01 総合人間学部) 学習相談の実施状況 ▪ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料(非該当) |
| <p>分析項目 6-5-3</p> <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式 6-5-3)(平成 30 年度の年間の状況) <li style="padding-left: 20px;">別紙様式 6-5-3 (01 総合人間学部) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ▪ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等) <li style="padding-left: 20px;">根拠資料 6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 <li style="padding-left: 20px;">根拠資料 6-5-3-2-2 平成 30 年度インターンシップ実施状況 |
| <p>分析項目 6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式 6-5-4) <li style="padding-left: 20px;">別紙様式 6-5-4 (01 総合人間学部) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ▪ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 <li style="padding-left: 20px;">根拠資料 6-5-4-1 (01 総合人間学部) チューター制度及びチューター配置状況 ▪ 留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所(非該当) ▪ 障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 <li style="padding-left: 20px;">根拠資料 6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ▪ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料(非該当) ▪ 学習支援の利用実績が確認できる資料 <li style="padding-left: 20px;">根拠資料 6-5-4-6-1 平成 30 年度学習サポートデスク活動報告(抜粋) |

| | |
|--|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組6-5-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施している。当学部からは6名の教員が、国際高等教育院の職務を併任し企画評価専門委員会委員としてカリキュラム作成に深く関わっている。また当学部のほぼすべての教員が国際高等教育院における教養・共通教育の講義・演習・実習等の実施も担っており、当学部の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 成績評価基準 (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成 31(2019)年度総合人間学部便覧 ※p24「総合人間学部試験及び単位認定に関する内規」第11～16条 (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成 31(2019)年度総合人間学部便覧 ※p20「成績評価について」 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成 31(2019)年度総合人間学部便覧 ※p20「成績評価について」 |

| | |
|---|--|
| <p>分析項目 6-6-3</p> <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料 6-6-3-1 (01 総合人間学部) 学部教務委員会議事録 (抄) ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成 31(2019)年度総合人間学部便覧 ※p20「GPA 制度」 (再掲) 根拠資料 6-6-3-1 (01 総合人間学部) 学部教務委員会議事録 (抄) ・ (個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成 31(2019)年度総合人間学部便覧 ※p21「卒業論文・卒業研究について_審査等」 |
| <p>分析項目 6-6-4</p> <p>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成 31(2019)年度総合人間学部便覧 ※p20「成績表の開示について」 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料 6-6-4-1 (01 総合人間学部) 平成 30 年度成績異議申立て制度の状況 ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) 根拠資料 6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 6-6-1</p> | <p>成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。</p> |
| <p>分析項目 6-6-3</p> | <p>成績評価の分布表及び GPA 分布表については、当学部内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>活動取組 6-6-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施している。当学部からは 6 名の教員が、国際高等教育院の職務を併任し企画評価専門委員会委員としてカリキュラム作成に深く関わっている。また当学部のほぼすべての教員が国際高等教育院における教養・共通教育の講義・演習・実習等の実施も担っており、当学部の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている(同教育院の領域 6 に係る自己評価書基準 6-6 を参照願いたい)。</p> |

| |
|---|
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第18条・22条・27条・27条の2・54条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成31(2019)年度総合人間学部便覧 ※p22「総合人間学部規程」第13条</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第27条</p> <p>根拠資料6-7-1-1 (01 総合人間学部) 京都大学総合人間学部教授会内規第3条第3号</p> |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-1 (01 総合人間学部) 平成31(2019)年度総合人間学部便覧 ※p12-14「履修について」</p> |
| <p>分析項目6-7-4</p> | <ul style="list-style-type: none"> 教授会等での審議状況等の資料 |

| | |
|---|---|
| <p>卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること</p> | <p>根拠資料6-7-4-1 (01 総合人間学部) 学事会議議事概要 (抄)</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等(非該当) ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料(非該当) ・審査及び試験に合格した学生の学位論文(非該当) |
| <p>分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

| <p>基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること</p> | |
|--|---|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) <p>別紙様式6-8-1 (01 総合人間学部)「標準修業年限内」「標準修業年限1.5年内」の卒業率(※1)(過去5年分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) <p>別紙様式6-8-1 (01 総合人間学部)「標準修業年限内」「標準修業年限1.5年内」の卒業率(※2)(過去</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>5年分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格の取得者数が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-1-1 (01 総合人間学部) 教員資格取得状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) <p>別紙様式6-8-2 (01 総合人間学部) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)(平成30年度の年間の状況) <p>根拠資料6-8-2-1 (01 総合人間学部) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) <p>根拠資料6-8-2-2 (01 総合人間学部) 卒業生の社会での活躍事例</p> |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-3-1 (01 総合人間学部) 卒業生アンケート(『人環レビュー資料編2018』)</p> |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-4-1 (01 総合人間学部) 『総人・人環 卒業生・修了生インタビュー Vol.1』</p> <p>根拠資料6-8-4-2 (01 総合人間学部) 卒業生対象アンケート(『人環レビュー資料編2017』)</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)(上記と同様) |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-5-1 (01 総合人間学部) 「社会が見た京都大学総合人間学部・大学院人間・環境学研究科」アンケート(平成27年度実施)(『人環レビュー資料編2017』)</p> |

| | |
|--|---|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-8-1 | 卒業率が相対的に低い理由は、留学、転学部に伴う1回年の延長など積極的な理由が少なくない。一方、休学、課外活動への積極的参加、学習意欲の喪失等消極的な理由に対する組織的な対応としては、1年次に語学科目講義への出席状況の悪い学生を調査し、クラス担任から連絡・ヒアリング・助言を行なっている。また、部局独自の学生相談室を設置し、学習や生活のあらゆる相談に対応する仕組みを整備している。 |
| 分析項目6-8-1 | 「論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料」については、分析の手順にある「大学院課程における研究活動の実績の状況が大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する」ための資料であるため、非該当とする。 |
| 分析項目6-8-2 | 卒業・修了に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：文学部

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (02 文学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (02 文学部) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|---|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (02 文学部) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (02 文学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-2-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| ・ | |
| 改善を要する事項 | |
| ・ | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (02 文学部) 文学部コースツリー 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-2 (02 文学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-2 (02 文学部) 平成31年度シラバス その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |

| | |
|---|---|
| <p>分析項目 6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 （再掲）根拠資料 2-1-2-1 (02 文学部) 京都大学通則 ※第 20 条～第 22 条 根拠資料 6-3-3-1 (02 文学部) 京都大学文学部規程 第 13 条 |
| <p>分析項目 6-3-4</p> <p>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目 6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 6-3-2</p> | <p>カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。また、シラバスについても各科目担当教員がそれを反映し作成しているとともに、教務委員会でもシラバスの適切性を確認している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組 6-3-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域 6 に係る自己評価書基準 6-3 を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (02 文学部) 平成31年度文学部・文学研究科学年暦 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1-1 (02 文学部) 平成31年度文学部・文学研究科学年暦 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-2 (02 文学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (02 文学部) 平成31年度シラバスデータ（csv） |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 別紙様式6-4-4 (02 文学部) 教育上主要と認める授業科目 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-2 (02 文学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> CAP制に関する規定 |
| 分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 大学院学則 |
| 分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目 | <ul style="list-style-type: none"> 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |

| | |
|--|--|
| 的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | |
| 分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 該当なし |
| 分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 本学部では集中講義を実施している。これは、一定期間に集中して学習すべきことが望ましい内容や通常の授業では十分にカバーできない分野などについて、内外の優れた教員を招聘しておこなうもので、本学部の教育の水準と多様性を確保するためにぜひとも必要である。集中講義は、そのほとんどが夏休休暇中に実施されているので、一つの授業に対する学生の予習・復習時間は通常授業以上に確保されており、またシラバスでは、予め予習すべきことや試験についても指示が与えられているので、通常の授業と同等以上の効果が認められる。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (02 文学部) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 非該当 |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (02 文学部) 学習相談の実施状況 根拠資料6-5-2-1 (02 文学部) 学生相談室プロジェクトホームページ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 非該当 |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (02 文学部) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| 分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (02 文学部) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (02 文学部) TUTOR GUIDEBOOK 外国人留学生サポートのためのチューターガイド 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 根拠資料6-5-4-2 (02 文学部) 平成31年度シラバス（英語） |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 非該当 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告(抜粋) |
|--|--|

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

| | |
|-----------|--|
| 分析項目6-5-1 | 根拠資料として、「H30文学部新入生ガイダンスプログラム(非公表)」「系分属ガイダンスプログラム・研究室一覧(非公表)」「2回生向け専修分属ガイダンス(非公表)」を作成したので必要な場合は、訪問調査時に確認願いたい。 |
|-----------|--|

| | |
|-----------|---|
| 分析項目6-5-4 | 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する実施内容な実施状況については、個人情報等を含むため、訪問調査時に確認をお願いしたい。 |
|-----------|---|

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|-----------|--|
| 活動取組6-5-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい)。 |
|-----------|--|

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・

改善を要する事項

・

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|-----------|------------------|
| 分析項目6-6-1 | ・成績評価基準 |

| | |
|---|---|
| <p>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> | <p>根拠資料6-6-1-1 (02 文学部) 平成31年度学生便覧 ※P28 成績評価基準 根拠資料6-6-1-2 (02 文学部) 京都大学 HP「成績評価と GPA 制度」</p> |
| <p>分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること</p> | <p>・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (02 文学部) 平成31年度学生便覧 ※P28 成績評価基準</p> |
| <p>分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <p>・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (02 文学部) 平成31年3月28日教務委員会議事録 (抄) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 根拠資料6-6-3-2 (02 文学部) 平成31年度学生便覧 ※P29-30 GPA 制度導入について ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 根拠資料6-6-3-3 (02 文学部) 平成31年度学生便覧 ※p29「成績の異議申立について」 根拠資料6-6-3-4 (02 文学部) 学部卒業論文の試問に関する申合せ</p> |
| <p>分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <p>・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 根拠資料6-6-4-1 (02 文学部) KULASIS 平成30年度前期科目の成績開示について 根拠資料6-6-4-2 (02 文学部) H30年度学生便覧該当箇所 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313</p> |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <p>成績評価の分布及び GPA 分布表については、当該学部内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 また、根拠資料として、「卒論・修論評価の調査依頼(2019年2月)(非公表)」を作成したので必要な場合は、訪問調査時に確認願いたい。</p> |
| <p>分析項目6-6-4</p> | <p>根拠資料として、「【文学部】成績異議申し立て申請件数調べ【平成30年度】(非公表)」を作成したので必要な場合は、訪問調査時に確認願いたい。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-6-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている(同教育院</p> |

| |
|--|
| の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第18条・第22条・第27条・27条の2・54条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (02 文学部) 京都大学文学部規程 第13条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年4月1日達示第1号)※第27条 根拠資料6-7-1-1 (02 文学部) 文学研究科・文学部教授会組織運営に関する内規 第4条 |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-3-1 (02 文学部) 平成31年度学生便覧 卒業要件 根拠資料6-7-3-2 (02 文学部) 京都大学文学部卒業論文評価基準 |

| | |
|--|--|
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教授会等での審議状況等の資料 根拠資料6-7-4-1 (02 文学部) 平成31年3月7日教授会議事録（一部抜粋） ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文 |
| <p>分析項目6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-7-4</p> | <p>卒業論文については、学士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| <p>基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること</p> | |
|---|--|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1 (02 文学部) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） （再掲）別紙様式6-8-1 (02 文学部) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (02 文学部) H30 教免取得件数 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) 別紙様式6-8-2 (02 文学部) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) 根拠資料6-8-2-1 (02 文学部) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 根拠資料6-8-2-2 (02 文学部) 以文会誌該当記事 |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (02 文学部) 文学部卒業生アンケート集計結果(H26~H29) |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (02 文学部) 卒業3年次アンケート依頼文及び結果(H30 年度実施) ・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時) (再掲) 根拠資料6-8-4-1 (02 文学部) 卒業3年次アンケート依頼文及び結果(H30 年度実施) 根拠資料6-8-4-2 (02 文学部) 京都大学アンケートシステム(2018 年度卒業後3年次アンケート) |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1</p> | <p>本学部の修業年限内(4年)の卒業率が若干低い理由は複合的である(以下、組織的な対応策をあわせて記す)。(1)留学等による休学のため修業年限をこえる(単位互換を認めている)、(2)本学部の特性から、新聞や出版、放送等の分野や教員、学芸員、図書館司書など採用数が少ない業種を希望する学生が多く、希望職種に就けない場合に留年を選択する(就職ガイダンスにOBを招き就職活動をサポートしている)、(3)「学士課程における自らの勉学の集大成」と位置づけて重視している卒業論文に要求される水準に達しない場合に留年</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>を選択する（学生への個人指導を行っている）。</p> <p>根拠資料として、「平成 27 年 7 月 24 日文学部第一委員会資料（非公表）」を作成したので必要な場合は、訪問調査時にご確認ください。</p> |
| 分析項目 6-8-2 | <p>卒業・修了生に関して、平成 26 年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成 27 年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。</p> |
| 分析項目 6-8-5 | <p>根拠資料として、「就職先アンケート概要及び結果（H26～H30）（非公表）」を作成したので必要な場合は、訪問調査時に確認願いたい。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価
 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：教育学部

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (03 教育学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (03 教育学部) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (03 教育学部) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (03 教育学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-2-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |

| |
|--|
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p>■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない</p> |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 根拠資料6-3-1-1 (03 教育学部) 教育学部コースツリー 根拠資料6-3-1-2 (03 教育学部) 平成31年度 ナンバリング一覧 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 根拠資料6-3-1-3 (03 教育学部) 平成31年度シラバス |
| <p>分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果（非該当） 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料（非該当） シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (03 教育学部) 平成31年度シラバス その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |
| <p>分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 明文化された規定類 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第20条～第22条 根拠資料6-3-3-1 (03 教育学部) 京都大学教育学部規程 ※第7条～第8条の2 第13条第2項 |
| <p>分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 研究倫理に関する指導が確認できる資料 TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-3-2</p> | <p>カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。また、シラバスについても各科目担当教員がそれを反映し作成しているとともに、教務委員会でも確認している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-3-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育</p> |

| | |
|---|--|
| 院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| 改善を要する事項 | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 根拠資料6-4-1-1 (03 教育学部) 2019年度 授業日程カレンダー |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) 根拠資料6-4-1-1 (03 教育学部) 2019年度 授業日程カレンダー シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (03 教育学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (03 教育学部) 平成31年度シラバスデータ (csv) |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 別紙様式6-4-4 教育上主要と認める授業科目 シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (03 教育学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> CAP制に関する規定 |
| 分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 大学院学則 |
| 分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | <ul style="list-style-type: none"> 連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | <ul style="list-style-type: none"> 実施している配慮が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面 | <ul style="list-style-type: none"> 授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) |

| | |
|---|--|
| 接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-4-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・集中講義について、本学の教員に不足する領域において、国内外の他大学等から講師を招へいし、講義等を行うものであり、これらの授業科目は、授業内容等短期間に集中的に行うことで学生の学習能力を拡充していくものである。また、学生が予習及び復習に充てる時間は、授業期間が15週の授業と同等以上の課題（レポート等）が課せられており、授業の質は担保されている。 |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| 活動取組6-4-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 活動取組6-4-B | <ul style="list-style-type: none"> ・研究の全体的プロセスを実際に体験することで、学生の学びの基礎力を培い、その後の専門的な学びのモチベーションを高めることを目的として、探求的な初年次専門教育「教育研究入門Ⅰ」と「教育研究入門Ⅱ」を設置した。前者はグループで決めたテーマを考察しポスターにまとめ、学会発表を模したポスター・プレゼンテーションにて発表させるものであり、後者では個人で研究を進めレポートを作成し発表させるものである。授業評価アンケートの記述などから、この授業に対する受講生の満足度は総じて高く、とりわけ充実した実施体制や探究型の授業方法に対して評価する声が多いことがわかる。これらの授業によって、学習・研究意欲や批判的に考える力、プレゼンテーション能力や文章を要約する能力等が上昇したとのエビデンスも得られている。 （再掲）根拠資料6-4-3-1 (03 教育学部) 平成31年度シラバスデータ (csv) 根拠資料6-4-B-1 (03 教育学部) 研究成果報告会 ちらし 根拠資料6-4-B-2 (03 教育学部) 第23回大学教育研究フォーラム発表論文集 366-369. |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p>■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| 改善を要する事項 | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-3 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） |

| | |
|---|---|
| <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <p>別紙様式6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| <p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (03 教育学部) 平成30年度チューター配置状況 根拠資料6-5-4-2 (03 教育学部) 外国人留学生サポートのためのチューターガイド ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所（非該当） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告（抜粋） |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-5-4</p> | <p>障害のある学生に対する実施内容などの実施状況については、個人情報等を含むため、訪問調査時に提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-5-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。</p> |
| <p>活動取組6-5-B</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・修学ならびに学生生活全般にかかわる相談には、各教員によるオフィスアワーをもうけ、随時適切に相談、指導を重ねてきている。個別の対応であり、教務上の窓口での対応に加えたものと考えている。すなわちそれは、修学上の不安や進路の相談、また志望に応じた研究指導を併せ持つ機能といえる。さらに支援を必要とする学生に対しては、当該授業担当者のみならず、教務関係窓口等の関係者参集のもと対応のミーティングを重ねている。必要に応じて、施設的大幅改修も実施。必要備品の購入も積極的に行い、学習環境の改善にも努めてきた。授業開始後には、当該学生からのフィードバックを適宜授業担当者に伝達し、その後の環境整備にかかわるニーズを聴取し、よりよい学習環境作りに務めてきている。 <p>根拠資料6-5-B-1 (03 教育学部) 平成31年度便覧 ※オフィスアワー制度等 P.142~148</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p>■ 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

| <p>基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</p> | |
|--|-------------------------|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目6-6-1</p> | <p>・成績評価基準</p> |

| | |
|---|--|
| 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (03 教育学部) 京都大学教育学部規程 ※第4条~第5条 根拠資料6-6-1-1 (03 教育学部) 平成31年度便覧 ※P.98 成績評価基準 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (03 教育学部) 平成31年度便覧 ※P.98 成績評価基準 |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (03 教育学部) 平成30年12月13日開催学部教授会議事録(抄録) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 根拠資料6-6-3-2 (03 教育学部) 平成31年度便覧(学士課程におけるGPA制度の導入について) P.99 根拠資料6-6-3-3 (03 教育学部) 平成30年12月13日開催学部教授会議事録(抄録) 根拠資料6-6-3-4 (03 教育学部) 令和元年5月16日開催学部教授会議事録(案)抄録 ・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料(非該当) |
| 分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 根拠資料6-6-4-1 (03 教育学部) 成績評価に対する異議申立て(学生向け掲示) ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-2 (03 教育学部) H30前期成績異議申立て件数・内容 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-6-3 | 「 根拠資料6-6-3-4 (03 教育学部) 令和元年5月16日開催学部教授会議事録(案)抄録 」について、議題名は「平成30年度後期成績評価の分布表について」となっているところであるが、議事の内容は、GPA分布表の分析結果等の報告である。 |
| 分析項目6-6-3 | 成績評価の分布表及びGPA分布表については、当該学部での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料 とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-6-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | ・ |
| 改善を要する事項 | ・ |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修 | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第18条・第22条・第27条・第27条の2・54条 |

| | |
|---|--|
| <p>了) 要件」という。) を組織的に策定していること</p> | <p>(再掲) 根拠資料6-3-3-1 (03 教育学部) 京都大学教育学部規程 ※第9条、第13条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 (再掲) 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 第27条 根拠資料6-7-1-1 (03 教育学部) 学部教授会内規(抜粋)</p> |
| <p>分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること</p> | <p>・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料</p> |
| <p>分析項目6-7-3 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p> | <p>・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (03 教育学部) 平成31年度便覧 ※P.15~17 学部履修単位表</p> |
| <p>分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること</p> | <p>・教授会等での審議状況等の資料 根拠資料6-7-4-1 (03 教育学部) 平成31年3月7日学部教授会議事録(抄録) 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等(非該当) ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料(非該当) ・審査及び試験に合格した学生の学位論文(非該当)</p> |
| <p>分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p> |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

| <p>基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること</p> | |
|---|---|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <p>・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分) ・資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (03 教育学部) 資格取得状況</p> |

| | |
|---|--|
| <p>分析項目 6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料(非該当) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率(進学希望者に対する進学者の割合)の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) 別紙様式6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポータルサイトにある場合は該当URL) 根拠資料6-8-2-1 (03 教育学部) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 根拠資料6-8-2-2 (03 教育学部) 卒業生の活躍等記事 |
| <p>分析項目 6-8-3 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (03 教育学部) 平成30年度卒業生アンケート項目 根拠資料6-8-3-2 (03 教育学部) 平成30年度卒業生アンケート集計結果 |
| <p>分析項目 6-8-4 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (03 教育学部) 教育学部卒業生調査 根拠資料6-8-4-2 (03 教育学部) 教育学部卒業生調査結果 意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)(再掲) 根拠資料6-8-4-2 (03 教育学部) 教育学部卒業生調査結果 |
| <p>分析項目 6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 訪問調査時提示 |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 6-8-1</p> | <p>「論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料」については、分析の手順にある「大学院課程における研究活動の実績の状況が大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する」ための資料であるため、非該当とする。</p> |
| <p>分析項目 6-8-2</p> | <p>卒業・修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。</p> |
| <p>分析項目 6-8-5</p> | <p>就職先や進学先等の関係者への意見聴取については、当該学部内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：法学部

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (04 法学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (04 法学部) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|--|--|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (04 法学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-2-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-1-1 (04 法学部) ナンバリング 根拠資料6-3-1-2 (04 法学部) コースツリー 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-1-4 (04 法学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果(非該当) 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料(非該当) シラバス <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-1-4 (04 法学部) 平成31年度シラバス その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |

| | |
|---|--|
| | <p>根拠資料6-3-2-1 (04 法学部) 教授会議事要録 (抄)</p> <p>根拠資料6-3-2-2 (04 法学部) シラバス内容チェックシート</p> |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第20条～第22条</p> <p>根拠資料6-3-3-1 (04 法学部) 京都大学法学部規程 ※第6条～第8条及び第12条</p> |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <p>・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)</p> <p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p> <p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p> <p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p> <p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p> <p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p> |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-3-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> | |

| |
|----------|
| 改善を要する事項 |
| . |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (04 法学部) 平成31年度授業日程 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1-1 (04 法学部) 平成31年度授業日程 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-4 (04 法学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (04 法学部) 平成31年度シラバスデータ 根拠資料6-4-3-2 (04 法学部) 平成31年度シラバス（演習） |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 別紙様式6-4-4 (04 法学部) 教育上主要と認める授業科目 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-4 (04 法学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> CAP制に関する規定 |
| 分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 大学院学則 |
| 分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目 | <ul style="list-style-type: none"> 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |

| | |
|--|---|
| 的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | |
| 分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 集中講義を実施する経済科目は、履修規程第4条1項に毎年開講することが定められた教育上も必要な科目であり、法学部学生にとって経済科目を履修することは有益なことである。また、通常の授業期間・試験期間外に行い、予習のため事前に授業資料等を用意し、事後の学習に必要な時間を可能な限り確保していることにより、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (04 法学部) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (04 法学部) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (04 法学部) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| 分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (04 法学部) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (04 法学部) 平成30年度チューター制度及びチューター配置状況 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所（非該当） 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援の利用実績が確認できる資料 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告(抜粋) |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-5-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| ・ | |
| 改善を要する事項 | |
| ・ | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準 根拠資料6-6-1-1 (04 法学部) 平成31年度法学部便覧「法学部履修規程」 ※第13条～第14条 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (04 法学部) 平成31年度法学部便覧「法学部履修規程」 ※第13条～第14条 根拠資料6-6-2-1 (04 法学部) 平成31年度法学部便覧「成績評価について」 |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 |

| | |
|--|---|
| <p>ていることについて、組織的に確認していること</p> | <p>根拠資料6-6-3-1 (04 法学部) 教授会議事要録 (抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 <p>根拠資料6-6-3-2 (04 法学部) GPA 制度</p> <p>根拠資料6-6-3-3 (04 法学部) 平成31年度法学部便覧「履修上の注意」(抜粋)</p> <p>根拠資料6-6-3-4 (04 法学部) 平成31年度法学部便覧「早期卒業制度について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 (非該当) |
| <p>分析項目6-6-4</p> <p>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 <p>根拠資料6-6-4-1 (04 法学部) 平成31年度学生便覧「成績評価に対する異議申立て」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ <p>根拠資料6-6-4-2 (04 法学部) 平成30年度成績異議申立て件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) <p>(再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-1</p> | <p>成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。</p> |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表及び GPA 分布表については、当学部内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 ・ GPA 分布表は、昨年と同様に今年度も7月開催の教授会で確認する。 |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-6-A</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法学部においては、定期試験は原則として論述式試験として行われ、講義内容の理解および自主的学修の成果を自分のことばで表現できるかどうかが問われる。このように、試験は学生の学習成果を問うにふさわしい形式と内容をもって行われており、教員は学生の論述によって講義内容の理解の程度を深く測ることができる。また、採点は答案を匿名化して行われ、公平性が厳密に確保されている。このように、法学部の成績評価は、上記分析項目の基準を満たすだけでなく、さらに優れた方式で行われているといえる。 <p>専門科目試験問題、解答用紙、採点表はすべて非公表であり、訪問調査にて提示予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料6-6-A-1 (04 法学部) 平成30年度の専門科目試験問題 (非公表) ・ 根拠資料6-6-A-2 (04 法学部) 法学部試験解答用紙 (非公表) ・ 根拠資料6-6-A-3 (04 法学部) 平成30年度「憲法第一部」の採点表 (非公表) |
| <p>活動取組6-6-B</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている (同教育院</p> |

| | |
|--|---------------------------|
| | の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 上記のように、法学部においては、定期試験は原則として論述式試験として行われ、教員は学生の論述によって講義内容の理解の程度を深く測ることができる。また、採点は答案を匿名化して行われ、公平性が厳密に確保されている。このように、法学部の成績評価は、上記分析項目の基準を満たすだけでなく、さらに優れた方式で行われているといえる。</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第18条、22条、27条、27条の2、54条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (04 法学部) 京都大学法学部規程 ※第9条及び第12条 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 (再掲) 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第27条 根拠資料6-7-1-1 (04 法学部) 法学部教授会規程第2条第2号 |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 根拠資料6-7-3-1 (04 法学部) 平成31年度法学部便覧「法学部規程」 ※第9条及び第12条 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (04 法学部) 平成31年度法学部便覧「法学部履修規程」 ※第1条 |

| | |
|---|---|
| | 根拠資料6-7-3-2 (04 法学部) 平成31年度法学部便覧「履修上の注意」 |
| 分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 根拠資料6-7-4-1 (04 法学部) 平成31年3月8日開催教授会議事要録(抄) 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等(非該当) ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料(非該当) ・審査及び試験に合格した学生の学位論文(非該当) |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-7-A | <p>法学部では、特に意欲がある法曹志望者のために、早期に法科大学院に進学する道を用意している。3年次の終わりまでに優秀な成績で必要な科目をすべて履修するなど必要な条件を満たした場合は、法学部を3年間で早期卒業して法科大学院に進学することが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 根拠資料6-6-3-4 (04 法学部) 平成31年度法学部便覧「早期卒業制度について」 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| 改善を要する事項 | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-8-1 | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |

| | |
|---|---|
| <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <p>別紙様式6-8-1 標準修業年限内の卒業率（※1）（過去5年分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・ 別紙様式6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業率（※2）（過去5年分） ・ 資格の取得者数が確認できる資料 ・ 根拠資料6-8-1-1 (04 法学部) 教育職員免許一括申請分 ・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・ 別紙様式6-8-2 (04 法学部) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) ・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・ 根拠資料6-8-2-1 (04 法学部) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） ・ 根拠資料6-8-2-2 (04 法学部) 卒業生の活躍 |
| <p>分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・ 根拠資料6-8-3-1 (04 法学部) 平成30年度卒業時アンケート（一部抜粋） |
| <p>分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・ 根拠資料6-8-4-1 (04 法学部) 平成30年度 卒業生(平成27年度)アンケート（一部抜粋） ・ 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様） |
| <p>分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・ 根拠資料6-8-5-1 (04 法学部) 平成29年度就職先アンケート結果（法研究科・法学部） |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1</p> | <p>標準修業年限内の卒業率については、本学部では定期試験において、匿名採点の方法を採用し厳正な客観的評価を確保することで、相対的に厳しい成績評価となっている。そこでその対応策として平成27年度より、教員が一定基準の成績を満たさない学生に対する教員面談の実施、保護者への成績表送付による早期のつまずき者へのフォローなどが行われてき</p> |

| | |
|--|---|
| | た。その甲斐あってここ数年、徐々に標準修業年限内の卒業率が改善されている。 |
| 分析項目6-8-1 | 「論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料」については、分析の手順にある「大学院課程における研究活動の実績の状況が大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する」ための資料であるため、非該当とする。 |
| 分析項目6-8-2 | 卒業・修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実に目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| <p>・</p> | |
| 改善を要する事項 | |
| <p>・</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：経済学部

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (05 経済学部) ディプロマポリシー |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (05 経済学部) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|--|--|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (05 経済学部) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (05 経済学部) ディプロマポリシー |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| 活動取組6-2-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (05 経済学部) 平成31年度学生便覧 コースツリー 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-2 (05 経済学部) 平成31年度前期シラバス 根拠資料6-3-1-3 (05 経済学部) 平成31年度後期シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-2 (05 経済学部) 平成31年度前期シラバス |

| | |
|---|---|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-3 (05 経済学部) 平成31年度後期シラバス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 <p>根拠資料6-3-2-1 (05 経済学部) 平成31年3月7日開催教員協議会議事録</p> <p>根拠資料6-3-2-2 (05 経済学部) 平成31年2月27日開催教科委員会議事録</p> |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※20条～22条</p> <p>根拠資料6-3-3-1 (05 経済学部) 京都大学経済学部規程 ※7条～9条</p> |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-3-2</p> | <p>既存の科目のシラバスに関しては、過去に確認済みであり、新規科目に関しては教科委員会でシラバスがカリキュラム上の位置づけに相応しい水準となっていることを確認している。</p> |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-3-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (05 経済学部) 平成31年度学生便覧 経済学部学事予定 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1-1 (05 経済学部) 平成31年度学生便覧 経済学部学事予定 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-2 (05 経済学部) 平成31年度前期シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (05 経済学部) 平成31年度後期シラバス |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (05 経済学部) 平成31年度前期シラバスデータ 根拠資料6-4-3-2 (05 経済学部) 平成31年度後期シラバスデータ |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 別紙様式6-4-4 (05 経済学部) 教育上主要と認める授業科目 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-2 (05 経済学部) 平成31年度前期シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (05 経済学部) 平成31年度後期シラバス |
| 分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> CAP制に関する規定 |
| 分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その | <ul style="list-style-type: none"> 大学院学則 |

| | |
|--|---|
| <p>他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | |
| <p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-4-2</p> | <p>集中講義として開講している科目がごく少数あるが、専任の担当教員の定年退職後に次の専任教員が着任するまでの一時的な措置として非常勤講師に担当を依頼せざるを得ない、あるいは専任教員だけでは担当できない内容の特殊講義である、等の理由によるものであり、いずれの場合も、事前事後の授業外学習時間の確保も含め15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげている。一部の科目については、集中講義として開講することで、グループワークやワークショップなどを効果的に取り入れた授業形態を取ることが可能になっており、履修者の評価も高くなっている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-4-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されて</p> |

| | |
|--|-----------------------------------|
| | いる（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-5-1</p> <p>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (05 経済学部) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 非該当 |
| <p>分析項目6-5-2</p> <p>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (05 経済学部) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 非該当 |
| <p>分析項目6-5-3</p> <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (05 経済学部) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| <p>分析項目6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (05 経済学部) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (05 経済学部) 京都大学経済学研究科・経済学部留学生支援室規程 第4条 |

| | |
|--|--|
| | <p>根拠資料6-5-4-2 (05 経済学部) 平成30年度チューター採用一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所 <p>根拠資料6-5-4-3 (05 経済学部) 留学生支援室ポスター</p> <p>根拠資料6-5-4-4 (05 経済学部) 平成30年度特別聴講学生のための情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料 非該当 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 <p>根拠資料6-5-4-5 (05 経済学部) 平成30年度留学生支援活動状況</p> <p>(再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告(抜粋)</p> |
|--|--|

【特記事項】
 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|-----------|--|
| 活動取組6-5-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい)。 |
|-----------|--|

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)

当該基準を満たす

当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

.

改善を要する事項

.

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|-----------|------------------|
| 分析項目6-6-1 | ・成績評価基準 |

| | |
|--|---|
| <p>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> | <p>根拠資料6-6-1-1 (05 経済学部) 平成31年度学生便覧 経済学部教育科目の成績表示について</p> |
| <p>分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (05 経済学部) 平成31年度学生便覧 経済学部教育科目の成績表示について |
| <p>分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (05 経済学部) 平成31年4月19日開催教科委員会議事録 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 根拠資料6-6-3-2 (05 経済学部) 平成31年4月1日開催教科委員会会議資料(GPAの状況) ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 |
| <p>分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 根拠資料6-6-4-1 (05 経済学部) 平成31年度学生便覧 成績の意義申し立て ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-2 (05 経済学部) 平成30年度成績異議申立て一覧 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <p>成績評価及びGPAの分布表については、当学部内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>分析項目6-6-1</p> | <p>成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-6-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> | |

| |
|---------------|
| □ 当該基準を満たさない |
| 優れた成果が確認できる取組 |
| ・ |
| 改善を要する事項 |
| ・ |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第18条・第22条・27条・27条の2・54条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (05 経済学部) 京都大学経済学部規程 第10条・第13条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年4月1日達示第1号)※第27条 根拠資料6-7-1-1 (05 経済学部) 京都大学大学院経済学研究科教員協議会内規 ※第3条 |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-3-1 (05 経済学部) 平成31年度学生便覧 履修科目について／卒業に必要な単位数 |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 教授会等での審議状況等の資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-4-1 (05 経済学部) 平成31年3月9日開催教員協議会 議事次第 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 |

| | |
|--|--|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文 |
| <p>分析項目6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・ 別紙様式6-8-1 (05 経済学部) 標準修業年限内の卒業(修了)率 (※1)(過去5年分) ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・ (再掲) 別紙様式6-8-1 (05 経済学部) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率 (※2)(過去5年分) ・ 資格の取得者数が確認できる資料 ・ 根拠資料6-8-1-1 (05 経済学部) 平成30年度卒業生資格取得者数 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 別紙様式6-8-2 (05 経済学部) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 根拠資料6-8-2-1 (05 経済学部) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 根拠資料6-8-2-2 (05 経済学部) 卒業生掲載記事一覧 |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (05 経済学部) 卒業時(学士課程) アンケート結果(平成30年度) |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (05 経済学部) 平成27年度アンケート結果(対象者:平成24年度卒業生) 根拠資料6-8-4-2 (05 経済学部) 平成28年度アンケート結果(対象者:平成25年度卒業生) 根拠資料6-8-4-3 (05 経済学部) 平成29年度アンケート結果(対象者:平成26年度卒業生) 根拠資料6-8-4-4 (05 経済学部) 平成30年度アンケート結果(対象者:平成27年度卒業生) 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様） |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-5-1 (05 経済学部) 京都大学の卒業生と教育に係るアンケート実施結果(平成29年度) |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1</p> | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業率がやや低いが、標準修業年限内に卒業できなかった学生には、外国大学への留学や、進路変更（例えば就職から大学院進学への変更）に伴う準備期間確保を目的とした意図的な在学期間の延長、等を理由とする学生がかなりの割合を占めており、学生の多様な進路を考える上で、一概に否定的に捉えるべきではないと考えられる。 「論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料」については、分析の手順にある「大学院課程における研究活動の実績の状況が大学等の目的及び学 |

| | |
|--|--|
| | 位授与方針に則して妥当なものであることを確認する」ための資料であるため、非該当とする。 |
| 分析項目 6-8-2 | 卒業・修了生に関して、平成 26 年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成 27 年度以降は、学生サービスの改善・充実に目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理学部

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (06 理学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (06 理学部) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|---|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (06 理学部) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (06 理学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-2-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (06 理学部) コース・ツリー 根拠資料6-3-1-2 (06 理学部) ナンバリング一覧 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-3 (06 理学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果(非該当) 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料(非該当) シラバス |

| | |
|--|--|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-3 (06 理学部) 平成31年度シラバス</p> <p>・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料</p> |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第20条～第22条</p> <p>根拠資料6-3-3-1 (06 理学部) 京都大学理学部規程 ※第8条～第9条の2</p> |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <p>・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)</p> <p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p> <p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p> <p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p> <p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p> <p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p> |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-3-2</p> | <p>カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。また、シラバスについても各科目担当教員がそれを反映し作成しているとともに、教務委員会でも確認している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-3-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (06 理学部) 平成31年度学年暦 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1-1 (06 理学部) 平成31年度学年暦 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (06 理学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (06 理学部) 平成31年度シラバスデータ |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 別紙様式6-4-4 (06 理学部) 教育上主要と認める授業科目 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (06 理学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> CAP制に関する規定 |
| 分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 大学院学則 |

| | |
|--|---|
| 分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 授業期間が15週でない授業は、特別なトピックスに関して他大学、他研究機関、民間企業などから講師を招き解説してもらっているものか、あるいはフィールドワークを伴う実習などである。これらの授業科目は、授業内容あるいは授業形態から、短期間に集中的に実施する方が学習効果は高くなる。さらに、授業期間が短くても、学生が予習及び復習に充てる時間は、授業期間が15週の授業と比較して同等以上必要であり、授業の質は担保されている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u> | |
| 活動取組6-4-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| ■ 当該基準を満たす | |

| |
|---------------|
| □ 当該基準を満たさない |
| 優れた成果が確認できる取組 |
| . |
| 改善を要する事項 |
| . |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (06 理学部) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (06 理学部) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (06 理学部) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| 分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (06 理学部) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (06 理学部) チューター制度及び平成30年度チューター配置状況 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所（非該当） 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） ・学習支援の利用実績が確認できる資料 <p>（再掲）根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告（抜粋）</p> |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-5-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| ・ | |
| 改善を要する事項 | |
| ・ | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準 <p>根拠資料6-6-1-1 (06 理学部) 平成31年度教科の手引き ※P.24 履修卒業関係の資料</p> |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 <p>（再掲）根拠資料6-6-1-1 (06 理学部) 平成31年度教科の手引き ※P.24 履修・卒業関係の資料</p> |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われ | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 |

| | |
|--|--|
| <p>ていることについて、組織的に確認していること</p> | <p>根拠資料 6-6-3-1 (06 理学部) 平成 30 年 12 月 21 日開催教務委員会議事録 (抄録)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 根拠資料 6-6-1-1 (06 理学部) 平成 31 年度教科の手引き ※P. 25, 26 履修・卒業関係の資料 ・ 根拠資料 6-6-3-2 (06 理学部) 令和元年 5 月 23 日開催教務委員会議事録 (抄録) ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 |
| <p>分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料 6-6-1-1 (06 理学部) 平成 31 年度教科の手引き ※P. 24, 25 履修・卒業関係の資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料 6-6-4-1 (06 理学部) 2018 年度理学部科目成績評価異議申立て件数 ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料 6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 6-6-1</p> | <p>成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。</p> |
| <p>分析項目 6-6-3-1</p> | <p>成績評価の分布表については、当学部内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>分析項目 6-6-3-2</p> | <p>GPA 分布表については、当学部内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>分析項目 6-6-3-3</p> | <p>4 回生の数学講究と課題研究については個人指導が中心となる科目であるが、コースワークではなく研究指導が主な内容となっているため、どの程度学修すればどの程度の成績がつくのか、文章化することは適切でない。実際、研究の方向と到達目標については、研究指導の途中で随時学生と議論しながら決まってゆくことが多い。例えば、実験がうまく行かなかったからと言って、良くない成績がつくとは限らない。理学部は大学院進学率が高いため、大学院進学に向けた予備教育的な側面もあり、学部での研究・学修を大学院でさらに発展させる学生も多い。しかし、同じ分野の教員同士の情報交換は随時行われており、それによって指導方法や成績について第三者の意見をを得る機会は確保されている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組 6-6-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている (同教育院の領域 6 に係る自己評価書基準 6-6 を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第18条・第22条・第27条・27条の2・54条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (06 理学部) 京都大学理学部規程 ※第10条～第11条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第27条 （再掲）根拠資料1-3-2-1 3 京都大学大学院理学研究科・理学学部教授会内規 ※第5条 |
| 分析項目6-7-2（対象外） 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 |
| 分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）根拠資料6-6-1-1 (06 理学部) 平成31年度教科の手引き ※P.17～20 系登録・卒業の要件 |
| 分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 教授会等での審議状況等の資料 根拠資料6-7-4-1 (06 理学部) 平成31年3月9日開催教授会議事録（抄録） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等（非該当） 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料（非該当） 審査及び試験に合格した学生の学位論文（非該当） |

| | |
|--|------------------------------------|
| 分析項目 6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） 別紙様式 6-8-1 (06 理学部) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） 別紙様式 6-8-1 (06 理学部) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料 6-8-1-1 (06 理学部) 教育職員免許状取得状況 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目 6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 別紙様式 6-8-2 (06 理学部) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 根拠資料6-8-2-1 (06 理学部) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 根拠資料6-8-2-2 (06 理学部・15 理学研究科) 理学研究科・理学部 卒業・修了生受賞一覧 |
| 分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (06 理学部) 平成30年度卒業時アンケート概要及び結果 |
| 分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (06 理学部) 平成27年度卒業生アンケート概要及び結果 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 上記同様 |
| 分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-5-1 (06 理学部) 平成29年度【理学部（教育）】自己点検現況調査票P.9 |
| 【特記事項】 | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-8-1 | 「論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料」については、分析の手順にある「大学院課程における研究活動の実績の状況が大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する」ための資料であるため、非該当とする。 |
| 分析項目6-8-2 | 卒業生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |

優れた成果が確認できる取組

・

改善を要する事項

・

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学部

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (07 医学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (07 医学部) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|---|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (07 医学部) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (07 医学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| 活動取組6-2-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (07 医学部) コースツリー 根拠資料6-3-1-2 (07 医学部) 科目ナンバリング一覧 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-3 (07 医学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果(非該当) 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料(非該当) シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (07 医学部) 平成31年度シラバス |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 根拠資料6-3-2-3 (07 医学部) 平成30年度教務委員会(第10回)議事要旨(抄)・シラバス内容チェックシート |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第20~22条 根拠資料6-3-3-1 (07 医学部) 京都大学医学部規程 ※第25条 |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-3-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |

| |
|----------|
| 改善を要する事項 |
| . |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (07 医学部) 平成31年度学年暦 根拠資料6-4-1-2 (07 医学部) 平成31年度時間割 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1-1 (07 医学部) 平成31年度学年暦 （再掲）根拠資料6-4-1-2 (07 医学部) 平成31年度時間割 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (07 医学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (07 医学部) 平成31年度シラバスデータ |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 別紙様式6-4-4 (07 医学部) 教育上主要と認める授業科目 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (07 医学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> CAP制に関する規定 |
| 分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 大学院学則 |

| | |
|---|---|
| <p>分析項目6-4-7</p> <p>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8</p> <p>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9</p> <p>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10</p> <p>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-11</p> <p>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-4-2</p> | <p>本学部(学科)では、一部の実習・演習・講義科目を集中講義として実施している。実習は外部の病院等で行うため、週に一度ではなく、集中して実施することでより教育上の効果を得られる。演習・講義科目については、研究室での実験や研究指導を伴うため、週に一度ではなく連続した期間に実施することでより教育上の効果が得られる。同一開講期で前半と後半にわけて行う科目は、集中講義としか登録できないため、運用上集中講義としているが、実際は週に一度開講している通常の講義である。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-4-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> | |

| |
|--------------------|
| □ 当該基準を満たさない |
| 優れた成果が確認できる取組 . |
| 改善を要する事項 . |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (07 医学部) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (07 医学部) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (07 医学部) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| 分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (07 医学部) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料（非該当） 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所（非該当） 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告(抜粋) |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-5-4 | 障害のある学生に対する実施内容など実施状況については、個人情報を含むため、訪問調査時に提示予定。 |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| 活動取組6-5-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい)。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ | |
| <p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-6-1</p> <p>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準 根拠資料6-6-1-1 (07 医学部) 京都大学HP「成績の評価基準」 根拠資料6-6-1-2 (07 医学部) 医学部人間健康科学科スクールライフ「履修および試験・成績」 |
| <p>分析項目6-6-2</p> <p>成績評価基準を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (07 医学部) 京都大学HP「成績の評価基準」 (再掲) 根拠資料6-6-1-2 (07 医学部) 医学部人間健康科学科スクールライフ「履修および試験・成績」 (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (07 医学部) 平成31年度シラバス |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 |

| | |
|--|---|
| <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (07 医学部) 教務・教育委員会議事要旨 (抄) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 根拠資料6-6-3-2 (07 医学部) 京都大学HP「GPA制度の概要」 (再掲) 根拠資料6-6-1-2 (07 医学部) 医学部人間健康科学科スクールライフ「履修および試験・成績」 ※2. 試験・成績⑨ (再掲) 根拠資料6-6-3-1 (07 医学部) 教務・教育委員会議事要旨 (抄) ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 (非該当) |
| <p>分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料6-6-1-2 (07 医学部) 医学部人間健康科学科スクールライフ「履修および試験・成績」 ※2. 試験・成績⑧ ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-1 (07 医学部) 平成30年度成績異議申立状況 ・成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-1</p> | <p>成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。</p> |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <p>成績評価の分布表については、当学部内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。GPA分布表についても、当該学部内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-6-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている (同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | ・ |
| 改善を要する事項 | ・ |

| 基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目 6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 18 条・第 22 条・27 条・27 条の 2・54 条 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (07 医学部) 京都大学医学部規程 ※第 2 4 条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第 2 7 条 根拠資料 6-7-1-1 (07 医学部) 医学研究科人間健康科学系専攻教授会内規（抜粋） |
| <p>分析項目 6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 |
| <p>分析項目 6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 根拠資料 6-7-3-1 (07 医学部) 医学部人間健康科学科スクールライフ「卒業要件」 |
| <p>分析項目 6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 教授会等での審議状況等の資料 根拠資料 6-7-4-1 (07 医学部) 医学部人間健康科学科専攻長会議議事録（抄） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等（非該当） 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料（非該当） 審査及び試験に合格した学生の学位論文（非該当） |

| | |
|--|------------------------------------|
| 分析項目 6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） 別紙様式 6-8-1 (07 医学部) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） 別紙様式 6-8-1 (07 医学部) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料 6-8-1-1 (07 医学部) 平成 30 年度国家試験合格者数 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目 6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 別紙様式 6-8-2 (07 医学部) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポータルにある場合は該当URL） 根拠資料6-8-2-1 (07 医学部) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 根拠資料6-8-2-2 (07 医学部) 平成30年度卒業生新聞記事等（一覧） |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (07 医学部) 平成29年度卒業時アンケート概要 根拠資料6-8-3-2 (07 医学部) 平成29年度卒業時アンケート結果概要 |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (07 医学部) 平成30年度卒業生・就職先関係者への意見聴取（懇談会）概要 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様） |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料（再掲） 根拠資料6-8-4-1 (07 医学部) 平成30年度卒業生・就職先関係者への意見聴取（懇談会）概要 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1</p> | <p>「論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料」については、分析の手順にある「大学院課程における研究活動の実績の状況が大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する」ための資料であるため、非該当とする。</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> | <p>医学部保健学科は平成20年4月に人間健康学科に改称しており、平成26年度に最後の卒業生を輩出したため、別紙様式6-8-2「就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況」の平成27年度以降は非該当として作成していない。卒業・修了生に関して、人間健康学館においては平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |

優れた成果が確認できる取組

・

改善を要する事項

・

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学部

第三者評価の結果の活用（有）（医学科）

評価名（医学教育分野別評価（日本医学教育評価機構））

の基準については、「特記事項なし」

| | |
|---|--|
| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

.

基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

.

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

.

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

.

| 基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|--|--|
| 分析項目 | |
| 分析項目 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） ・ 別紙様式 6-8-1 (07 医学部) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） ・ 別紙様式 6-8-1 (07 医学部) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） |
| 分析項目 6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・ 別紙様式 6-8-2 (07 医学部) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 |
| 【特記事項】 ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u> | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：薬学部

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (08 薬学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (08 薬学部) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|---|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (08 薬学部) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (08 薬学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-2-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (08 薬学部) コースツリー①② 根拠資料6-3-1-2 (08 薬学部) 薬学部開講科目配当表 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-3 (08 薬学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果 根拠資料6-3-2-1 (08 薬学部) 薬学教育評価適合認定 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料(非該当) シラバス |

| | |
|--|--|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-3 (08 薬学部) 平成31年度シラバス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-3-2-1 (08 薬学部) 薬学教育評価適合認定</p> <p>根拠資料6-3-2-2 (08 薬学部) 平成30年12月13日協議会議事録(抄録)</p> <p>根拠資料6-3-2-3 (08 薬学部・17 薬学研究科) シラバス標準モデルと作成要領</p> <p>根拠資料6-3-2-4 (08 薬学部・17 薬学研究科) シラバスチェックリスト</p> |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第20条～第22条</p> <p>根拠資料6-3-3-1 (08 薬学部) 京都大学薬学部規程 ※第8条～第9条の2、第13条</p> |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-3-A</p> | <p>薬剤師国家試験受験資格を得るためには6年制学科(薬学科)の卒業が必要となる。薬学科では薬剤師輩出のための適正な教育が実施されているかを薬学教育評価機構が7年周期で評価している。客観的な第三者(薬学教育評価機構)の評価を受審し、同機構の評価基準を満たす旨認定を受けたことは、高い質の教育プログラムを提供している証左であるほか、指摘事項の改善により、更なる教育プログラムの質の向上を図ることが可能となる。本学薬学部は、同機構の評価を活かし、より質の高い教育プログラムの提供に努めている。</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-2-1 (08 薬学部) 薬学教育評価適合認定</p> |

| | |
|--|---|
| 活動取組 6-3-B | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| 改善を要する事項 | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (08 薬学部) 平成31 (2019) 年度全学標準学年暦 根拠資料6-4-1-2 (08 薬学部) 平成31年度薬学部学年暦 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1-1 (08 薬学部) 平成31 (2019) 年度全学標準学年暦 （再掲）根拠資料6-4-1-2 (08 薬学部) 平成31年度薬学部学年暦 ・ シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (08 薬学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (08 薬学部) 平成31年度シラバスデータ |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 別紙様式6-4-4 (08 薬学部) 教育上主要と認める授業科目 ・ シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (08 薬学部) 平成31年度シラバス |

| | |
|--|---|
| <p>分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 |
| <p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 <p>根拠資料6-4-7-1 (08 薬学部) 平成31年度病院実習及び薬局実習実績</p> |
| <p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-4-2</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとつの大きなテーマに対して、少人数グループで作業する科目を集中講義としている。グループで調査、議論、再調査を1週間で集中的に行う。12時間（8週相当：1単位科目） |

| | |
|--|--|
| | の出席を義務付け、その他の時間は濃密な自学自習で行っている。毎週細切れで演習をするのではなく、集中講義として実施することでスピード感をもってより深く学習できるため効果が高い。講義の質を確保する観点から、チューターとして若手教員 10 名程度の協力を必要とするため、集中講義の方が教員の確保が容易となる。結果、事前事後の授業外学習時間の確保も含めて、10 週又は 15 週で行う授業と同等以上の教育効果が得られている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組 6-4-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1） 別紙様式 6-5-1 (08 薬学部) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目 6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式 6-5-2） 別紙様式 6-5-2 (08 薬学部) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6-5-3） 別紙様式 6-5-3 (08 薬学部) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） (再掲) 根拠資料 6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 |

| | |
|--|--|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 根拠資料6-5-3-2-3 (08 薬学部・17 薬学研究科) 2018年度就職セミナー</p> |
| <p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4) 別紙様式6-5-4 (08 薬学部) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (08 薬学部) チューター制度及び平成30年度チューター配置状況 ・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所(非該当) ・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料(非該当) ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告(抜粋) |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-5-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|--|
| <p>分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準 根拠資料6-6-1-1 (08 薬学部) 平成31年度学生便覧 ※P.39-40 成績評価について |
| <p>分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (08 薬学部) 平成31年度学生便覧 ※P.39-40 成績評価について |
| <p>分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (08 薬学部・17 薬学研究科) 平成30年11月29日及び平成31年4月25日開催教務委員会議事録(抄録) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (08 薬学部) 平成31年度学生便覧 ※P.40 京都大学学士課程におけるGPA制度の導入について ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (08 薬学部) 平成31年度シラバス |
| <p>分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (08 薬学部) 平成31年度学生便覧 ※P.39 成績の確認・異議申立について ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-1 (08 薬学部) 平成30年度学部異議申立一覧 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類5313 |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-1</p> | <p>成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。</p> |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <p>成績評価の分布表については、当学部内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <p>GPA分布表については、当該学部内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |

| | |
|--|---|
| | 平成30年12月13日開催の教授懇談会において、GPA分布表について確認しているが、教授懇談会議事録は非公表とする。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-6-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい）。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第18条、第22条、第27条、27条の2、54条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (08 薬学部) 京都大学薬学部規程 ※第10条、第13条～第14条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第27条 （再掲）根拠資料1-3-2-39 (08 薬学部) 京都大学薬学部教授会内規 ※第2条 |
| 分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 |
| 分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |

| | |
|---|--|
| | <p>根拠資料6-7-3-1 (08 薬学部) 平成31年度学生便覧 京都大学薬学部学修要項</p> <p>根拠資料6-7-3-2 (08 薬学部) 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ウェブサイト「学生便覧・シラバス」</p> <p>根拠資料6-7-3-3 (08 薬学部) 平成31年度学生便覧 京都大学薬学部規程</p> |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 根拠資料6-7-4-1 (08 薬学部) 平成31年3月8日開催教授会議事録（抄録） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等（非該当） ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料（非該当） ・審査及び試験に合格した学生の学位論文（非該当） |
| <p>分析項目6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p> | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|-----------|--|
| 分析項目6-8-1 | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） |

| | |
|--|---|
| <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <p>別紙様式6-8-1 (08 薬学部) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・別紙様式6-8-1 (08 薬学部) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・根拠資料6-8-1-1 (08 薬学部) 第104回薬剤師国家試験大学別合格状況 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料（非該当） |
| <p>分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・別紙様式6-8-2 (08 薬学部) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・根拠資料6-8-2-1 (08 薬学部) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」①② ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） ・根拠資料6-8-2-2 (08 薬学部) 研究成果等一覧（新聞掲載） |
| <p>分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・根拠資料6-8-3-1 (08 薬学部) 平成29年度進路状況調査結果（学部） |
| <p>分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・根拠資料6-8-4-1 (08 薬学部) 平成26年度修了者アンケート概要及び結果 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 上記同様 |
| <p>分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・根拠資料6-8-5-1 (08 薬学部) 平成26年度就職先アンケート概要及び結果 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1</p> | <p>「論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料」については、分析の手順にある「大学院課程における研究活動の実績の様子が大学等の目的及び学位</p> |

| | |
|--|--|
| | 授与方針に則して妥当なものであることを確認する」ための資料であるため、非該当とする。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：工学部

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (09 工学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (09 工学部) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|---|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (09 工学部) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (09 工学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| 活動取組6-2-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| ・ | |
| 改善を要する事項・ | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 根拠資料6-3-1-1 (09 工学部) コースツリー 根拠資料6-3-1-2 (09 工学部) ナンバリング一覧 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 根拠資料6-3-1-3 (09 工学部) 平成31年度シラバス（和文） |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (09 工学部) 平成31年度シラバス (和文) ・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 根拠資料6-3-2-2 (09 工学部) 平成29年度実施 工学研究科・工学部外部評価報告書 ※P28 |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第20条～第22条 根拠資料6-3-3-1 (09 工学部) 京都大学工学部規程 ※第13条、第18条～第20条 根拠資料6-3-3-2 (09 工学部) 既修得単位の認定に関する取扱要領 |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-3-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |

| |
|----------|
| 改善を要する事項 |
| . |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1 (09 工学部) 平成31年度履修要覧 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1 (09 工学部) 平成31年度履修要覧 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (09 工学部) 平成31年度シラバス (和文) |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3 (09 工学部) 平成31年度シラバスデータ |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 別紙様式6-4-4 (09 工学部) 教育上主要と認める授業科目 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (09 工学部) 平成31年度シラバス (和文) |
| 分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> 非該当 |
| 分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 非該当 |
| 分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目 | <ul style="list-style-type: none"> 非該当 |

| | |
|---|---|
| 的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | |
| 分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料 非該当 |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・ 非該当 |
| 分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・ 授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・ 添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・ 法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 集中講義において、各科目の内容によっては、直接現地に向向いて講義や実習を行うことや、集中的に時間をかけた実習を行うことにより、学習効果を高めるものなどがあり、個々の授業内容に則して講義形態を設定している。その教育効果は10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上であり、教育上必要と認められる。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>簡条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |

| |
|----------|
| 改善を要する事項 |
| . |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (09 工学部) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (09 工学部) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (09 工学部) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 根拠資料6-5-3-2-3 (09 工学部) インターンシップ実施状況 根拠資料6-5-3-2-4 (09 工学部) インターンシップ実施要項 |
| 分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (09 工学部) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (09 工学部) チューター制度及び平成30年度チューター配置状況 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 根拠資料6-5-4-2 (09 工学部) 平成31年度国際コース学生用時間割（英語） 根拠資料6-5-4-3 (09 工学部) 平成31年度シラバス英文 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 |

| | |
|--|---|
| | <p>根拠資料6-5-4-4 (09 工学部) 工学部障害学生教育指導審査・支援委員会内規</p> <p>根拠資料6-5-4-5 (09 工学部) 障害を持つ学部学生への教育指導</p> <p>(再掲) 根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 <p>非該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援の利用実績が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告(抜粋)</p> |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-5-4</p> | <p>平成30年度において障害をもつ学部学生への教育指導に関する取扱要領に基づき実施された実績はない。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-5-A</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・定点観測科目による学習指導 (根拠資料6-5-A (09 工学部) 定点観測科目の取組みと学生のフォローアップについて) 1回生の段階で授業出席回数の少ない学生を把握し、滞留学生を減らすための取り組み |
| <p>活動取組6-5-B</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・専門スタッフによる相談体制の整備 ((再掲) 根拠資料4-2-1 09 (工学部・工学研究科) 物理工学科保健室) 養護教諭資格を持った看護師を専門スタッフに雇用し、学生生活における悩みや不安等の相談に対してアドバイスを実施 (平成30年4月に物理工学科保健室を設置) |
| <p>活動取組6-5-C</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている (同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定点観測科目による学習指導は全学科で実施しており、1回生の段階で、授業を連続して欠席する学生に対して、教務担当委員が面談や指導を行なうことで出席率の向上につながっている。 ・平成30年4月に設置した物理工学科保健室の平成30年4月から9月の利用状況としては、学部学生52件、大学院生14件、教職員からの相談20件の計86件の利用実績となっている。 | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|--|
| <p>分析項目6-6-1</p> <p>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準 根拠資料6-6-1-1 (09 工学部) 工学部における授業科目の履修及び試験に関する内規 第11,12条 (再掲) 根拠資料6-4-1 (09 工学部) 平成31年度履修要覧 ※P1 単位の授与・試験 |
| <p>分析項目6-6-2</p> <p>成績評価基準を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-4-1 (09 工学部) 平成31年度履修要覧 ※P.3 (工学部における授業科目の履修及び試験に関する内規) |
| <p>分析項目6-6-3</p> <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-2 (09 工学部) 平成31年3月開催教育制度委員会議事要旨(抄) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 根拠資料6-4-1 (09 工学部) 平成31年度履修要覧 ※P.5 GPA制度の導入について 根拠資料6-6-3-3 (09 工学部) 令和元年5月24日工学部教育制度委員会議事要旨(抄) ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 非該当 |
| <p>分析項目6-6-4</p> <p>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料6-4-1 (09 工学部) 平成31年度履修要覧 ※P4 工学部専門科目の成績評価に関する学生からの申し立てについて ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-1 (09 工学部) 平成H30年度成績異議申し立て実績 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類5313 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <p>成績評価の分布表については、当学部内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |

| | |
|--|---|
| 分析項目 6-6-1 | 成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組 6-6-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい）。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第18条・第22条・第27条・27条の2・54条 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (09 工学部) 京都大学工学部規程 ※第18条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第27条 根拠資料 6-7-1-1 (09 工学部) 工学部教授会内規（抄） ※第2条 根拠資料 6-7-1-2 (09 工学部) 工学部学科長会議内規（抄） ※第1条 根拠資料 6-7-1-3 (09 工学部) 工学部教授会から工学部学科長会議に委任する審議事項に関する内規 |
| 分析項目 6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策 | <ul style="list-style-type: none"> 該当なし |

| | |
|---|--|
| 定されていること | |
| 分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-4-1 (09 工学部) 平成31年度履修要覧 P17、18、23、31、35、39、42、46 |
| 分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・教授会等での審議状況等の資料 根拠資料6-7-4-1 (09 工学部) 臨時学科長会議議事録 (抄) |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1 (09 工学部) 標準修業年限内の卒業（修了）率 （過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） |

| | |
|--|--|
| | <p>別紙様式6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率 (過去5年分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (09 工学部) 資格試験合格状況 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 <p>非該当</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) 別紙様式6-8-2 (09 工学部) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) 根拠資料6-8-2-1 (09 工学部) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 根拠資料6-8-2-2 (09 工学部) 社会での活躍等が確認できる記事 |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (09 工学部) 平成31年2月実施卒業時アンケート結果 |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (09 工学部) 平成31年2月実施 平成29年3月卒業生アンケート結果 意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)(上記と同様) |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-5 (09 工学部) 企業アンケート集計結果 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1</p> | <p>論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料については、分析の手順にある「大学院課程における研究活動の実績の状況が大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する」ための資料であるため、非該当とする。</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> | <p>卒業・修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実に目的としてアンケートシステムを導入</p> |

| | |
|--|-------------------------|
| | <p>入し、組織的な把握に努めている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：農学部

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (10 農学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (10 農学部) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|--|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (10 農学部) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (10 農学部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| 活動取組6-2-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (10 農学部) コース・ツリー 根拠資料6-3-1-2 (10 農学部) ナンバリング 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-3 (10 農学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (10 農学部) 平成31年度シラバス その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 根拠資料6-3-2-1 (10 農学部) 平成31年1月24日開催学部教務委員会議事録(抄) |

| | |
|---|--|
| | <p>根拠資料6-3-2-2 (10 農学部) 平成31年度シラバス作成要領</p> <p>根拠資料6-3-2-3 (10 農学部) 平成31年度シラバス内容チェックリスト</p> <p>根拠資料6-3-2-4 (10 農学部) 平成31年度シラバス作成依頼</p> |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※学部：第20条～第22条</p> <p>根拠資料6-3-3-1 (10 農学部) 京都大学農学部規程 ※第11条～第12の2、第16条</p> |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）</p> <p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p> <p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p> <p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p> <p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p> <p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p> |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-3-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |

| |
|----------|
| 改善を要する事項 |
| . |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (10 農学部) 平成31年度学年暦 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1-1 (10 農学部) 平成31年度学年暦 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (10 農学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (10 農学部) 平成31年度シラバスデータ |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 別紙様式6-4-4 (10 農学部) 教育上主要と認める授業科目 シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (10 農学部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> CAP制に関する規定 |
| 分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 大学院学則 |
| 分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目 | <ul style="list-style-type: none"> 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |

| | |
|---|---|
| 的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | |
| 分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 各集中講義は、各学科が教育上必要と認めて、それぞれのカリキュラムに必要な不可欠なものであるうえ、事前事後の授業外学習時間を確保しており、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>簡条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

| |
|----------|
| 改善を要する事項 |
| . |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (10 農学部) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (10 農学部) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (10 農学部) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） (再掲) 根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 (再掲) 根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| 分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (10 農学部) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (10 農学部) チューター実施状況 (実施計画 H30) 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所（非該当） 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） 学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告 (抜粋) |

| | |
|--|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-5-A | 当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 成績評価基準 根拠資料6-6-1-1 (10 農学部) 平成31年度学生便覧 ※P27 成績評価基準等 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (10 農学部) 平成31年度学生便覧 ※P27 成績評価基準等 |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> 成績評価の分布表 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (10 農学部) 平成31年4月26日開催学部教務委員会議事録(抄) GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (10 農学部) 平成31年度学生便覧 ※P28 GPA制度 |

| | |
|---|---|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-6-3-1 (10 農学部) 平成31年4月26日開催学部教務委員会議事録(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 根拠資料6-6-3-2 (10 農学部) 平成30年度「課題研究」の実施体制及び審査基準 |
| <p>分析項目6-6-4</p> <p>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (10 農学部) 平成31年度学生便覧 ※P.30 成績異議申し立て ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-1 (10 農学部) 成績異議申立て一覧 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類5313 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <p>成績評価の分布表については、当学部(大学院の場合は研究科等)内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。また、GPA分布表についても、当該学部・大学院内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-6-A</p> | <p>当学部の教育課程において求める教養・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当学部の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

| | |
|--|-------------------------|
| <p>基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること</p> | |
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |

| | |
|--|---|
| <p>分析項目 6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※学部：第 18 条、第 22 条、第 27、第 27 条の 2、第 54 条 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (10 農学部) 京都大学農学部規程 ※第 16 条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第 27 条 根拠資料 6-7-1-1 (10 農学部) 農学部教授会内規第 3 条第 3 号 |
| <p>分析項目 6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 |
| <p>分析項目 6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）根拠資料 6-6-1-1 (10 農学部) 平成 31 年度学生便覧 ※P13~19, P37, P39, P42, P45, P49, P51 卒業に必要な科目及び単位数 |
| <p>分析項目 6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 根拠資料 6-7-4-1 (10 農学部) 平成 31 年 3 月 9 日開催農学部教授会議事録（抄） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等（非該当） ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料（非該当） ・審査及び試験に合格した学生の学位論文（非該当） |
| <p>分析項目 6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |

| |
|---|
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (10 農学部) 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (10 農学部) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分) 資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (10 農学部) 各種資格取得等状況 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料(非該当) |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) 別紙様式6-8-2 (10 農学部) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) 根拠資料6-8-2-1 (10 農学部) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 根拠資料6-8-2-2 (10 農学部) 平成30年度卒業生生活状況 |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 |

| | |
|---|---|
| <p>針に則した学習成果が得られていること</p> | <p>根拠資料6-8-3-1 (10 農学部) 卒業時アンケート</p> |
| <p>分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <p>・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (10 農学部) 卒業生アンケート</p> <p>・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様）</p> |
| <p>分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-5-1 (10 農学部) 平成29年度企業アンケート集計</p> |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1</p> | <p>「論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料」については、分析の手順にある「大学院課程における研究活動の実績の状況が大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する」ための資料であるため、非該当とする。</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> | <p>卒業生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：文学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (11文学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (11文学研究科) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|---|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (11文学研究科) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (11文学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| 活動取組6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (11文学研究科) 文学研究科修士課程カリキュラム 根拠資料6-3-1-2 (11文学研究科) 文学研究科博士後期課程カリキュラム 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-3 (11文学研究科) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (11文学研究科) 平成31年度シラバス |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※45条・46条・46条の2 根拠資料6-3-3-1 (11文学研究科) 京都大学大学院文学研究科規程 ※第8条・第9条 |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 (11文学研究科) 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (11文学研究科) 京都大学大学院文学研究科規程 ※第5条 根拠資料6-3-4-1 (11文学研究科) 文学研究科の授業、研究指導及び学修方法に関する申合せ事項 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-4-2 (11文学研究科) 博士論文指導 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-4-3 (11文学研究科) アジア研究教育ユニット2018年度派遣プログラム 根拠資料6-3-4-4 (11文学研究科) 第11回次世代グローバルワークショップの概要と報告 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 根拠資料6-3-4-5-6 (11文学研究科) 研究公正 学生便覧(修士) 根拠資料6-3-4-5-7 (11文学研究科) 研究公正 チュートリアル(修士) 根拠資料6-3-4-5-8 (11文学研究科) 研究公正 HP(博士) 根拠資料6-3-4-5-9 (11文学研究科) 研究公正 チュートリアル(博士) 根拠資料6-3-4-5-10 (11文学研究科) 研究公正 KULASIS(修士・博士) ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 |

| | |
|--|--|
| | 根拠資料6-3-4-6-1 (11 文学研究科) H30 ティーチング・アシスタント研修用資料 根拠資料6-3-4-6-2 (11 文学研究科) 文学研究科平成30年度 RA (配置研究室数・延べ人数) |
| 分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-3-2 | カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。また、シラバスについても各科目担当教員がそれを反映し作成しているとともに、教務委員会でもシラバスの適切性を確認している。 |
| 分析項目6-3-4 | 研究指導計画については、各年次はじめ・学生便覧およびガイダンスにおいて説明を行っている。 また、研究指導の状況については、修士論文の試問の後に研究指導の状況についての調査を専修単位で行い研究科長に回答票を提出する等、組織的に確認を行っている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-3-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|--|
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (11 文学研究科) 平成31年度文学部・文学研究科学年暦 |
| 分析項目6-4-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） |

| | |
|---|---|
| <p>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p> | <p>(再掲) 根拠資料6-4-1-1 (11文学研究科) 平成31年度文学部・文学研究科学年暦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラバス <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-3 (11文学研究科) 平成31年度シラバス</p> |
| <p>分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 <p>根拠資料6-4-3-1 (11文学研究科) 平成31年度シラバスデータ(csv)</p> |
| <p>分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス |
| <p>分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第43条の3</p> |
| <p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を |

| | |
|---|---|
| 備され、指導が行われていること | <p>確保するための方法について確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-4-2 | <p>本研究科では集中講義を実施している。これは、一定期間に集中して学習すべきことが望ましい内容や通常の授業では十分にカバーできない分野などについて、内外のすぐれた教員を招聴しておこなうもので、本研究科の教育の水準と多様性を確保するためにぜひとも必要である。集中講義は、そのほとんどが夏期休暇中に実施されているので、一つの授業に対する学生の予習・復習時間は通常授業以上に確保されており、またシラバスでは、あらかじめ予習すべきことや試験についても指示が与えられているので、通常の授業と同等以上の効果が認められる。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p> | |
| 活動取組6-4-A | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | <p>・</p> |
| 改善を要する事項 | <p>・</p> |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） <p>別紙様式6-5-1（11文学研究科）履修指導の実施状況</p> |

| | |
|---|--|
| <p>ていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 非該当 |
| <p>分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2（11文学研究科）学習相談の実施状況 根拠資料6-5-2-1（11文学研究科）学生相談室プロジェクトホームページ ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 非該当 |
| <p>分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3（11文学研究科）社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 根拠資料6-5-3-1（11文学研究科）文学研究科プレFD HP ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| <p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4（11文学研究科）履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1（11文学研究科）TUTOR GUIDEBOOK 外国人留学生サポートのためのチューターガイド 根拠資料6-5-4-2（11文学研究科）平成31年度前期チューター選出依頼 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 根拠資料6-5-4-3（11文学研究科）平成31年度シラバス（英語） 根拠資料6-5-4-4（11文学研究科）（京都大学・ハイデルベルグ大学国際連携文化越境専攻）平成31年度シラバス（英語） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 非該当 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告（抜粋） |

| | |
|---|---|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-5-1 | 根拠資料として、「H30文学研究科新入生ガイダンスプログラム（非公表）」を作成したので必要な場合は、訪問調査時に確認願いたい。 |
| 分析項目6-5-4 | 障害のある学生に対する実施内容な実施状況については、個人情報等を含むため、訪問調査時に確認をお願いしたい。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-5-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。 |
| 活動取組6-5-B | 平成29年10月に京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻を設置し、京都大学とハイデルベルク大学においてジョイントディグリープログラムを開始した（京都大学から1名、ハイデルベルク大学から5名が入学）。「 根拠資料6-5-4-4（11文学研究科） （ 京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻 ）平成31年度シラバス（英語）」のとおりシラバスを作成し、学生に情報提供している。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 根拠資料6-6-1-1（11文学研究科）成績評価基準（大学院）平成31年度学生便覧※P70 成績評価基準 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲） 根拠資料6-6-1-1（11文学研究科）成績評価基準（大学院）平成31年度学生便覧※P70 |
| 分析項目6-6-3 | ・ 成績評価の分布表 |

| | |
|---|--|
| <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-2 (11 文学研究科) 平成31年3月28日教務委員会議事録 (一部抜粋) ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 |
| <p>分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 根拠資料6-6-4-1 (11 文学研究科) KULASIS 平成30年度前期科目の成績開示について 根拠資料6-6-4-2 (11 文学研究科) 平成30年度学生便覧 (大学院成績異議申立) ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定 ・ 当研究科ではGPA制度を導入していない |
| <p>分析項目6-6-4</p> | <p>根拠資料として、「【文学研究科】成績異議申し立て申請件数調べ (H30 前期) (非公表)」を作成したので必要な場合は、訪問調査時にご確認ください。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-6-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている (同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|--|
| <p>分析項目6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則※第36条・第49条・50条・55条・56条 （再掲）根拠資料6-3-3-1（11文学研究科）京都大学大学院文学研究科規程 ※第11～13条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年4月1日達示第1号）※第18条 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～12条 （再掲）根拠資料6-3-3-1（11文学研究科）京都大学大学院文学研究科規程 ※第11～13条 |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 （再掲）根拠資料6-3-3-1（11文学研究科）京都大学大学院文学研究科規程 ※第11条～第16条 根拠資料6-7-2-1（11文学研究科）京都大学大学院文学研究科学位論文に係る評価基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年4月1日達示第1号）※第18条 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第9条、第10条、第12条 （再掲）根拠資料6-3-3-1（11文学研究科）京都大学大学院文学研究科規程 ※第13条 |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 根拠資料6-7-3-1（11文学研究科）平成31年度学生便覧該当箇所（文学研究科修了要件） |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 根拠資料6-7-4-1（11文学研究科）平成31年3月7日開催教授会議資料（一部抜粋） ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）根拠資料6-7-2-1（11文学研究科）京都大学大学院文学研究科学位論文に係る評価基準 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 |

| | |
|---|--|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第11条~第16条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-3-1 (11文学研究科) 京都大学大学院文学研究科規程 ※第11条~第16条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 <p>根拠資料6-7-4-2 (11文学研究科) 学位審査報告書、論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨(3名)</p> |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-7-4 | 修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|---|
| 分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・別紙様式6-8-1 (11文学研究科) 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) (再掲) 別紙様式6-8-1 (11文学研究科)「標準修業年限×1.5」卒業(修了)率(※2)(過去5年分) |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (11 文学研究科) H30 教免取得件数 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-2 (11 文学研究科) 平成30年度論文採択・受賞及び受賞状況 |
| <p>分析項目6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) 別紙様式6-8-2 (11 文学研究科) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) 根拠資料6-8-2-1 (11 文学研究科) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 根拠資料6-8-2-2 (11 文学研究科) 以文会誌該当記事 |
| <p>分析項目6-8-3 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (11 文学研究科) 文学研究科修士課程修了者アンケート集計結果(H26~H29) 根拠資料6-8-3-2 (11 文学研究科) 文学研究科博士後期課程修了生アンケート集計結果(H28~H29) |
| <p>分析項目6-8-4 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (11 文学研究科) 修了3年次アンケート依頼文及び結果(H30年度実施) ・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時) (再掲) 根拠資料6-8-4-1 (11 文学研究科) 修了3年次アンケート依頼文及び結果(H30年度実施) 根拠資料6-8-4-2 (11 文学研究科) 京都大学アンケートシステム(2018年度修士修了後3年次アンケート) 根拠資料6-8-4-3 (11 文学研究科) 京都大学アンケートシステム(2018年度博士修了後3年次アンケート) |
| <p>分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>分析項目 6-8-1</p> | <p>大学院修士課程及び博士後期課程の標準修業年限内の修業率及び「標準修業年限×1.5」年内修了率が低い。だがこれは文学研究科に属する多くの学問分野では、最新の研究状況だけでなく各分野の膨大な研究伝統の蓄積を踏まえることが要求されるからである。本研究科のディプロマ・ポリシーでは、特に博士後期課程修了の要件たる博士の学位授与について「それぞれの専門分野において、原典や一次資料の高度な分析に基づいてオリジナリティの高い研究を進める」「研究成果を世界に向けて積極的に発信する」などの条件を課している。この条件を真の意味で満たすためには、標準修業年限ないし「標準修業年限×1.5」年を超える期間の学生自身の努力と研究科としての指導が必要である。事実このような指導によって毎年の博士論文の中から五本以上が書籍として公刊されるなどの優れた成果が得られている。以上のことから、学位授与方針に則して適正な状況にあると判断する。</p> |
| <p>分析項目 6-8-2</p> <p>・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</p> | <p>本研究科の博士後期課程の就職率は相対的に低い。この理由として、第一に人文学系のアカデミック・ポストはもともと少ないうえに多くの大学での定員削減などによってさらに減少しており、すぐに常勤職を得ることはきわめて困難であることが挙げられる。他方で、本研究科の修了生は学術振興会の特別研究員 PD に比較的多く採用され、またそれ以外の修了生も大学の非常勤講師などを勤めることによって生計を立て研究を継続しており、そうした活動のなかで一定の年月をかけて自分の教育研究を生かせる職を得ることが人文学系の博士後期課程修了者の標準的なキャリア・パスになりつつある。また本研究科としてもブレFD プロジェクト(分析項目 6-5-3 を参照)を実施し、修了生の就職活動を積極的に支援している。</p> |
| <p>分析項目 6-8-2</p> <p>・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)</p> | <p>記事では卒業生と記載されているが、修士課程修了者でもある。</p> |
| <p>分析項目 6-8-5</p> | <p>根拠資料として、「就職先アンケート概要及び結果(H26~H30)(非公表)」を作成したので必要な場合は、訪問調査時にご確認ください。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> | |
| <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：教育学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (12 教育学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (12 教育学研究科) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (12 教育学研究科) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (12 教育学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 分析項目6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |

| |
|--|
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない</p> |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (12 教育学研究科) コースツリー 根拠資料6-3-1-2 (12 教育学研究科) ナンバリング一覧 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-3 (12 教育学研究科) 平成31年度シラバス |
| <p>分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果(非該当) 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料(非該当) シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (12 教育学研究科) 平成31年度シラバス その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |
| <p>分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 明文化された規定類 (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第45条、第46条、第46条の2 根拠資料6-3-3-1 (12 教育学研究科) 京都大学大学院教育学研究科規程 ※第8条、第9条 |
| <p>分析項目6-3-4 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (12 教育学研究科) 京都大学大学院教育学研究科規程 ※第5条~第8条 根拠資料6-3-4-1 (12 教育学研究科) 研究公正チュートリアル受講修了証 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-3-1 (12 教育学研究科) 国際学会助成(グローバル教育展開オフィス) 根拠資料6-3-4-3-2 (12 教育学研究科) 国際学会助成(京友会) 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料(非該当) 研究倫理に関する指導が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 根拠資料6-3-4-5-6 (12 教育学研究科) 平成30年度対面型チュートリアル実施状況 T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-6-1 (12 教育学研究科) 平成30年度T A・R A採用・活用状況 |

| | |
|---|---|
| 分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-3-2 | カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。また、シラバスについても各科目担当教員がそれを反映し作成しているとともに、教務委員会でも確認している。 |
| 分析項目6-3-4 | 修士課程 ・研究指導計画は作成していないが、入学時に学生に研究題目を提出させており、研究題目を元に指導教員を二人選出し、研究指導計画を策定・明示したうえで、個別に研究指導を行っている。また、学生に講座ごとに設置している研究指導科目を受講させ、研究の進捗状況の確認および論文指導を行っている。 ・研究指導報告書については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。 博士後期課程 ・研究指導計画書・研究指導報告書については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-3-A | ・大学院課程全般を通して、指導体制を明確にしており、年度初めに個人の研究課題に即した形で「年次計画書」の提出を求めている。それに従って、個人研究指導やゼミ等での発表を重ね、国内外の学会発表、学術誌への投稿等も促し、指導を進めてきている。年度末には、年度当初の計画に応じた「研究結果報告書」の提出をもとめ、指導教員による評価を行っている。こうした積み重ねによって、修士学位論文へのステップを明快にしている。さらに博士後期課程においても、同様に博士学位論文取得へのステップを明快に示してきている。これらの研究促進や研究成果発表、また国内外での学会発表、研究交流を可能にすべく、同窓会基金からの研究助成も行い、総合して成果を上げてきているといえる。文系学部にあつてこうした体系立てた研究指導を重ねてきたことから優れた成果を得たと判断した。 (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (12 教育学研究科) 平成31年度シラバス |
| 活動取組6-3-B | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 根拠資料6-4-1-1 (12 教育学研究科) 2019年度 授業日程カレンダー |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) 根拠資料6-4-1-1 (12 教育学研究科) 2019年度 授業日程カレンダー 全学標準学年暦 ・シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (12 教育学研究科) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (12 教育学研究科) 平成31年度シラバスデータ (csv) |

| | |
|--|--|
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス |
| 分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 |
| 分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則（非該当） |
| 分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 集中講義について、本学の教員に不足する領域において、国内外の他大学等から講師を招へいし、講義等を行うものであり、これらの授業科目は、授業内容等短期間に集中的に行うことで学生の学習能力を拡充していくものである。また、学生が予習及び復習に充てる時間は、授業時間が15週の授業と同等以上の課題（レポート等）が課せられており、授業の質は担保されている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 2018年度より、従来の2専攻（教育学専攻、臨床教育学専攻）を「教育学環専攻」に統合して新しくスタートした。「教育学環専攻」という名称には、科学知と実践知を繋ぎ、研究・教育・社会貢献の間をスパイラルに往還する拠点形成という意味がこめられている。これに伴い、教育学環専攻修士課程の大学院生を対象として、共通科目「教育学科学基盤演習」、「学際総合教育学」の2科目を設けた。授業の目的は教育学の各領域、ほかの学問領域、科学コミュニケーション、社会との連携を視野に入れたうえ、①アカデミー・ライティング、基盤となる研究手法などのスキル、②教育学科学研究の基盤となる知識、思考力、コミュニケーション能力を身に付けることである。これらの能力を身に付けることにより、より学際的で広い視野での教育・研究を進めることの出来る体制を実現した。 (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (12 教育学研究科) 平成31年度シラバス |
| 活動取組6-4-B | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない | |

| |
|---------------|
| 優れた成果が確認できる取組 |
| 改善を要する事項 ・ |

基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| 分析項目 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1） 別紙様式 6-5-1 (12 教育学研究科) 履修指導の実施状況 根拠資料 6-5-1-1 (12 教育学研究科) 平成 30 年度教育学研究科大学院 1 回生 (修士課程・博士後期課程) 履修指導次第 根拠資料 6-5-1-2 (12 教育学研究科) 平成 31 年度便覧※オフィスアワー制度等 P. 136~142 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目 6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式 6-5-2） 別紙様式 6-5-2 (12 教育学研究科) 学習相談の実施状況 （再掲）根拠資料 6-5-1-2 (12 教育学研究科) 平成 31 年度便覧※オフィスアワー制度等 P. 136~142 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6-5-3） 別紙様式 6-5-3 (12 教育学研究科) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料 6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料 6-5-3-2-2 平成 30 年度インターンシップ実施状況 根拠資料 6-5-3-2-3 (12 教育学研究科) 国際インターンシップ関係 |
| 分析項目 6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6-5-4） 別紙様式 6-5-4 (12 教育学研究科) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料 6-5-4-1 (12 教育学研究科) チューター配置状況 根拠資料 6-5-4-2 (12 教育学研究科) チューターガイド 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所（非該当） 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）根拠資料 6-5-4-4-1 学生サポーター支援 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） 学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）根拠資料 6-5-4-6-1 平成 30 年度学習サポートデスク活動報告 (抜粋) |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 | |
| 分析項目 6-5-4 | 障害のある学生に対する実施内容など実施状況については、個人情報を含むため、訪問調査時に提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |

| | |
|--|--|
| 活動取組 6-5-A | <p>・6-4にも記したように2018年度より教育学環専攻に統一された本研究科は、さらに、文・理の枠を超えた先端的研究プロジェクトやグローバルな視野にたった教育を進めていくためのリエゾン部門として「グローバル教育展開オフィス」を新たに設置した。ここでの領域横断的でグローバルな視野にたった独自の研究・教育を推進していく機能を活かして、共通科目「グローバル教育科目」のなかに、「国際インターンシップ(ベーシック)」(修士課程学生向け)、「国際インターンシップ(アドバンスド)」(博士後期課程学生向け)を設けた。海外の国際機関や研究機関における2週間程度のインターンシップについて実施前後の準備学習を含めて単位認定する制度であり、旅費の一部(最大15万円)を補助する制度もあわせて導入した。これにより、学生の学術開拓能力と問題解決能力の獲得、国際的研究の視点の広がりが期待できると考える。</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-3 (12 教育学研究科) 平成31年度シラバス (再掲) 根拠資料6-5-3-2-3 (12 教育学研究科) 国際インターンシップ関係 根拠資料6-5-A-1 (12 教育学研究科) 平成31年度「国際インターンシップ」シラバス</p> |
| 活動取組 6-5-B | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> | <p>・成績評価基準 根拠資料6-6-1-1 (12 教育学研究科) 平成31年度便覧抜粋 ※P.98 成績評価基準</p> |
| <p>分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること</p> | <p>・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (12 教育学研究科) 平成31年度便覧抜粋 ※P.98 成績評価基準</p> |
| <p>分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <p>・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (12 教育学研究科) 平成30年12月13日研究科会議議事録(抄録) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料(非該当) ・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料(非該当)</p> |
| <p>分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <p>・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 根拠資料6-6-4-1 (12 教育学研究科) 成績評価の異議申立て(学生向け掲示) ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-2 (12 教育学研究科) 平成30年度成績異議申立て件数・内容 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類5313</p> |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-6-3 | <p>成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|---|--|
| 活動取組 6-6-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| 改善を要する事項 | |

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|--|
| 分析項目 6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第36条、第49条、第50条、第55条、第56条 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (12 教育学研究科) 京都大学大学院教育学研究科規程 ※第3条の2、第11条、第13条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年4月1日達示第1号）※第27条（再掲）根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第12条 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (12 教育学研究科) 京都大学大学院教育学研究科規程 ※第12条～第14条 |
| 分析項目 6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 （再掲）根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (12 教育学研究科) 京都大学大学院教育学研究科規程 ※第11条～第16条 根拠資料 6-7-2-1 (12 教育学研究科) 教育学研究科学位授与基準 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年4月1日達示第1号）※第27条 （再掲）根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第12条 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (12 教育学研究科) 京都大学大学院教育学研究科規程 ※第11条～第14条 |
| 分析項目 6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 根拠資料 6-7-3-1 (12 教育学研究科) 博士学位論文作成要領 （再掲）根拠資料 6-6-1-1 (12 教育学研究科) 平成31年度便覧抜粋 ※P.18～22「履修単位表」 ※P.87～92「博士後期課程の学修・研究指導及び課程博士の学位取得について」 ※P.93～96「卒業論文・修士論文について」 |
| 分析項目 6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 教授会等での審議状況等の資料 根拠資料 6-7-4-1 (12 教育学研究科) 平成31年3月7日開催研究科会議事録（抄録） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 |

| | |
|--|--|
| | <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (12 教育学研究科) 京都大学大学院教育学研究科規程※第11条～第16条 (再掲) 根拠資料6-7-2-1 (12 教育学研究科) 教育学研究科学位授与基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条 審査及び試験に合格した学生の学位論文 根拠資料6-7-4-2 (12 教育学研究科) 課程博士論文要旨1 根拠資料6-7-4-3 (12 教育学研究科) 課程博士論文要旨2 根拠資料6-7-4-4 (12 教育学研究科) 課程博士論文要旨3 |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | <ul style="list-style-type: none"> 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-7-4 | 修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。 |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (12 教育学研究科) 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (12 教育学研究科) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分) 資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (12 教育学研究科) 資格取得状況 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-2 (12 教育学研究科) 平成30年度論文採択・受賞及び受賞状況 |

| | |
|---|--|
| <p>分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 別紙様式6-8-2 (12 教育学研究科) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 根拠資料6-8-2-1 (12 教育学研究科) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 根拠資料6-8-2-2 (12 教育学研究科) 修了生の活躍等記事 |
| <p>分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） |
| <p>分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1, 2</p> | <p>教育学研究科教育学環専攻は、2018年4月1日に教育科学専攻及び臨床教育学専攻を廃止・統合して設置したものであり、当該分析項目の分析はできないため、学生募集を停止した教育科学専攻及び臨床教育学専攻について記載している。</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> | <p>卒業・修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。</p> |
| <p>分析項目6-8-1, 2, 3, 4, 5</p> | <p>教育学研究科教育学環専攻は、2018年4月1日設置であり、学年進行中のため、判断できない。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-8-A</p> | <p>平成30年度日本学術振興会育志賞（博士後期課程学生1名）、日本心理臨床学会奨励賞（博士後期課程学生1名）を受賞した。 根拠資料6-8-A-1 (12 教育学研究科) 平成30年度論文採択・受賞及び受賞状況</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組 ・</p> | |
| <p>改善を要する事項 ・</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：法学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (13 法学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (13 法学研究科) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|--|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (13 法学研究科) ディプロマ・ポリシー (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (13 法学研究科) カリキュラム・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (13 法学研究科) カリキュラム 根拠資料6-3-1-2 (13 法学研究科) ナンバリング一覧 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-3 (13 法学研究科) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果(非該当) 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料(非該当) シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (13 法学研究科) 平成31年度シラバス |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 根拠資料6-3-1-4 (13 法学研究科) 平成30年11月8日・29日・平成31年2月7日・3月22日開催研究科教授会議事要録(抄) |
| <p>分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第45条～第46条の2 根拠資料6-3-3-1 (13 法学研究科) 京都大学大学院法学研究科規程 ※第8～9条 |
| <p>分析項目6-3-4 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (13 法学研究科) 京都大学大学院法学研究科規程 ※第6～10条 根拠資料6-3-4-1 (13 法学研究科) 指導教員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料(非該当) ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料(非該当) ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 根拠資料6-3-4-5-6 (13 法学研究科) 平成31年度法政理論専攻履修指導(研究公正の基本についてのチュートリアル) 根拠資料6-3-4-5-7 (13 法学研究科) 平成30年度研究公正研修実施状況 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-2 (13 法学研究科) 平成30年度TA・RA |
| <p>分析項目6-3-5</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述 |

| | | |
|--|--|---|
| 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | | の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| 【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | |
| 分析項目6-3-2 | カリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準の科目として設定していることを教授会にて確認しているとともに、各科目シラバスがカリキュラム上の位置づけに相応しい水準となっていることを教務委員会において確認し、必要があれば、その指摘に基づき、担当教員が修正を行っている。 | |
| 分析項目6-3-4 | 研究指導計画及び研究進捗状況（修士課程学生）又は論文進捗状況（博士後期課程学生）を記録する様式（研究指導計画書兼研究進捗状況報告書（修士課程学生用）及び研究指導計画書兼論文進捗状況報告書（博士後期課程学生用））を毎年度作成し、記録を残すこととしている。なお、それらの資料は、個人情報を含むため、訪問調査にて提示予定。 | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | | |
| 活動取組6-3-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | | |
| 改善を要する事項 ・ | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (13 法学研究科) 法政理論専攻 平成31年度学年暦 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲） 根拠資料6-4-1-1 (13 法学研究科) 法政理論専攻 平成31年度学年暦 ・シラバス （再掲） 根拠資料6-3-1-3 (13 法学研究科) 平成31年度シラバス |

| | |
|---|--|
| <p>分析項目6-4-3</p> <p>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1（13 法学研究科）平成31年度シラバスデータ |
| <p>分析項目6-4-4</p> <p>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス |
| <p>分析項目6-4-5</p> <p>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6</p> <p>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 |
| <p>分析項目6-4-7</p> <p>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8</p> <p>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9</p> <p>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10</p> <p>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 |

| | |
|---|---|
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1（13 法学研究科）履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2（13 法学研究科）学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3（13 法学研究科）社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| <p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (13 法学研究科) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (13 法学研究科) 留学生チューター関係資料 (平成30年度) ・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所（非該当） ・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告 (抜粋) |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-5-A</p> | <p>法政理論専攻の修生は、多くが自立した研究者として研究・教育に従事することになる。このことを見据え、根拠資料6-3-4-2が示すように、多くの学生にTAやRAとして活動する機会を与え、将来研究職に就いた際に研究・教育をスムーズに開始できる能力を十分身につけられるよう配慮している。また、研究倫理に関する指導も行い、自立した研究者としての基礎的倫理を常に自覚するよう注意している。</p> |
| <p>活動取組6-5-B</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | ・ |
| 改善を要する事項 | ・ |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 根拠資料6-6-1-1 (13 法学研究科) 平成31年度学生便覧「法政理論専攻修士課程(研究者養成コース)及び博士後期課程履修規程」 ※第4条 根拠資料6-6-1-2 (13 法学研究科) 平成31年度学生便覧「法政理論専攻修士課程(先端法務コース)履修規程」 ※第4条 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (13 法学研究科) 平成31年度学生便覧「法政理論専攻修士課程(研究者養成コース)及び博士後期課程履修規程」 ※第4条 (再掲) 根拠資料6-6-1-2 (13 法学研究科) 平成31年度学生便覧「法政理論専攻修士課程(先端法務コース)履修規程」 ※第4条 |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (13 法学研究科) 平成30年11月29日開催教授会議事要録(抄) ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料(非該当) ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料(非該当) |
| 分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 根拠資料6-6-4-1 (13 法学研究科) 平成31年度学生便覧「成績評価に対する異議申立て」 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-2 (13 法学研究科) 成績異議申立て状況 |

| | |
|--|---|
| <p>・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） （再掲）根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313</p> | |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-6-3 | <p>成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| 活動取組6-6-A | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <p>・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第36条、第49条、第50条、第55条、第56条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (13 法学研究科) 京都大学大学院法学研究科規程 ※第4条の2、第10条、第16条、第17条、第20条</p> <p>・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～12条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (13 法学研究科) 京都大学大学院法学研究科規程 ※第4条の2、第14条～第16条、</p> |

| | 第20条 |
|---|---|
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (13 法学研究科) 京都大学大学院法学研究科規程 ※第4条の2、第14条～第15条、第18～第20条 （再掲）根拠資料6-1-1-1 (13 法学研究科) ディプロマ・ポリシー ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第12条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (13 法学研究科) 京都大学大学院法学研究科規程 ※第4条の2、第9条、第10条、第14条～第16条、第18条～第20条 |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-6-1-1 (13 法学研究科) 平成31年度学生便覧「法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）及び博士後期課程履修規程」 ※第5条～第7条 （再掲）根拠資料6-6-1-2 (13 法学研究科) 平成31年度学生便覧「法政理論専攻修士課程（先端法務コース）履修規程」 ※第5条～第6条 |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教授会等での審議状況等の資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-4-1 (13 法学研究科) 平成31年2月21日開催人事研究科教授会議事要録（抄） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (13 法学研究科) 京都大学大学院法学研究科規程 ※第4条の2、第14条～第15条、第18～第20条 |

| | |
|---|--|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-1-1-1 (13 法学研究科) ディプロマ・ポリシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文 <p>根拠資料6-7-4-2 (13 法学研究科) 論文要旨 (博士)</p> |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-7-4 | 修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u> | |
| 活動取組6-7-A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 博士後期課程において、「課程博士号授与・取得促進手続きの流れ」を制定し、学位申請予備審査制度を活用することにより、学生に早い時期から博士学位論文執筆計画をたてるよう促している。同時に、研究科として論文完成までの指導体制を確認することで、学生が充実した内容の論文を遅滞なく執筆できるよう配慮している。この結果、法学研究科は多くの博士学位取得者を輩出しており、かつその学位の質に対する評価も非常に高い。 <p>根拠資料6-7-A-1 (13 法学研究科) 平成31年度学生便覧「課程博士号授与手続きについて」</p> <p>根拠資料6-7-A-2 (13 法学研究科) 学位申請予備審査に関する内規</p> <p>根拠資料6-7-A-3 (13 法学研究科) 博士学位授与者数 (2014-2018)</p> |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のように、博士後期課程において論文執筆の指導過程を構造化することにより、学生に早い時期から博士学位論文執筆計画をたてるよう促し、かつ充実した内容の論文を遅滞なく執筆できるよう細かい指導を行っている。この結果、法学研究科は多くの博士学位取得者を輩出しており、かつその学位の質に対する評価も非常に高い。 | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|---|
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1 (13 法学研究科) 標準修業年限内の修了率（※1）（過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1 (13 法学研究科) 「標準修業年限×1.5」年内修了率（※2）（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 別紙様式6-8-2 (13 法学研究科) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 根拠資料6-8-2-1 (13 法学研究科) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (13 法学研究科) 法政理論専攻 平成30年度修了者等ディプロマポリシー調査結果 |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (13 法学研究科) 修了生への意見聴取(平成27年度修了及び認定退学者)結果 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様） |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-5-1 (13 法学研究科) 平成29年度就職先アンケート結果（法学研究科・法学部） |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |

| | |
|--|--|
| 分析項目 6-8-1 | <p>法科大学院を修了してから博士後期課程に進学した学生は、規程上標準修了年限が2年となっている。上記資料はこの規程に従って計算している。しかし、専門職大学院である法科大学院では、学問的研究の準備は初歩的レベルしか行うことができないため、実際には2年間で博士學位論文を完成させることは極めて困難であり、大多数の進学者は当初から3年計画での學位取得を考えている。資料の評価においては、法科大学院から博士後期課程への進学者についての、この特殊事情を考慮する必要がある。</p> <p>なお、資格・論文の採択・受賞状況等については修了要件にしていなため、受賞状況をまとめた資料は無い。</p> |
| 分析項目 6-8-2 | <p>修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。</p> <p>修了生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）について特別に記録していないため、資料は無い。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| 活動取組 6-8-A | <p>・法学分野においては、法科大学院制度発足後、研究者養成が十分行えなくなっている大学院が多い。その中で、本研究科は、優れた研究者を多く育てている点において、傑出した成果を挙げているといえる。この点では、本研究科の大きな特色といえる、法科大学院から博士後期課程への進学者に対し多彩な助成を行う特定研究学生制度が大きな役割を果たしている。</p> <p>根拠資料 6-8-A-1 (13 法学研究科) 特定研究学生制度についてのサイト</p> <p>このサイトの中に、特定研究学生への研究助成の詳しい内容と、この制度を利用して博士學位を取得した者、さらにその後研究職に就いた者の表が含まれている。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 上記のように、本研究科は、特定研究学生制度を活用することで優れた法学研究者を多く育てており、この面で傑出した成果を挙げている。</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：法学研究科

第三者評価の結果の活用（有）（法曹養成専攻専門職学位課程）

評価名（法科大学院認証評価（大学改革支援・学位授与機構）

の基準については、「特記事項なし」

| | |
|---|--|
| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

| | |
|---|--|
| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

| | |
|---|--|
| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-3-A | <p>・【多種多様な選択科目の展開、リサーチ・ペーパーの作成】</p> <p>法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感及び先端的問題の解決に取り組む総合的な法的能力の育成を図るという教育目標のもと、法的問題を社会的構造や歴史軸の中で捉える広い視野や最先端の法律問題に取り組む法的能力を獲得できるよう、多種多様な基礎法学・隣接科目及び展開・先端の科目を選択科目として開設し選択必修とするとともに、これらの科目のうち指定した科目においてリサーチ・ペーパーの作成・提出を認めることにより、創造的な知的探究心を深め、それを自由に発揮で</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>きる能力を涵養するよう図っている。さらに、研究者を志す学生のために、リサーチ・ペーパー指定科目や各種の理論演習科目において、より学術的・理論的な知見の習得や創造的な問題探究能力の研鑽の機会を与えている。</p> <p>(再掲)・根拠資料2-1-2-8 法科大学院認証評価評価報告書(平成30年度実施 大学改革支援・学位授与機構)(7、9-14頁)</p> <p>・根拠資料6-3-A-1(13 法学研究科)法科大学院認証評価自己評価書(平成30年6月)(30頁)</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のリサーチ・ペーパーの制度や各種理論演習科目の開設の効果もあり、毎年、法曹養成専攻(法科大学院)から研究者を志して法政理論専攻博士後期課程に進学する学生がコンスタントに出ている(下記「活動取組6-8-B」参照)。 | |
|--|--|

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

| | |
|--|--|
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ | |

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

| | |
|--|--|
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ | |

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

| | |
|--|--|
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |

優れた成果が確認できる取組

.

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

.

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

分析項目

分析項目6-8-1
標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること

- ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
- ・ [別紙様式6-8-1 \(13 法学研究科\) 標準修業年限内の卒業\(修了\)率](#)
- ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)
- (再掲)・ [別紙様式6-8-1 \(13 法学研究科\) 標準修業年限内の卒業\(修了\)率](#)

分析項目6-8-2
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して

- ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)
 - ・ [別紙様式6-8-2 \(13 法学研究科\) 就職率\(就職希望者に対する就職者の割合\)及び進学率の状況\(過去5年分\)](#)
- 別紙様式6-8-2中、就職者が少ないのは、大多数の者が卒業後に司法試験を受験し合格後に司法修習生に採用されるためである。なお、司法試験合格率及び司法修習終了後の就職状況は、下記「活動取組6-8-A」の通り良好である。

| | |
|---|---|
| 適正な状況にあること | |
| 活動取組6-8-A | <p>・【高水準の司法試験合格率】</p> <p>修了者の司法試験合格率は良好であり、平成26年以降に実施された司法試験において、本法科大学院修了を受験資格とした受験者に対する合格者の割合は毎年5割前後を維持し、また、平成25年度以降に本法科大学院を修了した者に対する、本法科大学院修了を受験資格とした司法試験合格者の割合は7割を超えており、いずれも全国平均を優に上回っているほか、平成21年度から25年度までに本法科大学院を修了した者に対する司法試験合格者の割合は8割を超えている。司法修習終了後の就職状況も良好であり、毎年多数の修了者が、弁護士・裁判官・検察官等として就職・任官し、法律実務の多様な領域で活躍している。</p> <p>(再掲)・根拠資料2-1-2-8 法科大学院認証評価評価報告書(平成30年度実施 大学改革支援・学位授与機構)(7頁)</p> <p>(再掲)・根拠資料6-3-A-1(13 法学研究科)法科大学院認証評価自己評価書(平成30年6月)(5、11、12頁)</p> |
| 活動取組6-8-B | <p>・【研究者志望の学生の育成】</p> <p>上記「活動取組6-3-A」で述べたように、研究者を志す学生のために、リサーチ・ペーパー指定科目や各種の理論演習科目において、より学術的・理論的な知見の習得や創造的な問題探究能力の研鑽の機会を与えており、その成果として、毎年、法曹養成専攻(法科大学院)から研究者を志して法政理論専攻博士後期課程に進学する学生がコンスタントに出ている。</p> <p>(再掲)・根拠資料6-3-A-1(13 法学研究科)法科大学院認証評価自己評価書(平成30年6月)(11頁)</p> |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・上記の通り、修了者の司法試験合格率は一貫して高水準を維持しており、就職状況についても、多数の弁護士を輩出していることはもとより、裁判官・検察官の任官者数の多さも特筆に値する。研究者を志して博士後期課程に進学する者もコンスタントに生み出している。このように、実務界、学界・教育界に有為な人材を供給することに大いに貢献している。</p> | |

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：経済学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (14 経済学研究科) ディプロマポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (14 経済学研究科) カリキュラムポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|---|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (14 経済学研究科) カリキュラムポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (14 経済学研究科) ディプロマポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (14 経済学研究科) 平成31年度学生便覧 コースツリー 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-2 (14 経済学研究科) 平成31年度前期シラバス 根拠資料6-3-1-3 (14 経済学研究科) 平成31年度後期シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-2 (14 経済学研究科) 平成31年度前期シラバス |

| | |
|--|---|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-3 (14 経済学研究科) 平成31年度後期シラバス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 根拠資料6-3-2-1 (14 経済学研究科) 平成31年3月7日開催研究科会議事録 根拠資料6-3-2-2 (14 経済学研究科) 平成31年2月27日開催教科委員会議事録 |
| <p>分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※45条・46条・46条の2 根拠資料6-3-3-1 (14 経済学研究科) 京都大学大学院経済学研究科規程 ※第8条、第9条 |
| <p>分析項目6-3-4 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 根拠資料6-3-4-1 (14 経済学研究科) 平成31年度学生便覧 (修士課程) 指導教員、担任教員について 根拠資料6-3-4-2 (14 経済学研究科) 平成31年度学生便覧 (博士課程) 課程博士請求論文の準備と研究指導 根拠資料6-3-4-3 (14 経済学研究科) 平成31年2月8日開催研究科会議事録 根拠資料6-3-4-4 (14 経済学研究科) 平成31年4月11日開催研究科会議事録 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-5 (14 経済学研究科) 平成30年度学会発表、学術雑誌への論文発表調査 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 根拠資料6-3-4-5-6 (14 経済学研究科) 平成30年度大学院入学ガイダンス(新入生配布用) ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 |

| | |
|--|--|
| | 根拠資料6-3-4-6-1 (14 経済学研究科) ティーチング・アシスタントについて【研修用教材】 根拠資料6-3-4-6-2 (14 経済学研究科) 平成30年度 TA・RA 活用状況 |
| 分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-3-2 | 既存の科目のシラバスに関しては、過去に確認済みであり、新規科目に関しては教科委員会でシラバスがカリキュラム上の位置づけに相応しい水準となっていることを確認している。 |
| 分析項目6-3-4 | 研究指導は指導教授と学生が面談等で実施している。なお、関係書類については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-3-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (14 経済学研究科) 平成31年度学生便覧 経済学研究科学事予定 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1-1 (14 経済学研究科) 平成31年度学生便覧 経済学研究科学事予定 |

| | |
|---|---|
| <p>週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-2 (14 経済学研究科) 平成31年度前期シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (14 経済学研究科) 平成31年度後期シラバス |
| <p>分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料 (電子シラバスのデータ (csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (14 経済学研究科) 平成31年度前期シラバスデータ (csv) 根拠資料6-4-3-2 (14 経済学研究科) 平成31年度後期シラバスデータ (csv) |
| <p>分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育上主要と認める授業科目 (別紙様式6-4-4) ・ シラバス |
| <p>分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度 (CAP制度) を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例 (大学院設置基準第14条) の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則 |
| <p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業 (スクーリングを含む。) 若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の実施方法 (同時性・非同時性、双方向性・非双方向性) について確認できる資料 (シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・ 添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を |

| | |
|---|--|
| 備され、指導が行われていること | <p>確保するための方法について確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-4-2 | <p>集中講義として開講されている科目が多数あるが、いずれも東アジア持続的経済発展研究コースの科目で、海外の大学に所属する教員に提供してもらう科目である。これらの科目を開講することで、専任教員では担当できない専門性の高い科目の提供が可能になっており、いずれも事前事後の授業外学習時間の確保も含め、15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| 活動取組6-4-A | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | <p>・</p> |
| 改善を要する事項 | <p>・</p> |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1（14 経済学研究科）履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 非該当 |

| | |
|--|--|
| <p>分析項目 6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習相談の実施状況 (別紙様式 6-5-2) 別紙様式 6-5-2 (14 経済学研究科) 学習相談の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 非該当 |
| <p>分析項目 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 (別紙様式 6-5-3) 別紙様式 6-5-3 (14 経済学研究科) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料 (実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等) (再掲) 根拠資料 6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 (再掲) 根拠資料 6-5-3-2-2 平成 30 年度インターンシップ実施状況 |
| <p>分析項目 6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式 6-5-4) 別紙様式 6-5-4 (14 経済学研究科) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 (再掲) 根拠資料 6-5-4-1 (05 経済学部) 京都大学経済学研究科・経済学部留学生支援室規程 第 4 条 ・ 留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所 (再掲) 根拠資料 6-5-4-3 (05 経済学部) 留学生支援室ポスター (再掲) 根拠資料 6-5-4-4 (05 経済学部) 平成 30 年度特別聴講学生のための情報 根拠資料 6-5-4-1 (14 経済学研究科) 東アジアコースコースリスト (2018 秋) 根拠資料 6-5-4-2 (14 経済学研究科) 東アジアコース時間割 (2018 秋) 根拠資料 6-5-4-3 (14 経済学研究科) 東アジアコースシラバス (2019 春) ・ 障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 根拠資料 6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料 非該当 ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 根拠資料 6-5-4-5 (05 経済学部) 平成 30 年度留学生支援活動状況 (再掲) 根拠資料 6-5-4-6-1 平成 30 年度学習サポートデスク活動報告 (抜粋) |

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

| | |
|---|---|
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組 6-5-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (14 経済学研究科) 京都大学大学院経済学研究科規程 第12条 根拠資料 6-6-1-1 (14 経済学研究科) 平成31年度学生便覧 授業科目の履修等について（(4) 経済学研究科科目の成績表示について） |
| 分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (14 経済学研究科) 京都大学大学院経済学研究科規程 第12条 （再掲）根拠資料 6-6-1-1 (14 経済学研究科) 平成31年度学生便覧 授業科目の履修等について（(4) 経済学研究科科目の成績表示について） |
| 分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料 6-6-3-1 (14 経済学研究科) 平成31年4月19日開催教科委員会議事録 ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 |

| | |
|---|---|
| | ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 |
| 分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料 6-6-1-1 (14 経済学研究科) 平成31年度学生便覧 授業科目の履修等について ((3) 成績の意義申し立てについて) ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料 6-6-4-4 (14 経済学研究科) 平成30年度成績異議申立て一覧 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料 6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| 【特記事項】 | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目 6-6-1 | 成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組 6-6-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業又は修了の要件を定めた規定 (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第36条・49条・50条・55条・56条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (14 経済学研究科) 京都大学大学院経済学研究科規程 第13~第15条 |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年4月1日達示第1号）※第27条 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 （再掲）根拠資料6-3-3-1（14 経済学研究科）京都大学大学院経済学研究科規程 第13～第15条 |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 （再掲）根拠資料6-3-3-1（14 経済学研究科）京都大学大学院経済学研究科規程 根拠資料6-7-2-1（14 経済学研究科）学生便覧 課程博士の学位取得について ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年4月1日達示第1号）※第18条 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第12条 （再掲）根拠資料6-3-3-1（14 経済学研究科）京都大学大学院経済学研究科規程 第13～第16条 |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）根拠資料6-6-1-1（14 経済学研究科）平成31年度学生便覧 授業科目の履修等について（(1)修了要件について） 根拠資料6-7-3-1（14 経済学研究科）平成31年度学生便覧 経済学研究科修士課程修了要件の在学期間短縮について |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 根拠資料6-7-4-1（14 経済学研究科）平成31年3月7日開催研究科会議議事次第 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 （再掲）根拠資料6-3-3-1（14 経済学研究科）京都大学大学院経済学研究科規程 第13～第16条 |

| | |
|--|--|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-1-1-1 (14 経済学研究科) ディプロマポリシー</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-2-1 (14 経済学研究科) 学生便覧 課程博士号の学位取得について</p> <p>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条</p> <p>・審査及び試験に合格した学生の学位論文</p> <p>根拠資料6-7-4-2 (14 経済学研究科) 学位審査報告書 (3名分)</p> |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | <p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-7-2、4 | <p>修士の学位論文の審査は3名の論文調査委員によって行われる。審査の手順としては、口頭試問を行った上で、各調査委員が個別に評価を行う。その際の評価基準としては、ディプロマ・ポリシーに照らして、学術上または實際上経済学に寄与する成果をどの程度有しているかにより、4段階(A, B, C, D)で評価する。学位授与の議決は、調査委員の評価を総合的に判断して研究科会議において行われる。これらの審査の手順及び評価基準については、「修士学位論文審査等に関する申合せ」が定める通りである。「修士学位論文審査等に関する申合せ」は非公開を前提に作成されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-8-1 | <p>・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <p>別紙様式6-8-1 (14 経済学研究科) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） <p>別紙様式6-8-1 (14 経済学研究科) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得者数が確認できる資料 <p>（再掲）根拠資料6-3-4-5 (14 経済学研究科) 平成30年度学会発表、学術雑誌への論文発表調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 <p>（再掲）根拠資料6-3-4-5 (14 経済学研究科) 平成30年度学会発表、学術雑誌への論文発表調査</p> |
| <p>分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） <p>別紙様式6-8-2 (14 経済学研究科) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） <p>根拠資料6-8-2-1 (14 経済学研究科) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） <p>根拠資料6-8-2-2 (14 経済学研究科) 修了生掲載記事一覧</p> |
| <p>分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-3-1 (14 経済学研究科) 修了時（修士課程）アンケート結果（平成27年度）</p> <p>根拠資料6-8-3-2 (14 経済学研究科) 修了時（修士課程）アンケート結果（平成29年度）</p> <p>根拠資料6-8-3-3 (14 経済学研究科) 修了時（修士課程）アンケート結果（平成30年度）</p> |
| <p>分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-4-1 (14 経済学研究科) 修了生（修了生3年後）アンケート結果（平成29年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様） |
| <p>分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-5-1 (14 経済学研究科) 大学院修了生に関する就職先向けアンケート（平成26年度）</p> |

| | |
|--|---|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-8-1 | 博士後期課程の標準修業年限×1.5年内修了が低い、その原因としては大学・研究機関への就職状況自体が厳しいという外的要因が大きい。しかし、平成31年度から大学院教育の大幅な改編を行うことで、今後の修了率の改善を目指している。博士後期課程の定員を絞り込むとともに、日本学術振興会特別研究員への応募支援や、期限付きの助教または講師として採用する機会を与えることなどにより、修了率の改善を図っていく。 |
| 分析項目6-8-2 | 博士後期課程修了者の就職率がやや低い年があるが、その原因としては大学・研究機関による専門分野別の求人数が年毎に大きく変動することもあり、大学・研究機関への就職状況自体が厳しいという外的要因が大きい。しかし、平成31年度から大学院教育の大幅な改編を行うことで、今後の就職率の改善を目指している。博士後期課程の定員を絞り込むとともに、日本学術振興会特別研究員への応募支援や、期限付きの助教または講師として採用することで教育経験を積むことなどにより、就職率の改善を図っていく。 卒業・修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| <p>・</p> | |
| 改善を要する事項 | |
| <p>・</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (15 理学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (15 理学研究科) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|---|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (15 理学研究科) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (15 理学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (15 理学研究科) カリキュラム・マップ 根拠資料6-3-1-2 (15 理学研究科) ナンバリング一覧 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-3 (15 理学研究科) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果(非該当) 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料(非該当) シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (15 理学研究科) 平成31年度シラバス |

| | |
|--|--|
| | <p>根拠資料6-3-2-1 (15 理学研究科) 平成31年度学事要項 (前から6頁目) 授業時間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 <p>根拠資料6-3-2-2 (15 理学研究科) 大学院教育教務委員会議事メモ (第二回)</p> |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第45条～第46条の2</p> <p>根拠資料6-3-3-1 (15 理学研究科) 京都大学大学院理学研究科規程 ※第8条～第9条</p> |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-3-1 (15 理学研究科) 京都大学大学院理学研究科規程 ※第6条</p> <p>根拠資料6-3-4-1 (15 理学研究科) 京都大学大学院理学研究科複数指導教員制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 <p>該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 <p>根拠資料6-3-4-2 (15 理学研究科) 平成30年度研究指導委託状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」</p> <p>根拠資料6-3-4-5-6 (15 理学研究科) 平成30年度対面型チュートリアル実施について</p> <p>根拠資料6-3-4-5-7 (15 理学研究科) 平成30年度対面型チュートリアル実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 <p>根拠資料6-3-4-6-1 (15 理学研究科) 平成30年度TA・RA採用・活用状況</p> |

| | |
|--|--|
| <p>分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-3-4</p> | <p>修士課程 ・研究指導計画書は作成していないが、新入生ガイダンス時や年次の初めに策定するとともに、指導教員が学生と相談（一部の研究室を除く。）し、修士論文作成に向けた研究指導計画を明示・説明している。 ・研究指導報告書は作成していないが、修士論文発表会、修士論文審査会等において、組織的に研究指導の状況を確認している。</p> <p>博士後期課程 ・研究指導計画書は作成していないが、各年度の初めに指導教員が学生と相談のうえ研究計画を策定又はシラバスで明示し、博士論文作成に向けた指導計画を明示・説明している。 ・研究指導報告書については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。なお、一部の研究室においては、研究指導報告書は作成していないが、適宜、指導教員が指導するとともに、毎週のミーティングや中間発表会において組織的に研究指導の状況を確認している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-3-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| <p>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</p> | |
|--|-------------------------|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |

| | |
|--|---|
| <p>分析項目6-4-1</p> <p>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (15 理学研究科) 平成31 (2019) 年度全学標準学年暦 (再掲) 根拠資料6-3-2-1 (15 理学研究科) 平成31年度学事要項 (前から6頁目) 2019年度理学研究科学年暦 |
| <p>分析項目6-4-2</p> <p>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） (再掲) 根拠資料6-4-1-1 (15 理学研究科) 平成31 (2019) 年度全学標準学年暦 (再掲) 根拠資料6-3-2-1 (15 理学研究科) 平成31年度学事要項 (前から6頁目) 2019年度理学研究科学年暦 シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (15 理学研究科) 平成31年度シラバス |
| <p>分析項目6-4-3</p> <p>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ (csv)、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (15 理学研究科) 平成31年度シラバスデータ |
| <p>分析項目6-4-4</p> <p>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） シラバス |
| <p>分析項目6-4-5</p> <p>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6</p> <p>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 大学院学則（非該当） |
| <p>分析項目6-4-7</p> <p>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8</p> | <ul style="list-style-type: none"> 連携協力校との連携状況が確認できる資料 |

| | |
|--|---|
| 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 授業期間が15週でない授業は、特別なトピックスに関して他大学、他研究機関、民間企業などから講師を招き解説してもらっているものか、あるいはフィールドワークを伴う実習などである。これらの授業科目は、授業内容あるいは授業形態から、短期間に集中的に実施する方が学習効果は高くなる。さらに、授業期間が短くても、学生が予習及び復習に充てる時間は、授業期間が15週の授業と比較して同等以上必要であり、授業の質は担保されている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-5-1</p> <p>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (15 理学研究科) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| <p>分析項目6-5-2</p> <p>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (15 理学研究科) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| <p>分析項目6-5-3</p> <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (15 理学研究科) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| <p>分析項目6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (15 理学研究科) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (15 理学研究科) チューター制度及び平成30年度チューター配置状況 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 根拠資料6-5-4-2 (15 理学研究科) 平成31年度シラバス（英語） 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） 学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告（抜粋） |

| | |
|---|---|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-5-4 | 障害のある学生に対する実施内容など実施状況については、個人情報を含むため、訪問調査時に提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-5-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準 ・根拠資料6-6-1-1 (15 理学研究科) 平成31年度学事要項 ※P.45 成績評価基準 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 ・（再掲）根拠資料6-6-1-1 (15 理学研究科) 平成31年度学事要項 ※P.45 成績評価基準 |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・（再掲）根拠資料6-3-2-2 (15 理学研究科) 大学院教育教務委員会議事メモ（第二回） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料（非該当） ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料（非該当） |

| | |
|--|---|
| <p>分析項目 6-6-4</p> <p>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 根拠資料 6-6-4-1 (15 理学研究科) 平成 31 年度学事要項 ※P.64 等 成績評価に対する異議申立て ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 該当なし ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料 6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 6-6-1</p> | <p>成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。</p> |
| <p>分析項目 6-6-3</p> | <p>成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組 6-6-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている (同教育院の領域 6 に係る自己評価書基準 6-6 を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| <p>基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること</p> | |
|--|--|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目 6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件 (以下「卒業 (修了) 要件」という。) を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 36 条、第 49 条、第 50 条、第 55 条、第 56 条 ・ (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (15 理学研究科) 京都大学大学院理学研究科規程 ※第 5 条、第 14 条 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業 (修了) 判定の手順が確認できる |

| | |
|--|---|
| | <p>資料</p> <p>(再掲) 根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第12条</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (15 理学研究科) 京都大学大学院理学研究科規程 ※第11条～第14条</p> |
| <p>分析項目 6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (15 理学研究科) 京都大学大学院理学研究科規程 ※第12条～第17条 <p>根拠資料 6-7-2-1 (15 理学研究科) 平成31年度学事要項 ※P.1～2 修士課程・博士後期課程修了要件・論文審査基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第12条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (15 理学研究科) 京都大学大学院理学研究科規程 ※第12条、第14条 |
| <p>分析項目 6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学事要項、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 6-7-2-1 (15 理学研究科) 平成31年度学事要項 ※P.1～2 修士課程・博士後期課程修了要件・論文審査基準 |
| <p>分析項目 6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 教授会等での審議状況等の資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料 6-7-4-1 (15 理学研究科) 平成31年3月4日開催研究科会議事録 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (15 理学研究科) 京都大学大学院理学研究科規程 ※第12条～第17条 (再掲) 根拠資料 6-7-2-1 (15 理学研究科) 平成31年度学事要項 ※P.1～2 修士課程・博士後期課程修了要件・論文審査基準 |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条 審査及び試験に合格した学生の学位論文 根拠資料6-7-4-2 (15 理学研究科) 学位審査報告書、論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨 |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | <ul style="list-style-type: none"> 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-7-4 | 修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u> | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|---|
| 分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (15 理学研究科) 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (15 理学研究科) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分) 資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (15 理学研究科) 教職免許取得状況 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-2 (15 理学研究科) 平成30年度論文採択・受賞及び受賞状況 (受賞状況) 根拠資料6-8-1-3 (15 理学研究科) 平成30年度論文採択・受賞及び受賞状況 (論文) |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学率)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) 別紙様式6-8-2 (15 理学研究科) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) 根拠資料6-8-2-1 (15 理学研究科) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 根拠資料6-8-2-2 (15 理学研究科) 卒業・修了生受賞一覧 |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (15 理学研究科) 平成30年度修了時アンケート概要及び結果(修士課程) 根拠資料6-8-3-2 (15 理学研究科) 平成30年度修了時アンケート概要及び結果(博士後期課程) |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (15 理学研究科) 平成27年度修了者アンケート概要及び結果 意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時) 上記同様 |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-5-1 (15 理学研究科) 京都大学大学院理学研究科現況調査表 p10-8~10-9 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1</p> | <p>博士後期課程の修了が標準修業年限内にできない理由は専攻や研究実施形態によって大きく異なる。ある分野では学術誌の論文査読に一年以上かかることが稀ではなく、そのような外部的要因により学位論文の完成が想定より大幅に遅れることがある。実験やフィールド調査ではデータの取得が予定どおりに行えないことも多く、それを最初から予定して研究を進めることは困難な場合もある。このような学術分野の違いをより精細に調査し、各専攻の状況等を把握することで博士後期課程の指導の更なる改善に努める。</p> |

| | |
|--|--|
| 分析項目6-8-2 | 卒業・修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (16 医学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | <ul style="list-style-type: none"> 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (16 医学研究科) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | 公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|---|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (16 医学研究科) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (16 医学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| 活動取組6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-1-1 (16 医学研究科) コースツリー 根拠資料6-3-1-2 (16 医学研究科) ナンバリング一覧 ※医学専攻博士課程・医科学専攻博士後期課程P1、ゲノム医学国際連携専攻博士課程P2、 医科学専攻修士課程P2、社会健康医学系専攻博士後期課程P4～、人間健康科学系専攻修士課程P7～、 人間健康科学系専攻博士後期課程P11～ 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-1-3 (16 医学研究科) 平成31年度シラバス ※医学専攻・ゲノム医学国際連携専攻・医科学専攻・社会健康医学系専攻P1～ |

| | |
|---|---|
| | <p>人間健康科学系専攻P114～</p> |
| <p>分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・分野別第三者評価の結果（非該当） ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料（非該当） ・シラバス 根拠資料6-3-1-3 (16 医学研究科) 平成31年度シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |
| <p>分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第45条、第46条、第46条の2、 根拠資料6-3-3-1 (16 医学研究科) 京都大学大学院医学研究科規程 ※第10条 |
| <p>分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (16 医学研究科) 京都大学大学院医学研究科規程 ※第6条、第8条、第9条 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-1 (16 医学研究科) 平成30年度学会派遣について ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-2 (16 医学研究科) 平成30年度研究指導委託状況 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 根拠資料6-3-4-5-6 (16 医学研究科) 学生への論文執筆指導における研究公正チュートリアルの実施について 根拠資料6-3-4-5-7 (16 医学研究科) 平成30年度研究公正チュートリアル受講状況 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確 |

| | |
|---|--|
| | <p>認できる資料</p> <p>根拠資料6-3-4-6 (16 医学研究科) 平成30年度TA・RA採用・活用状況</p> |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-3-2 | <p>カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。また、シラバスについても各科目担当教員がそれを反映し作成しているとともに、運営委員会（医学専攻、医科学専攻、社会健康医学系専攻、京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻）あるいは教務教育委員会（人間健康科学系専攻）において確認している。</p> |
| 分析項目6-3-4 | <p>医学専攻（博士課程）、医科学専攻（修士課程・博士後期課程）、社会健康医科学系専攻（博士後期課程）の研究指導報告書および人間健康科学系専攻（修士課程・博士後期課程）の研究指導計画書・研究指導報告書については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。医学専攻（博士課程）、医科学専攻（修士課程・博士後期課程）、社会健康医科学系専攻（博士後期課程）、京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻（博士課程）については、研究指導計画は指導教授と学生が面談等で実施しているため、書面として記録していない。</p> |
| 分析項目6-3-4 | <p>医科学専攻修士課程は、学生への論文執筆指導における研究公正チュートリアルの実施については、指導教員へ通知し、適切に実施するよう指導しているが、実施したことを示す文書の提出を求めているので、受講修了状況を把握していない。今後は修士論文の提出時に受講修了を記載した文書の提出を求めることを検討する。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| 活動取組6-3-A | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| 基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料 6-4-1-1 (16 医学研究科) 平成 31 年度医学研究科学年暦 |
| 分析項目 6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料 6-4-1-1 (16 医学研究科) 平成 31 年度医学研究科学年暦 シラバス （再掲）根拠資料 6-3-1-3 (16 医学研究科) 平成 31 年度シラバス |
| 分析項目 6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料 6-4-3-1 (16 医学研究科) 平成 31 年度シラバスデータ（医学専攻、医科学専攻、社会健康医学系専攻、京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻） 根拠資料 6-4-3-2 (16 医学研究科) 平成 31 年度シラバスデータ（人間健康科学系専攻） |
| 分析項目 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6-4-4） シラバス |
| 分析項目 6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> CAP制に関する規定 |
| 分析項目 6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 大学院学則 |
| 分析項目 6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| 分析項目 6-4-8 | <ul style="list-style-type: none"> 連携協力校との連携状況が確認できる資料 |

| | |
|---|---|
| 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 本研究科では、一部の実習・演習・講義科目を集中講義として実施している。実習は外部の病院等で行うため、週に一度ではなく、集中して実施することでより教育上の効果を得られる。演習・講義科目については、研究室での実験や研究指導を伴うため、週に一度ではなく連続した期間に実施することでより教育上の効果が得られる。同一開講期で前半と後半にわけて行う科目は、集中講義としか登録できないため、運用上集中講義としているが、実際は週に一度開講している通常の座学である。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

| |
|----------|
| 改善を要する事項 |
| . |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (16 医学研究科) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (16 医学研究科) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (16 医学研究科) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） (再掲) 根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 (再掲) 根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| 分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (16 医学研究科) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (16 医学研究科) チューター制度及び平成30年度チューター配置状況 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 根拠資料6-5-4-2 (16 医学研究科) 平成31年度学事要項(英文簡易版) 障害のある学生に対する支援（ノートテカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） 学習支援の利用実績が確認できる資料 |

| | |
|---|---|
| (再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告(抜粋) | |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-5-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 根拠資料6-6-1-1 (16 医学研究科) 平成31年度学事要項 ※P.3 成績評価基準 根拠資料6-6-1-2 (16 医学研究科) 平成31年度人間健康科学系専攻学事要項 ※P.18,32 成績評価基準 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (16 医学研究科) 平成31年度学事要項 ※P.3 成績評価基準 (再掲) 根拠資料6-6-1-2 (16 医学研究科) 平成31年度人間健康科学系専攻学事要項 ※P.18,32 成績評価基準 |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (16 医学研究科) 平成30年度関係会議議事要旨(抄) |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 根拠資料6-6-3-2 (16 医学研究科) 京都大学HP「GPA制度の概要」 (再掲) 根拠資料6-6-1-2 (16 医学研究科) 平成31年度人間健康科学系専攻学事要項 ※P. 18, 32 成績評価基準 (再掲) 根拠資料6-6-3-1 (16 医学研究科) 平成30年度関係会議議事要旨(抄) ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料(非該当) |
| <p>分析項目6-6-4</p> <p>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (16 医学研究科) 平成31年度学事要項 ※P. 104 成績評価に対する異議申立て (再掲) 根拠資料6-6-1-2 (16 医学研究科) 平成31年度人間健康科学系専攻学事要項 ※P. 18, 32 成績評価に関する異議・申し立て ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-5 (16 医学研究科) 平成30年度成績異議申立状況 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-1</p> | <p>成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。</p> |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <p>成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> <p>なお、医学専攻、医科学専攻、社会健康医学系専攻、ゲノム医学国際連携専攻について、平成30年度後期の成績分布については、令和元年7月2日の研究科運営委員会において確認予定。</p> <p>また、GPA制度については、人間健康科学系専攻でのみ導入しており、GPA分布表も、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-6-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

| 基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目 6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※大学院：第 36 条・49 条・50 条・55 条・56 条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (16 医学研究科) 京都大学大学院医学研究科規程 ※第 12 条、第 13 条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※18 条 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※大学院：2 条～12 条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (16 医学研究科) 京都大学大学院医学研究科規程 ※第 12 条～第 15 条 |
| <p>分析項目 6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 50 条の 2 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条～第 11 条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (16 医学研究科) 京都大学大学院医学研究科規程 ※第 12 条～15 条 (再掲) 根拠資料 6-6-1-1 (16 医学研究科) 平成 31 年度学事要項 ※P. 3～4 学位論文論文に係る評価基準 根拠資料 6-7-2-1 (16 医学研究科) 医学研究科学位授与基準（抜粋） 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※18 条 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 12 条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (16 医学研究科) 京都大学大学院医学研究科規程 ※第 12 条～15 条 |
| <p>分析項目 6-7-3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、 |

| | |
|---|---|
| <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <p>ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-6-1-1 (16 医学研究科) 平成 31 年度学事要項</p> <p>※P. 3~4 学位論文に係る評価基準</p> <p>※P. 27 医学専攻博士課程修了要件</p> <p>※P. 51~52 ゲノム医学国際連携専攻博士課程修了要件</p> <p>※P. 55~56 医科学専攻修士課程修了要件</p> <p>※P. 60~61 医科学専攻博士後期課程修了要件</p> <p>※P81 社会健康医学系専攻博士後期課程修了要件</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-6-1-2 (16 医学研究科) 平成 31 年度人間健康科学系専攻学事要項</p> <p>※P. 18 人間健康科学系専攻修士課程修了要件</p> <p>※P. 19 人間健康科学系専攻修士課程学位授与基準</p> <p>※P. 32 人間健康科学系専攻博士後期課程修了要件</p> <p>人間健康科学系専攻博士後期課程学位授与基準</p> |
| <p>分析項目 6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 根拠資料 6-7-4-1 (16 医学研究科) 関係会議議事録 (抄) 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 50 条の 2 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条～第 11 条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (16 医学研究科) 京都大学大学院医学研究科規程 ※第 12 条～15 条 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 6 条 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 根拠資料 6-7-4-2 (16 医学研究科) 論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨 |
| <p>分析項目 6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |

| | |
|---|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-7-4 | 修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (16 医学研究科) 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (16 医学研究科) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分) 資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (16 医学研究科) 「認定遺伝カウンセラー」資格認定試験合格状況 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-2 (16 医学研究科) 平成30年度論文採択・受賞及び受賞状況 |
| 分析項目6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 別紙様式6-8-2 (16 医学研究科) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) |

| | |
|--|--|
| | <p>根拠資料6-8-2-1 (16 医学研究科) 平成 31 年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） <p>根拠資料6-8-2-2 (16 医学研究科) 卒業（修了）生の受賞一覧</p> |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-3-1 (16 医学研究科) 平成 30 年度修了時アンケート概要及び結果</p> |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-4-1 (16 医学研究科) 2016 年度修了生へのアンケート概要及び結果（医学専攻・医科学専攻・社会健康医学系専攻）</p> <p>根拠資料6-8-4-2 (16 医学研究科) 修了生・就職先関係者からの意見聴取概要（人間健康科学系専攻）</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様） |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料（再掲） <p>根拠資料6-8-4-1 (16 医学研究科) 修了生・就職先関係者からの意見聴取概要（人間健康科学系専攻）</p> <p>根拠資料6-8-5-1 (16 医学研究科) 修了生・就職先関係者からの意見聴取概要（医学専攻・医科学専攻・社会健康医学系専攻）</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1</p> | <p>当研究科の京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻は、平成30年4月設置の4年制博士課程であり、完成年度は令和4年度である。別紙様式6-8-1の「標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）」、「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）のいずれについても平成26年度から平成30年度は非該当として作成していない。また、社会健康医学系専攻の博士後期課程においては、医療職に就いている者が多数社会人学生として在籍しているので、仕事と研究を両立しながら論文を作成するということになるため標準修業年限を超えているが、指導教員がメールやスカイプ等で研究のフォローアップをしている。</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> | <p>当研究科の京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻は、平成30年4月設置の4年制博士課程であり、完成年度は令和4年度である。当該専攻については、別紙様式6-8-2「就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況」の平成26年度から平成30年度は非該当として作成していない。</p> <p>また、人間健康科学系専攻においては、卒業・修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実に目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |

| | |
|--|--|
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学研究科

第三者評価の結果の活用（有）（社会健康医学系専攻専門職学位課程）

評価名（公衆衛生系専門職大学院認証評価（大学基準協会））

の基準については、「特記事項なし」

| | |
|---|--|
| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

| | |
|--|--|
| 基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

| | |
|--|--|
| 基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

| | |
|--|--|
| 基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

| | |
|--|--|
| 基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|--|--|
| 分析項目 | |
| 分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・ 別紙様式6-8-1 (16 医学研究科) 標準修業年限内の卒業（修了）率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） （再掲）・ 別紙様式6-8-1 (16 医学研究科) 標準修業年限内の卒業（修了）率 |
| 分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・ 別紙様式6-8-2 (16 医学研究科) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分） |
| 【特記事項】 ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u> | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：薬学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (17 薬学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (17 薬学研究科) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|--|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (17 薬学研究科) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (17 薬学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| 活動取組6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 根拠資料6-3-1-1 (17 薬学研究科) カリキュラム・マップ 根拠資料6-3-1-2 (17 薬学研究科) 薬学研究科科目配当表 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 根拠資料6-3-1-3 (17 薬学研究科) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果（非該当） 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料（非該当） シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (17 薬学研究科) 平成31年度シラバス |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 根拠資料6-3-2-1 (17 薬学研究科) 平成30年11月15日開催研究科会議議事録 (抄録) 根拠資料6-3-2-2 (17 薬学研究科) シラバス標準モデルと作成要領 根拠資料6-3-2-3 (17 薬学研究科) シラバスチェックリスト |
| <p>分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第45条～第46条の2 根拠資料6-3-3-1 (17 薬学研究科) 京都大学大学院薬学研究科規程 ※第9条～第10条 |
| <p>分析項目6-3-4 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (17 薬学研究科) 京都大学大学院薬学研究科規程 ※第5条～第6条、第8条～第10条 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-1 (17 薬学研究科) 学会発表数 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-2 (17 薬学研究科) 平成30年度研究指導委託一覧 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 根拠資料6-3-4-5-6 (17 薬学研究科) 平成30年度対面型チュートリアル実施について 根拠資料6-3-4-5-7 (17 薬学研究科) 平成30年度対面型チュートリアル実施状況 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |

| | | |
|---|--|---|
| | | 根拠資料6-3-4-3 (17 薬学研究科) 平成30年度T A・R A採用・活用状況 |
| 分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 | |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | |
| 分析項目6-3-4 | <p>薬学研究科では秘密保持の観点から、研究指導計画書、研究指導報告書の作成を研究科単位では行っていない。指導教員の責任で研究指導を行っている。研究指導は、独創性及び難易度の高い研究課題を設定し、教員と学生の自由な発想と自主的な取り組みを尊重した双方向の対話を積極的に行うことで、個人の研究素養の向上を目指している。大学院学生については、個々のテーマを与え、自主的に研究を行うと共に、それぞれの研究の進捗状況を適宜指導教員がチェックし、研究レベルの充実、強化を図っている。また、セミナーの時間に研究室全員の前で発表させ、研究戦略・戦術の立て方を指導している。関連する国内学会・研究会等で発表する機会を与え、更に博士課程の学生には国際学会での発表も推奨している。また、英語論文の執筆も推奨している。</p> <p>なお、2019年5月より、学生ポートフォリオシステムを活用し、研究指導計画書及び研究指導報告書を作成することとしている。</p> | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | |
| 活動取組6-3-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。 | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | | |
| 優れた成果が確認できる取組 | | |
| . | | |
| 改善を要する事項 | | |
| . | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） <p>根拠資料6-4-1-1 (17 薬学研究科) 平成31 (2019) 年度全学標準学年暦</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>根拠資料6-4-1-2 (17 薬学研究科) 平成31年度薬学研究科学年暦</p> |
| <p>分析項目6-4-2</p> <p>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1-1 (17 薬学研究科) 平成31 (2019) 年度全学標準学年暦 （再掲）根拠資料6-4-1-2 (17 薬学研究科) 平成31年度薬学研究科学年暦 ・シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (17 薬学研究科) 平成31年度シラバス |
| <p>分析項目6-4-3</p> <p>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (17 薬学研究科) 平成31年度シラバスデータ |
| <p>分析項目6-4-4</p> <p>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス |
| <p>分析項目6-4-5</p> <p>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6</p> <p>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第43条の3 根拠資料6-4-6-1 (17 薬学研究科) 薬学研究科基礎演習時間表 |
| <p>分析項目6-4-7</p> <p>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8</p> <p>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9</p> <p>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |

| | |
|---|---|
| <p>分析項目 6-4-10</p> <p>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| <p>分析項目 6-4-11</p> <p>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 6-4-2</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・概論は原則毎週行っているが、教育効果が高いと認められる場合（たとえば講義と演習を連続して行う必要や、グループ学習をする場合）など、1日に2コマ連続で行う場合もある。そのため、集中講義としている。 ・実験技術は、安全教育・環境教育や、学部生の実習科目の指導など決まった時間に開催できない事情がある科目であるため、集中講義としている。 ・概論、実験技術ともに、事前事後の授業外学習時間の確保も含めて、10週又は15週で行う授業と同等以上の教育効果が得られている。 |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組 6-4-A</p> | <p>研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|--|
| <p>分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (17 薬学研究科) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| <p>分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (17 薬学研究科) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| <p>分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (17 薬学研究科) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 根拠資料6-5-3-2-3 (17 薬学研究科) 2018年度就職セミナー |
| <p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (17 薬学研究科) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (17 薬学研究科) チューター制度及び平成30年度チューター配置状況 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所（非該当） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告（抜粋） |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| | |

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|--|---|
| 活動取組 6-5-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準 6-5 を参照願いたい）。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 根拠資料 6-6-1-1 (17 薬学研究科) 平成 31 年度学生便覧 ※P30-31 成績評価基準 |
| 分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料 6-6-1-1 (17 薬学研究科) 平成 31 年度学生便覧 ※P30-31 成績評価基準 |
| 分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料 6-6-3-1 (17 薬学研究科) 平成 30 年 11 月 29 日及び平成 31 年 4 月 25 日開催教務委員会議事録(抄録) ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 根拠資料 6-6-1-1 (17 薬学研究科) 平成 31 年度学生便覧 ※P31-32 京都大学薬学研究科における GPA 制度の導入について ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 |

| | |
|---|---|
| | (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (17 薬学研究科) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (17 薬学研究科) 平成31年度学生便覧 ※P.30 成績の確認・異議申立について ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-1 (17 薬学研究科) 平成30年度異議申立一覧 ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-6-1 | 成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。 |
| 分析項目6-6-3 | 成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 |
| 分析項目6-6-3 | GPA分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 平成30年12月13日開催の教授懇談会において、GPA分布表について確認しているが、教授懇談会議事録は非公表とする。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-6-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている (同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|--|-------------------|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-7-1 | ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 |

| | |
|---|---|
| <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <p>（再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第36条、第49条、第50条、第55条～第56条</p> <p>（再掲）根拠資料6-3-3-1 (17 薬学研究科) 京都大学大学院薬学研究科規程 ※第12条～第13条</p> <p>・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料</p> <p>（再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条</p> <p>（再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第12条</p> <p>（再掲）根拠資料6-3-3-1 (17 薬学研究科) 京都大学大学院薬学研究科規程 ※第12条～第16条</p> |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <p>・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準</p> <p>（再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2</p> <p>（再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条</p> <p>（再掲）根拠資料6-3-3-1 (17 薬学研究科) 京都大学大学院薬学研究科規程 ※第12条～第16条 根拠資料6-7-2-1 (17 薬学研究科) 学位授与基準</p> <p>・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料</p> <p>（再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条</p> <p>（再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第12条</p> <p>（再掲）根拠資料6-3-3-1 (17 薬学研究科) 京都大学大学院薬学研究科規程 ※第12条～第16条</p> |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <p>・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p> <p>根拠資料6-7-3-1 (17 薬学研究科) 平成31年度学生便覧 京都大学大学院薬学研究科学修要項</p> <p>根拠資料6-7-3-2 (17 薬学研究科) 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ウェブサイト「学生便覧・シラバス」</p> |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p>根拠資料6-7-4-1 (17 薬学研究科) 平成31年3月8日開催研究科会議議事録（抄録）</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</p> <p>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等</p> <p>（再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2</p> <p>（再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条【後日提出】</p> <p>（再掲）根拠資料6-3-3-1 (17 薬学研究科) 京都大学大学院薬学研究科規程 ※第12条～第16条</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-7-2-1 (17 薬学研究科) 学位授与基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査及び試験に合格した学生の学位論文 <p>根拠資料6-7-4-2 (17 薬学研究科) 論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨</p> |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | <ul style="list-style-type: none"> 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-7-4 | 修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料 とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (17 薬学研究科) 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (17 薬学研究科) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分) 資格の取得者数が確認できる資料 |

| | |
|--|---|
| | <p>該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-1-1 (17 薬学研究科) レフェリー付き論文発表数</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) <p>別紙様式6-8-2 (17 薬学研究科) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) <p>根拠資料6-8-2-1 (薬学研究科) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」①②③</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) <p>根拠資料6-8-2-2 (17 薬学研究科) 研究成果等一覧(新聞掲載)</p> |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-3-1 (17 薬学研究科) 平成29年度進路状況調査結果(大学院)</p> |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-4-1 (17 薬学研究科) 平成26年度修了者アンケート概要及び結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時) <p>上記と同様</p> |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 <p>根拠資料6-8-5-1 (17 薬学研究科) 平成26年度就職先アンケート概要及び結果</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1</p> | <p>別紙様式6-8-1及び6-8-2について、薬学専攻(博士課程)は、平成24年4月に新設したことから、学年進行のため、平成26年度の就職及び進学の状況については、記載していない。また、薬科学専攻(博士後期課程)は、平成24年4月に創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻(博士後期課程)を改組し、設置した。生命薬科学専攻及び医療薬科学専攻について、平成26年度に卒業した学生がいるため、学生募集を停止した当該専攻についても記載している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |

| | |
|--|--|
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：工学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (18 工学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料 とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (18 工学研究科) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (18 工学研究科) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (18 工学研究科) ディプロマ・ポリシー |

| | |
|--|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (18 工学研究科) 履修モデル 根拠資料6-3-1-2 (18 工学研究科) ナンバリング一覧 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-3 (18 工学研究科) シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (18 工学研究科) シラバス 根拠資料6-3-2-1 (18 工学研究科) Campus Life Information 根拠資料6-3-2-2 (18 工学研究科) 平成31年度時間割 その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 根拠資料6-3-2-3 (18 工学研究科) 平成29年度実施 工学研究科・工学部外部評価報告書※P171 |
| 分析項目6-3-3 | <ul style="list-style-type: none"> 明文化された規定類 |

| | |
|--|--|
| <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第45条～46条の2 根拠資料6-3-3-1 (18 工学研究科) 工学研究科規程 ※第8条・第9条 根拠資料6-3-3-2 (18 工学研究科) 既修得単位認定に関する取扱要領</p> |
| <p>分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (18 工学研究科) 工学研究科規程 ※第7条 根拠資料6-3-4-1 (18 工学研究科) 指導教員に関する申合せ ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 非該当 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料（平成30年度） 根拠資料6-3-4-4-1 (18 工学研究科) 平成30年度研究指導委託状況 根拠資料6-3-4-4-2 (18 工学研究科) 寄附講座・産学共同講座一覧等 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 根拠資料6-3-4-5-6 (18 工学研究科) 平成30年度対面型チュートリアル実施について 根拠資料6-3-4-5-7 (18 工学研究科) 平成30年度研究公正ガイドの実施について 根拠資料6-3-4-5-8 (18 工学研究科) 平成30年度研究公正ガイド 実施状況調べ 根拠資料6-3-4-5-9 (18 工学研究科) 平成30年度対面型チュートリアル実施状況 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-6-1 (18 工学研究科) TA活用状況 根拠資料6-3-4-6-2 (18 工学研究科) TARA採用者一覧 |
| <p>分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるととも</p> | <p>・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> |

| | | |
|---|--|---|
| に、教育課程連携協議会を運用していること | | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| 【特記事項】 | | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | |
| 分析項目6-3-4 | (修士課程・研究指導計画書)各研究室で行われるミーティング等で研究の進捗状況を共有するとともに、指導教員の指導を受け論文作成のための実験や研究をグループ(又は個人)で行ない、その後の実験計画や研究計画を立てている。 | |
| 分析項目6-3-4 | (修士課程・研究指導報告書)各研究室で行われるミーティング等で研究の進捗状況を共有するとともに、指導教員が実験や研究の進捗状況を確認のうえ指導している。また、修士論文の審査時には公聴会を実施して、論文内容を確認している。 | |
| 分析項目6-3-4 | (博士後期課程・研究指導計画書)各研究室で行われるミーティング等で研究の進捗状況を共有するとともに、指導教員の指導を受け論文作成のための実験や研究をグループ(又は個人)で行ない、その後の実験計画や研究計画を立てている。 | |
| 分析項目6-3-4 | (博士後期課程・研究指導報告書)各研究室で行われるミーティング等で研究の進捗状況を共有するとともに、指導教員が実験や研究の進捗状況を確認のうえ指導している。また、博士論文の審査時には公聴会を実施して、論文内容を確認している。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | | |
| 優れた成果が確認できる取組 | | |
| . | | |
| 改善を要する事項 | | |
| . | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 根拠資料6-4-1-2 (18 工学研究科) 平成31年度学年暦 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) 根拠資料6-4-1-2 (18 工学研究科) 平成31年度学年暦 ・シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (18 工学研究科) シラバス |

| | |
|--|---|
| <p>分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <p>・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3 (18 工学研究科) 平成31年度シラバスデータ</p> |
| <p>分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <p>対象外（学部のみ）</p> |
| <p>分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p> | <p>対象外</p> |
| <p>分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <p>対象外</p> |
| <p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <p>対象外</p> |
| <p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p> |
| <p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <p>対象外</p> |
| <p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p> |
| <p>分析項目6-4-11</p> | <p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p> |

| | |
|---|--|
| 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 各科目の内容によっては、直接現地に出向いて講義や実習を行うことや、集中的に時間をかけた実習を行うことにより、学習効果を高めるものなどがあり、個々の授業内容に則して講義形態を設定している。その教育効果は10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上であり、教育上必要と認められる。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1) 別紙様式6-5-1 (18 工学研究科) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 非該当 |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2) 別紙様式6-5-2 (18 工学研究科) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 非該当 |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3) 別紙様式6-5-3 (18 工学研究科) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等) |

| | |
|--|---|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領</p> <p>(再掲) 根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況</p> <p>根拠資料6-5-3-3 (18 工学研究科) インターンシップ実施状況 (平成30年度工学研究科取りまとめ分)</p> <p>根拠資料6-5-3-4 (18 工学研究科) インターンシップ覚書(例)</p> |
| <p>分析項目6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式6-5-4) 別紙様式6-5-4 (18 工学研究科) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (18 工学研究科) チューター制度及び平成30年度留学生チューター配置状況 ・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所 根拠資料6-5-4-2 (18 工学研究科) 平成31年度学修要覧抜粋・時間割 (英語) 根拠資料6-5-4-3 (18 工学研究科) 平成31年度シラバス (英語) ・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 根拠資料6-5-4-9 (18 工学研究科) 障害をもつ大学院学生への教育指導に関する取扱要領 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料 非該当 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告 (抜粋) |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-5-4</p> | <p>平成30年度において障害をもつ学部学生への教育指導に関する取扱要領に基づき実施された実績はない。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |

| |
|----------|
| 改善を要する事項 |
| . |

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|---|
| 分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 根拠資料 6-6-1-1 (18 工学研究科) 工学研究科試験内規 ※第 4~10 条 根拠資料 6-6-1-2 (18 工学研究科) 平成 31 年度学修要覧 ※P. 4 成績評価基準 |
| 分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料 6-6-1-2 (18 工学研究科) 平成 31 年度学修要覧 ※P. 4, 137 成績評価 |
| 分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料 6-6-3-2 (18 工学研究科) 平成 31 年 4 月 15 日開催工学研究科教育制度委員会会議資料 (抄) ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 非該当 ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 非該当 |
| 分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料 6-6-1-2 (18 工学研究科) 平成 31 年度学修要覧※P. 4 成績評価に対する異議申立て ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料 6-6-4-1 (18 工学研究科) 平成 30 年度成績異議申立て一覧 ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料 6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |

【特記事項】
 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

| | |
|------------|--|
| 分析項目 6-6-1 | 成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。 |
| 分析項目 6-6-3 | 成績評価の分布表については、当学部 (大学院の場合は研究科等) 内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 |

| | |
|--|--|
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 36 条・49 条・50 条・55 条・56 条 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (18 工学研究科) 工学研究科規程 ※第 11~14 条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第 18 条 （再掲）根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条~12 条 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (18 工学研究科) 工学研究科規程 ※第 11~13 条 根拠資料 6-7-1-2 (18 工学研究科) 工学研究科教授会内規 ※第 3 条 根拠資料 6-7-1-3 (18 工学研究科) 工学研究科代議員会内規 ※第 3 条 根拠資料 6-7-1-4 (18 工学研究科) 修士課程修了要件の在学期間短縮に関する内規 ※第 1~7 条 根拠資料 6-7-1-5 (18 工学研究科) 博士後期課程期間短縮に関する内規 ※第 1~9 条 |
| 分析項目 6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織とし | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 50 条の 2 （再掲）根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条~第 11 条 |

| | |
|--|---|
| <p>で策定されていること</p> | <p>(再掲) 根拠資料6-3-3-1 (18 工学研究科) 工学研究科規程 ※第12~14条 (再掲) 根拠資料6-7-1-2 (18 工学研究科) 工学研究科教授会内規 ※第3条 (再掲) 根拠資料6-7-1-3 (18 工学研究科) 工学研究科代議員会内規 ※第3条 (再掲) 根拠資料6-7-1-4 (18 工学研究科) 修士課程修了要件の在学期間短縮に関する内規 ※第1~7条 (再掲) 根拠資料6-7-1-5 (18 工学研究科) 博士後期課程期間短縮に関する内規 ※第1~9条 根拠資料6-7-2 (18 工学研究科) 論文博士申請者の専攻学術に関する学識確認 ※第1・2条 (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (18 工学研究科) ディプロマ・ポリシー (学位審査基準) ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 (再掲) 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第12条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (18 工学研究科) 工学研究科規程 ※第12~14条 (再掲) 根拠資料6-7-1-2 (18 工学研究科) 工学研究科教授会内規 ※第3条 (再掲) 根拠資料6-7-1-3 (18 工学研究科) 工学研究科代議員会内規 ※第3条 (再掲) 根拠資料6-7-1-4 (18 工学研究科) 修士課程修了要件の在学期間短縮に関する内規 ※第1~7条 (再掲) 根拠資料6-7-1-5 (18 工学研究科) 博士後期課程期間短縮に関する内規 ※第1~9条</p> |
| <p>分析項目6-7-3 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p> | <p>・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-2 (18 工学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P.2 修士課程教育プログラム、博士課程前後期連携教育プログラム修了要件</p> |
| <p>分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること</p> | <p>・教授会等での審議状況等の資料 根拠資料6-7-4-1-1 (18 工学研究科) 平成31年3月14日開催代議員会資料(抄) 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条~第11条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (18 工学研究科) 工学研究科規程 ※第12~14条 (再掲) 根拠資料6-7-1-2 (18 工学研究科) 工学研究科教授会内規 ※第3条 (再掲) 根拠資料6-7-1-3 (18 工学研究科) 工学研究科代議員会内規 ※第3条 (再掲) 根拠資料6-7-1-4 (18 工学研究科) 修士課程修了要件の在学期間短縮に関する内規 ※第1~7条 (再掲) 根拠資料6-7-1-5 (18 工学研究科) 博士後期課程期間短縮に関する内規 ※第1~9条</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-7-2 (18 工学研究科) 論文博士申請者の専攻学術に関する学識確認 ※第1・2条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-1-1-1 (18 工学研究科) ディプロマ・ポリシー (学位審査基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査及び試験に合格した学生の学位論文 <p>根拠資料6-7-4-2 (18 工学研究科) 学位審査報告書、論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨</p> |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | <ul style="list-style-type: none"> 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-7-4 | <p>修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |
| <p>基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること</p> | |
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) <p>別紙様式6-8-1 (18 工学研究科) 標準修業年限内の卒業(修了)率</p> <ul style="list-style-type: none"> 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) <p>別紙様式6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格の取得者数が確認できる資料 |

| | |
|--|---|
| | <p>非該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 <p>非該当</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 別紙様式6-8-2 (18 工学研究科) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 根拠資料6-8-2-1 (18 工学研究科) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 根拠資料6-8-2-2 (18 工学研究科) 社会での活躍等が確認できる記事 |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (18 工学研究科) 平成30年2月実施 平成30年3月修士修了生アンケート結果 根拠資料6-8-3-2 (18 工学研究科) 平成30年2月実施 平成30年3月博士修了生アンケート結果 |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (18 工学研究科) 平成30年2月実施 平成28年3月修士修了生アンケート結果 根拠資料6-8-4-2 (18 工学研究科) 平成30年2月実施 平成27年3月博士修了生アンケート結果 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様） |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-5 (18 工学研究科) 企業アンケート集計結果 |
| <p>【特記事項】</p> <p>1 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-2</p> | <p>26年度の就職希望者数が空白となっている理由：卒業・修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |

| | |
|--|--|
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：農学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (19 農学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (19 農学研究科) カリキュラム・ポリシー |

| | |
|--|--|
| 分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 根拠資料 6-2-1-1 (19 農学研究科) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料 6-1-1-1 (19 農学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| 活動取組 6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である（同教育院の領域 6 に係る自己評価書基準 6-2 を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 根拠資料 6-3-1-1 (19 農学研究科) コースツリー 根拠資料 6-3-1-2 (19 農学研究科) ナンバリング 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 根拠資料 6-3-1-3 (19 農学研究科) 平成 31 年度シラバス |
| 分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバス (再掲) 根拠資料 6-3-1-3 (19 農学研究科) 平成 31 年度シラバス その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |

| | |
|--|--|
| | <p>根拠資料6-3-2-1 (19 農学研究科) 研究科教務委員会議事録(抄)「カリキュラム・シラバス」</p> <p>根拠資料6-3-2-2 (19 農学研究科) シラバスチェックリスト</p> <p>根拠資料6-3-2-3 (19 農学研究科) シラバス標準モデルと作成要領</p> |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第45条～第46条の2 根拠資料6-3-3-1 (19 農学研究科) 京都大学大学院農学研究科規程 ※第9条・第10条 |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (19 農学研究科) 京都大学大学院農学研究科規程 ※第6条～第8条 根拠資料6-3-4-1 (19 農学研究科) 指導教員に関する申合せ (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (19 農学研究科) カリキュラム・ポリシー ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料（非該当） ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-4-2 (19 農学研究科) 平成30年度研究指導委託一覧 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 根拠資料6-3-4-5-6 (19 農学研究科) 大学院共通科目「研究倫理・研究公正」 根拠資料6-3-4-5-7 (19 農学研究科) 平成31年度新入生ガイダンス 根拠資料6-3-4-5-8 (19 農学研究科) 平成30年度チュートリアル実施状況 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |

| | |
|--|--|
| | 根拠資料6-3-4-6-1 (19 農学研究科) TA・RA の状況について |
| 分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-3-4 | 研究指導計画については、指導教員が各学年初めに学生に明示しており、研究科としても実施したことの確認を行っている。なお、研究指導については各指導教員に委ねられているが、研究科としても研究の進捗状況等を確認している。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-3-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (19 農学研究科) 平成31年度学年暦 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1-1 (19 農学研究科) 平成31年度学年暦 ・ シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (19 農学研究科) 平成31年度シラバス |

| | |
|--|--|
| <p>分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1（19 農学研究科）平成31年度シラバスデータ |
| <p>分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス |
| <p>分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 |
| <p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 |

| | |
|---|---|
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 各集中講義は、各専攻が教育上必要と認めて、それぞれのカリキュラムに必要な不可欠なものであるうえ、事前事後の授業外学習時間を確保しており、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1（19 農学研究科）履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2（19 農学研究科）学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-3 | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） |

| | |
|--|--|
| <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <p>別紙様式6-5-3 (19 農学研究科) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| <p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (19 農学研究科) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (19 農学研究科) チューター実施状況 (実施計画 H30) ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 根拠資料6-5-4-2 (19 農学研究科) 平成31年度学修要覧 (英語) 根拠資料6-5-4-3 (19 農学研究科) 平成31年度シラバス (英語) ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告 (抜粋) |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-5-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (19 農学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P18 成績の評価基準及び達成度について |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (19 農学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P18 成績の評価基準及び達成度について |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (19 農学研究科) 研究科教務委員会議事録(抄)「成績評価の分布表」 ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料(非該当) ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料(非該当) |
| 分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (19 農学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P18 成績異議申し立てについて ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-1 (19 農学研究科) 成績異議申立て一覧 ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-6-3 | 成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 |

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|--|--|
| 活動取組 6-6-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準 6-6 を参照願いたい）。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目 6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 36 条・第 49 条～第 50 条・第 55 条・第 56 条 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (19 農学研究科) 京都大学大学院農学研究科規程 ※第 3 条の 2・第 13 条～第 14 条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第 18 条 （再掲）根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条～第 12 条 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (19 農学研究科) 京都大学大学院農学研究科規程 ※第 13 条～第 14 条 |
| <p>分析項目 6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 50 条の 2 （再掲）根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条～第 11 条 （再掲）根拠資料 6-3-3-1 (19 農学研究科) 京都大学大学院農学研究科規程 ※第 13 条・第 15 条～第 17 条 根拠資料 6-7-2-1 (19 農学研究科) 学位論文に係る評価基準 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 |

| | |
|--|---|
| | <p>(再掲) 根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第 18 条</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 12 条</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (19 農学研究科) 京都大学大学院農学研究科規程 ※第 13 条～第 14 条</p> |
| <p>分析項目 6-7-3</p> <p>策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p> | <p>・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-6-1-1 (19 農学研究科) 平成 31 年度学修要覧 ※P18 修士課程修了要件、P51 博士後期課程修了要件</p> <p>根拠資料 6-7-3-1 (19 農学研究科) 京都大学農学部・農学研究科ウェブサイト「修了要件」</p> |
| <p>分析項目 6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること</p> | <p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p>根拠資料 6-7-4-1 (19 農学研究科) 研究科会議議事録(抄)「修士課程修了」</p> <p>根拠資料 6-7-4-2 (19 農学研究科) 研究科会議議事録(抄)「博士学位授与」</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</p> <p>・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等</p> <p>(再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 50 条の 2</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条～第 11 条</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (19 農学研究科) 京都大学大学院農学研究科規程 ※第 13 条・第 15 条～第 17 条</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-7-2-1 (19 農学研究科) 学位論文に係る評価基準</p> <p>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 6 条</p> <p>・審査及び試験に合格した学生の学位論文</p> <p>根拠資料 6-7-4-3 (19 農学研究科) 博士論文要旨</p> |
| <p>分析項目 6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 6-7-4</p> | <p>修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |

| |
|---|
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (19 農学研究科) 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (19 農学研究科) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分) 資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (19 農学研究科) 各種資格取得等状況 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-2 (19 農学研究科) 論文採択、受賞状況 |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 別紙様式6-8-2 (19 農学研究科) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) 根拠資料6-8-2-1 (19 農学研究科) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 根拠資料6-8-2-2 (19 農学研究科) 平成30年度修了生活躍状況 |
| <p>分析項目6-8-3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ |

| | |
|---|--|
| <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <p>ビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (19 農学研究科) 修了時アンケート</p> |
| <p>分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <p>・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (19 農学研究科) 修了者アンケート ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時（上記と同様）</p> |
| <p>分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-5-1 (19 農学研究科) 平成29年度企業アンケート集計</p> |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-2</p> | <p>・博士学位取得者は、研究者を志望する者が大多数であり、特に大学への就職を望んでいるが、近年、各大学で進めている定員削減等の影響で、助教などの若手ポストが減少しており、多くの博士学位取得者は、すぐに常勤の教員になることができず、非常勤の研究職などに就いている。また、それすらかなわない者は教務補佐員等になったり、無給の研修員となったりしている。そのため、就職率が低くなっていると思われる。ここ数年、高度な専門能力を有する博士課程修了者を求める企業は、徐々に増えつつあるが、未だ多いとは言えない。 ・農学研究科としての対策として、博士課程学生も参加が出来る就職セミナーの開催や、産学協働イノベーション人材育成協議会 C-ENGINE を案内するなどの就職支援に努めている。</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> | <p>卒業・修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）</p> <p>■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：人間・環境学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (20 人間・環境学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u> | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (20 人間・環境学研究科) カリキュラム・ポリシー |

| | |
|--|--|
| 方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | |
| 分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (20 人間・環境学研究科) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (20 人間・環境学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組 6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育には国際高等教育院で実施されている科目を活用しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (20 人間・環境学研究科) 2019 年度学生便覧 ※p32 コースツリー・カリキュラム・マップ 根拠資料6-3-1-2 (20 人間・環境学研究科) ナンバリング一覧 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) |

| | |
|--|---|
| <p>分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <p>根拠資料 6-3-1-3 (20 人間・環境学研究科) 平成 31 年度シラバス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別第三者評価の結果 (非該当) ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 (非該当) ・シラバス (再掲) 根拠資料 6-3-1-3 (20 人間・環境学研究科) 平成 31 年度シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 根拠資料 6-3-2-1 (20 人間・環境学研究科) 大学院教務委員会議事要旨 (抄) 根拠資料 6-3-2-2 (20 人間・環境学研究科) シラバス標準モデルと作成要領 |
| <p>分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 45 条・46 条・46 条の 2 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (20 人間・環境学研究科) 2019 年度学生便覧 ※p19 研究科規程第 8 条・9 条 根拠資料 6-3-3-1 (20 人間・環境学研究科) 他大学又は外国の大学における修得単位及び既修得単位の取扱いについて |
| <p>分析項目 6-3-4 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 42 条の 4・43 条・44 条・46 条 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (20 人間・環境学研究科) 2019 年度学生便覧 ※p19 研究科規程第 6 条～第 8 条 根拠資料 6-3-4-1 (20 人間・環境学研究科) 京都大学大学院人間・環境学研究科会議内規第 3 条 第 4 項・第 5 項 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (20 人間・環境学研究科) 2019 年度学生便覧 ※P31 修士課程の副指導教員とアドバイザーについて、博士後期課程の副指導教員について 根拠資料 6-3-4-2 (20 人間・環境学研究科) 人間・環境学研究科規程第 4 の研究指導委託に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (20 人間・環境学研究科) 2019 年度学生便覧 ※P31 博士後期課程学生の指導について ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 (非該当) |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-3 (20 人間・環境学研究科) 平成30年度研究指導委託一覧 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 根拠資料6-3-4-5-6 (20 人間・環境学研究科) 平成30年度対面型チュートリアル実施状況 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-6-1 (20 人間・環境学研究科) TA・RA 採用・活用状況 |
| <p>分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-3-4</p> | <p>研究指導計画書・研究指導報告書については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p> | |
| <p>活動取組6-3-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育には国際高等教育院で実施されている科目を活用しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

| 基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-4-1 1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (20 人間・環境学研究科) 2019 年度学生便覧 ※2019 年度人間・環境学研究科学事日程 |
| 分析項目 6-4-2 各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (20 人間・環境学研究科) 2019 年度学生便覧 ※2019 年度人間・環境学研究科学事日程 シラバス (再掲) 根拠資料 6-3-1-3 (20 人間・環境学研究科) 平成 31 年度シラバス |
| 分析項目 6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又は URL 等)、学生便覧等関係資料 根拠資料 6-4-3-1 (20 人間・環境学研究科) 平成 31 年度シラバスデータ |
| 分析項目 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること 学部のみが対象 | <ul style="list-style-type: none"> シラバス |
| 分析項目 6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP 制度)を適切に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> CAP 制に関する規定 |
| 分析項目 6-4-6 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第 14 条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっている | <ul style="list-style-type: none"> 大学院学則 |

| | |
|---|---|
| こと | |
| 分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 集中講義の必要性については、2つに大別できる。1つ目は非常勤講師や学内協力教員など、他に専任職務をもつ教員による授業や演習、2つ目は、学外の実習施設等を利用して実施される演習等である。前者については、担当教員のご都合を考慮しながら開講するため集中講義とすること、また、後者においては、施設利用の観点から集中講義とせざるを得ないものである。いずれの講義・演習・実習も、学生に多様な講義・演習の履修機会を提供すること、卒業研究等の選択・設定に役立つものである。また、事前・事後の授業外学習時間を確保することにより授業期間中の科目と同等以上の教育効果をあげている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育には国際高等教育院で実施している科目を活用しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に |

| | |
|---|---|
| | 則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (20 人間・環境学研究科) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料(非該当) |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (20 人間・環境学研究科) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料(非該当) |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (20 人間・環境学研究科) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等) (再掲) 根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 (再掲) 根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| 分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (20 人間・環境学研究科) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 |

| | |
|---|--|
| | <p>根拠資料6-5-4-1 (20 人間・環境学研究所) チューター制度及び平成 30 年度チューター配置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所(非該当) ・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料(非該当) ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成 30 年度学習サポートデスク活動報告(抜粋) |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組 6-5-A</p> | <p>部局独自に学生相談室を設置し、学業や進路、日常生活の悩みなどを幅広く相談できる場として学生相談室を設けている。カウンセラー(臨床心理士)が相談にあたる。学習・研究面での相談については、希望があれば人間・環境学研究所の先生と連携して相談にあたる。人間・環境学研究所に在籍する院生の相談員に相談することもできる。また、参加者同士の情報交換イベント等も開催している。これらを通して、さまざまな学生サポートを実現している。(根拠資料6-5-A-1 (20 人間・環境学研究所) 人間・環境学研究所/総合人間学部学生相談室)</p> |
| <p>活動取組 6-5-B</p> | <p>博士後期学生においては、みずからの研究能力に加え、「自らの研究内容・専門知識を踏まえて初学者に対しわかりやすく伝える能力」、いわゆる教育能力が不可欠である。博士後期課程学生の教育能力の向上を目指し、平成 28 年度より、全学共通教育科目において「教養教育実習」を実施している。受講学生と指導教員の評価を通じ、教育能力の向上が図られており、社会的・職業的自立の一助となる取り組みとなっている。(根拠資料6-5-B-1 (20 人間・環境学研究所) 教養教育実習)</p> |
| <p>活動取組 6-5-C</p> | <p>若手研究者による研究成果の学術出版を積極的に推進するため、全学の取り組みと協同して、平成 22 年度より博士後期課程学生を中心とした出版助成を行ってきた。平成 22~29 年度までに 100 冊(平成 26~29 年度までは 60 冊)の学術書の出版に及んでいる。さらにこれら出版物のうち 20 件(平成 26 年度以降では 7 件)が各種学術賞を受賞している。(根拠資料6-5-C-1 (20 人間・環境学研究所) 人文・社会系若手研究者出版助成一覧、根拠資料6-5-C-2 (20 人間・環境学研究所) 学術書受賞リスト(人文・社会系若手研究者出版助成))</p> |
| <p>活動取組 6-5-D</p> | <p>京都大学における人文学(社会学・心理学も含む)の研究を一層深化させ国際化を推進するとともに、先端学術領域との連携も進展させ、世界に向けて発信する「人文知の未来形発信」に寄与し得る基盤形成を図ることを目的に、文学研究科ならびに人文科学研究所とともに、博士の学位を有する者またはそれと同等以上</p> |

| | |
|---|--|
| | の卓越した研究能力を有するものを「京都大学人文学連携研究者」として受け入れ、研究を遂行するために必要な施設、図書、設備の利用できるようにするほか、研究費の配分などの便宜をはかる制度を整備した。 (根拠資料6-5-D-1 (20 人間・環境学研究科) 人文学連携研究者制度) |
| 活動取組 6-5-E | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育には国際高等教育院で実施している科目を活用しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度より実施している「教養教育実習」において、受講学生と指導教員の評価を通じ、教育能力の向上が図られており、社会的・職業的自立の一助となる取り組みとなっている。 ・若手研究者による研究成果の学術出版の積極的推進により、平成22～29年度までに100冊（平成26～29年度までは60冊）の学術書の出版に及んでいる。さらにこれら出版物のうち20件（平成26年度以降では6件）が各種学術賞を受賞している。 ・平成30年度に6名の研究者を「京都大学人文学連携研究者」として受け入れた。京都大学における人文学（社会学・心理学も含む）の研究を一層深化させ国際化を推進するとともに、先端学術領域との連携も進展させ、世界に向けて発信する「人文知の未来形発信」に寄与し得る人材育成につながるものと期待される。 | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|--|
| <p>分析項目 6-6-1</p> <p>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準 <p>根拠資料6-6-1-1 (20 人間・環境学研究科) 本研究科における学業成績の評語基準及び評価について</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-1 (20 人間・環境学研究科) 2019 年度学生便覧 ※p29 成績評価基準</p> |
| <p>分析項目 6-6-2</p> <p>成績評価基準を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-1 (20 人間・環境学研究科) 2019 年度学生便覧 ※p29 成績評価基準</p> |
| <p>分析項目 6-6-3</p> <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料(平成30年 |

| | |
|--|---|
| <p>に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <p>度の年間の状況・全科目) 根拠資料6-6-3-1 (20 人間・環境学研究科) 大学院教務委員会議事要旨 (抄) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (非該当) ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 (非該当)</p> |
| <p>分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <p>・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料(2019年5月1日現在) (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (20 人間・環境学研究科) 2019年度学生便覧 ※p31 成績確認 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-1 (20 人間・環境学研究科) 平成30年度成績異議申立て制度の状況 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313</p> |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-1</p> | <p>成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。</p> |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <p>成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-6-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育には国際高等教育院で実施している科目を活用しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

| 基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目 6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業又は修了の要件を定めた規定 (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 36 条・49 条・50 条・55 条・56 条 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (20 人間・環境学研究所) 2019 年度学生便覧 ※p20 研究科規程 第 11 条～第 14 条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 (再掲) 根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第 18 条 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条～第 12 条 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (20 人間・環境学研究所) 2019 年度学生便覧 ※p20 研究科規程第 11 条～第 14 条 |
| <p>分析項目 6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準 (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 50 条の 2 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条～第 11 条 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (20 人間・環境学研究所) 2019 年度学生便覧 ※p20 研究科規程第 12 条～第 17 条、p4 学位授与基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 (再掲) 根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第 18 条 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 12 条 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (20 人間・環境学研究所) 2019 年度学生便覧 ※p20 研究科規程 第 11 条～第 17 条 |
| <p>分析項目 6-7-3</p> <p>策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (20 人間・環境学研究所) 2019 年度学生便覧 ※p28-29 修了要件 |
| <p>分析項目 6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 根拠資料 6-7-4-1 (20 人間・環境学研究所) 研究科会議議事要旨(抄) 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (20 人間・環境学研究科) 2019 年度学生便覧 ※p20 研究科規程第12条～第17条、p4 学位授与基準 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 根拠資料6-7-4-2 (20 人間・環境学研究科) 論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨 |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-7-4 | 修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u> | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 . | |
| 改善を要する事項 . | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|--|------------------|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |

| | |
|--|--|
| <p>分析項目 6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (20 人間・環境学研究科)「標準修業年限内」「標準修業年限 1.5 年内」の修了率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 (20 人間・環境学研究科)「標準修業年限内」「標準修業年限 1.5 年内」の修了率 ・資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (20 人間・環境学研究科) 教員試験合格状況 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-2 (20 人間・環境学研究科) 平成30年度論文採択・受賞及び受賞状況 |
| <p>分析項目 6-8-2</p> <p>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) 別紙様式6-8-2 (20 人間・環境学研究科) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポータルにある場合は該当URL) 根拠資料6-8-2-1 (20 人間・環境学研究科) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 根拠資料6-8-2-2 (20 人間・環境学研究科) 修了生の社会での活躍事例 |
| <p>分析項目 6-8-3</p> <p>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (20 人間・環境学研究科) 修士課程修了時アンケート(『人環レビュー資料編2018』) 根拠資料6-8-3-2 (20 人間・環境学研究科) 博士後期課程修了時アンケート |
| <p>分析項目 6-8-4</p> <p>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (20 人間・環境学研究科)『総人・人環 卒業生・修了生インタビュー Vol.2』 根拠資料6-8-4-2 (20 人間・環境学研究科) 修了生対象アンケート(『人環レビュー資料編2017』) ・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)(上記と同様) |
| <p>分析項目 6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 |

| | |
|---|---|
| <p>に則した学習成果が得られていること</p> | <p>根拠資料6-8-5-1 (20 人間・環境学研究所)「社会が見た京都大学総合人間学部・大学院人間・環境学研究所」アンケート(平成 27 年度実施)(『人環レビュー資料編 2017』)</p> |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 6-8-1</p> | <p>博士後期課程の標準修業年限の修了率が相対的に低い理由は、学問分野の特殊性が影響している。本研究科では、博士論文審査申請時に 1 報以上の公表論文があることを申請時の要件としている。一方で、文系分野においては一般的に論文審査の期間が長いこと、論文発表の場が少ないことにより審査開始が遅れてしまうことが少なくない。本研究科では、独自に機関誌「人間・環境学」を発刊し、発表の場を提供している。当該雑誌の審査は、単なる査読に留まらず、複数の教員により、論文の書き方や内容へのコメント、度重なる修正アドバイスなどの教育的査読が行われる。これにより、学生の論文執筆に対する集団指導体制ともいえるサポートをおこなっている。これらの取り組みにより、修了率の向上をはかっている。</p> |
| <p>分析項目 6-8-2</p> | <p>卒業・修了生に関して、平成 26 年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成 27 年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：エネルギー科学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (21 エネルギー科学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-1- | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-1-A | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (21 エネルギー科学研究科) カリキュラム・ポリシー |

| | |
|---|--|
| 評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | |
| 分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (21 エネルギー科学研究科) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (21 エネルギー科学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目 6-2- | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組 6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-1-1 (21 エネルギー科学研究科) カリキュラムマップ 根拠資料6-3-1-2 (21 エネルギー科学研究科) 科目ナンバリング一覧 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P.5~20 修士課程科目表(修士のみ)、P.21 |

| | |
|--|---|
| | <p>～73 修士課程科目シラバス (修士のみ)、P. 79～84 博士後期課程科目表 (博士のみ)、P. 85～99 博士後期課程科目シラバス (博士のみ)</p> |
| <p>分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス (再掲) 根拠資料 6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成 31 年度学修要覧 ※P. 21～73 修士課程科目シラバス (修士のみ)、P. 85～99 博士後期課程科目シラバス (博士のみ) ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 根拠資料 6-3-2-1 (21 エネルギー科学研究科) H30 年 2 月 27 日第 5 回教育研究委員会議事抄録 |
| <p>分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※45 条・46 条・46 条の 2 根拠資料 6-3-3-2 (21 エネルギー科学研究科) 京都大学大学院エネルギー科学研究科規程 ※第 9 条 3 号 |
| <p>分析項目 6-3-4 大学院課程 (専門職学位課程を除く) においては、学位論文 (特定の課題についての研究の成果を含む) の作成等に係る指導 (以下「研究指導」という) に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文 (特定課題研究の成果を含む。) 指導体制が確認できる資料 (規定、申合せ等) (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 42 条の 4、第 43 条、第 44 条、第 46 条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-2 (21 エネルギー科学研究科) 京都大学大学院エネルギー科学研究科規程 ※第 6 条 根拠資料 6-3-4-3 (21 エネルギー科学研究科) 指導教員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 根拠資料 6-3-4-4 (21 エネルギー科学研究科) 平成 30 年度日印シンポジウム派遣プログラム募集について (博士のみ) ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成 30 年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 |

| | |
|---|--|
| | <p>根拠資料6-3-4-5-6 (21 エネルギー科学研究科) 平成30年度対面型チュートリアル実施について</p> <p>根拠資料6-3-4-5-7 (21 エネルギー科学研究科) 平成30年度対面型チュートリアル実施状況</p> <p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p> <p>根拠資料6-3-4-6-1 (21 エネルギー科学研究科) 平成30年度TA・RA採用・活用状況</p> |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-3-4</p> | <p>組織的に研究指導計画を明示するとともに研究指導の状況を確認している。関係書類については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-3-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|--|-------------------------------------|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） |

京都大学 領域6 (21 エネルギー科学研究科)

| | |
|---|---|
| 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P.2,3 平成31年度学事予定 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P.2,3 平成31年度学事予定 ・シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P.21~73 修士課程科目シラバス(修士のみ)、P.85~99 博士後期課程科目シラバス(博士のみ) |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度シラバスデータ (csv) |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | 対象外 |
| 分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | 対象外 |
| 分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | 実施なし |
| 分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |

| | |
|---|---|
| <p>分析項目6-4-10</p> <p>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・ 添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-11</p> <p>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-4-2</p> | <p>学外からの客員教員の授業は、専門的もしくは幅広い視点からの学習という点で通常授業と同等以上の十分な教育効果を上げているが、その性格上集中講義の形式をとる必要がある。また、研究室での個別指導が必要な演習・実験科目では十分な教育効果を得るために、それぞれの進捗状況に応じて集中的に授業を行っている。いずれの場合も実施には際して事前事後の授業外学習時間の確保も含めて、10週又は15週で行う授業と同等以上の教育効果が得られるよう留意している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p> | |
| <p>活動取組6-4-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-5-1</p> <p>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (21 エネルギー科学研究科) 履修相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| <p>分析項目6-5-2</p> <p>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (21 エネルギー科学研究科) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| <p>分析項目6-5-3</p> <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (21 エネルギー科学研究科) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 根拠資料6-5-3-2-3 (21 エネルギー科学研究科) H30 学外プロジェクト取扱要領 根拠資料6-5-3-2-4 (21 エネルギー科学研究科) 学外プロジェクト実施状況 |
| <p>分析項目6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (21 エネルギー科学研究科) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (21 エネルギー科学研究科) チューター制度及び平成30年度チューター配置状況 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 根拠資料6-5-4-2 (21 エネルギー科学研究科) 平成30年度 IESC プログラム学修要覧（英語） <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P. 68~73 IESC 横断型科目シラバス（英文） 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 実施なし |

| | | |
|---|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援の利用実績が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告(抜粋)</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | |
| 分析項目6-5- | | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p> | | |
| 活動取組6-5-A | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい)。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-6-1</p> <p>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準 <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P.148-149 エネルギー科学研究科試験及び成績評価に関する内規</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学修要覧※P.21~73 修士課程科目シラバス(修士のみ)、P.85~99 博士後期課程科目シラバス(博士のみ)</p> |
| <p>分析項目6-6-2</p> <p>成績評価基準を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 |

京都大学 領域6 (21 エネルギー科学研究科)

| | |
|--|--|
| | (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P.148-149 エネルギー科学研究科試験及び成績評価に関する内規 |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-2 (21 エネルギー科学研究科) H31年4月11日研究科会議議事抄録 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P.152 GPA制度 ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P.22, 31, 45, 56 特別実験及び演習1, 2シラバス |
| 分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 根拠資料6-6-4-1 (21 エネルギー科学研究科) H30前期成績確認・異議申立てについて(掲示) ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-2 (21 エネルギー科学研究科) 平成30年度成績異議申立て状況 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類5313 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-6-3 | 成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 |
| 分析項目6-6-1 | 成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組6-6-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|--|
| <p>分析項目 6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 36 条・第 49 条・50 条・55 条・56 条 （再掲）根拠資料 6-3-3-2 (21 エネルギー科学研究科) 京都大学大学院エネルギー科学研究科規程 ※第 11 条～第 12 条 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成 16 年 4 月 1 日達示第 1 号) ※第 18 条 （再掲）根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条～第 12 条 （再掲）根拠資料 6-3-3-2 (21 エネルギー科学研究科) 京都大学大学院エネルギー科学研究科規程 ※第 13 条～第 14 条 |
| <p>分析項目 6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 50 条の 2 （再掲）根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条～第 11 条 （再掲）根拠資料 6-3-3-2 (21 エネルギー科学研究科) 京都大学大学院エネルギー科学研究科規程 ※第 13 条～第 14 条 （再掲）根拠資料 6-1-1-1 (21 エネルギー科学研究科) ディプロマ・ポリシー 根拠資料 6-7-2-1 (21 エネルギー科学研究科) 博士学位論文審査に関する内規 ※第 1 条 博士のみ 根拠資料 6-7-2-2 (21 エネルギー科学研究科) 博士後期課程修了要件の在学期間短縮に関する内規 ※第 2 条～第 5 条 博士のみ 根拠資料 6-7-2-3 (21 エネルギー科学研究科) 修士課程修了要件の在学期間短縮に関する内規 第 2 条～第 5 条 修士のみ |

京都大学 領域6 (21 エネルギー科学研究科)

| | |
|--|---|
| | <p>根拠資料6-7-2-4 (21 エネルギー科学研究科) 論文博士申請者学識確認に関する内規 ※第1条博士のみ (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P.160 修士論文提出の手続きについて修士のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年4月1日達示第1号)※第18条 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第12条 (再掲) 根拠資料6-3-3-2 (21 エネルギー科学研究科) 京都大学大学院エネルギー科学研究科規程 ※第13条～第14条</p> |
| <p>分析項目6-7-3 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-3 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P5 修士課程修了要件 修士のみ、P79 博士後期課程修了要件 博士のみ</p> <p>根拠資料6-7-3-1 (21 エネルギー科学研究科) エネルギー科学研究科ウェブサイト「教育」</p> |
| <p>分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 <p>根拠資料6-7-4-1 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年3月14日開催エネルギー科学研究科会議議事抄録 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 (再掲) 根拠資料6-3-3-2 (21 エネルギー科学研究科) 京都大学大学院エネルギー科学研究科規程 ※第13条～第14条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-1-1-1 (21 エネルギー科学研究科) ディプロマ・ポリシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条 (再掲) 根拠資料6-3-3-2 (21 エネルギー科学研究科) 京都大学大学院エネルギー科学研究科規程 ※第12条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 <p>根拠資料6-7-4-2 (21 エネルギー科学研究科) 論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨 博士のみ</p> |

| | |
|---|--|
| 分析項目 6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目 6-7-4 | 修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組 6-7-A | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） 別紙様式 6-8-1 (21 エネルギー科学研究科) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） （再掲）別紙様式 6-8-1 (21 エネルギー科学研究科) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） 資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料 6-8-1-1 (21 エネルギー科学研究科) 平成 30 年度教員免許取得者数 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 |

| | |
|--|---|
| | <p>根拠資料6-8-1-2 (21 エネルギー科学研究科) 平成30年発表論文数及び受賞状況</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) ・別紙様式6-8-2 (21 エネルギー科学研究科) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポータルにある場合は該当URL) ・根拠資料6-8-2-1 (21 エネルギー科学研究科) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) ・根拠資料6-8-2-2 (21 エネルギー科学研究科) 修了生の寄稿文(京エネ会報No.14より) |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 ・根拠資料6-8-3-1 (21 エネルギー科学研究科) 平成30年度修了予定者向けアンケート概要及び結果_修士のみ |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 ・根拠資料6-8-4-1 (21 エネルギー科学研究科) 平成30年度修了生アンケート概要及び結果 ・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)(上記と同様) |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 ・根拠資料6-8-5-1 (21 エネルギー科学研究科) 平成30年度就職先アンケート概要及び結果 |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-2</p> | <p>修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-8-A</p> | |

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・

改善を要する事項

・

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：アジア・アフリカ地域研究研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) ディプロマ・ポリシー |

(再掲) [根拠資料6-2-1-1 \(22 アジア・アフリカ地域研究研究科\) カリキュラム・ポリシー](#)

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6-2-A

当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
- 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

.

改善を要する事項

.

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> ・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) アジア・アフリカ地域研究研究科 2019 年度学生便覧 ※P.8 カリキュラム・マップ、P.37-43 科目コード一覧 根拠資料6-3-1-2 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 科目コードのルール ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-2-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 2019 年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス (再掲) 根拠資料6-3-2-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 2019 年度シラバス |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |
| <p>分析項目 6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 45 条～46 条の 2 根拠資料 6-3-3-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程 ※第 8 条、第 9 条 根拠資料 6-3-3-2 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 既修得単位の認定に関する申し合わせ |
| <p>分析項目 6-3-4</p> <p>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 42 条の 4、第 43 条、第 44 条、第 46 条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程 ※第 6 条 根拠資料 6-3-4-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 指導教員群に関する申し合わせ (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) アジア・アフリカ地域研究研究科 2019 年度学生便覧 <ul style="list-style-type: none"> ※P. 12 指導教員群 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料 6-3-4-2 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 研究指導計画 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料 6-3-4-3 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 2018 年度国際臨地教育支援プログラム 1-募集要項 根拠資料 6-3-4-4 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 2018 年度国際臨地教育支援プログラム 2-募集要項 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成 30 年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入 |

| | |
|---|--|
| | <p>「について」</p> <p>根拠資料6-3-4-5-6 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 対面型チュートリアル実施要項</p> <p>根拠資料6-3-4-5-7 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 研究公正チュートリアル受講修了証</p> <p>根拠資料6-3-4-5-8 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 対面型チュートリアル実施状況</p> <p>・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、 T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料</p> <p>根拠資料6-3-4-6-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) ティーチング・アシスタントの活用に関する資料</p> |
| <p>分析項目 6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> <p>・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 6-3-2</p> | <p>カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。また、シラバスについても各科目担当教員がそれを反映し作成しているとともに、教務委員会でもシラバスの適切性を確認している。</p> |
| <p>分析項目 6-3-4</p> | <p>研究指導計画書は作成していないが、組織として研究指導計画を学生に明示している。</p> <p>研究指導の状況については、学生が提出する研究活動報告書により組織的に確認している。同報告書については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組 6-3-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-4-1</p> <p>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1（22アジア・アフリカ地域研究研究科）アジア・アフリカ地域研究研究科 2019年度学年暦 （再掲）根拠資料6-3-1-1（22アジア・アフリカ地域研究研究科）アジア・アフリカ地域研究研究科 2019年度学生便覧 ※P.2 学年暦 |
| <p>分析項目6-4-2</p> <p>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1-1（22アジア・アフリカ地域研究研究科）アジア・アフリカ地域研究研究科 2019年度学年暦 （再掲）根拠資料6-3-1-1（22アジア・アフリカ地域研究研究科）アジア・アフリカ地域研究研究科 2019年度学生便覧 ※P.2 学年暦 ・シラバス （再掲）根拠資料6-3-2-1（22アジア・アフリカ地域研究研究科）2019年度シラバス |
| <p>分析項目6-4-3</p> <p>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1（22アジア・アフリカ地域研究研究科）シラバスデータ（csvデータ） |
| <p>分析項目6-4-4</p> <p>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス |
| <p>分析項目6-4-5</p> <p>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6</p> <p>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 |

| | |
|--|--|
| <p>他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | |
| <p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-4-2</p> | <p>地域研究に必須の科目を提供するにあたって、授業担当者の諸般の事情で集中講義の形式をとらざるをえない科目が存在するが、いずれの場合も授業外学習を義務づけ、単位の実質化を充足できている。授業担当者は、シラバスを通じて、あらかじめ履修希望者に授業内容について問い合わせることを求め、事前にホームページ上の資料の閲覧、図書の手入・通読を求めており、学生に基礎的な知識の習得を義務付けたいうえで、授業を開講している。また、原書講読をおこなう集中講義においては、輪読する原書のタイトルを知らせ、事前に受講生に通読させてハンド・アウトを準備させ、授業時にその要約を紹介させている。さらに、コンピュータを用いた実習を主眼とする授業においては、担当教員が授業中に解説したパソコン実習の作業内容について、レポート課題を提示して復習を促し、コメントを付してレポートを返却している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |

| | |
|--|---|
| 活動取組 6-4-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1（22アジア・アフリカ地域研究研究科）履修指導の実施状況 根拠資料6-5-1-1（22アジア・アフリカ地域研究研究科）部局ガイダンスに関する資料 根拠資料6-5-1-2（22アジア・アフリカ地域研究研究科）学習成果の状況の組織的把握と対応に関する資料 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2（22アジア・アフリカ地域研究研究科）学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3（22アジア・アフリカ地域研究研究科）社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） |
| 分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4（22アジア・アフリカ地域研究研究科）履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) チューター制度の概要を示す資料 根拠資料6-5-4-2 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 留学生に対するチューターの配置状況 ・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 根拠資料4-2-3-2 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 学生便覧「諸手続当」(英語版) 根拠資料6-5-4-3 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 2019年度学生便覧(英語版) ※P.24-25 Schedule for Reviewing Preliminary Doctoral Thesis, P.30-31 Review of Dissertation for Doctoral Degree (Course) 根拠資料6-5-4-4 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 2019年度シラバス(英語版) 根拠資料6-5-4-5 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 2019年度時間割(英語) ・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料(非該当) ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告(抜粋) |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-5-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |

改善を要する事項

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|--|
| <p>分析項目6-6-1</p> <p>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) アジア・アフリカ地域研究研究科 2019 年度 学生便覧 ※P. 13-18 単位取得の要件、成績評価基準、修了要件・学位 |
| <p>分析項目6-6-2</p> <p>成績評価基準を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) アジア・アフリカ地域研究研究科 2019 年度 学生便覧 ※P. 13-18 単位取得の要件、成績評価基準、修了要件・学位 |
| <p>分析項目6-6-3</p> <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 研究科会議(平成31年1月)学務委員会報告 ・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料 ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 |
| <p>分析項目6-6-4</p> <p>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) アジア・アフリカ地域研究研究科 2019 年度 学生便覧 ※P. 16 成績評価に対する異議申立て ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 成績評価に対する異議申立て (平成30年度) ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |

| | |
|---|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-6-3 | 成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-6-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第36条、第49条、第50条、第55条、第56条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程 ※第2条、第11条～第14条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年4月1日達示第1号) ※第18条 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第12条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程 ※第2条、第11条～第14条 |
| 分析項目6-7-2 | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 |

| | |
|--|--|
| <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <p>(再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 50 条の 2</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条～第 11 条</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程 ※第 12 条、第 16 条</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-1-1-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) ディプロマ・ポリシー 根拠資料 6-7-2-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 博士予備論文の審査等に関する申し合わせ 根拠資料 6-7-2-2 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 博士予備論文審査に関連する特例のための申し合わせ 根拠資料 6-7-2-3 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 課程博士学位授与に関する申し合わせ 根拠資料 6-7-2-4 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 修業年限短縮者の博士論文審査に関する特例のための申し合わせ 根拠資料 6-7-2-5 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 論文博士学位授与に関する申し合わせ</p> <p>・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料</p> <p>(再掲) 根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日達示第 1 号)※第 18 条</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 12 条</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程 ※第 12 条</p> |
| <p>分析項目 6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <p>・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) アジア・アフリカ地域研究研究科 2019 年度 学生便覧</p> <p>※P. 15 修了要件・学位、P. 22 博士予備論文の審査等に関する申し合わせ、P. 26-28 課程博士学位授与に関する申し合わせ</p> |
| <p>分析項目 6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p>根拠資料 6-7-4-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 平成 30 年 7 月 12 日開催 研究科会議議事録 根拠資料 6-7-4-2 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 平成 31 年 1 月 10 日 研究科会議 博士予備論文の審査について</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 <ul style="list-style-type: none"> （再掲） 根拠資料6-1-1-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) ディプロマ・ポリシー （再掲） 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 （再掲） 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 （再掲） 根拠資料6-7-2-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 博士予備論文の審査等に関する申し合わせ （再掲） 根拠資料6-3-3-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程 第16条 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> （再掲） 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条 ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-4-3 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 博士論文の内容の要旨と論文審査の結果の要旨 (1) 根拠資料6-7-4-4 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 博士論文の内容の要旨と論文審査の結果の要旨 (2) 根拠資料6-7-4-5 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 博士論文の内容の要旨と論文審査の結果の要旨 (3) |
| <p>分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |

改善を要する事項

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1（22 アジア・アフリカ地域研究研究科）標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） （再掲）別紙様式6-8-1（22 アジア・アフリカ地域研究研究科）「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1（22 アジア・アフリカ地域研究研究科）大学院生の論文採択および受賞状況（平成30年度） |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 別紙様式6-8-2（22 アジア・アフリカ地域研究研究科）就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 根拠資料6-8-2-1（22 アジア・アフリカ地域研究研究科）平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1（22 アジア・アフリカ地域研究研究科）平成30年度修了時アンケートの結果 根拠資料6-8-3-2（22 アジア・アフリカ地域研究研究科）平成30年度修了時アンケート結果の分析 |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1（22 アジア・アフリカ地域研究研究科）平成30年度修了生等へのアンケート結果 |

| | |
|---|--|
| | <p>根拠資料6-8-4-2 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 修了生等アンケート結果の分析</p> <p>・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)(上記と同様)</p> |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料</p> <p>根拠資料6-8-5-1 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 京都大学の卒業生に係るアンケート実施結果(平成29年10月)</p> <p>根拠資料6-8-5-2 (22 アジア・アフリカ地域研究研究科) 京都大学の卒業生と教育に係るアンケートのアジア・アフリカ地域研究研究科出身者に関する分析</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1</p> | <p>本研究科では、長期間のフィールドワークや研究活動に集中できるよう5年一貫制のカリキュラムが組まれている。しかし、学生の家庭の経済的事情の変化、奨学金の取得の可否、授業料の免除の可否、学振特別研究員への採択の有無、就職環境や志望進路の変化などにより、2年生終了時点あるいは3年生で博士予備論文を執筆したのち、修士号の学位を取得して就職する学生が存在する。本研究科は学生の多様なキャリア・パスを提供するため、全学で先駆けてキャリア・ディベロップメント室を設置し、積極的に就職セミナーの開催やOB/OGの紹介、エントリーシートの添削、模擬面接などをおこなってきた。上記のような修士号取得退学者を母数に含んで計算した場合に、1.5倍年限の修了率が5年平均で36.7%という低い数値となってしまうが、学生たちの多様なキャリア・パスと柔軟なディプロマ・パスの道筋を実現させるため、本研究科の教員がきめ細かい学生指導をおこなった成果である。</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> | <p>修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> | <p>別紙様式6-8-2の就職希望者数が判明している平成27年度～30年度の4年度について検討すると、就職希望者数はそれぞれ17人、14人、12人、18人となり、このうち就職者は9人、10人、6人、15人であり、合計61人の就職希望者のうち就職者は40人であり、平均就職率は65.6%となる。この数値には、修士号を取得して退学し、民間企業や地方自治体などに就職した人数は勘案されていない。一方、博士号を取得した就職希望者は就職先を大学・研究職に限定する傾向があり、就職が叶わなかった就職希望者に対して、特任研究員として研究活動をつづける機会を本研究科は提供している。</p> |
| <p>分析項目6-8-5</p> | <p>根拠資料6-8-5-1は平成29年に実施されたアンケートの結果であり、また対象が民間企業に限定されているため、分析項目で求められている平成30年度の全般的な実績について分析しえない。しかしながら、部局単位で就職先等にアンケート、懇談会、インタビューを試みることは困難であり、今後も全学アンケートの結果を分析して速やかにアジア・アフリカ地域研究研究科の教育に生かしていくようにする。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> | |

当該基準を満たす

当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

.

改善を要する事項

.

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：情報学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (23 情報学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-1-1 | 情報学研究科が関係し大学が認定する博士学位プログラムについては、「博士（総合学術）」を授与することもできるが、その学位授与方針は当該学位プログラムで明確に策定されている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-1- | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育 | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (23 情報学研究科) カリキュラム・ポリシー |

| | |
|---|---|
| 課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | 根拠資料6-2-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科成績評価規程 ※第6条 |
| 分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (23 情報学研究科) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (23 情報学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-2-2 | 情報学研究科の関わる博士学位プログラムについては、研究科のカリキュラム・ポリシーに基づいて開講された科目の履修と、当該プログラムのポリシーに基づく要件科目の両方の履修を要している。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-2-A | 博士後期課程のカリキュラム・ポリシーでは学術的俯瞰力の涵養が明記されている。 ※(再掲) 根拠資料6-2-1-1 (23 情報学研究科) カリキュラム・ポリシー |
| 活動取組6-2-B | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | ・ |
| 改善を要する事項 | ・ |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | ・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンパリング等) 根拠資料6-3-1-1 (23 情報学研究科) 2019年度大学院学修要覧 ※P.1~8, 履修案内 ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) |

| | |
|--|---|
| | <p>根拠資料6-3-1-2 (23 情報学研究科) 2019年度シラバス</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-1 (23 情報学研究科) 2019年度大学院学修要覧 ※P.9~22, 2019年度修士課程科目表</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-1 (23 情報学研究科) 2019年度大学院学修要覧 ※P.61~70, 2019年度博士後期課程科目表</p> |
| <p>分析項目6-3-2</p> <p>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料6-3-1-2 (23 情報学研究科) 2019年度シラバス ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 根拠資料6-3-2-2 (23 情報学研究科) 第6回アドバイザーボード資料 |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第45条、第46条、第46条の2 根拠資料6-3-3-1 (23 情報学研究科) 京都大学大学院情報学研究科規程 ※第8条、第9条 根拠資料6-3-3-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科既修得単位の認定に関する取扱要領 根拠資料6-3-3-3 (23 情報学研究科) SecCap パンフレット |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (23 情報学研究科) 京都大学大学院情報学研究科規程 ※第6条 根拠資料6-3-4-1 (23 情報学研究科) 情報学研究科指導教員に関する内規 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (23 情報学研究科) 2019年度大学院学修要覧 ※P.32~33、P.36、P.43、P.47、P.51、P.55、修士課程科目内容説明 根拠資料6-3-4-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科博士後期課程の研究指導認定に関する内規 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-4-3-1 (23 情報学研究科) 博士後期課程学生への支援事業について 根拠資料6-3-4-3-2 (23 情報学研究科) 平成30年度博士後期課程学生支援事業実績一覧 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-4-1 (23 情報学研究科) 京都大学大学院情報学研究科連携ユニット規程 根拠資料6-3-4-4-2 (23 情報学研究科) 京都大学大学院情報学研究科連携ユニット一覧 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ウェブサイト「平成30年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 根拠資料6-3-4-5-6 (23 情報学研究科) 対面型チュートリアルによる論文執筆教育の実施にかかる申合せ 根拠資料6-3-4-5-7 (23 情報学研究科) 対面型チュートリアル資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-6-1 (23 情報学研究科) TA・RA・OAの雇用関係について 根拠資料6-3-4-6-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科ティーチング・アシスタント選考要領 ※第5条 根拠資料6-3-4-6-3 (23 情報学研究科) 情報学研究科リサーチ・アシスタント実施要領 ※第4条 根拠資料6-3-4-6-4 (23 情報学研究科) 平成30年度TA・RAの雇用者数 根拠資料6-3-4-6-5 (23 情報学研究科) 京都大学ティーチング・アシスタント実施規程 |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-3-4</p> | <p>修士課程では研究指導を科目化し、研究指導計画・指導方法の概要等は学修要覧に掲載して周知している。(2019年度大学院学修要覧) 博士後期課程の研究指導の記録は、年度毎に行わず、課程の修了認定の際に合否判定により行っている。(博士後期課程研究指導認定報告書)</p> |
| | |

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|------------|--|
| 活動取組 6-3-A | 指導教員による対面型チュートリアルで研究公正の指導を徹底し、受講していない者の修士・博士論文はその審査を受け付けないことにしている。 ※(再掲) 根拠資料 6-3-4-5-6 (23 情報学研究科) 対面型チュートリアルによる論文執筆教育の実施にかかる申合せ |
| 活動取組 6-3-B | 博士後期課程の学生には、研究科の支援事業を行い、海外研究会等への参加を支援している。 ※(再掲) 根拠資料 6-3-4-3-1 (23 情報学研究科) 博士後期課程学生への支援事業について 、(再掲) 根拠資料 6-3-4-3-2 (23 情報学研究科) 平成30年度博士後期課程学生支援事業実績一覧 |
| 活動取組 6-3-C | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である (同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい)。 |

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)

当該基準を満たす

当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- 指導教員による対面型チュートリアル受講していない者については、修士・博士論文の審査を受け付けないことにしており、研究公正の指導を徹底している。
- 博士後期課程の学生には、研究科の支援事業を行っており、年間10名以上がこの支援により海外研究会等へ参加している。

改善を要する事項

| 基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 根拠資料 6-4-1-1 (23 情報学研究科) 平成31(2019)年度情報学研究科学年暦 根拠資料 6-4-1-2 (23 情報学研究科) 2019年度研究科学年暦 |
| 分析項目 6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) 根拠資料 6-4-1-1 (23 情報学研究科) 平成31(2019)年度情報学研究科学年暦 (再掲) 根拠資料 6-4-1-2 (23 情報学研究科) 2019年度研究科学年暦 シラバス (再掲) 根拠資料 6-3-1-2 (23 情報学研究科) 2019年度シラバス |
| 分析項目 6-4-3 | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 |

| | |
|--|---|
| <p>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <p>根拠資料6-4-3-1 (23 情報学研究科) 2019年度シラバスデータ (csv)</p> |
| <p>分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目 (別紙様式6-4-4) ・シラバス |
| <p>分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 |
| <p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |

| | |
|---|--|
| 分析項目 6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目 6-4-1 | 集中講義（「非線形物理学特論 I」等）は他大学研究者による先端的な研究内容に関するもので、また、フィールドワーク授業（「問題発見型／解決型学習（FBL/PBL）1」、「問題発見型／解決型学習（FBL/PBL）2」）は期間を集中して行うことにより教育的効果を得るものである。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組 6-4-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1） 別紙様式 6-5-1 (23 情報学研究科) 履修指導の実施状況 |
| 分析項目 6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式 6-5-2） 別紙様式 6-5-2 (23 情報学研究科) 学習相談の実施状況 |
| 分析項目 6-5-3 | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6-5-3） |

| | |
|--|---|
| <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <p>(再掲) 根拠資料6-2-1-1 (23 情報学研究科) カリキュラム・ポリシー 別紙様式6-5-3 (23 情報学研究科) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-1 (23 情報学研究科) 2019年度大学院学修要覧 ※P. 57, ビジネスにおける情報学の 実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等) <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-1 (23 情報学研究科) 2019年度大学院学修要覧 ※P. 29, 情報学におけるインター ンシップ</p> <p>(再掲) 根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領</p> <p>(再掲) 根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況</p> |
| <p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4) 別紙様式6-5-4 (23 情報学研究科) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (23 情報学研究科) チューター制度及びチューター配置状況 ・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所 根拠資料6-5-4-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科国際コースについて 根拠資料6-5-4-3 (23 情報学研究科) 2019年度大学院学修要覧 ※英語版 根拠資料6-5-4-4 (23 情報学研究科) 2019年度シラバス ※英語版 ・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料 非該当 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告(抜粋) |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-5-1</p> | <p>博士後期課程の募集要項では、事前に希望指導教員候補等と研究題目等についての助言を受けるように注意喚起を行い、出願書類には具体的な研究計画書を提出させ、学生のニーズ</p> |

| | |
|---|---|
| | と指導体制の合致を確認して、合格判定を行っている。 |
| 分析項目 6-5-3 | 研究科のカリキュラム・ポリシーでは、学生のニーズに応じて、高度専門的職業人の養成を目標に掲げ、専攻毎に必要な教育を展開している。また、情報学の学術を踏まえたインターンシップも重視し、学生からの希望があれば（修了要件には算入しない）単位認定を行っている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組 6-5-A | 留学生チューター以外のチューター制は導入していないが、必要に応じて、博士後期課程の学生をTAに採用し、修士課程の学生の授業科目の補助等により、細やかな対応をしている。 ※（再掲） 根拠資料 6-3-4-6-1 (23 情報学研究科) TA・RA・OA の雇用関係について |
| 活動取組 6-5-B | 修士課程のいくつかの専攻と博士後期課程の全専攻では国際コースを設置し、英語のみで修了できる専攻分野を充実させ、留学生への適切な対応を心掛けている。 ※（再掲） 根拠資料 6-5-4-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科国際コースについて |
| 活動取組 6-5-C | 平成29年度より、長期履修制度を設け、有職者や家族の介護等で標準年限での履修が困難な学生に対する配慮を行っている。 ※ 根拠資料 6-5-4-7 (23 情報学研究科) 京都大学情報学研究科における長期履修学生制度に関する取扱要領 |
| 活動取組 6-5-D | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国際コースの設置により、英語のみで修了できる専攻分野を充実させている。（英語による修士論文件数 89 件、博士論文件数 16 件。国際コース修了者数修士課程 12 名、博士後期課程 9 名） ・長期履修制度を設けることにより、有職者や家族の介護等で標準年限での履修が困難な学生に対する配慮を行っている。（照会件数 3 件） | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・成績評価基準 （再掲） 根拠資料 6-2-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科成績評価規程 |
| 分析項目 6-6-2 | ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該 |

| | |
|---|---|
| <p>成績評価基準を学生に周知していること</p> | <p>当箇所 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (23 情報学研究科) 2019 年度大学院学修要覧 ※P.107 情報学研究科成績評価規程 (再掲) 根拠資料 6-3-1-2 (23 情報学研究科) 2019 年度シラバス</p> |
| <p>分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 (再掲) 根拠資料 6-2-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科成績評価規程 ※第 17 条 ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 (再掲) 根拠資料 6-2-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科成績評価規程 ※第 4 条 |
| <p>分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料 6-2-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科成績評価規程 ※第 11 条 (平成 31 年度大学院学修要覧 P.108) 根拠資料 6-6-4-1 (23 情報学研究科) 成績評価に関する異議申立書 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料 6-6-4-2 (23 情報学研究科) 平成 30 年度成績異議申立て件数一覧 ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料 6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 6-6-3</p> | <p>「(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料」の補足として、研究指導科目は、専攻分野によっては個人指導が中心となる場合もあるが、その教育展開は担当教員だけではなく関係専攻が定めることが求められている。また、博士後期課程では、一部の科目 (数理学特殊研究 I、数理学特殊研究 II) で専攻長が専攻の会議によって成績評価を行う事例もある。</p> |
| <p>分析項目 6-6-1</p> | <p>成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。</p> |
| <p>分析項目 6-6-3</p> | <p>成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組 6-6-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている (同教育院の領域 6 に係る自己評価書基準 6-6 を参照願いたい)。</p> |

| |
|---|
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> |

| 基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目 6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 36 条、第 49 条、第 50 条、第 55 条、第 56 条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (23 情報学研究科) 京都大学大学院情報学研究科規程 ※第 3 条の 2、第 11 条、第 13 条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第 18 条 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条～第 12 条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-1 (23 情報学研究科) 京都大学大学院情報学研究科規程 ※第 11 条～第 13 条 根拠資料 6-7-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科修士学位論文審査規程 根拠資料 6-7-1-3 (23 情報学研究科) 情報学研究科博士学位論文予備審査規程 根拠資料 6-7-1-4 (23 情報学研究科) 情報学研究科博士学位論文審査規程 (再掲) 根拠資料 6-2-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科成績評価規程 |
| <p>分析項目 6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 50 条の 2 (再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第 2 条～第 11 条 |

| | |
|--|---|
| <p>定されていること</p> | <p>(再掲) 根拠資料6-1-1-1 (23 情報学研究科) ディプロマ・ポリシー</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-3-1 (23 情報学研究科) 京都大学大学院情報学研究科規程 ※第11条～第15条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科修士学位論文審査規程</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-3 (23 情報学研究科) 情報学研究科博士学位論文予備審査規程</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-4 (23 情報学研究科) 情報学研究科博士学位論文審査規程</p> <p>(再掲) 根拠資料6-2-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科成績評価規程 ※第5条、第7条</p> <p>・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料</p> <p>(再掲) 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第12条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-3-1 (23 情報学研究科) 京都大学大学院情報学研究科規程 ※第12条、第13条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科修士学位論文審査規程 ※第3条～第8条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-4 (23 情報学研究科) 情報学研究科博士学位論文審査規程</p> |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <p>・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p> <p>(再掲) 根拠資料6-1-1-1 (23 情報学研究科) ディプロマ・ポリシー</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-1 (23 情報学研究科) 2019年度大学院学修要覧 ※P.9 2019年度修士課程科目表</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-1 (23 情報学研究科) 2019年度大学院学修要覧 ※P.61 2019年度博士後期課程科目表</p> |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p>根拠資料6-7-4-1 (23 情報学研究科) 平成30年9月7日開催研究科会議議題</p> <p>根拠資料6-7-4-2 (23 情報学研究科) 平成31年3月8日開催研究科会議議題</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</p> <p>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等</p> <p>(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-3-1 (23 情報学研究科) 京都大学大学院情報学研究科規程 ※第11条～第15条</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科修士学位論文審査規程</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-3 (23 情報学研究科) 情報学研究科博士学位論文予備審査規程</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-4 (23 情報学研究科) 情報学研究科博士学位論文審査規程</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-2-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科成績評価規程 ※第5条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-2 (23 情報学研究科) 情報学研究科修士学位論文審査規程</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-3 (23 情報学研究科) 情報学研究科博士学位論文予備審査規程</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-7-1-4 (23 情報学研究科) 情報学研究科博士学位論文審査規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 <p>根拠資料 6-7-4-3 (23 情報学研究科) 論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨</p> |
| <p>分析項目 6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 6-7-4</p> | <p>修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。</p> |
| | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組 6-7-A</p> | <p>博士学位については予備審査が制度化されて、関係規程等も学修要覧を通して学生に周知している。 ※(再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (23 情報学研究科) 2019年度大学院学修要覧 P.119 課程博士学位論文申請から学位授与までの流れ図等</p> |
| <p>活動取組 6-7-B</p> | <p>実質的な2回の審査によって博士学位審査の公正性・正確性を確保している。 ※(再掲) 根拠資料 6-7-1-3 (23 情報学研究科) 情報学研究科博士学位論文予備審査規程、(再掲) 根拠資料 6-7-1-4 (23 情報学研究科) 情報学研究科博士学位論文審査規程</p> |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |

| |
|--|
| 優れた成果が確認できる取組 |
| 博士学位については予備審査を制度化し、実質的な2回の審査により、博士学位審査の公正性・正確性を確保している。 |
| 改善を要する事項 |
| . |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1 (23 情報学研究科) 標準修業年限内の卒業（修了）率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1 (23 情報学研究科) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (23 情報学研究科) 論文採択・受賞及び受賞状況 |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 別紙様式6-8-2 (23 情報学研究科) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分） 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 根拠資料6-8-2-1 (23 情報学研究科) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 根拠資料6-8-2-2 (23 情報学研究科) 修了生の社会活躍等状況 |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (23 情報学研究科) 修了時アンケート |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (23 情報学研究科) 修了生アンケート 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） |

| | |
|---|---|
| | (再掲) 根拠資料6-8-4-1 (23 情報学研究科) 修了生アンケート |
| 分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-5-1 (23 情報学研究科) 就職先等意見聴取一覧 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-8-5 | 研究科の主催する「ICTイノベーション」を通じ、参加企業と就職担当教員との面談の機会を設け、研究科修了学生についての状況の共有を図っている。 |
| 分析項目6-8-2 | 卒業・修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実に目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。 |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料 とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-8- | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：生命科学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (24 生命科学研究科) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-1-1 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (24 生命科学研究科) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|---|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (24 生命科学研究科) ディプロマ・ポリシー (再掲) 根拠資料6-2-1-1 (24 生命科学研究科) カリキュラム・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-2- | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| 活動取組6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 根拠資料6-3-1-1 (24 生命科学研究科) カリキュラム・マップ 根拠資料6-3-1-2 (24 生命科学研究科) ナンバリング一覧 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 根拠資料6-3-1-3 (24 生命科学研究科) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果（非該当） 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料（非該当） シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (24 生命科学研究科) 平成31年度シラバス |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |
| <p>分析項目 6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 45 条・第 46 条・第 46 条の 2 根拠資料 6-3-3-2 (24 生命科学研究科) 京都大学大学院生命科学研究科規程 ※第 8 条、第 9 条 |
| <p>分析項目 6-3-4</p> <p>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第 42 条の 4、第 43 条、第 44 条、第 46 条 (再掲) 根拠資料 6-3-3-2 (24 生命科学研究科) 京都大学大学院生命科学研究科規程 ※第 6 条～第 8 条 根拠資料 6-3-4-1 (24 生命科学研究科) 複数指導教員制度について ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導内容が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料 6-3-4-2 (24 生命科学研究科) 平成 30 年度実践的生命科学英語コミュニケーションプログラム ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料 6-3-4-3 (24 生命科学研究科) 平成 30 年度研究指導委託状況 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成 30 年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料 6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 根拠資料 6-3-4-5-6 (24 生命科学研究科) 平成 30 年度対面型チュートリアル実施について 根拠資料 6-3-4-5-7 (24 生命科学研究科) 平成 30 年度対面型チュートリアル実施状況 ・TA・RA としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RA の採用、活用状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料 6-3-4-6-1 (24 生命科学研究科) TA 配置および活用状況 |
| <p>分析項目 6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ |

| | | |
|---|---|---|
| 教育課程連携協議会を運用していること | | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| 【特記事項】 | | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | |
| 分析項目6-3-2 | カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。また、シラバスについても各科目担当教員がそれを反映し作成しているとともに、教務委員会でも確認している。 | |
| 分析項目6-3-4 | 研究指導報告書については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。なお、研究指導は科目化しており、学修要覧シラバスにて研究指導計画を明示しているとともに、各研究室で行われるプロGRESSレポート等で研究の進捗状況を共有し、その場及び個別に指導教員が議論・指導している。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | |
| 活動取組6-3-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | | |
| 優れた成果が確認できる取組 | | |
| . | | |
| 改善を要する事項 | | |
| . | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (24 生命科学研究科) 平成31年度学年暦 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）根拠資料6-4-1-1 (24 生命科学研究科) 平成31年度学年暦 ・シラバス （再掲）根拠資料6-3-1-3 (24 生命科学研究科) 平成31年度シラバス |

| | |
|---|--|
| <p>分析項目6-4-3</p> <p>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (24 生命科学研究科) 平成31年度シラバスデータ |
| <p>分析項目6-4-4</p> <p>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス |
| <p>分析項目6-4-5</p> <p>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6</p> <p>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 |
| <p>分析項目6-4-7</p> <p>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8</p> <p>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9</p> <p>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10</p> <p>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 |

| | |
|--|---|
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目 6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目 6-4-2 | 集中講義については、本研究科の求める生命科学に関する幅広い学識の修得の主要をなす科目であり、事前事後の授業外学習時間を確保のうえ、10週または15週を期間として授業を行う他科目と同等以上の十分な教育効果をあげている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組 6-4-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| 活動取組 6-4-B | 国立台湾大学との間でインターネットを利用した英語による遠隔講義「Advanced Molecular and Cell Biology I」（2単位）、「Advanced Molecular and Cell Biology II」（2単位）、「Cancer Biology」（2単位）を実施し、教育の国際化を推進している。 根拠資料 6-4-B-1 (24 生命科学研究科) 平成 31 年度遠隔講義科目シラバス |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 国立台湾大学との間でインターネットを利用した英語による遠隔講義「Advanced Molecular and Cell Biology I」（2単位）、「Advanced Molecular and Cell Biology II」（2単位）、「Cancer Biology」（2単位）を実施し、教育の国際化を推進している。 | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1） 別紙様式 6-5-1 (24 生命科学研究科) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目 6-5-2 | ・学習相談の実施状況（別紙様式 6-5-2） |

| | |
|---|---|
| <p>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <p>別紙様式6-5-2 (24 生命科学研究科) 学習相談の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 (非該当) |
| <p>分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 (別紙様式6-5-3) <p>別紙様式6-5-3 (24 生命科学研究科) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料 (実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等) <p>(再掲) 根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領</p> <p>(再掲) 根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況</p> |
| <p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式6-5-4) <p>別紙様式6-5-4 (24 生命科学研究科) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 <p>根拠資料6-5-4-1 (24 生命科学研究科) 平成30年度留学生チューター制度・実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所 <p>根拠資料6-5-4-2 (24 生命科学研究科) Guide to Degree Programs 2019-2020 シラバス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料 (非該当) ・学習支援の利用実績が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告 (抜粋)</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-5-4</p> | <p>障害のある学生に対する実施内容など実施状況については、個人情報を含むため、訪問調査時に提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-5-A</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている (同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> | |

| |
|--------------------|
| □ 当該基準を満たさない |
| 優れた成果が確認できる取組 . |
| 改善を要する事項 . |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 根拠資料6-6-1-1 (24 生命科学研究科) 京都大学大学院生命科学研究科試験内規 ※第4条 根拠資料6-6-1-2 (24 生命科学研究科) 平成31年度学修要覧 P13-14、P65-66 ※成績評価の基準 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-6-1-2 (24 生命科学研究科) 平成31年度学修要覧 P13-14、P65-66 ※成績評価の基準 |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (24 生命科学研究科) 平成31年4月24日開催研究科会議事録(抄) ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料(非該当) ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 根拠資料6-6-3-2 (24 生命科学研究科) 特別演習にかかる成績評価基準 |
| 分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 根拠資料6-6-4-1 (24 生命科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P14、P67 成績の異議申し立て ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料6-6-4-2 (24 生命科学研究科) 平成30年度成績異議申立件数 ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |

| | |
|---|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-6-1 | 成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。 |
| 分析項目6-6-3 | 成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-6-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第49条・第50条・第55条・第56条 （再掲）根拠資料6-3-3-2 (24 生命科学研究科) 京都大学大学院生命科学研究科規程 ※第12条～第15条、第17条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第12条 （再掲）根拠資料6-3-3-2 (24 生命科学研究科) 京都大学大学院生命科学研究科規程 ※第13条～第15条、第 |

| | 17条 |
|---|--|
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 （再掲）根拠資料6-3-3-2 (24 生命科学研究科) 京都大学大学院生命科学研究科規程 ※第13条～第17条 根拠資料6-7-2-1 (24 生命科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P8 学位論文に係る評価基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第12条 （再掲）根拠資料6-3-3-2 (24 生命科学研究科) 京都大学大学院生命科学研究科規程 ※第15条 |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）根拠資料6-6-1-2 (24 生命科学研究科) 平成31年度学修要覧 P13-14、P65-66 ※修了要件等 根拠資料6-7-3-1 (24 生命科学研究科) 京都大学大学院生命科学研究科ウェブサイト「教育理念・ポリシー」 |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 根拠資料6-7-4-1 (24 生命科学研究科) 平成30年8月29日開催研究科会議事録（抄） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 （再掲）根拠資料6-3-3-2 (24 生命科学研究科) 京都大学大学院生命科学研究科規程 ※第13条～第17条 （再掲）根拠資料6-7-2-1 (24 生命科学研究科) 平成31年度学修要覧 ※P8 学位論文に係る評価基準 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 根拠資料6-7-4-2 (24 生命科学研究科) 博士論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨 |
| <p>分析項目6-7-5</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |

| | |
|---|--|
| 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-7-4 | 修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1(24生命科学研究科)標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1(24生命科学研究科)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分) 資格の取得者数が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1(24生命科学研究科)平成30年度教育職員免許状取得状況一覧 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-2(24生命科学研究科)平成30年度論文採択・受賞及び受賞状況一覧 |
| 分析項目6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) 別紙様式6-8-2(24生命科学研究科)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポータルにある場合は該当URL） 根拠資料6-8-2-1 (24 生命科学研究科) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 根拠資料6-8-2-2 (24 生命科学研究科) 新聞記事等一覧 |
| <p>分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (24 生命科学研究科) 平成30年度修了時アンケート結果等 |
| <p>分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (24 生命科学研究科) 平成27年度修了者等アンケート結果及び概要 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様） |
| <p>分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-5-1 (24 生命科学研究科) 平成29年度就職先アンケート結果及び概要 |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：総合生存学館

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 ・ 根拠資料6-1-1-1 (25 総合生存学館) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 ・ 根拠資料6-2-1-1 (25 総合生存学館) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|--|---|
| 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 根拠資料6-2-1-1 (25 総合生存学館) カリキュラム・ポリシー ・(再掲) 根拠資料6-1-1-1 (25 総合生存学館) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | |
| 活動取組6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ | |
| 改善を要する事項 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> ・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) ・根拠資料6-3-1-1 (25 総合生存学館) コース・ツリー ・根拠資料6-3-1-2 (25 総合生存学館) ナンバリング一覧 ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ・根拠資料6-3-1-3 (25 総合生存学館) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・分野別第三者評価の結果(非該当) ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料(非該当) ・シラバス ・(再掲) 根拠資料6-3-1-3 (25 総合生存学館) 平成31年度シラバス |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 ・(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第45条・46条・46条の2 ・根拠資料6-3-3-1 (25 総合生存学館) 京都大学大学院総合生存学館規程 ※第8条 |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) ・(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、43条、44条、46条 ・(再掲) 根拠資料6-3-3-1 (25 総合生存学館) 京都大学大学院総合生存学館規程 ※第4~7条 ・根拠資料6-3-4-1 (25 総合生存学館) 平成29年度以前入学者にかかる総合生存学館の複数指導体制における各教員の役割について ・根拠資料6-3-4-2 (25 総合生存学館) 複数指導体制における各教員の役割について ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料(非該当) ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料(非該当) ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・(再掲) 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン ・(再掲) 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 ・(再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 ・(再掲) 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 ・(再掲) 根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 ・根拠資料6-3-4-5-6 (25 総合生存学館) 平成31年度新入生ガイダンス資料(レジュメ) ・根拠資料6-3-4-5-7 (25 総合生存学館) 論文執筆者(大学院生等)への全ての指導教員による対面型チュートリアルの受講について ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 ・根拠資料6-3-4-6 (25 総合生存学館) 平成30年度TA・RA採用・活用状況 |
| <p>分析項目6-3-5</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述 |

| | |
|--|---|
| 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-3-2 | カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。また、シラバスについても各科目担当教員がそれを反映し作成しているとともに、教務委員会でもシラバスの適切性を確認している。 |
| 分析項目6-3-4 | 指導教員、副指導教員（旧カリキュラムにおいては、メンター 教育指導教員/主指導教員）、研究指導委託教員と学生による三者又は四者面談を年度初めに実施し当該年度の履修・研究計画を策定している。以後、定期的に継続して面談を行うことにより、研究の進捗状況を確認し、指導・助言を行い「面談実施記録書」を担当教員が作成している。また、学位論文作成時においては、「博士課程研究指導認定報告書」を審査報告と併せて担当教員が作成している。なお、「面談実施記録書」及び「博士課程研究指導認定報告書」はいずれも個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-3-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） ・ 根拠資料6-4-1-1 (25 総合生存学館) 平成31年度学年暦 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週 | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） ・（再掲） 根拠資料6-4-1-1 (25 総合生存学館) 平成31年度学年暦 |

| | |
|---|--|
| <p>又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ シラバス ・ (再掲) 根拠資料 6-3-1-3 (25 総合生存学館) 平成 31 年度シラバス |
| <p>分析項目 6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料 (電子シラバスのデータ (csv)、又は URL 等)、学生便覧等関係資料 ・ 根拠資料 6-4-3-1 (25 総合生存学館) 平成 31 年度シラバスデータ |
| <p>分析項目 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育上主要と認める授業科目 (別紙様式 6-4-4) ・ シラバス |
| <p>分析項目 6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度 (CAP 制度) を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ CAP 制に関する規定 |
| <p>分析項目 6-4-6 大学院において教育方法の特例 (大学院設置基準第 14 条) の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則 |
| <p>分析項目 6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目 6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目 6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目 6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業 (スクーリングを含む。) 若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の実施方法 (同時性・非同時性、双方向性・非双方向性) について確認できる資料 (シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・ 添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい）。 |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ | |
| 改善を要する事項 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式6-5-1 (25 総合生存学館) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式6-5-2 (25 総合生存学館) 学習相談の実施状況 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| <p>分析項目 6-5-3</p> <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6-5-3） <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式 6-5-3 (25 総合生存学館) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） <ul style="list-style-type: none"> ・（再掲） 根拠資料 6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 ・（再掲） 根拠資料 6-5-3-2-2 平成 30 年度インターンシップ実施状況 ・ 根拠資料 6-5-3-2-3 (25 総合生存学館) 平成 30 年度フィールドワーク（海外武者修行）実施要領 ・ 根拠資料 6-5-3-2-4 (25 総合生存学館) 平成 30 年度国内サービスラーニング履修概要 ・ 根拠資料 6-5-3-2-5 (25 総合生存学館) 平成 30 年度海外インターンシップ（国外サービスラーニング）実施要領 ・ 根拠資料 6-5-3-2-6 (25 総合生存学館) 平成 30 年度インターンシップ実績 |
| <p>分析項目 6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6-5-4） <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式 6-5-4 (25 総合生存学館) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料 6-5-4-1 (25 総合生存学館) チューターの方へ ・ 根拠資料 6-5-4-2 (25 総合生存学館) チューター配置状況 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所（非該当） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・（再掲） 根拠資料 6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） ・学習支援の利用実績が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・（再掲） 根拠資料 6-5-4-6-1 平成 30 年度学習サポートデスク活動報告（抜粋） |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |

| | |
|--|---|
| 活動取組 6-5-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 ・ 根拠資料6-6-1-1 (25 総合生存学館) 平成31年度学修要覧 ※P.64「総合生存学館における試験及び成績評価に関する内規」 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 ・ (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (25 総合生存学館) 平成31年度学修要覧 ※P.22「7 授業科目の履修等について」7.2 試験について(4) 成績評価について(平成30年度以降入学者) P.43「14 授業科目の履修等について」14.2 試験について(4) 成績評価について(平成29年度以前入学者) P.64「総合生存学館における試験及び成績評価に関する内規」 |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・ 根拠資料6-6-3-1 (25 総合生存学館) 平成30年度大学院総合生存学館会議(第12回)議事録(抄) ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料(非該当) ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 根拠資料6-6-1-1 (25 総合生存学館) 平成31年度学修要覧 ※P.26「進級及び修了に係るガイドライン」(平成30年度以降入学者)、 P.46「進級及び修了に係るガイドライン」(平成29年度以前入学者) |
| <p>分析項目6-6-4</p> <p>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・(再掲) 根拠資料6-6-1-1 (25 総合生存学館) 平成31年度学修要覧 ※P.22「7 授業科目の履修等について」7.2 試験について(5) 成績評価の異議申立について(平成30年度以降入学者) P.43「14 授業科目の履修等について」14.2 試験について(5) 成績評価の異議申立について (平成29年度以前入学者) P.66「19.4 成績評価に対する異議申立てに関する申合せ」 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・根拠資料6-6-4-1 (25 総合生存学館) 平成30年度成績異議申し立て状況 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) ・(再掲) 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-1</p> | <p>成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。</p> |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <p>成績評価の分布表については、当研究科内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-6-A</p> | <p>テーラーメイド型カリキュラム(学生による専門分野が異なることから一人一人に応じたカリキュラム設計)であるため、常に進級審査等については発表会等を実施し厳格さと客観性を重要視している。(再掲) 根拠資料6-6-1-1 (25 総合生存学館) 平成31年度学修要覧※P.26「進級及び修了に係るガイドライン」(平成30年度以降入学者)、P.46「進級及び修了に係るガイドライン」(平成29年度以前入学者))</p> |
| <p>活動取組6-6-B</p> | <p>当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-6を参照願いたい)。</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第36条、第49条、第50条、第55条、第56条 ・ (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (25 総合生存学館) 京都大学大学院総合生存学館規程 ※第3条の2、第10条、第11条 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条 ・ 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第12条 ・ (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (25 総合生存学館) 京都大学大学院総合生存学館規程 ※第10条、第11条 |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 ・ (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 ・ (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (25 総合生存学館) 京都大学大学院総合生存学館規程 ※第10条 ・ (再掲) 根拠資料6-6-1-1 (25 総合生存学館) 平成31年度学修要覧 ※P.8「総合生存学館の学位授与基準」 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条 ・ (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第12条 ・ (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (25 総合生存学館) 京都大学大学院総合生存学館規程 ※第10条、第11条 |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 根拠資料6-6-1-1 (25 総合生存学館) 平成31年度学修要覧 ※P.26「進級及び修了に係るガイドライン」(平成30年度以降入学者) P.46「進級及び修了に係るガイドライン」(平成29年度以前入学者) |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 ・根拠資料6-7-4-1 (25 総合生存学館) 平成30年度大学院総合生存学館学館会議(第6回)議事録(抄) ※修士学位授与 ・(再掲) 根拠資料6-6-3-1 (25 総合生存学館) 平成30年度大学院総合生存学館会議(第12回)議事録(抄) ※博士学位授与 <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 ・(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 ・(再掲) 根拠資料6-3-3-1 (25 総合生存学館) 京都大学大学院総合生存学館規程 ※第10条 ・(再掲) 根拠資料6-6-1-1 (25 総合生存学館) 平成31年度学修要覧 ※P.8「総合生存学館の学位授与基準」 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 <ul style="list-style-type: none"> ・根拠資料6-7-4-2 (25 総合生存学館) 論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨 |
| <p>分析項目6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-7-4</p> | <p>修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> | |

| |
|---------------|
| □ 当該基準を満たさない |
| 優れた成果が確認できる取組 |
| ・ |
| 改善を要する事項 |
| ・ |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・ 別紙様式6-8-1 (25 総合生存学館) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・ 別紙様式6-8-1 (25 総合生存学館) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） 資格の取得者数が確認できる資料（非該当） 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 ・ 根拠資料6-8-1-1 (25 総合生存学館) 平成30年度論文採択・受賞及び受賞状況 |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・ 別紙様式6-8-2 (25 総合生存学館) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分） 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・ 根拠資料6-8-2-1 (25 総合生存学館) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事） ・ 根拠資料6-8-2-2 (25 総合生存学館) 総合生存学館 HP「ニュース」 |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・ 根拠資料6-8-3-1 (25 総合生存学館) 総合生存学館 HP「ニュース」より平成30年度修了生インタビュー |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |

| | |
|---|--|
| により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） |
| 分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-8-1 | 当研究科は平成25年4月設置の5年制博士課程であり完成年度は平成29年度である。別紙様式6-8-1については、標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）の平成26年度から平成28年度、及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）の平成26年度から平成30年度は非該当として作成していない。 |
| 分析項目6-8-1 | 当研究科においては、教職免許を含め、修了が受験資格となる資格はないため、「資格の取得者数が確認できる資料」は非該当とする。 |
| 分析項目6-8-2 | 当研究科は平成25年4月設置の5年制博士課程であり完成年度は平成29年度である。別紙様式6-8-2「就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況」の平成26年度から平成28年度については、非該当として作成していない。平成29年度は修了生5名中就職2名と少数になっているが、残り3名の内訳はポスドク2名、学振特別研究員1名と研究者を目指している学生が多かったためである。平成30年度は就職希望者4名全員が希望通りの就職先を得た。なお、根拠資料6-8-2-1、6-8-2-2の数値と齟齬があるのは、修了及び退学と同時に研修等により連絡がつかず、後日、進路先等詳細について情報を得たためである。 |
| 分析項目6-8-4 | 平成29年度に最初の修了生を輩出したため、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取は未実施であるが、今後実施予定である。 |
| 分析項目6-8-5 | 平成29年度に最初の修了生を輩出したため、就職先等からの意見聴取は未実施であるが、今後実施予定である。 |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

II 基準ごとの自己評価
 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：地球環境学舎

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 ・ 根拠資料6-1-1-1 (26 地球環境学舎) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| 改善を要する事項 | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 ・ 根拠資料6-2-1-1 (26 地球環境学舎) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 ・(再掲) 根拠資料6-2-1-1 (26 地球環境学舎) カリキュラム・ポリシー ・(再掲) 根拠資料6-1-1-1 (26 地球環境学舎) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-2-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針と整合的である(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-2を参照願いたい)。 |

| |
|--|
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない</p> |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-1-1 (26 地球環境学舎) 平成31年度地球環境学舎学事要綱「コース・ツリー」 根拠資料6-3-1-2 (26 地球環境学舎) 平成31年度地球環境学舎学事要綱「開講科目」 授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-1-3 (26 地球環境学舎) 平成31年度地球環境学舎学事要綱「シラバス」 |
| <p>分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果(非該当) 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料(非該当) シラバス <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (26 地球環境学舎) 平成31年度地球環境学舎学事要綱「シラバス」 その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |
| <p>分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第45条、第46条、第46条の2 根拠資料6-3-3-1 (26 地球環境学舎) 京都大学大学院地球環境学舎規程 ※第8条～第9条 |
| <p>分析項目6-3-4 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条 (再掲) 根拠資料6-3-3-1 (26 地球環境学舎) 京都大学大学院地球環境学舎規程 ※第5条～第8条 根拠資料6-3-4-1 (26 地球環境学舎) 京都大学大学院地球環境学舎指導教員の決定に関する取扱要領 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料(非該当) 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料(非該当) 研究倫理に関する指導が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン (再掲) 根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 (再掲) 根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 根拠資料6-3-4-5-6 (26 地球環境学舎) 平成30年度対面型チュートリアル関係資料(修士課程) 根拠資料6-3-4-5-7 (26 地球環境学舎) 平成30年度対面型チュートリアル関係資料(博士後期課程) 根拠資料6-3-4-5-8 (26 地球環境学舎) 平成30年度対面型チュートリアル実施状況 TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-4-6 (26 地球環境学舎) 平成30年度TA・RA採用・活用状況 |

| | |
|---|---|
| 分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-3-2 | カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付けに相応しい水準であることを教務委員会で確認し、学舎会議に附議して最終決定としている。また、シラバスについても各科目担当教員がそれを反映し作成しているとともに、教務委員会でもシラバスの適切性を確認している。 |
| 分析項目6-3-4 | 修士課程における研究指導計画はあらかじめ指導教授と学生との間で演習の指導の際に面談等により実施しているため、書面として記録していない。研究指導報告についても書面として記録していないが、2年次前期報告会における1年次のインターン研修の報告等により研究指導の状況を部局として組織的に把握している。博士後期課程については、入学時に「博士研究計画書」を学生が作成し、指導教員（主・副）の確認を受けたうえで、教務掛へ提出し保管している。研究指導報告については、毎年4月と10月に学生が「進捗報告書」を作成し、指導教員（主・副）の確認を受けたうえで、教務掛へ提出し保管している。「博士研究計画書」及び「進捗報告書」はいずれも個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-3-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準である（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-3を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） ・根拠資料6-4-1-1 (26 地球環境学舎) 平成31年度地球環境学舎学事要綱「平成31(2019)年度地球環境学舎学年暦」 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） ・(再掲) 根拠資料6-4-1-1 (26 地球環境学舎) 平成31年度地球環境学舎学事要綱「平成31(2019)年度地球環境学舎学年暦」 ・シラバス ・(再掲) 根拠資料6-3-1-3 (26 地球環境学舎) 平成31年度地球環境学舎学事要綱「シラバス」 |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 ・根拠資料6-4-3-1 (26 地球環境学舎) 平成31年度シラバスデータ |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス |
| 分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度） | ・CAP制に関する規定 |

| | |
|--|--|
| を適切に設けていること | |
| 分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 |
| 分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-2 | 地球環境学舎では、集中講義として複数の科目を開講しており、野外実習のように集中講義として行うことにより教育効果が上がっているものがある。例えば、環境マネジメントセミナーBでは、滞在中は主にフィールドワークを行い、実習時間外にも同行する教員への質問や、教員からのフィードバックが可能であるなど、密度の濃い内容となっている。この他に、講義回数が15回に満たない科目として、新環境工学特論Ⅰ、新環境工学特論Ⅱが挙げられるが、当該科目では京都大学、マラヤ大学、清華大学との間で遠隔講義システムを用いて1回あたり120分より長い講義時間で授業を行っている。このため実際には1時間当たり90分の授業を15回行うよりも講義の時間は長くなっている。また、遠隔講義システムにより、他大学の授業を受けることで他大学の教員や受講生とも意見交換が可能となるため、通常の授業よりも教育効果はあると思われる。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-4-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針及び学位授与方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されている(同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-4を参照願いたい)。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| 改善を要する事項 | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (26 地球環境学舎) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (26 地球環境学舎) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (26 地球環境学舎) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 （再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 根拠資料6-5-3-2-3 (26 地球環境学舎) 2018 年度インターン研修実施要領（環境マネジメント専攻修士課程） 根拠資料6-5-3-2-4 (26 地球環境学舎) 平成30年度地球環境学舎インターンシップ実績 |
| 分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (26 地球環境学舎) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 根拠資料6-5-4-1 (26 地球環境学舎) チューター制度及び平成30年度チューター配置状況 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 根拠資料6-5-4-2 (26 地球環境学舎) 平成31年度学事要綱（抜粋） ※英語表記箇所、日英併記箇所のみ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） 学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告（抜粋） |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-5-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われている（同教育院の領域6に係る自己評価書基準6-5を参照願いたい）。 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

| |
|---------------|
| 改善を要する事項 ・ |
|---------------|

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|---|
| 分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 ・ 根拠資料 6-6-1-1 (26 地球環境学舎) 平成 31 年度地球環境学舎学事要綱「成績評価基準、採点結果に対する異議申立について」 |
| 分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 ・ (再掲) 根拠資料 6-6-1-1 (26 地球環境学舎) 平成 31 年度地球環境学舎学事要綱「成績評価基準、採点結果に対する異議申立について」 |
| 分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータに関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・ 根拠資料 6-6-3-1 (26 地球環境学舎) 平成 30 年度 第 1 回教務委員会議事録 (抄) ・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料 (非該当) ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 (非該当) |
| 分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立てを組織的に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ (再掲) 根拠資料 6-6-1-1 (26 地球環境学舎) 平成 31 年度地球環境学舎学事要綱「成績評価基準、採点結果に対する異議申立について」 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 根拠資料 6-6-4-1 (26 地球環境学舎) 平成 30 年度成績異議申立一覧 ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) ・ (再掲) 根拠資料 6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |

【特記事項】
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

| | |
|------------|---|
| 分析項目 6-6-1 | 成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。 |
| 分析項目 6-6-3 | 成績評価の分布表については、当研究科での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 |

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、[根拠資料](#)とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|------------|---|
| 活動取組 6-6-A | 当研究科の教育課程において求める大学院横断・共通教育は国際高等教育院で実施しており、当研究科の教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている (同教育院の領域 6 に係る自己評価書基準 6-6 を参照願いたい)。 |
|------------|---|

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)
 当該基準を満たす
 当該基準を満たさない

| |
|--------------------|
| 優れた成果が確認できる取組 ・ |
|--------------------|

| |
|---------------|
| 改善を要する事項 ・ |
|---------------|

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第36条、49条、50条、55条、56条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (26 地球環境学舎) 京都大学大学院地球環境学舎規程 ※第11条～第15条 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第12条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (26 地球環境学舎) 京都大学大学院地球環境学舎規程 ※第11条～第15条 |
| 分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (26 地球環境学舎) 京都大学大学院地球環境学舎規程 ※第8条～第9条 根拠資料6-7-2-1 (26 地球環境学舎) 京都大学大学院地球環境学舎修士論文審査基準 根拠資料6-7-2-2 (26 地球環境学舎) 京都大学大学院地球環境学舎環境マネジメント専攻博士後期課程博士論文審査開始基準 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-2-3 (26 地球環境学舎) 地球環境学専攻博士論文審査開始基準 根拠資料6-7-2-4 (26 地球環境学舎) 平成31年度地球環境学舎学事要項「博士後期課程学位授与基準」 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第12条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (26 地球環境学舎) 京都大学大学院地球環境学舎規程 ※第11条～第15条 |
| 分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-3-1 (26 地球環境学舎) 平成31年度地球環境学舎学事要綱「修了要件」 |
| 分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 教授会等での審議状況等の資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-4-1 (26 地球環境学舎) 平成30年度第11回 地球環境学舎会議議事録（抄） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 （再掲）根拠資料6-3-3-1 (26 地球環境学舎) 京都大学大学院地球環境学舎規程 ※第8条～第9条 （再掲）根拠資料6-7-2-1 (地球環境学舎) 京都大学大学院地球環境学舎修士論文審査基準 （再掲）根拠資料6-7-2-2 (地球環境学舎) 京都大学大学院地球環境学舎環境マネジメント専攻博士後期課程博士論文審査開始基準 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-7-2-3 (地球環境学舎) 地球環境学専攻博士論文審査開始基準 （再掲）根拠資料6-7-2-4 (26 地球環境学舎) 平成31年度地球環境学舎学事要項「博士後期課程学位授与基準」 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条 審査及び試験に合格した学生の学位論文 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-4-2 (26 地球環境学舎) 論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨 |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | <ul style="list-style-type: none"> 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |

| | |
|---|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-7-4 | 修士論文については、修士の学位を授与するための検討資料として提出されているものであり、学外への公表には適さないため訪問調査にて提示予定。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1(26地球環境学舎)標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1(26地球環境学舎)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分) 資格の取得者数が確認できる資料(非該当) 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1(26地球環境学舎)在学生の受賞記事(地球環境学舎HPより) |
| 分析項目6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) 別紙様式6-8-2(26地球環境学舎)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポータルにある場合は該当URL) 根拠資料6-8-2-1(26地球環境学舎)平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 根拠資料6-8-2-2(26地球環境学舎)2018地球環境学舎ガイドブック「修了生の声」 |
| 分析項目6-8-3 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1(26地球環境学舎)平成30年度修了者へのアンケート調査(修了時) |
| 分析項目6-8-4 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1(26地球環境学舎)平成26年度修了者へのアンケート調査(修了後5年目) 意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)(上記と同様) |
| 分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | <ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-5-1(26地球環境学舎)平成29年度企業アンケート概要及び結果 |

| | |
|---|---|
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-8-1 | 当研究科においては、教職免許を含め、修了が受験資格となる資格はないため、「資格の取得者数が確認できる資料」は非該当とする。 |
| 分析項目6-8-2 | 研究室での就職指導のほか、教務委員会に就職担当教員をおき、部局主催の就職説明会を同窓会と共同で開催し、当研究科のOBが関わる企業主催の就職説明会の情報提供を行っている。また、キャリアサポートルームでの就職相談や博士後期課程の学生を対象としたマッチングについての情報提供を行っている。 卒業・修了生に関して、平成26年度までは就職希望の有無を組織的に把握してこなかったが、平成27年度以降は、学生サービスの改善・充実を目的としてアンケートシステムを導入し、組織的な把握に努めている。 |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：公共政策教育部

第三者評価の結果の活用(有)(公共政策専攻専門職学位課程)

評価名(公共政策系専門職大学院認証評価(大学基準協会))

の基準については、「特記事項なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|------------|--|
| 活動取組 6-4-A | <p>【企業からの寄付講義の提供】</p> <p>社会との連携強化を図るために、企業からの寄付講義の提供を受け、最前線の実務家の講義を提供する取組を行っている。この取組について、大学基準協会による、公共政策系専門職大学院認証評価の項目3「教育課程の編成」において、特色として認められている。</p> <p>(再掲)・根拠資料 2-1-2-10 公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果(平成27年度実施 大学基準協会) ※P11(2) 特色4) 参照</p> |
| 活動取組 6-4-B | <p>【「クラスター科目」の配置】</p> <p>「クラスター科目」の配置により公共的な分野における喫緊の課題に対応する知識を教授することに力を注いでいる。この点について、大学基準協会による、公共政策系専門職大学院認証評価の項目6「授業の方法」において特色として認められている。</p> <p>(再掲)・根拠資料 2-1-2-10 公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果(平成27年度実施 大学基準協会) ※P18(2) 特色1) 参照</p> |
| 活動取組 6-4-C | <p>【専門家の視点及び経験の提供】</p> <p>本学の総長裁量経費の申請・採択を経て、各所における実地調査の実施や活動取組 6-4-A の「企業からの寄付講義の提供」により、ジャーナリズムや地域再活性化の第一線で活躍している専門家の視点及び経験が提供されている点が高く評価されている。</p> <p>(再掲)・根拠資料 2-1-2-10 公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果(平成27年度実施 大学基準協会) ※P18(2) 特色2) 参照</p> |

優れた成果が確認できる取組

・【活動取組 6-4-A : 企業からの寄付講義の提供】

社会との連携強化を図るために、企業からの寄付講義の提供を受け、最前線の実務家の講義を提供する取組を行っている。この取組について、大学基準協会による、公共政策系専門職大学院認証評価の項目3「教育課程の編成」において、特色として認められている。

(再掲)・[根拠資料 2-1-2-10 公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果\(平成27年度実施 大学基準協会\)](#) ※P11(2) 特色4) 参照

・【活動取組 6-4-B : 「クラスター科目」の配置】

「クラスター科目」の配置により公共的な分野における喫緊の課題に対応する知識を教授することに力を注いでいる。この点について、大学基準協会による、公共政策系専門職大学院認証評価の項目6「授業の方法」において特色として認められている。

(再掲)・[根拠資料 2-1-2-10 公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果\(平成27年度実施 大学基準協会\)](#) ※P18(2) 特色1) 参照

・【活動取組 6-4-C : 専門家の視点及び経験の提供】

本学の総長裁量経費の申請・採択を経て、各所における実地調査の実施や活動取組6-4-Aの「企業からの寄付講義の提供」により、ジャーナリズムや地域再活性化の第一線で活躍している専門家の視点及び経験が提供されている点が高く評価されている。

(再掲)・[根拠資料2-1-2-10 公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果\(平成27年度実施 大学基準協会\)](#) ※P18(2) 特色2) 参照

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、[根拠資料](#)とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、[根拠資料](#)とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6-6-A

【リサーチ・ペーパー合否判定における透明性の確保】

「リサーチ・ペーパー」の成績評価について、「教育部教授会」での合否判定の透明性を確保するため、公開の場における発表を要件としている。この取組について、大学基準協会による、公共政策系専門職大学院認証評価の項目8「成績評価」において、特色ある取組として認められている。

(再掲)・[根拠資料2-1-2-10 公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果\(平成27年度実施 大学基準協会\)](#) ※P18(2) 特色3) 参照

優れた成果が確認できる取組

・【活動取組6-6-A：リサーチ・ペーパー合否判定における透明性の確保】

「リサーチ・ペーパー」の成績評価について、「教育部教授会」での合否判定の透明性を確保するため、公開の場における発表を要件としている。この取組について、大学基準協会による、公共政策系専門職大学院認証評価の項目8「成績評価」において、特色ある取組として認められている。

(再掲)・[根拠資料2-1-2-10 公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果\(平成27年度実施 大学基準協会\)](#) ※P18(2) 特色3) 参照

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、[根拠資料](#)とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|---------------|--|
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| 分析項目 | |
|--|--|
| 分析項目 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式 6-8-1 (27 公共政策教育部)「標準修業年限内」「標準修業年限 1.5 年内」の修了率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） <ul style="list-style-type: none"> （再掲）・ 別紙様式 6-8-1 (27 公共政策教育部)「標準修業年限内」「標準修業年限 1.5 年内」の修了率 |
| 分析項目 6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式 6-8-2 (27 公共政策教育部) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) |
| <p>【特記事項】</p> <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| 活動取組 6-8-A | <p>【アンケートの活用】</p> <p>修了生を対象としたアンケート及び修了生を複数受け入れている機関に対するアンケートを実施し、この結果の分析を通じて、自身に対するニーズの把握に努めている。さらに、これらのアンケート結果については、「FD会議」で議論を行い、隔年開催の「外部評価委員会」においても委員の意見を求めて、今後の教育改善の方向を検討することとしている。この取組について、公共政策系専門職大学院認証評価の項目 10「修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用」において、特色ある取組として認められている。</p> <p>（再掲）・ 根拠資料 2-1-2-10 公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果（平成 27 年度実施 大学基準協会） ※P19（2）特色 1）参照</p> |

優れた成果が確認できる取組

・【活動取組6-8-A: アンケートの活用】

修了生を対象としたアンケート及び修了生を複数受け入れている機関に対するアンケートを実施し、この結果の分析を通じて、自身に対するニーズの把握に努めている。さらに、これらのアンケート結果については、「FD会議」で議論を行い、隔年開催の「外部評価委員会」においても委員の意見を求めて、今後の教育改善の方向を検討することとしている。この取組について、公共政策系専門職大学院認証評価の項目10「修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用」において、特色ある取組として認められている。

(再掲)・[根拠資料2-1-2-10 公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果\(平成27年度実施 大学基準協会\)](#) ※P19(2) 特色1) 参照

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：経営管理教育部

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1-1 (28 経営管理教育部) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 (28 経営管理教育部) カリキュラム・ポリシー |
| 分析項目6-2-2 | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 |

| | |
|---|--|
| <p>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること</p> | <p>(再掲) 根拠資料6-2-1-1 (28 経営管理教育部) カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (28 経営管理教育部) ディプロマ・ポリシー</p> |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| <p>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</p> | |
|--|---|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること</p> | <p>・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料6-3-1-1 (28 経営管理教育部) コース・ツリー 根拠資料6-3-1-2 (28 経営管理教育部) ナンバリング ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料6-3-1-3 (28 経営管理教育部) 平成31年度シラバス</p> |
| <p>分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <p>・シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (28 経営管理教育部) 平成31年度シラバス 根拠資料6-3-2-3 (28 経営管理教育部) 平成31年度時間割 ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料</p> |

| | |
|---|---|
| <p>分析項目 6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第45条～第46条の2 根拠資料 6-3-3-2 (28 経営管理教育部) 京都大学大学院経営管理教育部規程 ※第8条、第9条 |
| <p>分析項目 6-3-4</p> <p>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料 2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条 （再掲）根拠資料 6-3-3-2 (28 経営管理教育部) 京都大学大学院経営管理教育部規程 ※第6条 根拠資料 6-3-4-1 (28 経営管理教育部) 経営科学専攻における論文指導、課程博士論文提出要件及び審査に関する内規 ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料 6-3-4-2 (28 経営管理教育部) 教務事項説明資料（抜粋） ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 非該当 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 非該当 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料 6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン （再掲）根拠資料 6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 （再掲）根拠資料 6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 （再掲）根拠資料 6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 （再掲）根拠資料 6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入について」 根拠資料 6-3-4-5-6 (28 経営管理教育部) 京都大学における研究公正について ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 非該当 |
| <p>分析項目 6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ |

| | | |
|---|---|---|
| 教育課程連携協議会を運用していること | | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| 【特記事項】 | | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | |
| 分析項目6-3-2 | カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。また、シラバスについても各科目担当教員がそれを反映し作成しているとともに、教務委員会でも確認している。 | |
| 分析項目6-3-4 | 研究指導報告書については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | | |
| 優れた成果が確認できる取組 | | |
| ・ | | |
| 改善を要する事項 | | |
| ・ | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 根拠資料6-4-1 (28 経営管理教育部) 平成31年度学年暦 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) 根拠資料6-4-1 (28 経営管理教育部) 平成31年度学年暦 ・シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (28 経営管理教育部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3 (28 経営管理教育部) 平成31年度シラバスデータ(博士後期課程) |

| | |
|--|--|
| <p>分析項目 6-4-4</p> <p>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目 (別紙様式 6-4-4) 非該当 ・シラバス 非該当 |
| <p>分析項目 6-4-5</p> <p>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度 (CAP 制度) を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP 制に関する規定 |
| <p>分析項目 6-4-6</p> <p>大学院において教育方法の特例 (大学院設置基準第 14 条) の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 |
| <p>分析項目 6-4-7</p> <p>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目 6-4-8</p> <p>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目 6-4-9</p> <p>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目 6-4-10</p> <p>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業 (スクーリングを含む。) 若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法 (同時性・非同時性、双方向性・非双方向性) について確認できる資料 (シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| <p>分析項目 6-4-11</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |

| | |
|---|--|
| 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-1、6-4-2 | 授業期間は、前期2019年4月8日～7月29日、2019年10月1日～2020年2月1日であり、学生に対してオリエンテーション時に個別に説明している。 |
| 分析項目6-4-2 | 専門職大学院である経営管理大学院では、ビジネス界での最先端の情報や深いレベルでの課題を学生に提供し、それらを把握したうえでのスキルアップができる授業内容を構築する必要がある。そうした授業では、往々にして、きわめて多忙な現役ビジネスパーソンを講師に招いた講義を設定することが、学生にとって大変な刺激となり、教育効果も上がる。しかし、毎週提供される普通の授業形態をとることが、多忙な講師にとっては、困難な場合が普通である。その場合は集中講義の授業形態をとることとなる。こうした講義でも、漫然と学生が講義を聞くのではなく、事前の予習や講義中の小レポート、講義後のレポートなどを課すことにより、講義内容を十分に吸収消化できるように配慮し、十分な教育効果が上がるようにしている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 非該当 |
| 分析項目6-5-2 | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） |

| | |
|---|--|
| <p>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <p>別紙様式6-5-2 学習相談の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 <p>非該当</p> |
| <p>分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） <p>別紙様式6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） <p>（再掲）根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領</p> <p>（再掲）根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況</p> |
| <p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） <p>別紙様式6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 <p>非該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 <p>根拠資料6-5-4-2 (28 経営管理教育部) アカデミックカレンダー（英語版）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 <p>（再掲）根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 <p>非該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援の利用実績が確認できる資料 <p>（再掲）根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告（抜粋）</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）</p> | |

| |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない |
| 優れた成果が確認できる取組 . |
| 改善を要する事項 . |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 根拠資料6-6-1 経営管理教育部試験内規 ※第3条 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 根拠資料6-6-2 2019年度学生便覧(博士) ※P10、12、13 (再掲) 根拠資料6-3-1-3 (28 経営管理教育部) 平成31年度シラバス |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-2 (28 経営管理教育部) 平成31年3月教務委員会資料 ※P2 ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 非該当 ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 非該当 |
| 分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料6-6-2 2019年度学生便覧(博士) ※P7 根拠資料6-6-4-1 (28 経営管理教育部) 平成30年度【前期】【後期】成績表交付について ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ |

| | | |
|---|--|---|
| | | ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） （再掲） 根拠資料6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
| 【特記事項】 | | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | |
| 分析項目6-6-1 | 成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。 | |
| 分析項目6-6-3 | 成績評価の分布表については、当学部（大学院の場合は研究科等）内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 | |
| 分析項目6-6-4 | 平成30年度において学生からの成績評価に関する異議申し立ての実績はない。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | |
| | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | | |
| 優れた成果が確認できる取組 | | |
| ・ | | |
| 改善を要する事項 | | |
| ・ | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲） 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第36条・50条・56条 （再掲） 根拠資料6-3-3-2 (28 経営管理教育部) 京都大学大学院経営管理教育部規程 ※第10条の2、第11条の2、第12条 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲） 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条 |

| | |
|---|--|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第12条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-3-2 (28 経営管理教育部) 京都大学大学院経営管理教育部規程 ※第12条</p> |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 (再掲) 根拠資料6-3-3-2 (28 経営管理教育部) 京都大学大学院経営管理教育部規程 ※第11条の2 (再掲) 根拠資料6-1-1-1 (28 経営管理教育部) ディプロマ・ポリシー ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-1-2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程 ※第18条 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第12条 (再掲) 根拠資料6-3-3-2 (28 経営管理教育部) 京都大学大学院経営管理教育部規程 ※第12条 |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料6-6-2 2019年度学生便覧 ※P3、10、11 |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-4-1 (28 経営管理教育部) 平成31年3月教育部教授会議資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第50条の2 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第2条～第11条 (再掲) 根拠資料6-3-4-2 教務事項説明資料（抜粋） ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 根拠資料6-7-1-1 京都大学学位規程 ※第6条 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-4-2 (28 経営管理教育部) 学位審査資料 |
| <p>分析項目6-7-5</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |

| | |
|---|--|
| 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 別紙様式6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分) 資格の取得者数が確認できる資料 非該当 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 非該当 |
| 分析項目6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 別紙様式6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 根拠資料6-8-2-1 (28 経営管理教育部) 平成31年度学校基本調査「卒業後の状況調査票」 ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (28 経営管理教育部) 平成29年度修了者アンケート |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様） |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-8-1 | 博士後期課程について、平成31年3月に最初の修了生を輩出するため、別紙様式6-8-1の平成29年度以前の標準修業年限内の卒業（修了）率、及び、平成30年度以前の「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率が空欄となっている。 |
| 分析項目6-8-2 | 平成31年3月に最初の修了生を輩出するため、別紙様式6-8-2の平成29年度以前の欄が空欄となる。同様に修了生の社会での活躍等を確認できる記事・資料がない。 |
| 分析項目6-8-4 | 平成31年3月に最初の修了生を輩出するため該当資料がない。また今後の方針として、HP上で修士の「修了生の声」という活動状況等を報告するページがあるが、博士後期課程においても同様に修了生の声を集める予定である。 |
| 分析項目6-8-5 | 平成31年3月に最初の修了生を輩出するため該当資料がない。今後、意見聴取を行う予定である。 |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |

改善を要する事項

・

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：経営管理教育部

第三者評価の結果の活用(有)(経営管理専攻専門職学位課程)

評価名(経営分野専門職大学院認証評価(ABEST21))

の基準については、「特記事項なし」

| | |
|---|--|
| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
| 【特記事項】 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

.

基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

.

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

.

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

優れた成果が確認できる取組

.

| 基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|--|--|
| 分析項目 | |
| 分析項目 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） ・ 別紙様式 6-8-1 (28 経営管理教育部) 標準修業年限内の卒業（修了）率 ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） （再掲）・ 別紙様式 6-8-1 (28 経営管理教育部) 標準修業年限内の卒業（修了）率 |
| 分析項目 6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・ 別紙様式 6-8-2 (28 経営管理教育部) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分） |
| 【特記事項】 ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u> | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ | |

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：国際高等教育院

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|------------------|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■) | |
| <input type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1-1 京都大学カリキュラム・ポリシー (再掲) 根拠資料1-3-3-5 (29 国際高等教育院) 京都大学国際高等教育院規程 ※第3条 |

| | |
|--|--|
| <p>分析項目 6-2-2</p> <p>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること</p> | <p>・公表された教育課程方針及び学位授与方針</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-2-1-1 京都大学カリキュラム・ポリシー</p> <p>(再掲) 根拠資料 1-3-3-5 (29 国際高等教育院) 京都大学国際高等教育院規程 ※第3条</p> <p>根拠資料 6-2-2-1 京都大学ディプロマ・ポリシー</p> |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> | |
| <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| <p>基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</p> | |
|---|---|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目 6-3-1</p> <p>教育課程の編成が、体系的を有していること</p> | <p>・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)</p> <p>根拠資料 6-3-1-1 (29 国際高等教育院) 平成 31 年度全学共通科目履修の手引き ※P.3-34 全学共通科目の履修</p> <p>根拠資料 6-3-1-2 (29 国際高等教育院) 大いに学んで世界に羽ばたけ ※P.3 科目群と科目の見直し</p> <p>根拠資料 6-3-1-3 (29 国際高等教育院) 平成 31 年度開設科目、ナンバリング一覧</p> <p>根拠資料 6-3-1-4 (29 国際高等教育院) 京都大学国際高等教育院 (平成 30 年 11 月発行) P.8</p> <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>根拠資料6-3-1-5 (29 国際高等教育院) 平成31年度シラバス_1-1</p> <p>根拠資料6-3-1-5 (29 国際高等教育院) 平成31年度シラバス_2-2</p> |
| <p>分析項目6-3-2</p> <p>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・分野別第三者評価の結果（非該当） ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料（非該当） ・シラバス <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-3-1-5 (29 国際高等教育院) 平成31年度シラバス_1-1 （再掲）根拠資料6-3-1-5 (29 国際高等教育院) 平成31年度シラバス_2-2 ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-3-2-1 (29 国際高等教育院) 自己点検・評価報告書(第1号) ※P.9 教育体系の整備 根拠資料6-3-2-2 (29 国際高等教育院) シラバスチェック内容等 根拠資料6-3-2-3 (29 国際高等教育院) シラバスチェック分担表 |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第42条の4、第43条、第44条、第46条 根拠資料6-3-4-1-1 (29 国際高等教育院) 平成31年度開講科目一覧(大学院共通科目群、大学院横断教育科目群) ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料（非該当） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料（非該当） ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料（非該当） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-3-4-5-1 京都大学研究公正推進アクションプラン （再掲）根拠資料6-3-4-5-2 京都大学ホームページ「平成30年度研究公正研修」 （再掲）根拠資料6-3-4-5-3 研究公正リーフレット「責任ある学術研究活動のために」 （再掲）根拠資料6-3-4-5-4 研究データ保存リーフレット「京都大学における研究データ保存について」 （再掲）根拠資料6-3-4-5-5 京都大学ホームページ「研究公正のためのオンラインツール iThenticate の導入 |

| | |
|--|---|
| | <p>「について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 <p>根拠資料6-3-4-6-1 (29 国際高等教育院) 平成30年度全学共通科目 TA実施計画 (研究科配分内訳)</p> <p>根拠資料6-3-4-6-2 (29 国際高等教育院) 平成31年度全学共通科目に係るティーチング・アシスタント経費の配分方針、実施計画</p> |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-3-A</p> | <p>国際高等教育院では、平成30年度から大学院共通科目を開設し、「研究倫理・研究公正」(前期集中・0.5単位、理工系3クラス・人社系及び生命系各1クラス)を開講している。</p> <p>平成30年度の履修者数は、(理工系)122名、(人社系)67名、(生命系)39名の計228名。</p> <p>根拠資料6-3-A-1 (29 国際高等教育院) 研究倫理・研究公正リーフレット</p> <p>根拠資料6-3-A-2 (29 国際高等教育院) 大学院における基盤教育のあり方について (教育院答申)</p> |
| <p>活動取組6-3-B</p> | <p>国際高等教育院では、人間・環境学研究科で試行している博士後期課程学生の教養教育実習に係る取組に協力している。</p> <p>根拠資料6-3-B-1 (29 国際高等教育院) 平成30年度博士後期課程学生の「教養教育実習」の試行について</p> |
| <p>活動取組6-3-C</p> | <p>全学の教養・共通教育では多数の科目を提供しなければならない。このため、科目提供を審査する企画評価専門委員会の下に科目群ごとに部会を設け、提供する科目内容の適切性について審査するとともに、授業時間外学習などについて、シラバスの記載内容を確認する体制を取っている。</p> <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-4 (29 国際高等教育院) 京都大学国際高等教育院 (平成30年11月発行) P.6</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |

| | |
|---------------|---|
| 優れた成果が確認できる取組 | . |
| 改善を要する事項 | . |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 根拠資料6-4-1-1 (29 国際高等教育院) 平成31 (2019) 年度全学標準学年暦 根拠資料6-4-1-2 (29 国際高等教育院) 平成31 (2019) 年度全学共通科目に係る学年暦 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） (再掲) 根拠資料6-4-1-1 平成31 (2019) 年度全学標準学年暦 (再掲) 根拠資料6-4-1-2 (29 国際高等教育院) 平成31 (2019) 年度全学共通科目に係る学年暦 シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-5 (29 国際高等教育院) 平成31年度シラバス_1-1 (再掲) 根拠資料6-3-1-5 (29 国際高等教育院) 平成31年度シラバス_2-2 |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 根拠資料6-4-3-1 (29 国際高等教育院) 平成31年度シラバスデータ (csv) |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 別紙様式6-4-4 (29 国際高等教育院) 教育上主要と認める授業科目 シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-5 (29 国際高等教育院) 平成31年度シラバス_1-1 (再掲) 根拠資料6-3-1-5 (29 国際高等教育院) 平成31年度シラバス_2-2 |
| 分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> CAP制に関する規定 |

| | |
|---|---|
| <p>分析項目6-4-6</p> <p>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 （再掲）根拠資料2-1-2-1 京都大学通則 ※第43条の3 |
| <p>分析項目6-4-7</p> <p>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8</p> <p>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9</p> <p>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10</p> <p>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-11</p> <p>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-4-2</p> | <p>学外フィールド実習等を集中講義で実施している。事前に調査内容を熟考の上、調査計画を立て現地調査等を実行した上で事後に調査レポートを作成することにより、15週にわたる授業と同等以上の十分な教育効果をあげている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |

| |
|---|
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-5-1</p> <p>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (29 国際高等教育院) 履修指導の実施状況 根拠資料6-5-1-1 (29 国際高等教育院) 平成31年度京都大学入学案内 29頁 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料（非該当） |
| <p>分析項目6-5-2</p> <p>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (29 国際高等教育院) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料（非該当） |
| <p>分析項目6-5-3</p> <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (29 国際高等教育院) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） (再掲) 根拠資料6-5-3-2-1 インターンシップ実施要領 (再掲) 根拠資料6-5-3-2-2 平成30年度インターンシップ実施状況 |
| <p>分析項目6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (29 国際高等教育院) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）根拠資料6-3-1-5 (29 国際高等教育院) 平成31年度シラバス_1-1 （再掲）根拠資料6-3-1-5 (29 国際高等教育院) 平成31年度シラバス_2-2 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-4-1 学生サポーター支援 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料（非該当） ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-5-4-6-1 平成30年度学習サポートデスク活動報告（抜粋） |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-5-A</p> | <p>国際高等教育院では、ほとんどの1回生が履修する「英語」の授業で一定期間に出席登録システムでの出席が確認できなかった者について、学生指導に係る資料として所属学部へ情報を提供している。必修性の高い科目を連続して欠席している学生の支援を目的として、国際高等教育院ではほとんどの1回生が履修する「英語」の授業への出席を教室に設置している端末で登録する出席登録システムの利用を義務付けている。これで一定期間の出席を確認できなかった学生について、所属学部へ情報を提供し、対応を求めている</p> <p>根拠資料6-5-A-1 (29 国際高等教育院) 英語欠席者情報及びリスニング授業外学習進捗状況について（抄）</p> <p>また、平成30年度後期からは、初修外国語のうちドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語の再履修クラスにおいても同様の取り組みを行っている。</p> <p>根拠資料6-5-A-2 (29 国際高等教育院) 後期初修外国語初級クラス初回授業・ガイダンス等の欠席者等について（抄）</p> |
| <p>6-5-B</p> | <p>Kyoto iUPのプレ予備教育では、0から日本語学習をスタートした場合でも、一定のフォローの仕組みと併用しつつ、予備教育の開始までの期間に効果的な日本語教育を実施している。Kyoto iUPの予備教育では、学部入学への接続がスムーズに行えるよう、日本語については、期間末で日本語能力試験のN2からN3レベルを目指し、各学生のレベルに応じ日本語科目を開設した。併せて理系学部志望の学生には、日本の高校レベルの数学、物理、化学の科目を設定し、文系学部志望の学生には、政治・経済を中心とした現代社会に関する新たな科目を設定した。</p> <p>根拠資料6-5-B-1 (29 国際高等教育院) (プレ予備教育)「日本語全体像と認定試験基準」</p> <p>根拠資料6-5-B-2 (29 国際高等教育院) (予備教育)「予備教育時間割」</p> |
| <p>6-5-C</p> | <p>国際高等教育院では国内外の日本語の初級学習者を対象とした日本語学習システム「さみどり」(http://www.samidori.k.kyoto-u.ac.jp/)を公開している。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>また、日本語スタディールームを開設し、全学共通科目「日本語」及び課外の日本語学習支援講座での日本語学習がより効果的に進むよう、自学自習を促進している。</p> <p>根拠資料6-5-C-1 (29 国際高等教育院) 附属日本語・日本文化教育センター運営委員会 (平成30年度 第6回) 議事1. 平成30年度 附属日本語・日本文化教育センター事業に関する成果報告</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| <p>基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</p> | |
|--|---|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目6-6-1</p> <p>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 根拠資料6-6-1-1 (29 国際高等教育院) 国際高等教育院における成績評価の方法に関するガイドライン (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (29 国際高等教育院) 平成31年度全学共通科目履修の手引き ※P.80 成績について 根拠資料6-6-1-2 (29 国際高等教育院) 成績評価とGPA制度 |
| <p>分析項目6-6-2</p> <p>成績評価基準を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (29 国際高等教育院) 平成31年度全学共通科目履修の手引き ※P.80 成績について |
| <p>分析項目6-6-3</p> <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 根拠資料6-6-3-1 (29 国際高等教育院) 令和元年5月15日開催企画評価専門委員会(第2回)議事要旨 ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 根拠資料6-6-3-1 (29 国際高等教育院) 令和元年5月15日開催企画評価専門委員会(第2回)議事要旨 ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料(非該当) |

| | |
|---|---|
| <p>分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 (再掲) 根拠資料 6-3-1-1 (29 国際高等教育院) 平成 31 年度全学共通科目履修の手引き ※P. 80 成績について 根拠資料 6-6-4-1 (29 国際高等教育院) 全学共通科目の試験及び成績についての申合せ ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 根拠資料 6-6-4-2 (29 国際高等教育院) 平成 30 年度異議申立状況 ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) (再掲) 根拠資料 6-6-4-3-1 京都大学における法人文書の管理に関する規程 ※別表 小分類 5313 |
|---|---|

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

| | |
|--------------|--|
| 分析項目 6-6-1 | 成績評価基準における評語に対する達成度の説明については、全学の方針の検討を踏まえて記載する予定である。 |
| 分析項目 6-6-3-1 | 成績評価の分布表については、当教育院内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 |
| 分析項目 6-6-3-2 | GPA 分布表については、成績評価分布表確認時 (根拠資料 6-6-3-1 (29 国際高等教育院) 令和元 5 月 15 日開催企画評価専門委員会会議事要旨参照) に併せて確認している。 なお、GPA 分布表は、当教育院内での検討資料として作成しているものであり、学生や学外への公表を意図して作成しているものではないため、訪問調査にて提示予定。 |

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・

改善を要する事項

・

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|---|
| <p>分析項目 6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件 (以下「卒業 (修了) 」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業 (修了) 判定の手順が確認できる |

| | |
|---|--|
| 要件」という。)を組織的に策定していること | 資料 |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 |
| <p>分析項目6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-7-1</p> | <p>国際高等教育院が担う教養・共通教育又は大学院共通・横断教育で取得する単位を含めた卒業又は修了の要件は、当該学部又は研究科において組織的に定めている(各学部・研究科の領域6に係る自己評価書分析項目6-7-1を参照願いたい)。</p> |
| <p>分析項目6-7-2</p> | <p>学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準については、当該大学院において組織的に策定している(各研究科の領域6に係る自己評価書分析項目6-7-2を参照願いたい)。</p> |
| <p>分析項目6-7-3</p> | <p>国際高等教育院が担う教養・共通教育又は大学院共通・横断教育で取得する単位を含めた卒業(修了)要件の周知は、当該学部又は研究科において行われている(各学部・研究科の領域6に係る自己評価書分析項目6-7-3を参照願いたい)。併せて学部については卒業に必要な教養・共通教育の単位数を「全学共通科目履修の手引き」に掲載する形で学生に周知している。</p> |

| | |
|---|--|
| 分析項目 6-7-4 | 国際高等教育院が担う教養・共通教育又は大学院共通・横断教育で取得した単位を含めた卒業又は修了の認定は、当該学部又は研究科において組織的に行われている（各学部・研究科の領域6に係る自己評価書分析項目6-7-4を参照願いたい）。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 |
| 分析項目 6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） |
| 分析項目 6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |

| | |
|---|---|
| <p>針に則した学習成果が得られていること</p> | |
| <p>分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） |
| <p>分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）</p> | |
| <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> | |
| <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> | |
| <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> | |
| <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：グローバル生存学リーディング大学院

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院履修要項 ※ P2、7 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 (再掲) 根拠資料6-1-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院履修要項 ※P2、5、6 |

| | |
|--|--|
| <p>分析項目 6-2-2</p> <p>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること</p> | <p>・公表された教育課程方針及び学位授与方針</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-1-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院履修要項</p> <p>※P2、5~7</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

| <p>基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</p> | |
|---|---|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目 6-3-1</p> <p>教育課程の編成が、体系的を有していること</p> | <p>・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-1-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院履修要項※P10 カリキュラム・マップ</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-1-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院履修要項※P6 履修の流れ</p> <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)</p> <p>根拠資料 6-3-1-3 (30 グローバル生存学リーディング大学院) シラバス</p> |
| <p>分析項目 6-3-2</p> <p>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <p>・分野別第三者評価の結果</p> <p>・シラバス</p> |

京都大学 領域6 (30 グローバル生存学リーディング大学院)

| | |
|--|---|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-3-1-3 (30 グローバル生存学リーディング大学院) シラバス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <p>根拠資料6-3-3-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) 3年次編入生の科目読替 カリキュラム委員会決定事項</p> |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) <p>根拠資料6-3-4-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) 博士課程教育リーディングプログラム(複合領域型・オンリーワン型)実施要項 ※第4</p> <p>根拠資料6-3-4-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院 指導教員に関する申合せ</p> <p>根拠資料6-3-4-3 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院平成31年度履修要項※P21 複数指導教員制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 <p>根拠資料6-3-4-4 (グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院 平成30年度国際学術交流実施一覧</p> <p>(再掲) 根拠資料6-1-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院履修要項 ※P9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 <p>非該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 <p>非該当</p> |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ |

| | | |
|---|---|---|
| 教育課程連携協議会を運用していること | | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| 【特記事項】 | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | |
| 分析項目6-3-2 | (授業科目の内容)カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。 | |
| 分析項目6-3-4 | (研究指導計画書)1年次末の資格審査(予備進学審査)及びQE申請時の提出書類等に含まれる研究計画を基に、個別に相談の上、研究指導計画を立て学生に明示している。 | |
| 分析項目6-3-4 | (研究指導報告書)研究指導報告書については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。 | |
| 分析項目6-3-4 | 学生は各研究科に所属しており、研究倫理に関する指導は所属研究科で行われている。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | | |
| 優れた成果が確認できる取組 | | |
| . | | |
| 改善を要する事項 | | |
| . | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 【参画部局に準ずる】 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 【参画部局に準ずる】 ・シラバス 【参画部局に準ずる】 |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示 | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 【参画部局に準ずる】 |

京都大学 領域6 (30 グローバル生存学リーディング大学院)

| | |
|--|---|
| <p>されていること</p> | <p>根拠資料6-4-3 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院 平成31年度 履修要項抜粋※P25~63 シラバス</p> |
| <p>分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目 (別紙様式6-4-4) ・シラバス |
| <p>分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 |
| <p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |

| | |
|---|--|
| 分析項目 6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 | |
| 分析項目 6-4-1 | 各科目は参画部局において提供されており、参画部局の学年歴、年間スケジュールに沿って提供されている。 |
| 分析項目 6-4-2 | 各科目は参画部局において提供されており、参画部局の学年歴、年間スケジュールに沿って提供されている。 |
| 分析項目 6-4-3 | 学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となる事項のシラバスへの記入は参画部局において実施されている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 活動取組 6-4-A | <ul style="list-style-type: none"> ・実習系プログラム等の英語による実施 根拠資料 6-4-A-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院 平成31年度履修要項 (英語) ・eポートフォリオシステム導入 根拠資料 6-4-A-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) GSSFolio |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 <ul style="list-style-type: none"> ・すべて英語で実施 講義科目に加えて5つの実習系プログラム(フィールド実習、インターンシップ研修、国際学術交流、産学連携プロジェクト、国際共同プロジェクト)を必修として、授業、演習などのプログラム、学生が行う事務的な書類の処理、また、博士論文研究基礎力審査(QE)や博士論文学位最終審査はもちろん、実習系プログラムの発表会などもすべて英語でおこなった。こうした国際性の高さが留学生の人気を呼び、全履修学生92名に対して21ヶ国39名(42%)の留学生を受け入れた。また、女子学生は48名(52%)でジェンダーバランスも良く、これらの数値は当初の想定(いずれも20%)を上回っている。実習系科目の履修にあたっては広く海外にも活動の場を求めて学生のグローバルな視点の涵養に寄与した。海外滞在先の国数は35ヶ国に上る。 ・eポートフォリオシステム導入 GSSプログラム履修者が自己の学びを記録し、かえりみ、共有するためのeポートフォリオシステム(GSSフォリオ)を構築し運用した。具体的にはGSSフォリオで種々の学びの記録を格納し、それらは指導教員、副指導教員、メンター教員で共有され、インターンシップやフィールド実習を海外で研修中の学生も、海外出張中の指導教員らもこのシステムにアクセスして情報を交換することが可能となった。 | |
| 改善を要する事項 ・ | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-5-1</p> <p>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 別紙様式6-5-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) 履修指導の実施状況 (再掲) 根拠資料6-3-4-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院 指導教員に関する申合せ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 非該当 |
| <p>分析項目6-5-2</p> <p>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 別紙様式6-5-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) 学習相談の実施状況 (再掲) 根拠資料6-3-4-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院 指導教員に関する申合せ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 非該当 |
| <p>分析項目6-5-3</p> <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 別紙様式6-5-3 (30 グローバル生存学リーディング大学院) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 根拠資料6-5-3-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院 平成30年度インターンシップ研修等実施一覧 根拠資料6-5-3-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) インターンシップ実施概要 |
| <p>分析項目6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (30 グローバル生存学リーディング大学院) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 |

| | |
|--|---|
| | <p>根拠資料6-5-4-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院 平成31年度履修要項 (英語)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-5-4</p> | <p>学生は各研究科に所属しており、障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制は研究科等において整備されている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ | |
| <p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ | |

| <p>基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</p> | |
|--|--|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目6-6-1</p> <p>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> |
| <p>分析項目6-6-2</p> <p>成績評価基準を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 |

| | |
|--|--|
| <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> |
| <p>分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-1</p> | <p>各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。</p> |
| <p>分析項目6-6-2</p> | <p>各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。</p> |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <p>各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。</p> |
| <p>分析項目6-6-4</p> | <p>各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |

改善を要する事項

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| <p>分析項目6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 根拠資料6-7-1-1-1 京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程 ※第4条 根拠資料6-7-1-1-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院学位審査基準に関する申し合わせ ※第2条～第4条 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 根拠資料6-7-1-2-1 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項 ※第8、第14 根拠資料6-7-1-2-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院学位審査委員会内規 ※第1条～第7条 根拠資料6-7-1-2-3 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院学位審査委員会審査に関する申し合わせ ※第1条～第6条 根拠資料6-7-1-2-4 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院（GS）学位授与付記型フロー |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）根拠資料6-7-1-1-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院学位審査基準に関する申し合わせ ※第2条～第4条 （再掲）根拠資料6-7-1-2-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院学位審査委員会内規 ※第1条～第7条 （再掲）根拠資料6-7-1-2-3 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院学位審査委員会審査に関する申し合わせ ※第1条～第6条 （再掲）根拠資料6-7-1-2-4 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学 |

| | |
|---|---|
| | <p>院（GSS）学位授与付記型フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-7-1-2-1 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項 ※第8、第14 （再掲）根拠資料6-7-1-2-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院学位審査委員会内規 ※第1条～第7条 （再掲）根拠資料6-7-1-2-3 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院学位審査委員会審査に関する申し合わせ ※第1条～第6条 （再掲）根拠資料6-7-1-2-4 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院（GSS）学位授与付記型フロー |
| <p>分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-3-1 (グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院平成31年度履修要項（抜粋） ※P10～11 最終審査 根拠資料6-7-3-2 (グローバル生存学リーディング大学院) 平成30年度グローバル生存学リーディング大学院修了審査（最終審査）実施要領 根拠資料6-7-3-3 (グローバル生存学リーディング大学院) 平成30年度グローバル生存学リーディング大学院修了審査（最終審査）実施アナウンスメール |
| <p>分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-4-1 (グローバル生存学リーディング大学院) 学位審査委員会、教授会会議議事録（抄） 根拠資料6-7-4-2 (グローバル生存学リーディング大学院) 大学院横断教育プログラム運営委員会（第4回）議事要旨（抄） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-7-1-1-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院学位審査基準に関する申し合わせ ※第2条～第4条 （再掲）根拠資料6-7-1-2-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院学位審査委員会内規 ※第1条～第7条 |

| | |
|--|---|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-2-3 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院学位審査委員会審査に関する申し合わせ ※第1条~第6条</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-2-4 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院(GSS) 学位授与付記型フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-2-3 (30 グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院学位審査委員会審査に関する申し合わせ ※第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査及び試験に合格した学生の学位論文 <p>根拠資料6-7-4-3 (グローバル生存学リーディング大学院) 学位審査委員会、教授会会議資料</p> |
| <p>分析項目6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-7-A</p> | <p>学位審査体制に関する学全的な質保証について、博士課程教育リーディングプログラムの学位授与手続きを一元化した標準フローを構築するとともに、それを実質的に機能させるようプログラム履修者の学修状況を研究科・プログラム間で時間差なく的確に把握・管理するシステムとしてSTEP(Student Educational Profile)を平成28年度から導入し、年度毎に行うプログラムに係る研究指導認定及びプログラム修了認定において運用している。(根拠資料6-7-A STEP (学生カルテ) について)</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

京都大学 領域6 (30 グローバル生存学リーディング大学院)

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|--|
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1 (30 グローバル生存学リーディング大学院) 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 非該当 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院 平成29年度実施状況調査 (2-1 教育活動等の状況、2-2 特筆すべき成果、平成25~29年度修了者の状況) |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 別紙様式6-8-2 (30 グローバル生存学リーディング大学院) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 非該当 |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1 (グローバル生存学リーディング大学院) グローバル生存学リーディング大学院 修了者アンケート調査 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様） |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |

| | |
|---|---|
| 習成果が得られていること | |
| 【特記事項】 | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-8-1、2 | 本プログラムは、平成24年4月に新設したことから学年進行のため、別紙様式6-8-1及び6-8-2について平成26年度の標準修業年限、就職及び進学の状態については、記載していない。 |
| 分析項目6-8-2 | 本プログラムは学校基本調査の対象でないため「該当する」資料がない。 |
| 分析項目6-8-3 | 平成27年度に最初の修了者が出て4年目であり実施していない。 |
| 分析項目6-8-5 | 平成27年度に最初の修了者が出て4年目であり実施していない。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 平成31年度履修要領 ※P2、7 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 (再掲) 根拠資料6-1-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 平成31年度履修要領 ※P2 根拠資料6-2-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) カリキュラム概要 |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

| | |
|--|---|
| <p>分析項目 6-2-2</p> <p>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること</p> | <p>・公表された教育課程方針及び学位授与方針</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-1-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 平成 31 年度履修要領 ※P2、7</p> <p>(再掲) 根拠資料 6-2-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) カリキュラム概要</p> |
| <p>【特記事項】</p> | |
| <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| <p>基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</p> | |
|---|---|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目 6-3-1</p> <p>教育課程の編成が、体系的を有していること</p> | <p>・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)</p> <p>根拠資料 6-3-1-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) プログラムの概念図・カリキュラム</p> <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)</p> <p>根拠資料 6-3-1-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) シラバス</p> |
| <p>分析項目 6-3-2</p> <p>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <p>・分野別第三者評価の結果</p> <p>・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料</p> |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |
| <p>分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 根拠資料6-3-3 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) LIMS プログラムへの博士編入に関する申し合わせ |
| <p>分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 根拠資料6-3-4-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 複合領域型・オンリーワン型実施要項 ※第4 (再掲) 根拠資料6-1-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 平成 31 年度履修要領 ※P7(4) 研究テーマの設定、ポートフォリオ、研究指導 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-3 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 学会参加支援要項 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 非該当 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 非該当 |
| <p>分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

| | |
|---|--|
| 分析項目6-3-2 | ・カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。 |
| 分析項目6-3-4 | (研究指導報告書) 研究指導報告書については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。 |
| 分析項目6-3-4 | (研究指導計画書) プログラム履修開始時に研究科及びプログラム指導教員と面談の上、プログラムにおける研究テーマ及び研究計画を作成し、その後は適宜個別に研究科及びプログラム指導教員が指導している。各年次おわりに学生がポートフォリオを作成することで自己評価を行い、研究科及びプログラム指導教員が確認の上、必要に応じて面談を実施し評価することで組織的に進捗を確認している。 |
| 分析項目6-3-4 | 学生は各研究科に所属しており、研究倫理に関する指導は所属研究科で行われている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-3-A | <p>・ポートフォリオを利用した6指標による評価</p> <p>根拠資料6-3-4-10 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) ポートフォリオ様式</p> <p>根拠資料6-3-4-11 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) ポートフォリオ6指標の評価</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・本プログラムにおける学修により育成された俯瞰力や独創力等の汎用力について、履修生自身は半期ごとに自己達成度評価(ポートフォリオ)として報告書を作成する。一方、プログラム指導教授・メンター教員・研究科指導教授は、履修生の自己達成度評価に基づき、先見性・直感力・洞察力・独創性・指導力・説得力の6項目について10点満点で評価し、あわせてコメントを作成する。これを履修生にフィードバックすることにより、自己達成度を認識しさらなる成長を促している。評価6項目全体の平均としては、学年を経るに従い、ほぼ全員の評点の上昇が見られ(L1 平均:7.3 ± 0.9→L5 平均:8.5 ± 0.5 / 10点満点)、成長が他者からも確認できる状態であることを示唆する。</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 【参画部局に準ずる】 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週 | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 【参画部局に準ずる】 |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

| | |
|---|--|
| <p>又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバス 【参画部局に準ずる】 |
| <p>分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 【参画部局に準ずる】 （再掲）根拠資料6-3-1-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) シラバス |
| <p>分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス |
| <p>分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 |
| <p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

| | |
|--|--|
| 備され、指導が行われていること | <p>確保するための方法について確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-4-1 | 各科目は参画部局において提供されており、参画部局の学年暦、年間スケジュールに沿って提供されている。 |
| 分析項目6-4-2 | 各科目は参画部局において提供されており、参画部局の学年暦、年間スケジュールに沿って提供されている。 |
| 分析項目6-4-3 | 学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となる事項のシラバスへの記入は参画部局において実施されている。 |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |
| <p>基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること</p> | |
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-5-1</p> <p>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 <p>別紙様式6-5-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 履修指導の実施状況</p> <p>非該当</p> |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

| | |
|---|--|
| <p>分析項目 6-5-2</p> <p>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談の実施状況（別紙様式 6-5-2） 別紙様式 6-5-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 非該当 |
| <p>分析項目 6-5-3</p> <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6-5-3） 別紙様式 6-5-3 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 根拠資料 6-5-3-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 2018 キャリア形成セミナー案内 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 根拠資料 6-5-3-4 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) インターンシップ実施の手引き（履修生向け） 根拠資料 6-5-3-5 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) インターンシップ実施手順（2016.2） 根拠資料 6-5-3-6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) H30 インターンシップ実施状況一覧 根拠資料 6-5-3-7 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) インターンシップシラバス |
| <p>分析項目 6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6-5-4） 別紙様式 6-5-4 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 根拠資料 6-5-4-6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) H31 履修要領（英文）作成版 |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-5-4 | 学生は各研究科に所属しており、障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制は研究科等において整備されている。 |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|--|
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準 【配当科目の提供部局に準ずる】 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 【配当科目の提供部局に準ずる】 |
| 分析項目6-6-3 | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

| | |
|--|--|
| <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> |
| <p>分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) <p>【配当科目の提供部局に準ずる】</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-6-1</p> | <p>各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。</p> |
| <p>分析項目6-6-2</p> | <p>各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。</p> |
| <p>分析項目6-6-3</p> | <p>各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。</p> |
| <p>分析項目6-6-4</p> | <p>各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

改善を要する事項

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| <p>分析項目6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業又は修了の要件を定めた規定 根拠資料6-7-1-1-1 京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程 ※第4条 根拠資料6-7-1-1-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 修了審査に関する申し合わせ ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 根拠資料6-7-1-2-1 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項 根拠資料6-7-1-2-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 修了審査委員会内規 根拠資料6-7-1-2-3 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) LIMS 修了審査フロー |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）根拠資料6-7-1-1-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 修了審査に関する申し合わせ 根拠資料6-7-2-1-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 修了審査実施要領 （再掲）根拠資料6-7-1-2-3 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) LIMS 修了審査フロー ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-7-1-2-1 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項 ※第8、第14 （再掲）根拠資料6-7-1-2-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

| | |
|--|--|
| | <p>修了審査委員会内規</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-2-3 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)</p> <p>LIMS 修了審査フロー</p> |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 根拠資料6-7-3-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) ディプロマポリシー 根拠資料6-7-3-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 特別研究シラバス 根拠資料6-7-3-3 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) (LIMS) 修了審査の実施について 根拠資料6-7-3-4 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) (LIMS) 修了審査の周知メール |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 根拠資料6-7-4-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) H30 修了審査委員会議事録(抄) 根拠資料6-7-4-2-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) H3102+ プログラム教授会(第72回)議事録(抄) 根拠資料6-7-4-2-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 大学院横断教育プログラム運営委員会(第4回)議事要旨(抄) 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 (再掲) 根拠資料6-7-1-1-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 修了審査に関する申し合わせ(再掲) 根拠資料6-7-2-1-2 (31LIMS) 修了審査実施要領 (再掲) 根拠資料6-7-1-2-3 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) LIMS 修了審査フロー ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

| | |
|---|--|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-2-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)</p> <p>修了審査委員会内規 ※第3条</p> <p>・審査及び試験に合格した学生の学位論文</p> <p>根拠資料6-7-4-3 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) H30 修了者学位論文(要旨)</p> |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-7-A | 学位審査体制に関する全学的な質保証について、博士課程教育リーディングプログラムの学位授与手続きを一元化した標準フローを構築するとともに、それを実質的に機能させるようプログラム履修者の学修状況を研究科・プログラム間で時間差なく的確に把握・管理するシステムとしてSTEP(Student Educational Profile)を平成28年度から導入し、年度毎に行うプログラムに係る研究指導認定及びプログラム修了認定において運用している。(根拠資料6-7-A STEP(学生カルテ)について) |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| ・ | |
| 改善を要する事項 | |
| ・ | |

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|-----------|--|
| 分析項目6-8-1 | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

| | |
|---|--|
| <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <p>別紙様式6-8-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 非該当 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) H30 論文採択・受賞状況 |
| <p>分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 別紙様式6-8-2 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） |
| <p>分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院) H30 修了時アンケート概要及び結果 |
| <p>分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） |
| <p>分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |

京都大学 領域6 (31 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院)

| | |
|---|---|
| 分析項目6-8-1、2 | 本プログラムは、平成26年4月に新設したことから学年進行のため、別紙様式6-8-1及び6-8-2について平成28年度以前の標準修業年限、就職及び進学の状況については、記載していない。 |
| 分析項目6-8-2 | 本プログラムは学校基本調査の対象でないため「該当する」資料がない。 |
| 分析項目6-8-2 | 本プログラムの修了者は平成29年度1名、平成30年度7名であり、修了後最長でも2年しか経過しておらず、卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料に関する根拠資料を提示できるような事例がない。 |
| 分析項目6-8-4 | 本プログラムの修了者は平成29年度が最初であり、修了後最長で2年のため、学習成果の意見聴取ができる一定期間の就業経験等を経た修了者はいない。 |
| 分析項目6-8-5 | 本プログラムの修了者は平成29年度が最初であり、修了後最長で2年のため、まだ就職先への調査は行っていない。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u> | |
| | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：デザイン学リーディング大学院

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1 (32 デザイン学リーディング大学院) デザイン学リーディング大学院 2019 年度履修要項 ※P1、3 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 (再掲) 根拠資料6-1-1 (32 デザイン学リーディング大学院) デザイン学リーディング大学院 2019 年度履修要項 ※P1、3 |

| | |
|--|---|
| <p>分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること</p> | <p>・公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 根拠資料 6-1-1 (32 デザイン学リーディング大学院) デザイン学リーディング大学院 2019 年度履修要項 ※ P1、3</p> |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・</p> | |

| <p>基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</p> | |
|---|---|
| <p>分析項目</p> | <p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p> |
| <p>分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること</p> | <p>・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料 6-3-1-1 (32 デザイン学リーディング大学院) カリキュラム・マップ等 ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料 6-3-1-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 平成 31 年度シラバス</p> |
| <p>分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <p>・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス (再掲) 根拠資料 6-3-1-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 平成 31 年度シラバス ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料</p> |

| | |
|---|---|
| | 根拠資料6-3-2-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 教授会資料 |
| 分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 根拠資料6-3-3 (32 デザイン学リーディング大学院) デザイン学リーディング大学院学位課程への博士編入履修者に係る既修得科目・単位等の認定について |
| 分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 根拠資料6-3-4-1 (32 デザイン学リーディング大学院) 博士課程教育リーディングプログラム（複合領域型・オンラインワン型）実施要項 ※第4 (再掲) 根拠資料6-1-1 (32 デザイン学リーディング大学院) デザイン学リーディング大学院 2019 年度履修要項 ※P10 (6. 指導教員) ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 根拠資料6-3-4-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 京都大学博士課程教育リーディングプログラム実施要項に関する申合せ ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 非該当 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 非該当 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 非該当 |
| 分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-3-4 | 研究指導計画については、履修者募集時の出願書類及びQE申請時の提出書類等に含まれる研究計画を基に、個別に相談の上、研究指導計画を立て学生に明示している。 |
| 分析項目6-3-4 | 研究指導報告書については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。 |

| | |
|---|---|
| 分析項目 6-3-4 | 学生は各研究科に所属しており、研究倫理に関する指導は所属研究科で行われている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|--|
| 分析項目 6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 【参画部局に準ずる】 |
| 分析項目 6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 【参画部局に準ずる】 <ul style="list-style-type: none"> ・シラバス 【参画部局に準ずる】 |
| 分析項目 6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 (再掲) 根拠資料 6-1-1 (32 デザイン学リーディング大学院) デザイン学リーディング大学院 2019 年度履修要項 ※ P8 |
| 分析項目 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式 6-4-4) ・シラバス |
| 分析項目 6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |

| | |
|--|---|
| 適切に設けていること | |
| 分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 |
| 分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| 分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-1 | 各科目は参画部局において提供されており、参画部局の学年歴、年間スケジュールに沿って提供されている。 |
| 分析項目6-4-2 | 各科目は参画部局において提供されており、参画部局の学年歴、年間スケジュールに沿って提供されている。 |
| 分析項目6-4-3 | 学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となる事項のシラバスへの記入は参画部局において実施されている。 |

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|--|--|
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|--|
| <p>分析項目6-5-1</p> <p>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況 (別紙様式6-5-1) 別紙様式6-5-1 (32 デザイン学リーディング大学院) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 非該当 |
| <p>分析項目6-5-2</p> <p>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2) 別紙様式6-5-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 非該当 |
| <p>分析項目6-5-3</p> <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 (別紙様式6-5-3) 別紙様式6-5-3 (32 デザイン学リーディング大学院) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料 (実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等) 根拠資料6-5-3-1 (32 デザイン学リーディング大学院) 2018(平成30)年度後期OI実習・FI実習・RI実習一覧 根拠資料6-5-3-2 (32 デザイン学リーディング大学院) シラバス (フィールドインターンシップ、リサーチインターンシップ、オープンイノベーション実習) |

| | |
|--|--|
| <p>分析項目6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 別紙様式6-5-4 (32 デザイン学リーディング大学院) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 非該当 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 根拠資料6-5-4-1 (32 デザイン学リーディング大学院) デザイン学配当科目シラバス (英文) ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-5-4</p> | <p>学生は各研究科に所属しており、障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制は研究科等において整備されている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p> | |
| <p>活動取組6-5-A</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・産学（官公民）リーディングプロジェクトへの参加 <p>学生が、Qualifying Examination (QE) 合格後に、社会的課題に挑戦する産学（官公民）リーディングプロジェクトに参加し、複数アドバイザー制度の下で、高度な専門性と俯瞰力を要求する協働を通じて学位論文をまとめることとしている。これは修了の要件となっている。（再掲）根拠資料6-3-1-1 (32 デザイン学リーディング大学院) カリキュラム・マップ等</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>（産学（官公民）リーディングプロジェクトへの参加）</p> <p>・学生が、Qualifying Examination (QE) 合格後に、社会的課題に挑戦する産学（官公民）リーディングプロジェクトに参加し、複数アドバイザー制度の下で、高度な専門性と俯瞰力を要求する協働を通じて学位論文をまとめることとしており、これは修了の要件となっている。これらの取組の結果、独自に定めたデザインイノベータインデックスの評価によると学年進行に従い、エンゲージメントとパーソナリティに関して履修者の自己評価が上昇していることが確認された。さらに、デザインイノベータインデックスは、プログラム担当者が協働して「グローバルレベルのデザイン学」の開拓を更に強力に推進するとともに、自己評価中心の「デザインイノベータインデックス」を改良して「プログラムの趣旨に沿った学生の成長」を客観的に計測する評価インデックスを開発し、リーダー育成のビジョンを学生及び社会に対して力強くアピールすることを目的として、「デザインイノベータインデックス」は学生の気概・知識・行動の変化を追跡する指標として活用する一方で、教員による学生の質保証を目的とするルーブリック評価を新たに導</p> | |

入し、本プログラムにおけるリーダー育成のビジョンを学生及び社会に対して発信する。

改善を要する事項

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|---|
| <p>分析項目6-6-1</p> <p>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準 【配当科目の提供部局に準ずる】 |
| <p>分析項目6-6-2</p> <p>成績評価基準を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 【配当科目の提供部局に準ずる】 |
| <p>分析項目6-6-3</p> <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の分布表 【配当科目の提供部局に準ずる】 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 【配当科目の提供部局に準ずる】 ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 【配当科目の提供部局に準ずる】 ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 【配当科目の提供部局に準ずる】 |
| <p>分析項目6-6-4</p> <p>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 【配当科目の提供部局に準ずる】 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 【配当科目の提供部局に準ずる】 ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) 【配当科目の提供部局に準ずる】 |

| | |
|---|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-6-1 | 各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。 |
| 分析項目6-6-2 | 各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。 |
| 分析項目6-6-3 | 各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。 |
| 分析項目6-6-4 | 各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 根拠資料6-7-1-1 京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程 ※第4条 根拠資料6-7-1-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了要件及び修了審査基準に関する申合せ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 根拠資料6-7-1-3 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項 ※第8、第14 (再掲) 根拠資料6-7-1-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了要件及び修了審査基準に関する申合せ 根拠資料6-7-1-4 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了審査(最終審査)実施要領 |

| | |
|---|--|
| | <p>根拠資料6-7-1-5 (32 デザイン学リーディング大学院) 学位授与付記型フロー</p> <p>根拠資料6-7-1-6 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了審査に関する申し合わせ</p> |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-7-1-3 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項 ※第8、第14 （再掲）根拠資料6-7-1-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了要件及び修了審査基準に関する申し合わせ 根拠資料6-7-2 (32 デザイン学リーディング大学院) デザイン学リーディング大学院 博士（総合学術）学位認定基準 （再掲）根拠資料6-7-1-4 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了審査（最終審査）実施要領 （再掲）根拠資料6-7-1-6 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了審査に関する申し合わせ ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-7-1-3 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項 ※第8、第14 （再掲）根拠資料6-7-1-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了要件及び修了審査基準に関する申し合わせ （再掲）根拠資料6-7-1-4 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了審査（最終審査）実施要領 （再掲）根拠資料6-7-1-5 (32 デザイン学リーディング大学院) 学位授与付記型フロー （再掲）根拠資料6-7-1-6 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了審査に関する申し合わせ |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-1-1 (32 デザイン学リーディング大学院) デザイン学リーディング大学院 2019 年度履修要項 ※P9 |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料6-7-4-1 (32 デザイン学リーディング大学院) 教育委員会審議資料（抄録） 根拠資料6-7-4-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 大学院横断教育プログラム運営委員会（第4回）議事要旨（抄） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）根拠資料6-7-1-3 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項 ※第8、第14 （再掲）根拠資料6-7-1-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了要件及び修了審査基準に関する申し合わせ |

| | |
|--|---|
| | <p>(再掲) 根拠資料6-7-2 (32 デザイン学リーディング大学院) デザイン学リーディング大学院 博士 (総合学術) 学位認定基準</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-4 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了審査 (最終審査) 実施要領</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-5 (32 デザイン学リーディング大学院) 学位授与付記型フロー</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-6 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了審査に関する申し合わせ</p> <p>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-4 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了審査 (最終審査) 実施要領</p> <p>(再掲) 根拠資料6-7-1-6 (32 デザイン学リーディング大学院) 修了審査に関する申し合わせ ※第4条</p> <p>・審査及び試験に合格した学生の学位論文</p> <p>根拠資料6-7-4-3 (32 デザイン学リーディング大学院) 合格した学生の審査結果報告書・履修成果報告書</p> |
| <p>分析項目6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-7-A</p> | <p>学位審査体制に関する全学的な質保証について、博士課程教育リーディングプログラムの学位授与手続きを一元化した標準フローを構築するとともに、それを実質的に機能させるようプログラム履修者の学修状況を研究科・プログラム間で時間差なく的確に把握・管理するシステムとしてSTEP(Student Educational Profile)を平成28年度から導入し、年度毎に行うプログラムに係る研究指導認定及びプログラム修了認定において運用している。(根拠資料6-7-A STEP (学生カルテ) について)</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1 (32 デザイン学リーディング大学院) 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） （再掲）別紙様式6-8-1 (32 デザイン学リーディング大学院) 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分） 資格の取得者数が確認できる資料 非該当 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1 (32 デザイン学リーディング大学院) 受賞状況等確認資料 |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 別紙様式6-8-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） （再掲）根拠資料6-8-1 (32 デザイン学リーディング大学院) 受賞状況等確認資料 |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (32 デザイン学リーディング大学院) デザインインベータインデックス等 (H27 活動報告書抜粋) 根拠資料6-8-3-2 (32 デザイン学リーディング大学院) 事後評価スライド final 修正済み (公開版) ※P12、13 |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4 (32 デザイン学リーディング大学院) (K02 京都大学) 修了者アンケート調査※P15 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様） |

| | |
|--|--|
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-8-1、2</p> | <p>本プログラムは、平成25年4月に新設したことから学年進行のため、別紙様式6-8-1及び6-8-2について平成28年度以前の標準修業年限、就職及び進学の状況については、記載していない。</p> |
| <p>分析項目6-8-2</p> | <p>本プログラムは学校基本調査の対象でないため「該当する」資料がない。</p> |
| <p>分析項目6-8-5</p> | <p>本プログラムの修了者は平成29年度が最初であり、修了後最長で2年のため、まだ就職先への調査は行っていない。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>.</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>.</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・ 公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) ディプロマ・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の | ・ 公表された教育課程方針 根拠資料6-2-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) カリキュラム・ポリシー |

京都大学 領域6 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院)

| | |
|---|--|
| 評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | |
| 分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 根拠資料 6-1-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) ディプロマ・ポリシー (再掲) 根拠資料 6-2-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) カリキュラム・ポリシー |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 | |
| | |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

| 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料 (カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等) 根拠資料 6-3-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) カリキュラムマップ 授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) 根拠資料 6-3-1-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) シラバス |
| 分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> 分野別第三者評価の結果 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 |

京都大学 領域6 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院)

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバス (再掲) 根拠資料6-3-1-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) シラバス ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 |
| 分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 【主部局に準じる】 |
| 分析項目6-3-4 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) 根拠資料6-3-4-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 博士課程教育リーディングプログラム(複合領域型・オンリーワン型)実施要項 ※第4 根拠資料6-3-4-6 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 研究指導体制 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 非該当 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 非該当 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 非該当 |
| 分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-3-2 | カリキュラム編成において、各科目がカリキュラム上の位置付け及び授与する学位に相応しい水準であることを確認のうえ決定している。 |
| 分析項目6-3-3 | 各科目は主部局から提供されており、主部局において他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている。 |
| 分析項目6-3-4 | 研究指導報告書については、個人情報を含む資料のため訪問調査にて提示予定。 |
| 分析項目6-3-4 | (研究指導計画書) |

京都大学 領域6 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院)

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム指導教員、研究科指導教員、プログラム履修生が一堂に会して月次でおこなう「履修生面談」において、上記3ポリシーを周知徹底している。この履修生面談で研究の進捗状況を共有するとともに、適宜個別に指導教員が指導している。 ・プログラム履修生には、プログラムが年に2回主催する The International Symposium on Primatology and Wildlife Science で英語での発表を義務付けている。このシンポジウムでの発表をもとに組織的に進捗を確認し、その後の指導計画を明示している。 |
| 分析項目6-3-4 | 学生は各研究科に所属しており、研究倫理に関する指導は所属研究科で行われている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|--|
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) <p>【参画部局に準ずる】</p> |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) <p>【参画部局に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラバス <p>【参画部局に準ずる】</p> |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 <p>【参画部局に準ずる】</p> <p>根拠資料6-4-3 (霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院)カリキュラム・授業日程</p> |

京都大学 領域6 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院)

| | |
|---|---|
| <p>分析項目6-4-4</p> <p>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス |
| <p>分析項目6-4-5</p> <p>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 |
| <p>分析項目6-4-6</p> <p>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 |
| <p>分析項目6-4-7</p> <p>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-8</p> <p>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-9</p> <p>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-10</p> <p>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 |
| <p>分析項目6-4-11</p> <p>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |

京都大学 領域6 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院)

| | |
|---|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-4-1 | 各科目は参画部局において提供されており、参画部局の学年歴、年間スケジュールに沿って提供されている。 |
| 分析項目6-4-2 | 各科目は参画部局において提供されており、参画部局の学年歴、年間スケジュールに沿って提供されている。 |
| 分析項目6-4-3 | 学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となる事項のシラバスへの記入は参画部局において実施されている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| ・ | |
| 改善を要する事項 | |
| ・ | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1) 別紙様式6-5-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 履修指導の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 非該当 |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2) 別紙様式6-5-2 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 学習相談の実施状況 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 非該当 |
| 分析項目6-5-3 | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3) |

京都大学 領域6 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院)

| | |
|--|---|
| <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <p>別紙様式6-5-3 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） ・非該当 |
| <p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） ・別紙様式6-5-4 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・根拠資料6-5-4 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 留学生に対する外国語による情報提供 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-5-4</p> | <p>学生は各研究科に所属しており、障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制は研究科等において整備されている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-5-A</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修生の行動予定の把握により、細やかな指導に活用 ・根拠資料6-5-A (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 履修生行動予定 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |

| |
|---|
| 優れた成果が確認できる取組 |
| ・ 履修生の行動予定を WEB で掲示することにより、指導教員は、履修生の行動を確認し指導できる体制を整えている。 |
| 改善を要する事項 |
| ・ |

| 基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 【配当科目の提供部局に準ずる】 |
| 分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 【配当科目の提供部局に準ずる】 |
| 分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 【配当科目の提供部局に準ずる】 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 【配当科目の提供部局に準ずる】 ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 【配当科目の提供部局に準ずる】 ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 【配当科目の提供部局に準ずる】 |
| 分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 【配当科目の提供部局に準ずる】 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 【配当科目の提供部局に準ずる】 ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) 【配当科目の提供部局に準ずる】 |

京都大学 領域6 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院)

| | |
|---|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-6-1 | 各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。 |
| 分析項目6-6-2 | 各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。 |
| 分析項目6-6-3 | 各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。 |
| 分析項目6-6-4 | 各科目は参画部局において提供されており、各科目の成績評価基準、その周知、成績評価、単位認定、異議申立ては参画部局において実施されている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| ■ 当該基準を満たす | |
| □ 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|--|
| 分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 根拠資料6-7-1-1-1 京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程 ※第4条 (再掲) 根拠資料6-1-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) デイプロマ・ポリシー 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 根拠資料6-7-1-2-1 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項 ※第8条、第14条 根拠資料6-7-1-2-2 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) プログラム修了審査基準 |

京都大学 領域6 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院)

| | |
|---|--|
| | <p>に関する申し合わせ 根拠資料6-7-1-2-3 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 学位授与付記型フロー</p> |
| <p>分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）根拠資料6-7-1-2-2 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) プログラム修了審査基準に関する申し合わせ ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）根拠資料6-7-1-2-1 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項 ※第8条、第14条 （再掲）根拠資料6-7-1-2-2 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) プログラム修了審査基準に関する申し合わせ （再掲）根拠資料6-7-1-2-3 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 学位授与付記型フロー |
| <p>分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）根拠資料6-7-1-2-2 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) プログラム修了審査基準に関する申し合わせ |
| <p>分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 根拠資料6-7-4-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 平成31年2月15日開催霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院協議員会議事録（抄） 根拠資料6-7-4-2 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 大学院横断教育プログラム運営委員会（第4回）議事要旨（抄） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）根拠資料6-7-1-2-2 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) プログラム修了審査基準に関する申し合わせ ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 根拠資料6-7-4-3 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) プログラム修了審査手順※3 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 |

京都大学 領域6 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院)

| | |
|--|---|
| | 根拠資料なし（特記事項①参照） |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-7-4 | <p>霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院プログラムは、付記型プログラムであり、在籍研究科が授与する博士号学位記に「霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院の修了」を付記する。プログラムの修了審査では、The International Symposium on Primatology and Wildlife Science (PWS 年次シンポジウムあるいは中間シンポジウム)において、履修生の総合評価がおこなわれる。総合評価では、ディプロマ・ポリシーの定める3要件の達成度を評価する。総合評価は、HQと称する事業の核となる分担者を中心に、履修者の在籍研究科の指導教員およびPWS指導教員によって構成される「PWS研究指導審査会」がおこなう。在籍最終年度の履修生からのPWSプログラム修了審査願を受けて、当該履修生に対する最後のPWS研究指導審査会を「PWS修了審査委員会」と称する。PWS修了審査委員会はPWSカリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーに定める要件を満たしていることを確認した上で、それらの評価にシンポジウムでの発表内容を加えて最終評価をおこない、プログラム修了の可否を審査する。よって、論文審査はおこなっていない。</p> |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-7-A | <p>学位審査体制に関する全学的な質保証について、博士課程教育リーディングプログラムの学位授与手続きを一元化した標準フローを構築するとともに、それを実質的に機能させるようプログラム履修者の学修状況を研究科・プログラム間で時間差なく的確に把握・管理するシステムとしてSTEP(Student Educational Profile)を平成28年度から導入し、年度毎に行うプログラムに係る研究指導認定及びプログラム修了認定において運用している。(根拠資料6-7-A STEP(学生カルテ)について)</p> |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

京都大学 領域6 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院)

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|---|
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 別紙様式6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 非該当 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 根拠資料6-8-1-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 論文一覧 |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 別紙様式6-8-2 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 根拠資料6-8-2-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) 業績 |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-3-1 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院) プログラム履修の総括 |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（上記と同様） |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |

京都大学 領域6 (33 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院)

| | |
|---|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-8-1、2 | 本プログラムは、平成25年10月に開始し、履修生を受け入れたのは平成26年4月からであることから学年進行のため、別紙様式6-8-1及び6-8-2について平成27年度以前の標準修業年限、就職及び進学状況については、記載していない。 |
| 分析項目6-8-2 | 本プログラムは学校基本調査の対象でないため「該当する」資料がない。 |
| 分析項目6-8-4 | 本プログラムの修了者は平成28年度が最初であり、修了後最長で3年のため、学習成果の意見聴取ができる一定期間の就業経験等を経た修了者はいない。 |
| 分析項目6-8-5 | 本プログラムの修了者は平成28年度が最初であり、修了後最長で3年のため、まだ就職先への調査は行っていない。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| | |
| | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| . | |
| 改善を要する事項 | |
| . | |